

ニテウ

萬壽四年二月内親王と爲り、元元三年十一月一品を授けられた。准三宮となり、長曆元年十二月太子(後冷泉天皇)の宮に入り、寛徳二年正月女御、永承元年七月申宮、治暦四年四月皇太后と爲り、同五年三月御落飾、延久元年七月太皇太后と爲り、承保元年六月院號、長治二年九月十七日崩す。年八十(女院小傳)。

ニテウウチ 二條氏 姓は藤原、五攝家の一、月輪朝白兼實の孫攝政關白道家の三子其實、父の讓を承け、東二條院、法興院を傳領して二條京極に居す。依て氏とす。左近衛大將左大臣を拜り、仁治三年三月關白氏長者となり、隨身兵仗を賜ふ。是より子孫、近衛九條一條兼光と交々攝政關白となる。子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、公爵を授けらる(尊卑分脈、系譜)。

○其實 師忠 兼基 道平 其基 師良 師嗣 兼基 特基 持通 政嗣 尙基 尹房 晴貞 昭貞 康道 光平 綱平 吉忠 宗興 宗基 重良 治季 齊通 齊信 齊敏 基弘 齊信 齊敏 基弘

ニテウクラフギヤウ 二條藏奉行 關白江戶幕府の職名、二條城倉庫の出納を管し、地役の者に扶持米渡し方等の事を掌る。初め京都町奉行の支配、後ら勘定奉行の支配、持高、合力米四十石とす。二條御藏手代、二條御藏番、二條御藏小揚頭、二條御藏小揚之者等あり。二條御藏寛永二年三人を置きたるを始めて、爾來一人二人三人四人等の時ありて、人員一定せず。慶應四年には一人あり(明長傳、東武實錄、同附録)。

ニテウゴテンパン 二條御殿番 關白江

ニテウ

江戶幕府の職名、二條城殿中の守衛を掌る。所司代の支配、役高四百石、役料百石とす。與力十騎、同心三十人、これに屬す。また二條御殿番と稱す。坊主十餘人あり。關白御藏の年代詳かならず、三輪氏これを世襲せり(柳營秘鑑、東武實錄、官中秘傳)。

ニテウサイパン 二條在番 關白江戶幕府の職名、二條城に在番守衛の事を掌る。大番組其在に當り番頭四人、番士五十人を率ゐ、四ヶ月代りに之を勤む。毎年四月江戸より上京して交替す。關白御藏寛永元年四月始めて之を置きしが、文久二年閏八月之を廢し、新に二條定番を置く(ニテウヤウパン)を看す。官制沿革略史、泰平年表、徳川禁令考)。

ニテウジャウ 二條城 關白山城國京都府の南、南は押小路、東は堀河、西は堀河に至る。現今二條宮と稱す。關白御藏長七年徳川家康、築裡の鎮營、及び上洛の時駐在所と爲さんと欲し、始めて工を起し、同八年に略に落成し、同年三月入城す。世に織田氏の創建と傳ふれども誤なり。元利元年家康築法度を此城にて決行し、また足利、豊臣二氏に敵ひ、車駕の臨幸を請はんとし、益々宮殿を修め、華麗を窮め、寛永三年九月後水尾天皇の行幸を請ひて盛事を極め、五年仙洞遺蹟の時、行幸殿及び許多の宮殿を築ちて仙洞に移し、十一年家光三十萬の兵を率ゐ、上洛して此に駐紮し、大に武威を耀したることあり。其後本丸、天守、櫓等皆同様に保れり。後ら二百年を経て將軍家上洛の時再び、此に駐紮し、慶應三年に在りて天政返上の表を呈したり。明治維新の後明治に取め、明治元年正月本政官代となし、二月

ニテウ

ノ間とも三ノ間を過ぎ、上段ノ間(黒書院と稱す)を出で長廊を過ぎ、北第五段に至る。將軍上洛の時、燕居の室に充てたり。上段ノ間(白書院)二ノ間、三ノ間、四ノ間、東南ノ間等あり。即ち幕府全部の大形は、東南より西北に延び、風曲雁行し、飛樓傑閣半空に突兀たり。全部瓦葺白木造にして、材は最も精美を撰み、天井、戸障子の繪畫、欄間の彫刻等、金碧輝耀、人目に爛爛す。林泉、大廣間と黒書院との四間に在り、西は本丸の濠に接す。中に大池あり、廣さ四百八十餘坪、加茂川の水を引き、城内に入り瀑布となり池に注ぐ。池中央島嶼洲崎を築き、橋梁を架す。奇石怪岩、尚骨突兀たり、蒼と樹木無し、作者の意は樹木の榮枯ありて林泉の觀を變するを恐れ、故ら之を造らず。只水石の布置を以て一儂觀を作りたりといふ。近年雜樹を栽植し、面目爲めに一變せり。尙詳しくは京華要記を參看すべし(京華要記)。

ニテウジャウタイ 二條城代 關白江戶幕府の職名、二條城を警衛する事を掌る。定員一人、與力十騎、同心三十人、これに屬す。關白御藏寛永二年渡邊山城守始めてこれに補し、尋て山岡七右衛門代りしが、元禄十二年停廢し、二條城番をして警衛せしむることなれり(東職紀聞、東武實錄、柳營秘鑑)。

ニテウジャウバン 二條城番 關白江戶幕府の職名、二條城々門を守衛警衛する事を掌る。老中の支配、持高、合力米百二十石とす。與力十人、同心三十人、これに屬す。また二條城御門番頭、二條定番とも稱す(二條定番は別に文久年間置く處のものあり、別項に出す。關白御藏寛永二年始めてこれを置き一員たりしが、元禄十二年城代を廢する後二

ニテウ

天徳臨幸ありて、親征の詔を頒ち給ふ。四年三月京都府の所管となり、假に府廳となし、六年二月陸軍省の管轄となり、十七年七月改めて關宮となし、廿六年苑中に在りし桂宮の宮殿を本丸の遺跡に移され現今に至れり。關白御藏本丸、東西八十二間半、西面八十五間半、南面八十四間八分、北面八十二間半、櫓の廣さ十四間、東西二所に櫓を築す。昔は西南隅に天守あり、乾長二方に櫓あり、殿宇其中に突兀たり。皆小堀遠州の企畫に成れり。天主は寛延三年の雷火に、本丸は天明の大災に燬せり。明治二十六年桂宮の建物を其跡に移す(二ノ丸)外廓東大手門内に本丸の東に當り、本丸と櫓を以て相通す。面積九千六百三十三坪餘、櫓らずに築垣を以てす。家康以來上洛の時館會に充てたりしが、今は關宮の正殿となれり。而して本丸二ノ丸以外は即ち外廓にして、昔時組士の小屋米倉等ありしも、今は一切取拂ひて平地となれり(二ノ丸宮殿、東大手門の内)に在り、門を入り少しく西して南向に唐門あり、鎗石門とも云ふ。門内數十間にして御車寄あり、また南に向ふ、階敷を昇れば第一殿あり、城中最大の建築物にして、總坪數三百四十坪餘あり。殿屋南北築にして北向なり。遠侍ノ間、若松ノ間、芙蓉ノ間、殿上ノ間を経て上段ノ間(勅使間とも稱す)二ノ間に至り、相隣次して方形を成し、西南角に遠侍儀禮あり、曲折して兩方を繞る。廣徳の西は式部ノ間、老中ノ間、三間を併せて第二殿とす。東西十四間半、南北十六間、總坪數百八十九坪あり。第一殿に次ぐ大風なり、三ノ間より西第三殿に入る。大廣間、二ノ間、三ノ間、北ノ間、櫓殿ノ間を總稱す。蘇殿ノ間を経て西北第四殿に入る。東西十五間、南北十一間半、階敷中最も莊麗華美を極めたり。御ノ間、二ノ間、三ノ間、若ノ間(四

員となる(東職紀聞、東武實錄、徳川實紀)。

ニテウタカラノタイリ 二條高倉内裏 二條殿(ニテウ)を見よ。

ニテウチヤウバン 二條定番 關白江戶幕府の職名、二條城に在番して警衛の事を掌る。定員二人、役料三千石、與力三十騎、同心百人づゝ、これに屬す。關白御藏初め大番頭より交代して城中に在番せしを廢し、文久二年閏八月改めて本職を置く(ニテウヤウパン)を看す(泰平年表)。

ニテウテツワウアキヤウ 二條鐵砲奉行 關白江戶幕府の職名、二條城に貯藏せる鐵砲の事を掌る。所司代の支配、持高、合力米六十兩とす。同心十人づゝ、これに屬す。關白御藏寛永六年始めて之を置く。爾來一人もしくは二人ありて定まらず。而して元治武備を推するに、二條武具奉行ありて鐵砲奉行なく、慶應武備もまた然り。其合力米及び附屬同心の人数等、相同じきを以て考ふれば、後ら改稱したるものなるべし(東職紀聞、徳川實紀、古事類苑官位部)。

ニテウテンノウ 二條天皇 關白御名は守仁。關白御名後白河天皇の皇長子、御母は藤原隆子。第七十八代の天皇。關白御藏治二年六月三條東洞院第に生る。早く侍を失ひ、美福門院の御養子となる。久壽二年九月後白河天皇の太子となり、保元三年八月受禪。十二月即位す。後白河上皇院中に在りて政を顯く。平治元年十二月九日藤原信賴、源義朝等反し、兵を率ゐて夜三條殿を襲ひ、火を放ちて宮を燒き、上皇を一本御書所に幽し、天皇を愚戸御所に遷す。廿二日の夜天皇瀧かに宮を出で、平清盛の六波羅第に幸し、上皇また仁祖寺に入り給へり。既に清盛

及び其子重盛等、信賴義朝を敗るに及び、廿八日を以て美福門院の入條第に御し、清盛重盛等の官許を加ふ。永曆元年太皇太后藤原多子の美なるを聞き、旨を諭して更に之を宮中に納る。世に二代后と稱す。永萬三年六月位を高倉天皇に譲り、七月崩す。壽二十二年山城國高野郡衣笠村の香隆寺に葬る。天皇性沈重にして移らず。藤原經家、同惟方等を信任し、政事に關白に詢り、上皇をして與り知らしめず。是に由りて二宮相繼ぎず。近臣事を用ふるもの上皇に選ひ、上皇の慶臣は天皇之を脱離し、放浪川邊を遊ひ、人心危懼を懐く。故に世人評して、天皇政事に長じて孝道に短なりといへり(大日本史)。

ニテウドノ 二條殿 關白山城國京都二條の南、押小路北、高倉西洞院の東(二條内裏とも稱す)に在り。其子二條關白教通に傳はる。後冷泉天皇永承元年四月、大膳職より二條第に幸して御所とし給ふ。是より先き大内裏焼失せしを以てなり。後ら白河天皇に傳へり。鳥羽天皇保安四年、白河上皇御前守長親をして、二條東洞院に御所を遷せしめ、後ら六月移徙せらる。崇徳天皇長承二年より里内裡とし給ふ。保延四年二月燒亡す。正元二年四月後醍醐天皇仙洞とし給ふ。後ら龜山天皇に傳はり、後宇多天皇文永十一年正月二條高倉殿に踐歩し、皇居と爲し給ふ。弘安元年閏十月燒失す。弘安六年又皇居とし給ふ。尋て大覺寺流に傳はり、鎌倉時代末までは存せしも、其後の興廢詳かならず(百餘抄、拾芥抄、山城名勝志)。

ニテウドノ 二條殿 藤原道兼、藤原道隆、藤原實行をいふ。

ニテウトミノコウチノタイリ 二條宮

ニナウ

小路内裏 關西京都二條の南、宮小路の西、萬里小路の東、冷泉の南にあり、故に冷泉宮小路と云ふ、今の寺町表川下町の西側に當ると云ふ。...

ニテウノキサキ

二條后 關西藤原高子 關西藤原高子 關西藤原高子...

ニテウノリキウ

二條離宮 二條城(ニテウノリキウ)を指す、法名行宮、關西藤原高子の祖、九...

ニテウヨシサネ

二條良實 關西藤原光 關西藤原光...

關西藤原光 關西藤原光 關西藤原光...

ニテウ

藤原家の二男、母は公經の女、藤原實資三年三月、藤原家が...

ニテウヨシモト

二條良基 關西藤原良基 關西藤原良基...

關西藤原良基 關西藤原良基 關西藤原良基...

ニナイ

ニナイロ 蛸色の色目の名、表は黄にて、裏は青なるものなり(四季色目)...

ニナイシヤウコ

荷鉦鼓 關西藤原の一種、道樂に用ひて、普通用ひし...

ニニギノミコト

瓊々杵尊 天津産火瓊々杵尊...

ニノツツミ

細腰鼓(ツツミ)を指す、...

ニノヘノコホリ

二戸郡 關西陸奥國郡を對して之を置きたるものなり...

ニノマル

二の丸 城の一部にして、本丸に隣れる一帯をいふ、二の曲輪ともいふ、...

ニノマルス井

二丸留守居 ヲルスキを指す、...

ニノミヤリントク

二宮尊徳 關西藤原...

ニノミ

稱金次郎、法名誠明院功聖親徳中正居士、世に親徳先生と稱徳義といふ、關西藤原は利右衛門、母は川...

ニノミ

悦ばず、改めて千兩を賜ひ、睦相の三州領中の飢民の救済を託す、...

ニハウ

天地の聖徳を證明し、其報徳に勤むるに在り、其教官神佛の三教に基づく、親徳記、二宮尊徳略傳、...

ニハタ

平氏を稱し、後藤藤原氏に改め、遂に真峰氏に復す、その子長秀、天文十八年織田信長に仕へ、屢々武功あり、元龜三年近江國佐和山城五萬石に封ぜらる、信長就せらるるや、豊臣秀吉と謀り明智光秀を討じ三法師を主とす、尋で柴田勝家等を討つ、秀吉功を賞して、舊領の外越前及び加賀半國を授け、越前守に任ず、男長重、佐々成政に従ひて秀吉を謀りし爲め、越前加賀の領を奪はれ、天正十五年、九州征伐の時、家人軍法に背きしを以て近江を奪はれ、加賀松任城三萬石に封ぜらる、慶長五年前田利長と戦ひしを以て除封、八年一萬石を常陸古渡に賜はり、御話衆に補せらる、其後屢々加封轉移し、寛永四年白河城に治し十萬石を領す、十四年嫡子に偏諱を賜ひ、光重と改む、正保二年二本松城に移る、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(藤崎譜、系譜)

○長秀 長重 光重 長次 長之 秀延 高寛 高庸 長貴 長隆 長富 長國 長裕 長徳

ニハタウチ 庭田氏 宇多天皇の皇子秋實親王三男源雅信より出づ、九世の孫經實始めて庭田と號す、權中納言正二位に進み、嘉元二年出家す、羽林家の一、將官を経て權大納言を極官とす、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、伯爵を授けらる(尊卑分脈、華族譜)

○雅信 時中 清政 資通 政長 有實 實實 時賢 有實 經實 茂實 重實 經有 重有 長賢 雅行 重經 重親 重保 重具 重定 重秀 雅純 雅秀

ニハタニハヒ

重保 重孝 重照 重嗣 重能 重基 重胤 重文 重行

ニハタチ 庭立 舞臺の時、舞臺を設けずして庭上に舞を奏するをいふ(歌舞品目)

ニハノコホリ 丹羽郡 關西尾張國豊田郡分國の際之を建て、郡となす(關西尾張郡式丹羽に作り以後同じ、和名抄に五雲(アツラ)稻木、上春、丹羽、穂積、大桑、下沼、上沼、前羽、小弓、小野、小日(小口の誤り)等の郷あり(郡名異同一覽、關西沿革考)

ニハバン 庭番 關西江戶幕府の職名、將軍の耳目となりて秘密に國事探偵に従事す、若年寄の支配、兩番格十八人格の二種ありて、兩番格は、百俵高、七人扶持にして、小十八人格は百俵高、扶持持、部屋住は廿人扶持を給す、専官なりと雖も、直接將軍に拜謁して意見を具陳し得るを以て、頗る權力ありしといへり、大抵十人内外あり(關西尾張郡式丹羽に作り以後同じ、和名抄に五雲(アツラ)稻木、上春、丹羽、穂積、大桑、下沼、上沼、前羽、小弓、小野、小日(小口の誤り)等の郷あり(郡名異同一覽、關西沿革考))

川吉宗、紀藩より供ひられる村垣左大夫を以て奥庭の番とし、内密の探偵となしたるに始まる(左大夫は紀藩にても庭番なりき) 爾來代々の將軍直接に面命して諸國に派遣し偵察に従はしむ、而して庭番等が、或は陪臣の從者となり、或は工商となりて諸藩の國情を探偵し、歸藩の上は、また將軍に面謁して復命す、村垣氏世襲の職にして、兩番(書院寄小姓組)に補せられて此役を兼ねしが、世襲の外臨時に命ぜられたるもあり、彼の問答論案が四國の某大名薩藩なりといへり)の偵察を命ぜられた時、身を經師屋に變じて、城内に入りたるが如き(一例なり)明真(明真官制沿革考、徳川史)

ニハヒ 燎 神樂(カケリ)を見よ、

ニハバンニヒガ

ニハバン 二半場 江戸時代、御家人の一家格、徳川家康より四代將軍家綱の時に至るまでの間に、四九留守居同心等の職に居りしもの、子孫にして、其抱入れられたる時代は、譜代と同じくとも、譜代と爲さず、而して又抱入(四代將軍以後大番の典力同心等、新に採用せられたるもの、いふ)にも入るべからざるもの、即ち譜代と抱入との中間の意なり、四九留守居力同心、四九裏門力同心、助六尺、膳所奉行支配所石之番番人木丸典表坊主、女中機御侍並書役、女中機御路次之者、同小人、同男子、同仕丁、同陸尺並小間遣之者、臺所小間遣等の職に任ぜらる、もの、これなり(明真系譜、古事類苑官位部)

ニヒノコホリ 新居郡 關西伊豫國豊田郡始め神野と稱す、孝謙天皇紀に見ゆ、大同四年九月新居に改む、嵯峨天皇の諱を避けしなり(關西尾張郡式丹羽に作り、日本後紀新居に作る、以後之に従ふ、和名抄に新居、丹上、島山、花、賀茂、神戶等の郷あり、郡名考「ニヒ」郡銘録新井に作りて「ニヒ」と訓じ、地誌提要「ニヒ」ニヒキハ兩様に訓す(郡名異同一覽、關西沿革考))

ニヒガタフギヤウ 新潟奉行 關西江戶幕府の職名、新潟港出入の船舶の事を管し、其地の市政を掌る、老中の支配、天保問詰、千石高、役料千俵とす(關西尾張郡式丹羽に作り、以後之に従ふ、二百俵) 同支配廣間役六人(高百俵、百人扶持、同職役十七人(高五十俵、十人扶持) 同見習六人(五人扶持) 同並役(二十俵高、二人扶持) 同足輕二十人(四石二斗二人扶持) 同水主頭取(同上) 同足輕水主三十人(一人扶持) 同手附出役(二人扶持) 關西尾張郡天保十四年六月始めて一員を置く(真藏、同別録、同附録)

ニヒク

ニヒクヲノコホリ 新岸郡 關西武藏國豊田郡天皇の天下寶字三年八月新岸郡を置き、後、新陸と改稱す(關西尾張郡式丹羽に作り、和名抄に志木、餘目等の郷あり、郡名考「ニヒク」と訓じ、郡銘録「ニヒク」地誌提要「ニヒク」に復し今之に従ふ、明治廿九年北足立郡に合併す(郡名異同一覽、關西沿革考、法令全書))

ニヒタノコホリ 新田郡 關西陸前國豊田郡紀聖武天皇の天平九年四月の條に新田郡見ゆ、尋で建て、郡となし、桓武天皇の延暦十八年三月月讀馬郡を併す(關西尾張郡式丹羽に作り「ニヒタ」と稱す、和名抄に山沼、竹村、只沼、餘目等の郷あり、拾芥抄又此郡名を載す、後、廢して聖原郡に併す、寛知集以後之に仍る(郡名異同一覽、關西沿革考))

ニヒナメツリ 新嘗祭 シンウツササイを見よ、

ニヒバリノコホリ 新治郡 關西常陸國豊田郡孝德天皇の初建て、郡となす(關西尾張郡式丹羽に作り、和名抄に坂門、竹島、沼田、伊賀、傳多、巡理、月波、大幡、新治、下眞(シヨマ)巨神(オホカミ)井田等の郷あり、鎌倉時代郡名大に兼れ、東郡、中郡、西郡の稱あり、東郡又空閑郡と稱し、中郡を中郡庄と稱す、西郡を南北二條に分ち、南條を關郡及び下妻庄と云ひ、北條を小栗保及伊佐郡と稱し、遂に新治の名を失ふに至る、文祿蓋地の時、東郡を茨城郡に併せ、中郡を那珂郡と稱し、西郡北條を眞壁郡に併せ、西郡下妻を河内郡と稱す、那珂河内内郡と相隣るを以て、西郡河内と稱す、元禄中、西郡河内を茨城に併せ、西河内を眞壁に併す、明治廿九年筑波信太一郡の小區域を本郡に編入し、同時に又本郡の葛城大穂田水山の三村を筑波郡に編入す(郡名異同一覽、

ニヒカニヒジ

關西沿革考、法令全書)

ニフカハノコホリ 新川郡 關西越中國豊田郡萬葉集天平十九年大伴家持の歌に始めて見たり、分國の始め之を置きしなるべし(關西尾張郡式丹羽に作り「ニフカハ」ニヒカハ兩様に訓す、和名抄に長谷、志麻、石勢、大淵、東持、鳥取布留、佐味、川結等の郷あり、郡名考「ニフカハ」と訓じ、地誌提要「ニフカハ」の條に復す、明治十三年五月上下二郡に分ち、下新川郡、上新川郡と稱す、今之に従ふ、同廿九年上新川郡の一區域を割きて、中新川郡を置く(郡名異同一覽、關西沿革考、法令全書))

ニフガン 入眼 物事の成就を云ふ、畫工が繪を畫くより出でたる調なり、蓋し人物鳥獸等を畫くに、彩色を塗り成りて、最後は眼中に映りしを以て、これを入眼と云ふ、即ち入眼は畫の成りし時なるを以て、轉じて一般に稱するに及べり(下學集、眞文類記)

ニフキン 二分金 關西江戸時代に行はれたる金貨の一種、二匁を以て金一兩に充つ(關西尾張郡式丹羽に作り、以後之を以て、七分内外、横四分内外の長方形なり(關西尾張郡式丹羽に作り、以後之を以て、二分金といふ、又眞文二分金といふ、同十一年之を改鑄す、これまた文政二分金と稱すれども、前の眞文に對し草文なるを以て草文二分金ともいへり、天保十三年八月、通用を停む、安政三年に至り、また之を新鑄す、安政二分金といふ、高延元年に至り改鑄す高延二分金といふ、詳しくは各條を見よ、金銀貨(キンギンクラ)の條を參照)

ニフジ 入寺 僧侶の階級、眞言宗の大本寺に之を置く、東寺、高野山等にあり、三昧の上にて、三十人の一應より擔任すと云ふ、定願寺の供僧に交入するの意なり、墨色の袈裟を着す、空海の遺言に非入

ニフタニフサ

寺とあるは、定願廿四口入寺に對する言なり、能寺にては承和四年、これを定め、高野山は康平八年入寺六人を定めたり、後には増して八十五人となれり、又石清水八幡宮に、社僧の入寺十人を置きたり(東寺長者補任、紀伊國傳風土記、續別當宗清願文)

ニフタイ 二分代 年給(オンキヤフ)を以て、二分(目)の代に、内倉の内倉人助光の中を申任するを云ふ、最盛三年東宮三三三三三三の二分代として、源治を内倉人とせしめ給ふ(年給考)

ニフタウ 入道 佛道に歸入するを云ふ、後には在家にして別當者衣する者の稱なる、神皇正統記藤原家出家の條に、執政の出入道始めなり、其頃出家の人なかりしかば、入道と云ふなり云々といふあり、一般に、入道は貴人のみを用ひ、位卑き人は新發意と云へる習なりと云へども、必ずしも一定せず、上下に通じて用ひたるなり、

ニフタウシンワウ 入道親王 親王(シンワウ)を見よ、

ニフタノコホリ 新田郡 關西上野國豊田郡光仁天皇紀寶龜二年十月の條に始めて見ゆ(關西尾張郡式丹羽に作り、和名抄に新田、津野、石四、麻人、横甘、藤家等の郷あり、中世全部を新田郡と稱し郡名廢す、後、村長藤原氏々々等郡新田郡と記する者あり、尤情難を極む、江戸時代の始め之を復して新田郡となし、正保關之を載せ、以後又之に從ふ、寛文十一年古の笠懸野を廢置して、大原本町等十餘となす、郡名考「ニフタ」地誌提要「ニフタ」コニツタハ兩様に訓す(郡名異同一覽、關西沿革考))

ニフチャウ 入定 佛教にて禪定に入ることを云ふ、定は、梵語禪那の譯語にして、靜慮と云ふ、程度論に、入定火水不能、亦不念終とあり、惟

ニフホ

に死のこにも用ひることなる、ニフホカハカミノジンジャ 丹生川上

神代大和國吉野郡丹生村丹生○現今官... 丹生川上ニフホカハカミノジンジャ

ニフホ

ニフホカハカミノジンジャ 丹生川上... 神代大和國吉野郡丹生村丹生○現今官

ニフホ

帝の時、北郊の祀の祝版にかけるものを、後に削り... 見るに、其筆勢深ま七分ばかりも、墨色のしみ入り

ニフホ

の風を成して、古人は及ばざれども、支那人は立派... 當時の書を讀んで、二王の風ありて、唐人の筆法を學

ニフホ

親王の門人(或はいふ照葉の門人)に大橋長左衛門... といふものあり、即ち大橋流の祖にして、幕府に用

ニフホ

○王羲之 王獻之 羊欣 王僧虔 蕭子雲 智永 虞世南... 陸東之 張旭 徐浩 徐浩 韓方明 空海 大覚

ニフホ

ニホヒノラトシ 句威 何色に... 限らず、袖草書の上の方色濃く、次に中

二ノホ

嵯峨天皇宸筆

比叡宗延曆寺一系上
 觀院受菩薩大戒父願
 不重慈悲拔濟謹和南疏
 和皇四年四月廿日受菩薩戒空光定謹

空海書

橘逸勢書

法大寺因好共建法幢報
 仁恩德望不憚煩勞誓
 降赴此院此心望、為、
 不中相空兼狀上

九月十日

誓汎俱生愛河慧
 柯一飛便超苦海空
 者二緣真俗並照
 六夜圓清三明明

二ノホ

小野道風書

安樂成記乃、く、く、く、
 有久、く、未、得、理、安、心、
 未、理、安、留、心、亦、乃、
 以、得、心、持、仁、如、法、

藤原佐理書

僧伽初夜海、年、為、
 屏、得、所、有、法、音、隨、
 於、教、也、有、其、史、其、
 法、物、者、人、能、信、也、

藤原行成書

若、重、院、の、う、ら、ん、ち、ん、く、あ、つ、や、
 じ、ま、の、ま、ま、く、あ、つ、く、く、く、
 ち、の、の、お、ほ、い、う、く、く、
 ま、ん、の、く、あ、ま、の、く、く、く、
 ち、の、く、く、く、く、く、く、く、
 く、く、く、く、く、

尊圖法親王書

持心初夜海、
 心、未、得、理、安、心、
 子、二、百、十、四、夜

に事りしは、後世専ら漢文を使用し、多く音讀を用ひしが爲りとして、初めより定められしにあらざりしを、(四)木村博士は、日本といふ語は、漢語の漢字より轉訛したる交遊語に於ての漢語、同國人の語の漢字に對するものにして、後我國にても之を採用し、初めは外國人に對する時にも用ひ、最初よりニホンと音讀せしものならん(東洋學雜誌)といひ、伴信友以下木村博士に至るまでは、國號の制定を以て、本居宣長と同じく、大化改新の時に係りたり(五)内田博士は、ヤマトといふ語を、漢字に當りて、我國が目的出づる方に在る國、即ちヒノコトノカニなるを以て、其考にて、日本なる文字を考證したるものにして、最初よりヤマトと訓じ、ヒノコトともニホンともいひしにあらざりしが、後世音讀の行はるゝに及び、ニホンと稱するとなれり(史學雜誌)といひ、(六)喜田文學士は、我國は地理上、支那等より東方に在るが故に、國號として、古へよりヤマトといふと雖も、早くよりヒノコトなる風習ありて、統制として、日本のヤマトといふもありしが、日本紀を撰する時、其統制の文字を取りて、日本の二字をヤマトなる國名に究て、畿内の一國なるヤマトに、倭城は大使と用ふるものと區別し、而もなほヤマトと訓じ來りしが、後にヒノコト或はニツボンと文字通りに讀むこととなりたり(同上)といへり、史を檢するに、日本なる文字の使用せられたる年代は、舊紀、神代卷より、既に見えたれども、それは同書撰定の時追書に挿れること、先賢の定論あり、下りて續紀、三十五年の條に引用せる百濟本紀の文中に、日本天皇の句あり、欽明紀十一年の條に引用せる同書には、日本使人の句あり、百濟本紀の編纂せられたる時代が、これより以後なることに勿

論なりと雖も、其文の趣を見るに、同時代記録の原文を其儘採録したるものと考へらるゝが故に、これを以て吾人が比較的安心すべき範圍に於て、日本なる文字の書に見えたる始めとなすべし、以て當時既に韓土に在りて、日本なる文字を吾國に於て用ひしを知るべきなり、されど此文字が、日本人によりて使用せられたるに起因するが、韓人の使用に起因するがば疑問なりと雖も、日本の義が日の出づる處の意にして、或る意味に於て、漢語なるより考ふれば、蓋し邦人の自稱より起りしものならん、されど伴本村兩氏の主張する如く、韓人の呼びなしたるものにして、後に我國にて採用せしむるも、亦絕對に非定すべからざるなり、なほ我國の書に於てこれを採用せることは、孝德紀大化元年の條に、明神御宇日本天皇、同二年の條に、明神御宇日本備後子天皇とあるを初見とす、而してまた日本の文字を國號として用ひたるもまた之を以て初見と爲すべし、而して神代紀の注に、日本、此云耶麻騰、下倭城之とあれは、舊紀撰定の當時、ヤマトと訓じたるは明かなるのみならず、これまた編者の私言にあらざりて、古傳に基きたるものなるべければ、早くより日本をヤマトと訓じたるは争ふべからず、然れども日本の義が日の出づる處の意なりとせば、其義によりてヒノコトとも訓じたること元より之ありしなるべく、韓人の使用したるより見れば、音讀したるもまた之ありしが、疑を容れざるなり、されば日本なる文字を使用することとなりては、ヤマトとヒノコトとも讀み、或は之を音讀したるものなるべし、正格に國語を以て訓ずる時は、ヤマトと稱したりしならんと思へらる、(上)に引用せる大化の條は、本居宣長等はニホンと訓じ、星野博士はヒノコトと訓じたりとも吾人

は神代紀の注に於り、ヤマトと訓すべきものなりと考ふ、なほ日本備後子天皇とある條の字は、新字なりといへる、内田博士の説(ふべきがことし)顧して本居宣長以下、伴、木村、星野の諸氏は、大化の時始めて國號の制定を見たりと論ぜられしと雖も、思ふに或年月に、日本の文字を以て、國號と定められたるものにあらず、内外人が、つとなく使用しはじめたる結果、自然に國號となりたるものなるべし、なほ之を讀む場合に、言語學者の說に従ひ、最初ニホンナリしが、後ち和られて、ニホンとなりしとすると至當なるべし、また日本をヒノコトと明らかに訓じたるは、萬葉集三に載せたる山上徹麻呂の歌に、日本之山跡國とあるを始めとす、本居宣長以下の古學者は、之を統制となしたれども、日本なる文字が、既に國號として用ひられし時代なるをおもへば、絕對に統制と解するよりは、地名を二つ置かれたりを見ること至當なるべし、なほ拾遺集には、ひのちと改ける體の色見れば、の歌を讀む、源氏物語には、ひのちと改に御覽じうる處なしとあり、龜山及びびては、日本の和訓は、専らヒノコトとして用ひられしものなるべし、爾來ヒノコトの和訓と、ニホン、ニツボンの音讀と併用せられたりしが、近世に至りては、和訓を用ふるは、擬古文もしくは歌讀に限られ、明治以後は音讀を以て正格となせり、然れどもニホンとニツボンとの併用は、今なほ舊のこころにまだ定まる處なし(日本銀行の兌換券に、羅馬字にてニツボンと同じ)と記したり、文部省の國定教科書また、(コレと同じ)なほ日本の文字、支那人ニツボンまたはツボンといへるより、マルコポーロの紀行には、ヒノコト、又はシバングトと記し、更に轉化して、英米語にては、シヤパン、和蘭語にては、ヤパン、伊太利語にては

ヤハネホ、佛蘭語にては、サヤヤン、西班牙語にては、パセ、葡語にては、パンなど稱することとなり、今日にては、漢語外語文にて認むる場合は、皆其國の語に從へり(日本國史考、史學雜誌、日本國史考)同「日本國史考の補考、同、星野氏の日本國史考に就て」同「星野氏日本國史考の補考、同、日本國史の起原」同「日本國史に関する諸家の說に賛成す」

ニホンイツシ 日本逸史 卷四十卷、國史大系第六卷に收む、日本後紀が散逸して備はらざるを恨し、其時代即ち桓武天皇の延暦十一年より、淳和天皇の天長十年に至る間の史實を、日本紀略、續皇三代略、政治要略、及び其他の書籍に就きて採擇し、原文のまま、編年史體に編纂し、一々其書目を註したるものに係り、單に後紀の缺を補ふに足るのみならず、此時代の事を研究せんとするものに、多大の裨益を與ふ、享保九年に刊行せり(國史考略之)(日本逸史)

ニホンギノツホネ 日本紀局 業式部(ハフサキシキブ)を編む、

ニホンキリヤク 日本紀略 卷三十一、皇承永の刊本十四卷、國史大系第五卷に收む、神代より後、桓武天皇までの重なる史實を、漢文にて編年體に略記したるもの、神代より宇多天皇までは、概ね六國史を抄略して文を寫し、醍醐天皇以後は、書法體裁前紀と異なり、全く編者の記述に係る、而して六國史を抄出したる部分は、本紀と互に入出ありて、對照するに利する處多く、其以後は、正史なき時代なるを以て、諸史者にとりて大に便宜なり、嘉永の刊本は、山崎和雄の標注校訂を加へたるものにして、醍醐天皇以後に屬す、なほ本書は日本紀類、編年略記の別名ありのみならず、醍醐天皇以下後一條天皇に至るの紀

を、世に九代時記、九代實録とも稱したり、普通世に流布せるものは、醍醐天皇以後に係り、穆に文武天皇以後のものなほ傳へず、國史大系に收む處は、全篇を通じて缺巻なく、特に宇多天皇紀の如きは、最も珍とするに足る(國史考略、末、日本國史考、日本紀略)

ニホンコウキ 日本後紀 卷四十卷、國史大系第三卷に收む、醍醐天皇の延暦十年より、淳和天皇の天長十年、凡四十二年間の史實を、漢文にて編年體に記述したるものにして、續日本紀に續ける正史なり、本書は中古以來亡佚せるを、堀保己一京師より殘缺十卷を得て刊行せり、寫本にて四卷傳はるものは、寛文の頃尾張人堀正意が、後紀時代の事蹟を諸書より集めて、本書の體に編纂したるものにて、眞本にありし(國史考略、末、日本國史考、日本紀略、堀正意の撰、國史考略、末、日本國史考、日本紀略)

ニホンサンシャウニン 日本三上人 伊勢神宮の慶光院上人、尾張熱田の誓願寺上人、信濃善光寺の大木願上人の併稱なり(善光寺名所圖會)

ニホンシヨキ 日本書紀 卷三十三卷、五册、國史大系第一卷に收む、神代より持統天皇迄の史實を、漢文にて編年體に記述したる正史なり、第一、第二の兩卷は神代紀にして、本文の外別に、諸家の傳説を兼り、書目として附註せり、第三卷以下は神武天皇より持統天皇に及ぶ、神武天皇以下歴朝の事蹟は、古事記に詳し、されど漢文なるを以て、よ、文飾に流る、所あるは本書の缺點なり、故に兩書相俟ちて上古史を明かにすることを得、本書のものにて、其訓の高麗集にも見えざるもの多し、刊本は慶長四年坊板の神代卷、同十五年古寫本に據りて全部活版、其後寛文九年に訓點を加へて活版せる

もの、今の普通本なり、其後寛政の小書本、文武の大關本等あり、國史元正天皇の養老四年(一)舎人親王及び太安麻呂等勳業、國史老中年以後諸家流傳の私記、續日本紀、神代紀口訣(京都正通)日本紀纂疏(一)條(長)日本紀通譯(谷川土清)書紀集解(河村秀樹)標註日本紀(飯田年治)日本紀類聚解(夏目漱石)日本紀通譯(飯田武雄)其他神代の卷に関するもの尙多けれど、一々表示せず(國史考略、末、日本國史考、日本紀略)

ニマウノジユン 一五旬 孟夏旬、孟冬旬をいふ、ツユンを見よ、

ニマノコホリ 迦摩郡 國郡石見國國郡の制定するに及び石見國は凡て五郡を管す、蓋し此郡も亦其一なり、國郡和名抄に、託麻(タマ)ノ大國湯(タマ)ノ許道、大家、許治等の郷あり、後ち安濃郡、西北靜岡郡の地を併す、以後變更なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ニニアン 仁安 國郡六條天皇御宇の年號、永萬二年八月二十七日、代始に因りて改元す、三年を経て、高倉天皇嘉應と改む、國郡毛壽正義に、行宮仁安靜之政、以定天下、得至太平、とあるに據る、文章博士藤原成光之を勅申す(國郡沿革考)

ニシカイ 仁海 國郡信濃國信濃郡に宮道氏、天曆九年和泉(或いふ丹波)に生る、幼にして出家し、高野山に登りて真雅に師事し、後醍醐寺に授じ、石山内供淳祐の附法元果僧都に就いて傳法受灌す、寛弘示寂の後其聲譽大に揚る、仁二年僧律師となり、尋で東者二ノ長者、東大寺別當に補し、僧正に昇進す、長元の頃醍醐寺の近隣小野に一寺を開きて、國郡學堂を安置し、尋、東大寺と號し、彌來此に預りて、聖賢以來諸流の眞言を弘演し、門下甚だ盛なり、會に小野流と稱す、長久四年正月より五月に亘りて諸

ニシニク

忍辱 佛敎の菩薩因行六度の一、兼...

ニシニクエ

忍辱衣 袈裟を云ふ、釋氏要覽...

ニシフ

任符 國司が任國に赴任する際、朝廷...

ニシヘイ

仁平 近衛天皇御子の年號、...

ニシベツチヤウ

入別帳 江戸時代の戸籍...

ニシヤウテンワウ

仁明天皇 聖德太子の孫、...

ニシヤウヘイシ

仁明平氏 皇別、仁明...

ニシワウエ

仁王會 朝廷に於て、毎年三月...

ニシワウキヤウホフ

仁王經法 仁王經を轉讀して修する法をいふ、...

ニシヤウ

如意 僧の所持する道具の一、梵語...

ニシヤクワウジ

若王子 山城國紀伊郡...

ニシヤクワン

女官 刀自の下にありて、...

ニシヤク

女御 天皇の侍妾の一、後...

ニシヤク

女院 女院の職名、女院の職名、...

ニシヤク

如意輪寺 關西大和國吉...

ニシヤク

女院附 江戸幕府の職名、女...

ニシヤク

如意輪法 如意輪菩薩の...

ニシヤク

女御 天皇の侍妾の一、後...

ニシヤク

女院 女院の職名、女院の職名、...

ニシヤク

如意輪法 如意輪菩薩の...

ニシヤク

女御 天皇の侍妾の一、後...

ニシヤク

女院 女院の職名、女院の職名、...

ニシヤク

如意輪法 如意輪菩薩の...

ニシヤク

女御 天皇の侍妾の一、後...

ニシヤク

女院 女院の職名、女院の職名、...

ニシヤク

如意輪法 如意輪菩薩の...

ニシヤク

即ち即して儲等選等を描へて配流し、太子を...

ニシヤク

深草村大字深草の深草院に葬る、天皇御體聰明にして...

ニシヤク

天皇の第四皇子本康親王より出づ、本康親王は上野...

ニシヤク

及び七月に、太極殿、紫宸殿、清涼殿等に、朝家...

ニシヤク

中井に五條七通に命じて行はしむ、後には正月吉日...

ニシヤク

野郡吉野山國體淨土宗、智恩院東國體淨土宗、...

ニシヤク

女院 女院の職名、女院の職名、...

ニシヤク

如意輪寺 關西大和國吉...

ニシヤク

女院附 江戸幕府の職名、女...

ニシヤク

如意輪法 如意輪菩薩の...

ニシヤク

女御 天皇の侍妾の一、後...

ニシヤク

女院 女院の職名、女院の職名、...

ニシヤク

如意輪法 如意輪菩薩の...

ニシヤク

女御 天皇の侍妾の一、後...

ニシヤク

女院 女院の職名、女院の職名、...

ニシヤク

如意輪法 如意輪菩薩の...

ニシヤク

女御 天皇の侍妾の一、後...

ニシヤク

女院 女院の職名、女院の職名、...

ニシヤク

如意輪法 如意輪菩薩の...

ニシヤク

女御 天皇の侍妾の一、後...

ニシヤク

女院 女院の職名、女院の職名、...

ニシヤク

如意輪法 如意輪菩薩の...

ニシヤク

女御 天皇の侍妾の一、後...

ニシヤク

女院 女院の職名、女院の職名、...

ニシヤク

如意輪法 如意輪菩薩の...

ニシヤク

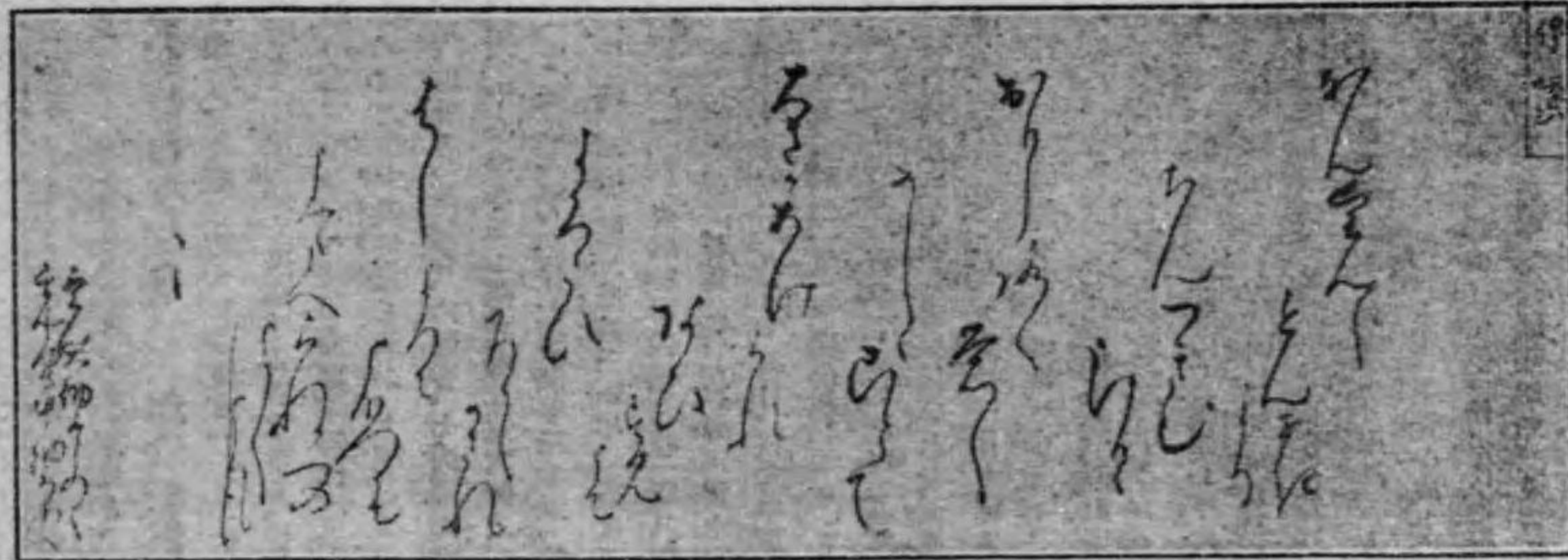
女御 天皇の侍妾の一、後...

女院略譜表 (本表は主として女院部類、女院次第、女院記、門院傳、續成せり)

Table of female court records for 1964, listing names, parentage, and dates. Includes entries like 東三條院藤原隆子, 上東門院藤原彰子, etc.

二二井

Table of female court records for 1965, continuing the list from the previous page. Includes entries like 月華門院藤原隆子, 今出川院藤原暲子, etc.



(書本房女皇天可親正)

女權所、知也。近代後小可説、勅失禁中、占三
個所、爲宗、とあるにて其一斑を知るべし、又御即
位及び朝賀の時、爵を執り座敷を掩ひ奉る、是を執
爵の女權と云ふ、其數十八人なり、令制にては准少初
位なれども、後には五位六位に至れるものもありき

【起原】初め詳かならず、史に見えたるは、舒明紀
の首に、於是近習者、栗下女王爲首、女權婦女等八
人、并數十人侍天皇之側、云々」とあるを初見とす、
天武紀元年六月甲申の條にも、「女權十有餘人也」と見
えたり、令制にては後宮諸司の内、内侍司に一百人、
藏司に十人、書司に六人、藥司に四人、兵司に六人、關
司に十人、殿司に六人、掃司に十人、即ち一百五十二
人を置きたり、延喜式には縫司に一百人、中宮に九
十人を加へ、總數察にも七十人ありしこと見えたり、
女房官品に、「女じゆ、これも娘など參る、女じゆなど
も、とじがしたためて出すなり」とあり、少女を以て
すること知るべし、拾芥抄によれば、女權の宿所は
桂芳坊に在りと云ふ(令義解、内裏式、禁秘抄、女房官
品、拾芥抄、光台一覽)

ニニエトイ 女叙位 女房に位階を
勅授せらるゝ儀式をいふ、開元隔年に正月八日を以
て行はる、此日清涼殿、母屋の御座を垂れずして、所
々に几丁を立つてやがて主上畫の御座に出御あり、召
によりて執筆大臣孫卿の御座に候し、親紙を召す、申
文はかれて親の蓋に積みたり、大輪轉、小輪轉、切抗
の申文等種々あり、典侍、掌侍、命婦、藏人、中宮御給
などもあり、書き畢りて奏聞し、御覽の後返し給ふ、
二位三位等さるべき人あらば叙せらるゝなり、かく
て位記を作りて奏すれば、御所に留まりたるを、次の
日、内侍人々にこれを頒つ、開元隔年、持統天皇の正
月、内親王以下に位階を賜へるとあり、これ起原なる

欠

べし、室町時代には中絶したると、後花園院後記に
見えたり(公事根拠、徳武年中行事詳解)

ニヨセケワン井 如是親院 延喜家久
(「ノエイヘヒサ」を見よ)

ニヨテイ 女帝 皇女にして帝位に登り給へ
る御方をいふ、推古天皇を以て始めとし、爾來皇極
(齊明)持統、元明、元正、孝謙(稱徳)明正、後醍醐の九
帝あり、推古、皇極、持統の三天皇は先帝の皇后、元明
天皇は皇太子(草壁皇子)の妃、元正、孝謙、明正、後醍
醐の四天皇は、孰れも皇女にて踐祚し給へり、即ち女
帝の立ち給へるは、并に當時の形勢已しを得ざるに
出でしものにして、常道にあらざる、即ち推古天皇は、崇
峻天皇の崩後帝位空しく、且つ人心不穩なるの際な
りしを以て、額宜上帝位に即き、廣戸皇子(皇孫)を以
て攝政となし、尋で太子となし給へり(天皇は崇峻天
皇の皇妹なり)蓋し廣戸皇子を以て、直ちに天皇とな
す事は、事情許さざる處なりしが故なり、元明天皇
は、文武天皇の崩後、其皇子、聖武天皇がなほ幼弱な
るを以て暫く皇位に上り、元正天皇もまた、元明天皇
の崩後、太子(聖武天皇)なほ、また弱齡なるが故に
皇位を承け給ひ、孝謙天皇は、皇兄早く薨じ、他に嗣
子なきを以て、同じく帝位を踐み給へるなり、なほ明
正天皇に至りては、御父後水尾天皇が、幕府に對する
憤懣の結果、特に其德川秀忠の女なるを以て、讓位
受禪し給へるものに係り、後醍醐天皇は皇弟(後醍醐
天皇)なほ幼なるにより、群臣の請によりて即位し給
へるなり、また齊明天皇の重祚は、太子(天智天皇)の
即位するは、事情に制せられて不可なるを以て、稱徳
天皇の重祚は、淳仁天皇の廢位の後、更に自ら政務を
親給はんが爲めに出てたるものとす、明治に及び、皇
室皇統に於て、皇位は必ず皇子の承け給ふとに規定

二ヨボク

せるを以て、女帝の事遂に絶ゆることとなりたり、
「テノワウ」を参看、
ニヨボク 如木、ツヨボクを見よ、
ニヨボクギヤウクヤウ 如法經供養

如法經供養 如法經を寫し終へたる後に、行ふ供養を云ふ、如法經とは法の如く書寫する義なるも、後に法華經を寫す事あり、此寫經終れば十種の法にて供養す、之を十種供養と云ふ、十種とは一華、二香、三環珞、四抹香、五塗香、六燒香、七檀香、八衣服、九伎樂、十合掌を云ふ、
如法經 天長六年、慈覺大師御年三十六、於首楞嚴院樞穴中、結草庵、唯皮鹿麁三ヶ年、晝夜三時讀天台法華經、忽好坐禪繞行四種三昧、同八年初秋、天手自以草爲筆、以石爲墨、以禪定智水二字三禮、書寫法華經、同九月十五日、樞穴中草庵、唯請當山唐主義興阿闍梨、遂十種供養、云々、見たり、其後唐主如法供養を行ひし事如法經手記に、文治四年九月後白河法皇十種供養を行ひし事玉葉に委しく見え、増鏡北野の雲にも、五月廿三日十種供養の御經二部、淨土の三部經もかゝせ給へり云々、同書山もみぢの條に、弘長三年五月後嵯峨院、龜山殿にて如法十種供養を行ひし事など見えたり、

ニニツカヒ 如來 佛教にて眞如より來生せる者をいふ、即ち佛陀といふに同じ、又如去とも云ふ、梵語多陀阿迦度と云ひ、又恒他該他とも云ふ多他な如と譯す、如は眞理を云ふ、眞理より來れる人なれば如來と稱す、凡位より修行して、正覺を成し、乘如去るが故に如去と云ふ、如來は化他、如去は自證の義なり、無量壽經に、從如來一生、解法如如、成眞論に、乘如實道來、成正覺、故名如來と見え、阿闍梨、大日、藥師、釋迦等の如來あり、ホドク 唐書 唐書 唐書

ニヨワウ

抄、佛語解釋、
ニヨワウ 女王 王(ワウ)を見よ、
ニヨワウロク 女王祿、ワウロクを見よ、
ニワウ 仁王 佛法守護の神、多くは寺門の兩側に、其像を造りて安置せり、所謂金剛神なり、普通金剛力士といふ、一に二王に作る、正法念經に、昔有國王夫人生子于忉天、試當來成佛之次第、拘留孫佛探得第一、釋迦第四乃至維多羅千觀、第二夫人生三子、一願爲梵王、請于兄弟轉法輪、次願爲密迹金剛神、護于兄弟教法、云々、空海の秘藏記に、金剛智也、此智灌滿、灌如、金剛強力摧破諸物、其開發心實相門、以智慧、故先門立金剛、內證佛身とあり、されば印度の傳説に由來し、後に教理上より之を説明する事となり、眞俗雜記問答抄に、諸寺門立金剛力士事問何、答、金剛力士經云、寺大門有金剛力士、能護三世諸佛門、木槌仰云、右方持杵云、金剛、左方無持物、云、力士、二尊通云、金剛力士、矣とあり、經説に依れば、一人なれども後世二人となし、共に金剛力士と云へり、通鑑唐書宗紀の註に、范成大曰、在處寺門有兩金剛神、是于佛教中最後者、一名護至德、一名青髯とあれば、已に支那にて二人となせるものなり、我國には、古く眞勝の作と云へり、執金剛神あり、即ち仁王と同神なり、後世二神となし、阿云の二尊を示すものと云へり、

又カタノコホリ 額田郡 額田郡 三河國 期節を約し、漂流の體を發せしめ、密爾も九州邊の往來少なき海岸に赴きて、これを待ち受け居り、幽かに其船を認むる時は、荷造りしたる金子を小船に積み、官船の至らざる遠沖に於て、外國物産と貿易して歸れば、外船は其まゝ洋中の小島等に假泊して、清き去る等の事あり、故に文化二年には、支那船を海上に見掛けたる時は、隨て、進行すべし、また支那船の附近に碇泊すべからずとの令を出したり、されどこれを行ふもの絶えず、嘉永六年には加賀の錢屋五兵衛が、海上にて外國船と密貿易せること發覺して罪せられたることあり、(徳川太平記、泉典講究所講義、長崎貿易)



又キホノツカヒ

又キホノツカヒ 拔穂使 大嘗祭(ダイイワヒ)を見よ、

又タノコホリ

又タノコホリ 沼田郡 安藝國 肥後國 仲夏天皇紀二年夏六月の條に初見、
紀伊田に作る、和名抄に今有、沼田、船木、安直、眞(シラ)梨葉、部字等の郷あり、中世沼田と稱し、郡名自ら廢し、豊田郡に合併せらる、正保圖以後

又タリ

又タリ 又ヒト

又カノコホリ

又カノコホリ 奴可郡 關西國 後醍醐天皇 日本後醍醐天皇延暦廿四年の條に見ゆ、
和名抄に新城(ニヒキ)鴨田、位賀、額田、鹿球、六石、大野、縣家等の郷あり、拾芥抄以後又額田に從ひ、地誌要、ヌカガと訓す、今之に從ふ(縣名異同一覽、國郡沿革考)

又キコジ 抜巾子 選願の冠の巾子を、高く抜き出したるものをいふ、堂上家の子弟元服の時、これを著用す、冠(カンムリ)を参看(裝束集)

又キノサキノジンジャ 貫前神社 關西國 上野國甘樂郡(今北甘樂郡)一宮町一名貫前大明神、本國の一宮にして、現今關西中社關西經津主命(關西經津平城天皇大同元年上野地二月を神封に充て、仁明天皇承和六年從五位下を授け、清和天皇貞觀十八年四月正四位下に進め、陽成天皇元慶四年從三位勳七等を授け、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、十六年に從二位を奉る、堀河天皇康和五年六月社司に中祓を科す、神事を廢せる榮、御卜に出でたるを以てなり、後堀河天皇寛喜元年十一月將軍藤原賴朝、相模五郡時置を遣はして、神領及び馬を奉らしむ、其神主は、物部牛麻呂の裔(物部氏を世國せり、明治に至り國幣中社に列せらる(神祇志料、官國幣社一覽、古事類聚神祇部)

又タリノキ

又タリノキ 淳足郡 關西國 越後國中藩原郡、郡址詳かならざれども、信濃川河口右岸なる沼垂の附近なるべし、關西國 孝德天皇大化二年十二月始めてこれを造り、樞府を置く、停廢の年代、舊史闕けて傳はらざるも、和銅五年出羽國を廢かれしころ廢したるものなり(書紀、續紀)

又タリノコホリ

又タリノコホリ 沼垂郡 關西國 越後國中藩原郡、越國を分て三國となすに及び、越後國に屬し、藩原、沼垂、石船、田川の四郡あり、關西國 書紀神代に作り、後ち沼垂に改む、和名抄に足羽、沼垂、實地等の郷あり、室町時代の末年金澤庄と稱して郡名自ら廢れ、遂に寛知後滿原郡に入る、郡名考以後之に從ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

又ノクマノコホリ

又ノクマノコホリ 沼隈郡 關西國 後醍醐天皇 天武天皇の朝、吉備國を分ちて備後國を建てし時置かれしものなり、關西國 延喜式又沼隈に作り以後同じ、和名抄に津字、赤坂、春部、深山等の郷あり、郡名考、ヌカマと訓じ、地誌要、ヌカマに從ふ、今之に從ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

又ノヒタタレ

又ノヒタタレ 布直垂 大紋(ダイモン)を見よ、

又バカハ

又バカハ 奴袴 指貫(サシヌキ)を見よ、

又ヒドノレウ

又ヒドノレウ 縫殿寮 關西國、ヌロドノノ、ツカサとも訓む、唐名尙衣局、關西國大内省内朝平門

ヌヒノ

の北國國女王及び内外命婦、宮人の名候考課及び...

ヌヒノツカサ 縫部司 縫部四衣履縫...

ヌヒノツカサ 縫部司 縫部四衣履縫...

ヌボコ 沼矛 天沼矛(アマノボコ)を見よ...

ヌマツシヤウ 沼津城 所屬駿河國駿東...

ヌリゴ

えて除封し、同十九年二月城を獲ち、安永六年四月...

ヌリゴメ 塗籠 庭敷造の室の名、周囲を壁...

ヌリサヤ 塗鞘 漆を以て塗りたる刀の室を...

ヌリベノツカサ 漆部司 所屬諸種の漆...

ヌリユミ 塗弓 漆塗の弓を云ふ、貞丈雜記に...

ネアヤ

は、かぶら藤二所(上はす、本はすの付けきはよく...



ネアヤメ 根草蒲 葉の色目の名、藤草に、...

ネイイチサン 寧一山 一雲(イチネイ)を...

ネウハツ 鏡鉢 コハツを見よ、...

ネウヤクシンバウ 鏡盆神寶 所屬王...

ネコマ

朝野群載各六人あり、四位一人、五位五人となりし...

ネコマ 猫間 観骨に、くり形を施したる扇を...

ネコロジ 根來寺 所屬紀伊國那賀郡根來...

ネコロ

織僧坊等を造り、一山の諸堂坊舎二千七百餘字ある...

ネコロメ 根來塗 紀伊國那賀郡なる根...

ネコロメ 根來塗 紀伊國那賀郡なる根...

ネコロメ 根來塗 紀伊國那賀郡なる根...

ネコロメ 根來塗 紀伊國那賀郡なる根...

ネコロメ 根來塗 紀伊國那賀郡なる根...

ネツケ

根付 所屬關西國及び煙草入等の組...

ネツケ 根付 所屬關西國及び煙草入等の組...

ネツケ 根付 所屬關西國及び煙草入等の組...

ネンダ

縮等事云々」と見えたり、室町時代に至りては、乃真... 州十七箇所御料所代官、出納之故於三愚老、以察阿...

ネンシ

ことし、田租(アツク)調(チウ)地子(ヂシ)物成(モノ)... ナリ)小物成(コモノ)拾見(カミ)の諸條(シヨウ)...

ネンダ

名、目見以上の諸役人、番士、醫師、交代寄合、表高... 家寄合、五百石以上の小普請の輩、年始の賀儀とし...

ネンダ

代記の類)部分に限られたるものと(金石年表の類)... の二あり、我邦上古より年代記のことは、扶桑略記以...

ネンシ

近代月表 (一)部分に限られたるもの) 七大年表 記録年表 金石年表...

ネンダ

四種に分つ、一を佛名、念佛、又は口誦念佛とも云ふ... 口にて佛の名號を稱するなり、二を實相念佛又は法...

ノチノ

ノチノコホリ 能勢郡 關西 攝津國 關西 和銅六年九月、河邊郡を割きて之を置く。關西和名抄に能勢、雄村、根根等の郷あり、明治廿九年豊島郡と合せて豐能郡と稱す(郡名異同一覽、關西沿革考、法令全書)

ノチノ野高 江戸時代、野に對して課したる税を云ふ、地方凡例録に、大方山高に類し、株場等入江の場所にて、又持添の原、或は壹立の野方など、檢地して、反別を付たるものあり、無反別の場合にて、高入になし、年貢は其村定の通り納め、又は本高の内より抜き、野高水別段に納るもあり、又、眞盛管高等は野高と唱るもありて色々なりと見えたり

ノチノ野劔 毛抜形ある太刀を云ふ、朝廷にて武官警衛の爲めに帶く、又行幸の日殿上人之を帶し、文官も非常の時ば之を用ふ、筋を專にせし朝儀の細儀に對して云ふ、野劔に用ふる義、一説に飾なき太刀にて野卑なる心にて名づくとも云へど信じ難し、衛府の官人專ら帶する故に、衛府太刀といひ、また、構造に毛抜形引の金具を設け、革紐を著り稍平なるより、毛抜形細とも、革紐細とも、平細とも云ふ、四位五位裝束抄に、大將は野劔野太刀、公卿の時節輪廻野太刀、大將并四府佐は木地細野太刀也、近代大將時節細野太刀をたしむと見えたり(和名抄、同業註、西宮記、北山抄、禮業考、西三條裝束抄、次將裝束抄、武家名目抄)

ノチノ野太刀 長太刀(ナガタチ)を見よ、

ノチノ野心院 後心院 九條忠基の法號、

ノチノ野心院 後唯心院 一條教輔の法號、

ノチノ

ノチノイチオン井 後一音院 九條房實の法號、

ノチノイチリン井 後一林院 今出川實種(イデガハ)の法號、

ノチノイツシン井 後一心院 鷹司冬家の法號、

ノチノウチノニフダウ 後宇治入道 藤原師實(イテハラ)の法號、

ノチノエンクワウ井 後圓光院 鷹司冬家の法號、

ノチノエンケウジノミササキ 後圓光院 鷹司冬家の法號、

ノチノエンケウジノミササキ 後圓光院 鷹司冬家の法號、

ノチノエンケウジノミササキ 後圓光院 鷹司冬家の法號、

ノチノエンケウジノミササキ 後圓光院 鷹司冬家の法號、

ノチノエンケウジノミササキ 後圓光院 鷹司冬家の法號、

ノチノエンケウジノミササキ 後圓光院 鷹司冬家の法號、

ノチノエンケウジノミササキ 後圓光院 鷹司冬家の法號、

ノチノエンケウジノミササキ 後圓光院 鷹司冬家の法號、

ノチノエンケウジノミササキ 後圓光院 鷹司冬家の法號、

ノチノ

二位藤原季子、若狭守季泰の女なり、後醍醐天皇の中宮關白安徳二年四月從三位を授けられ、七月女御と爲り、元應元年八月中宮となる、正應元年五月光嚴院、院號を上りて禮成門院と稱す、元弘三年之を止む、同年七月皇太后と爲り、同年十月十二日崩す、御年三十一歳、諡して後深院と號す(尊卑分限、女院小傳、三宮傳)

ノチノキヤウコクセツシヤウ 後京極攝政 藤原良経(イテハラ)の法號、

ノチノクワウフクジサキノサダイジン 後光福寺前左大臣 大炊御門経季(イテハラ)の法號、

ノチノクワウメヤウセウ井 後光明照院 二條道平の法號、

ノチノクワウメヤウフジサキノセツシヤウ 後光明寺前攝政 一條家隆(イテハラ)の法號、

ノチノケイカウ井 後景院 鷹司房輔の法號、

ノチノサンバウ 後三房 「サンバウ」を見よ、

ノチノジカン井 後慈眼院 九條尚經(イテハラ)の法號、

ノチノジフリン井 後十輪院 中院通村(イテハラ)の法號、

ノチノシンクウゲ井 後心空華院 鷹司輔平の法號、

ノチノシンシン井 後深心院 近衛道隆(イテハラ)の法號、

ノチノシヤウオンジケンカフ 後成恩寺 藤原(イテハラ)の法號、

ノチノシヤウドシノセツシヤウ 後淨土寺攝政 九條道房(イテハラ)の法號、

ノチノ

ノチノフカクサテンワウ 後深草天皇 關西御名は久仁、法諱兼實、常磐井殿、又宮小路殿とも稱す、關西後醍醐天皇の第三皇子、御母は女院藤原結子、第八十九代天皇關白顯元元年六月十日降誕、向廿六日親王宣下、同四年正月、後醍醐天皇の禪を受け、四歲にして即位し給ふ、在位十三年、改元すること五、正元元年十一月、後醍醐天皇の意によりて位を皇太弟恒仁に傳へ院政を譲り給ふ、嘉元二年七月十六日崩す、壽六十二、山城國紀伊郡深草村大字深草の深草法華堂に葬る、天皇季友和順、讓位の後、毎に後醍醐法皇に侍して宴遊必ず從ふ、法皇崩御の後、龜山天皇親ら院政を決し、院別當を置きて院中の事を管す、天皇預る所なし、後宇多天皇即位するに及び益々憂鬱、是に於て北條時宗、天皇の第一皇子を後宇多天皇の眞太子と爲す、天皇の意釋く、伏見天皇即位の時、淺原爲頼の謀逆あり、衆議紛々、龜山法皇の意より出づと爲す、藤原公衡勸めて法皇を六波羅に遷さんとす、天皇潛然として曰く、淨信信難し、何ぞ通に此に至らん、先帝もし知るあらば、朕を何と思ひ給はん、事遂に釋く(大日本史、院憲一覽)

ノチノフクセウ井 後福照院 二條持基の法號、

ノチノフクワウラン井シタイカフ 後普光院太閤 二條良基(ニテウヨシモト)を見よ、

ノチノフケンジノニフダウ 後普賢寺入道 近衛忠房(イテハラ)を見よ、

ノチノホウセイ井 後鳳橋院 花山院 政長の法號、

ノチノホツシヤウジノニフダウ 後法性寺入道 藤原兼實(イテハラ)を見よ、

ノチノ

ノチノシヤウメウジノサダイジン 後淨妙寺左大臣 近衛経平(コノエツネヒラ)を見よ、

ノチノシヨウネン井 後稱念院 鷹司冬平の法號、

ノチノシヨウメヤウ井 後稱名院 三條四公保の法號、

ノチノズ井ケイ井 後瑞慶院 大炊御門信宗の法號、

ノチノゼイカンジノミササキ 後清閑寺院 高倉天皇の御陵、玉海、吉記、并に清閑寺法華堂に作る、山城國京都市下京區清閑寺町に在り、石を築きて垣と爲す、高二尺許、方各一丈五六尺、後鳥羽天皇建久六年、法華堂三昧供田六口各二町を充つ(諸院考、禮業志、院憲一覽)

ノチノセウクワウ井 後照光院 鷹司房平の法號、

ノチノ

ノチノセシン井 後是心院 二條光平の法號、

ノチノセシヨウ井 後是稱院 廣橋兼壽の法號、

ノチノセンシヨウ井 後專稱院 鷹司忠冬の法號、

ノチノタイセンコンガウ井 後大染金剛院 二條尹房の法號、

ノチノタムラノミササキ 後田邑院 光孝天皇の御陵、小松山院といふ、山城國葛野郡田邑郷立屋原小松原(今花園村大字多野)に在り、關西天皇延喜の制、降戸四畑を置き、四至を定め、四は若原丘等、南は大造、東は清水寺の東、北は大寺を

ノチノ

ノチノチリク井 後智足院 近衛房嗣(コノエフサツグ)を見よ、

ノチノチウジヨウワウ 後中書王 具平親王(トモヒラ)を見よ、

ノチノツキノワノニフダウ 後月輪入道 九條兼季(イテハラ)を見よ、

ノチノツキノワノヒガシヤマノミササキ 後月輪東山院 孝明天皇の御陵、山城國京都市下京區今熊野町に在り(院憲一覽)

ノチノツキノワノミササキ 後月輪院 山城國京都市下京區今熊野町に在りて、光格天皇、仁孝天皇、光格天皇皇后欣子内親王、仁孝天皇皇后藤原紫子、仁孝天皇皇后藤原藤子の御陵をいふ(院憲一覽)

ノチノトウ井サキノクワンバク 後洞院前關白 九條輔實(クテウスケサネ)を見よ、

ノチノ

ノチノトウクワウ井 後東光院 九條植基(クテウキ)を見よ、

ノチノトキハ井ノニフダウ 後常盤井入道 西園寺實俊(イテハラ)を見よ、

ノチノトクシヤウ井 後得成院 一條輝真(イテハラ)を見よ、

ノチノナガヲカノウダイジン 後長岡右大臣 藤原内麻呂(イテハラ)を見よ、

ノチノニテウ井 後二條院 藤原師通(イテハラ)を見よ、

ノチノノミヤノサキノナイダイジン 後野宮前内大臣 藤原公清(イテハラ)を見よ、

ハイカ

して、佛事にのみを用ひしが、後には神拜にも用ふるものあり(古事類苑禮式部)

其詞も亂れんとするに際し、松永貞徳出で、之れを統一し、慶長三年勅に依りて花咲翁と稱し、花の本

ハイカ 最後の表裏を名境の折といふ(通俗志、俳諧節用抄、俳諧正風直旨傳、俳諧古日抄、俳諧年表、俳諧獨習

ハイカ 拜賀 任官叙位の時に、御禮を申上るを云ふ、又奏慶とも、慶賀とも云ふ。

ハイカ 倍膳 諸司の政を行はざるを云ふ、其期間は一日若しくは三日なれども、概れ一日にして三日は尤も稀なり、これ政務の遊海を慮る事によりてなり(禁抄抄、拾芥抄)

ハイカ 倍膳 諸司の政を行はざるを云ふ、其期間は一日若しくは三日なれども、概れ一日にして三日は尤も稀なり、これ政務の遊海を慮る事によりてなり(禁抄抄、拾芥抄)

ハイゼン

ハイテウ

ハイデン

ハイバラマス

ハイム

ハウ

和五年頃(記したるものなるべし(梅松論考))

ハイム 倍膳 諸司の政を行はざるを云ふ、其期間は一日若しくは三日なれども、概れ一日にして三日は尤も稀なり、これ政務の遊海を慮る事によりてなり(禁抄抄、拾芥抄)

ハウ 保 五朝時代以後、都市地方に於ける土地の一小區劃の名、保は隣保の義にて、令制の五條より變化したるものなり、五保のことは五人組(ゴ

ハイカ

ハイカ 拜賀 任官叙位の時に、御禮を申上るを云ふ、又奏慶とも、慶賀とも云ふ。

ハイカ 倍膳 諸司の政を行はざるを云ふ、其期間は一日若しくは三日なれども、概れ一日にして三日は尤も稀なり、これ政務の遊海を慮る事によりてなり(禁抄抄、拾芥抄)

ハイカ 倍膳 諸司の政を行はざるを云ふ、其期間は一日若しくは三日なれども、概れ一日にして三日は尤も稀なり、これ政務の遊海を慮る事によりてなり(禁抄抄、拾芥抄)

ハイゼン 陪膳 天皇に供御を奉る時に伺候する人を云ふ、今云ふ給事人なり、主に典侍、采女等奉仕す(何れも髪上して仕ふ)又四位五位の殿上人、公卿も奉仕す、典侍は奉仕の際紫色を許されて、青又は赤色を着用す、西宮記に、節會陪膳、采女奉仕、内裏更衣典侍奉仕、御本殿、朝夕陪膳四位奉仕(女房可候也)朝夕飯陪膳女房候、無女房者、五位以上候、公卿供朝夕膳者、持不脱履(臨時陪膳脱履之時)警蹕者、除伊勢者、可稱之、御更御禮之時、供膳者、御飯、御他所者、執免御飯者、御更御禮上侍之間、昇殿者上奏之云々、禁抄抄御膳事條に、役途者四位五位六位候、近代漸絶、陪膳上候四位、候、役途、常事也、又公卿候、陪膳、上古常候也、(直衣常事也)高倉院御時、中山太政大臣常候也、其後經事と見えたり、即ち鎌倉以後は、男子は四位五位の殿上人奉仕し、女房は典侍采女奉仕すること、舊來の通りたりしなり、而して四位五位の殿上人は、多く朝廷の典故に明かなる人を用ひたり(西宮記、禁抄抄、三口中、安齋同筆、松屋筆記)

ハイム 倍膳 諸司の政を行はざるを云ふ、其期間は一日若しくは三日なれども、概れ一日にして三日は尤も稀なり、これ政務の遊海を慮る事によりてなり(禁抄抄、拾芥抄)

ハウ 保 五朝時代以後、都市地方に於ける土地の一小區劃の名、保は隣保の義にて、令制の五條より變化したるものなり、五保のことは五人組(ゴ

ハウ

ニンギョウの條に委しく述べたり、參看すべし(一) 都市の保は、桓武天皇平安城遷都の時、京城の區劃を定めて、左右京保町に分ちたり、市宅廿二(一)月の長十丈、廣五尺を一町とし、四町を一保とし、四保を一坊としたり、保を計るに、左京は西北よりして南に下る、一二七八町を一保、三四五六町を二保、七十一二三四町を三保、九十五十六を四保となす、左右京を併せて三百保あり、保内の事を掌るものは刀部と云ふ、後一條天皇の長元中既其名稱ありし事小右記に見えたり、白河天皇應徳二年、堀河天皇康和五年に於ける保刀部之辭令は、朝野群載に見えたり、もとは京職の管下にありしが、其權檢非違使に移るや、檢非違使の管下に屬するに至れり、後鳥羽天皇建久二年三月廿八日、後堀河天皇寛喜三年十一月三日の宣旨に、保檢非違使とあるものも、保の刀部に外ならざるべし、鎌倉幕府にては、保内に保檢斷奉行ありて、保内の雜務を掌らしむ(二)地方の保は、其起原詳かならず、蓋し令制の五保は、家數によりて定めたるものなれど、地方は都會と異にして、一般に民戸の稀疎なりしより、五家は所在に散在して、充分に行はれざりしが、五保の制度弛廢し、制限の撤去せらるゝと共に、家數によらざる一區劃を稱する名となりて、庄園總保と並び稱せらるゝ迄に、大なるものとなるに至りしなるべし、後一條天皇の代、檢非違使攝關小犬丸保ありしこと、壬生文書に見えれば、古くよりありしこと知るべし、又建久六年十二月四日の同文書に、若狹國富保を公家長日御修法供米等の領としたる事を記して「富保者、吉原安富相傳私領也、永萬元年保院以後、殊に功力、開墾發野、進歩濟四ヶ所(國富、積先里、能野、大熊野浦)納納、追年無國領意、而國中土民入作保領云々」と見えたり、

ハウ

即ち以て保の起り、及び保の大きさ等の一斑を知るを得べし、而して保を管するは、刀部を置きたる、京部の保と同じ、蝦、ゴニンギョウ及び「マウ」の圖參看(拾芥抄、壬生文書、五人組制度の起原) **ハウ** 坊 市街を區劃したる行政上の名、平安京に就きて云はんに、全市を劃して之を分轄し、左京に各九坊あり、北より起りて南に限る、二條以北は左右京ともその名相同じ、二條以南は其名を異にす、最北の半坊は九坊の外とす、坊を計るには左京は四より、右京は東よりす、坊は町より成る、凡そ坊を立つるには方四十丈を町とし四町を保とし、四保十六町を坊とし、四坊十六保七十四町を條とし、每條に四坊を置く、坊の間に必ず大路を通じて縦横に劃す、三條以南は四坊を管し、二條以北は各三坊を管す、蓋し坊制は四坊を管するを例とすれど、二條以北は大内裏の内に保るを以て、其管する所少きなり、坊の中央の通街を坊門と稱す、町に八行あり、一町に四行あり、行に八門あり、之を一戸とす、一戸の長十丈、廣五尺なり、町内に小徑を開く、大路の邊町には二、廣各一丈五尺、市人の町には三、廣各一丈、自餘の町には一、廣一丈五尺とす、左右京に各坊各十、二人坊長三十五人を置きて坊を管す、坊令は每坊に一人を置く、但し一條二條は皇居に接するを以て、特に一條より土御門まで一人、土御門より近衛まで一人、近衛より中御門まで一人、中御門より大炊御門まで一人、大炊御門より二條まで一人を置き、二條以下は、每一條に一人を置く、又條令とも云ふ、戸口を檢校し、奸非を督察し、賦役を能率することを掌る、正八位以下明庶監を以て、時務に然したる

ハウ

ものを以て之に補す、延暦十七年少初位下の官とし、藤田二町を賜ふ、天長二年初め坊令は當坊若しくは此坊より擔任せしが、是に至り京職入色の人を簡用することとなり、坊長は條毎に四人あり、但し一條二條は各三人、北邊坊は一人を置く、又町長とも云ふ、掌る所坊令と同じ、都内白丁の清正強壯なる者を以て之に補す、若し當坊に入なき時は此坊の人を撰補す、左に坊名を掲げて參考し、保(ハウ)及び京部の條の挿繪參看(拾芥抄、平安通志)北邊坊、一條より土御門に至る六保二十四町を管す九坊の中に八坊あり、桃花坊、土御門より中御門に至る、第一坊は内裏内に屬し、第二坊より第三坊に至る十二保四十八町を管す、錦駝坊、中御門より二條に至る、所管桃花坊に同じ、左京、教業坊、二條より三條に至る、四坊十六保七十四町を管す、以下各坊皆同じ、永昌坊、三條より四條に至る、淨風坊、五條より六條に至る、安樂坊、六條より七條に至る、崇仁坊、七條より八條に至る、陶化坊、八條より九條に至る、右京、豐財坊、二條より三條に至る、その管地以下左京の教業坊に同じ、條もまた之と同じくして、永寧坊、宣養坊、光養坊、賦財坊、延壽坊、開建坊等あり、



坊制圖



ハウ

ハウ 坊 室町時代、長刀を持つ侍を云ふ(貞丈雜記) **ハウアン** 保安 鳥羽天皇御宇の年號、元永三年四月十日改元す、四年を経て、崇徳天皇天治と改む、 **ハウ** 方位 我國古より、維新前に至るまで、方位を示すに、東西南北等の稱呼の外、別に十二支等を以て示すことあり、即ち卯を東、酉を西、午を南、子を北とす(拾芥抄)詳しくは左圖に就きて知るべし、



ハウイチ 抱一 俗名は酒井榮八郎忠因、出家して文註禪真といふ、抱一、屠龍、鷲村、兩

ハウ

ハウ

ハウ

ハウ

ハウ

ハウ

ハウ

ハウ

ハウエツウハウ 寶永通寶 寶永通寶は、戸時代に行はれたる錢貨の一種、寶永の年作りたるを以て此名あり、錢徑一吋二分、重二錢四分、面に、寶永通寶の文字あり、裏には、永久世用の文字を以て印せり、寶永通寶は、寶永五年正月、新鑄して之を行はしめ、金一兩に、新錢三貫九百文より四貫に至るを以て定價とせり、同六年、人民之を不便とせざるを以て遂に廢す、錢(ハウ)の條の挿繪參看(大日本貨幣史) **ハウエン** 保延 崇徳天皇御宇の年號、長承四年四月二十八日改元、六年を経て永治と改む、開元文選に「永安宗、以三祖、長興、長興、而久存、寶永尊之所御、保延壽、而宜子孫」とあるに據る、右中辨兼文章博士藤原顯業之を勳申す(國朝年號譜) **ハウカク** 方角 方位(ハウキ)を見よ、 **ハウカシ** 防鴨河使 鴨鴨の字を喜して訓むこと故實たり、京都鴨鴨河の堤防修繕を掌る、鴨鴨の水脈々汎濫して市民大に害を被れるが故に、特に此職を置きて防水を掌らしむ、鴨鴨長官一人、衛門權佐にして檢非違使を兼帶せる者を以て臨時に任命す、列官、主典、各二人、衛門府の官人を以て之を兼らしむ、鴨鴨河初め鴨鴨河及び鴨鴨河兩所に別當を置きて防水を掌らしむ、天長元年制して、三年を以て遷替せしむ、後改めて四年とす、貞觀三年防鴨鴨河野河二使を罷め、山城國司に隸す、後三年時に置くと、なれり(日本紀略、三代格、新儀式、官職抄、鴨鴨河、鴨鴨河) **ハウキ** 寶龜 光仁天皇御宇の年號、神護景雲四年十月一日改元、十一年を経て天應と改元す、肥後國より再び白鳥を獻じたるを以てなり(續紀)

ハウグ

ハウグハ 半靴 馬の上にて用ふる靴をいふ。...

ハウクワウジ

方廣寺 山城國京都下京區茶屋町○世に大佛殿と稱す。...

ハウク

木像に就いていへるなり(平安通志、京師要誌)...

ハウグ

僧を云ふ、髪を剃り僧衣を着して剃刀をさし、魚類を食し、妻帯なり。...

ハウクワン

判官 東宮坊の官人を云ふ。トウクワンノ参看(内裏式)...

ハウグ

に二子あり、忠通、頼長といふ。忠通父に繼ぎて攝政關白となり、内覽の官を賜ふ。...

ハウグ

を獻じ、夜に乘じて後白河天皇を高松殿に歸はんことを請ふ。...

ハウグ

保元物語 三卷、刊本一册。保元の亂を専ら記したる假字の歴史なり。...

ハウグ

保元物語 三卷、刊本一册。保元の亂を専ら記したる假字の歴史なり。...

ハウグ

保元物語 三卷、刊本一册。保元の亂を専ら記したる假字の歴史なり。...

ハウグ

保元物語 三卷、刊本一册。保元の亂を専ら記したる假字の歴史なり。...

ハウジ

七歳にて寂す、二世傳律師風舞(齋藤房と稱す)思ひらく、吾が此寺は釋氏遺教の故にあらす、只先師風...



ハウサウシ

勝示 境界等の標に打つ杭を云ふ、倭名抄に「勝示孫權切韻云勝...

ハウシカフト

帽子冑 後の頭巾と同じ、眞丈雜記に「平家物語に、坂四郎永覚、帽子冑に五枚...

ハウジギン

保字銀 保字銀貨の一種、天保の丁銀及び豆板銀をいふ、極印に保の字あるを以...

後ち改鑄の額、十萬二千四百四十貫目なり、天保八年より安政五年までを鑄造の年限とす(大日本貨幣史)...

ハウジ

受取り、龍波津より船にて太宰府に送る、若し、防人の數、千人以上の時には、申寄者之上奏し内會...

ハウシヤウエ

放生會 魚鳥等の人に捕へ...

ハウジ

後名 俊昌 俊完 俊廣 俊清 俊隆 俊親 俊明 俊克 俊政

ちれて殺されんとするものを買ひ集めて、法を修して放ちやる法會を云ふ、水鏡に「義浄師の金光明證勝...

ハウジユツ 砲術 後奈良天皇の時、新羅牙人種子島に來りて、島銃及び其法を島主種子島時貞...

ハウズ

は其技藝達せざりしが、天保年間、信州松代藩主真田幸實海防に注意し、大小の火技を研究し、其臣に片井京助、佐久間山田等出づ、この時に當り高島秋帆は、西洋新式の砲術を精しく、之を江川太郎左衛門英龍に傳へ、盛んに砲術を講習し、大に其進歩を促したり、其流は始め西洋流と稱せしが、後に高島流と改む、佐久間山田は和蘭の兵器につき、西洋大小火技を講究し、業を其徒に授け、西洋流傳と稱す、爾來水戸齊昭、鍋島綱重、島津齊彬等の諸藩主并に之を獎勵せしを以て、之を能くするものに多きを加ふ、なほ當時までは大小砲を共に修業したるものなれども、江戸時代の中葉までは、就中小銃の技に重きをおきたりしが、幕末に及びて、大砲の術をも見るに至り、維新の後最新の洋式傳來し、加ふるに科學の發達と、共に長足の進歩を爲しつゝある事、人の知れるが如し、テツパウ、ライハウ、参看(南洋海防)武備小傳、改選諸家系譜續編、寛永系圖、明長帝録、淺野文書、日本教育史

ハウズ 坊主(房主) 寺院の住持を云ふ、一坊の主義、後は僧侶の居所の名なり、吾妻鏡文治元年十一月廿二日の條に「澤州淺吉野山深雪、澤州多武峯云々、到着之所者、南院内藤室、其坊主世に十字坊之悪僧也」と見えたるに知るべし、後世に至りては、住持に限らず、醫師、茶道、俳人、遊人、隱居に至るまで、剃髮の人は悉く坊主と稱し、終に愚口に之を用ふるに至りて、乞食坊主又は宿なし坊主と云ふに至り(俗稱、倭調葉)

ハウツ 奥坊主、表坊主あり、奥坊主はもと小納戸坊主といへり、専ら茶室を管し、將軍には勿論、毎日登城の大名家役人に茶を進むることを職とす、人数百人内外ありて、其中別は、小道具役坊主、用部屋坊主、肝煎坊主、時計役坊主、土室間坊主等の分職あり、表坊主は殿中に於て、大名及び諸役人に給事する事を職とす、其数多きは、二百人以上に及ぶことあり、諸大名等よりの報酬甚多く、家計豊かなるを以て、奢移傳説に流れしかば、屢々同朋頭を令して戒諭せしめたり、四九にも亦奥表坊主あり、又廣同坊主といふあり、廣同の掃除及び湯茶を掌る、而して、奥表共に入扶持、役金廿七兩、表坊主組頭は、五十俵高、二人扶持、四季施代四兩、奥表兩坊主は、共に二十俵高、二人扶持なりき、然るに慶應二年十二月に至り、坊主の員数を減じ、壯年の者は撤兵並に編入し、(寛政)嘉永明治年間、古事類存(佐藤)

ハウツ 端唄 端唄は、江戶時代以後流行の端唄の歌といふ、開國前後江次大嘗會の條等に、大唄に對して小唄といへるあり、端唄抄抄口傳抄等の項に及びては小唄の稱を失せて、大唄、今様の區別出で來たり、其今様とは、やがて小唄または端唄等に比すべき、當時流行の端唄のことなり、然るに流行はいつしか變遷して、既に今様といひしもの、即ち主として七五四句より成りたるもの、既に古への姿となりて、更に新しきものを生ぜしかば、昔の今様を、そのまゝ今様とのみ呼びて、新しき流行歌を小唄と名づくることとなり、これ室町時代より、江戸時代の初めに係けての稱呼なり、而してまた別に、安土桃山時代より漸く興り來りし三絃と稱との流行につれて、端唄といふもの生じた

ハウチ

原許かならず、寛永領國令の後、長崎の警衛は防海の第一要務なりとて、港口に許多の砲臺を築き、鍋島黒田の二家をして交代して、隔年に之を守らしめたり、専ら文化文政以後、北海領に警衛を傳ふるに及び、幕府砲臺を蝦夷の各地に設けたりとも、極めて微細なりき、文化八年上總國周郡富津の海岸に砲臺を築き、竹ヶ岡、多田良等にも設け、相連路として外寇に備へ、松竹梅の號を附したり、富津砲臺と稱す、本地を松ヶ岡、陣屋を松ヶ岡と唱ふ、天保十四年代官森覺齋、羽外記等の支配に屬す、既に大松平下總守代りて守衛に當り、弘化四年松平肥後守の成所となる、此時砲臺を新築して之に移すといへり、これより先文化六年相模國三浦郡に觀音崎砲臺を築きしが、嘉永六年更に品川灣の海中に六個の砲臺を築き、明年に至りて成る、品川砲臺これなり、老中阿部正弘これを總督し、江川英龍發遣の任に當れり(此時十一個を築く苦なりしも六個のみ成る)諸大名に命じてこれを守衛せしめしが、安政三年に至り、大阪の兩河口にも築造せり、此外島津、毛利、水戸等の諸藩に於ても藩内に砲臺を築き、殊に島津氏は英船と、毛利氏は英米佛蘭の四國艦隊と實戦を遂げたるは、世人の普く知る處なり、維新の後以上の砲臺悉く廢し、富津、觀音崎等は改築せられ、其他要所には新に之を築き、要害地として砲兵の守備する處となれり(長崎三百年間、水戸烈公行實、贈從一位島津齊彬公略傳、續徳川實紀、泰平年表、北海道志、江戸會志、續々泰平年表)

ハウチ 寶治 關西後深草天皇御宇(鎌倉執權北條時頼)の年號、寛元五年二月二十八日、代始に因りて改元す、二年を経て建長と改む(關西春秋繁露に、黒之清者爲精、人之清者爲賢、治身者、以穢

ハウチ 杖手 關西後深草天皇御宇(將軍足利義政)の年號、文安六年七月二十八日改元す、三年を経て享徳と改む(關西春秋繁露に、日禁檢護とあるに據る、文章博士菅原爲實之を勸申す(國朝年號譜))

ハウチ

ハウチヤウ 坊長 「ハウ」を見よ、

ハウチヤウ 坊門院 關西後深草天皇御宇(將軍足利義政)の年號、文安六年七月二十八日改元す、三年を経て享徳と改む(關西春秋繁露に、日禁檢護とあるに據る、文章博士菅原爲實之を勸申す(國朝年號譜))

ハウチ

ハウチヤウ 杖手 關西後深草天皇御宇(將軍足利義政)の年號、文安六年七月二十八日改元す、三年を経て享徳と改む(關西春秋繁露に、日禁檢護とあるに據る、文章博士菅原爲實之を勸申す(國朝年號譜))

ハウチ

ハウチヤウ 杖手 關西後深草天皇御宇(將軍足利義政)の年號、文安六年七月二十八日改元す、三年を経て享徳と改む(關西春秋繁露に、日禁檢護とあるに據る、文章博士菅原爲實之を勸申す(國朝年號譜))

ハウチ

ハウチヤウ 杖手 關西後深草天皇御宇(將軍足利義政)の年號、文安六年七月二十八日改元す、三年を経て享徳と改む(關西春秋繁露に、日禁檢護とあるに據る、文章博士菅原爲實之を勸申す(國朝年號譜))

見開して葬儀に堪へず、乃ち正親町三條公儀、鳥丸光胤、坊城俊遠、今出川公等十餘人と相議して互に血誓し、遂に皇權收復の誓を遂げ、時に公儀の家人に竹内式部あり、山崎闇雲の學說を奉じ、大義名分を論じて人心を鼓舞せり、公儀、敏達これに師事して神典舊書を研究し、また他の同志を勸諭して式部の門に入らしむ、而して公儀敏達等は、皇權收復を経營するに先づ君徳を培養し奉るを急務とし、寶曆五年侍讀伏原宣隆をして經書を進講し、専ら式部の學說に據らしめたり、是より先式部の同志に藤井右門あり、血誓の堂上と相往來し、孫突の書を講演して専ら軍旅の事を教授す、是に於て血誓の堂上は心を兵學に潜め、且つ武技を講ずるを以て、御築地内宮中及び給神家を總稱すに於て、近習の堂上は、武臣の業を習ふとの風説流傳して、聞く者皆眉を蹙む、關白一條道香之を聞いて大に驚き、同六年四月、傳奏御原光胤、廣橋兼成に命じて武術修業を禁止せしむ、蓋し此風説は、式部が嗜讀言を講演するに、孔明の八陣圖を説きしに起因せるものなり、翌七年三月道香關白を辭し、近衛内前之に代る、是時に當り公儀は、正親町三條公儀、西洞院時名と號し、日本紀御覽の事を建言し、六月始めて神代卷御覽の事あり、公儀及び坊城俊遠、高野隆古、白川資頼等皆承けて論書に之を進講し、皆式部所傳の垂加流の學說を用ふ、而して天皇は日本紀、孝經、大學、孟子等の講義を聞き給ふ餘暇に、又近臣と史記、通鑑等の會讀を能し、専ら衷心を學問に寄せ給へり、血誓の堂上は昔を文事に託し、相互に御前に伺候して、大柄を皇室に收復せざるべからざる事由を言上し、専ら君徳を培養し奉るに注意したり、道香内前の二人は、垂加流を喜ばざりしを以て、相繼して俄に、公儀等は宮中の

ハオリ

動靜を式部に漏洩すと論じ、神書の進講を停止せり、これが爲め公儀等の計畫は徒勞に屬せんとす、公儀、時名、公儀等乃ち關白を排除するの念慮を發し、前夜封書にて、關平不披の叛意を以て、諸事廢斷あらん事を内奏せり、天皇此内奏を熟覽せらるゝに際し、龍紀暗内侍突然と御座所に參入せり、天皇大に驚き、内奏の書を御机の側に認め給ひしに、内侍は主上の御舉止を見て、他の女房の圖書を隠し給ふかと疑念し、天皇の御座に在りしを以て、大に驚愕し、幸願其文意を手書して青桐門院に密告し奉る、女院之を内前に下し給ふに、内前愕然として、一條道香、九條尚實、藤原公成等と謀り、禁中に列參し、式部門弟の堂上は異謀ありと奏し、殿前處せられんことを要請して曰ます、主上驚駭、御座を起ちて便殿に入り、内前等の爲す處に任せ給ふ、内前等辱罵を以て講義修業の兩役に下知し、公儀以下二十餘人を罰す、時に寶曆八年七月二十四日なりき、式部亦之に連坐し、追放の刑に處せられたり、コトヲツチシキヤ(岩倉公實記)のなほ寶曆事件につきて、是野博士の武内式部事蹟考、及び史學雜誌十編所載山縣昌隆氏の寶曆における武内式部勤王事蹟考あり、必ず參考すべし、

ハオリ

ハカ 宮中次第に、親を付けてはかり物を著し云々など見たるを初見とす、常來其製によりて種々の名目あり、并に男子の着用するものなりしが、江戸時代の初期より、女子も用ふる事となりたり、而して寛文以前は長羽織を用ひしが、其内羽織と稱し、甚短き一種の羽織ありき、延寶以後は少く短くなりしが、貞享の頃より元祿の中頃まで長羽織行はれ、申頃より以後短くなり、享保の頃には二尺三寸、元文の頃よりまた段々と長くなり、二尺五六寸より三尺に餘れり、明和の頃また享保の如く短くなり、安永の末より天明に及びてまた長き身幅廣くなり、なほ此時代長羽織と稱し、職事より違りたるを、鷹之者の頭等は、之を着するを名譽と爲したり、并に通常服なりしが、維新後上下の制服せらるゝに及び、男子は羽織袴と共に禮服として用ふる事となり、羽織(サンバオリ)參看、金剛羽織、唐羽織、鳥毛羽織、革羽織、緞羽織、紙子羽織、兩羽織、ぶつき羽織、大事羽織(クハバオリ)參看、三寶羽織、編組羽織等あり(武家名目抄、貞丈雜記、遊遊樂記)

ハカ

ハカ 墓 國史院を埋めたる處をいふ、後醍醐天皇に、跡はかもなく、そこはかもなくなどいふ意にて、その跡のみ遺れるよりの名なるべしといへり、ナクツキとも訓し、墳墓、墓所、塚、塚、塚等と稱す、墳は墓上に土などで作りたる山をいふ、また帝皇の墓は、陵(ミササキ)參看)といへり、國史院(大古)詳細なる事知り難しと雖も、概ね山嶺に起すを常とし、自分の下れる者、もしくは土地柄の工合上、較々山腹に下れるものあり、形は圓形又は笠形、并に圓形にして、墳頂は多く設けざりし、之あるもの亦なきにあらざる、内部の構造は、概

は木を削り、概ね不規則形の大石を以て長方形に圍めるを常とせり(上代)神武天皇以後に至り、形は圓形のもの多く行はれ、仁徳天皇の頃に至りて尤も盛大な極めたり、而して當時殉死の風ありしより、殉死者も其傍に葬ること行はる、これを陪塚と稱す、陪塚は圓形古墳にては多くはクビレタム形側に在り、圓形古墳も亦これと同じく、其數十箇に及べりものあり、後世車塚と稱するもの、諸地方に在るは、皆古墳と陪塚との合稱にて、其形状も東に兩輪あるが如きより、へるなり、圓形古墳に前方後圓のもの、前後共に圓形なるものと、前後兩方共に角ばりたるものとの三種あり、而して今日までに、其發見せられたる地方は、三十一箇國の多きに達す、周圍には皆流渠あるを法としたれども、此時代の中葉以後は其事絶え、陪塚も影を留めざるに至れり、なほ圓形古墳は、何頃まで行はれしか明かならざれども、陪塚につきていはば、用明天皇以後は圓形のもの、みなれば、帝皇に於ては早く衰へたるが如しと雖も、其他の貴族、地方の豪族等は依然としてこれを營み、上代を通じて行はれたり、また墳墓の地位は、古くは山嶺に築きたるも、漸く下りては山麓に起し、後益々低地に作る事となり、棺は木製のものもありたれども、貴族豪族間には石棺主として行はれ、今日其發見せらるゝもの尠ならず、石棺は垂仁天皇の時、石作連某が、皇后日葉酢媛崩去の際、製造したること、姓氏録にあるを初見とすれども、安寧、孝順、孝安の諸陵皆石棺なりしことを以て考ふれば、其製早くより行はれたるを知るべし、また南宮の碑あり、南宮は今日までに七國二十九箇發見せられ、而も其中二十六箇は中國地方より出でたり、思ふに中國地方にて、重に用ひられしものならんか、爾

は規則正しき石を用ひ、且つ數室連合の制を設け、間々其壁に、赤色模様の附せるものもありき、而して垂仁天皇の時より、埴輪を以て殉死に代へ、これを墓側に植つる風を生じたり、詳しくは埴輪(ハニワ)の條を見るべし、また横穴あり、穴居の述なりとも、葬穴なりともいへど、恐くは葬穴なるべし、武藏國比企郡の百穴の如きこれなり、上述の如く此時代には、石棺石槨の制なりしが故に、今日諸地方にて遺蹟の發見せらるゝもの頗る多く、伏塚、穴穴、石壁、穴雨塚、造り山、築石山、塚、穴、鬼の窟、土蜘蛛石室、穴塚、丸山、華塚、茶臼山等の稱を以て呼ばるゝもの、多くは皆古墳なり、また石槨石棺の一部を爲したる大石を鬼の魚板、石舟などいへり、右に擧げた所に於て、此時代の墓の形状の大體を知るを得べし、而して其制度を擧ぐれば、大化二年、詔して諸王諸臣墳墓の制を定め、王以上の墓は、その内長九尺、濶五尺、其外城方九尺、高五尺、役夫千人、七日に造り訖らしめ、上臣以下順次に減殺し、大仁以下有冠の人ば役夫に差等あり、封せずして平かならしめ、庶人に單に地に收埋せしむ、下りて文武天皇大寶の制三位以上及び別祖の氏宗に限り、墓を營むことを許し、四位以下の造ることを許さざりき、然れども其高濶等は詳かならず、而して墓上に碑を立て、卒都婆をおき、墓誌を埋むることも、早くより見えたり、雄略天皇が、小千部酒經の爲めに、取曾酒經之墓といへる碑柱を建てたるに、其碑破壊せしかば、更に生之死之捕雷酒經之墓といへる碑文の柱を立てたるに日本書紀に見ゆ、また表符令に、墓皆立碑(兩碑者刻、石銘、文也)記其官姓名之墓ことあり、其他大感采女、那須國造、藤原鎌足等皆これを立てたること史籍に散見し、墓誌は船首王後、小野毛人等の

墓より發見せられたるものあり、塔塚を設くことは大和多武家原藤原足利の墓に建てしといふ十三重の卒都婆を権輿と爲すべし、然れども其風未だ衰へかりしにあらざるなり(奈良平安朝時代)には前代の末期と大差なきに雖も、圓形墳墓の如きは漸く衰頹し、また多くは平地に起したれども、山地に營むこともなきにあらざる、形状は多く土を高く盛り上げ、又は大石などを置きたり、卒都婆を立てたるの風は、佛敎の隆盛と共に大に行はれ、仁明天皇の御陵にこれを置きたること文德實錄に見えれば、當時より漸く流行するに至れるものならん、なほ此風庶人にまで及びたるは、宇治拾遺に清徳とて、聖の死したる時、愛宕山に葬り、石の卒都婆を立てたることありしが詳かならざれども、光孝、冷泉、高倉諸天皇の陵には、皆石の五輪塔(マフ)の挿置あり(鎌倉時代)形状は大體前代と同じ、而して五輪の塔塚を建てることは此時代一般に行はれしもの、如し、八木井三郎氏の説によれば、其形は、最初のものほど、層根に反りを生ぜずして、稍々古實塔時代の風を存し、且つ中間圓形の大き、層根の縁とは、等しきを示せり、塔石は一個に限り、上部の懸寶珠まで見せ五箇に限れり、然るに後世の五輪は、漫りに此塔石の下に大石もしくは石垣を設け、一見仰ぎ見るの風を生ぜり、文字は中間圓形の石面へ、梵文を一字彫刻せるのみにして、他の文字なく、次なるは、塔石へ年號其他を刻めりといへり、其狀大體に於て、諸らざるに似たり、なほ此時代藤原宗茂率してより無雙塔(マフ)の挿置あり、概ね層根の臺にこれを建てること、なほ(室町時代)には、塔上多し、寶篋院塔(マフ)の挿置あり、其形は、家屋

ハカ

ハカセーハカク

の部分なる四隅の内外部へ傾き出ます、梵字を中... 九輪は大略木塔に似たる等の殊徴を、其初階にあり...

ハカク

り、先んじて兵を擧んとし、貞經、貞宗等に圍る、貞經... 武時等に乘じて益々之に迫る、英時拒ぐこと能はず...

ハカマ

前に、蓬菜に向ひ餅花びらを食する其儀風なり(江... 家次第、四宮記、吾妻鏡、公事権儀、鎌倉年中行事、...

ハカマ

とも稱す(國朝朝冠にてはまづ陰陽師をして其時日... 時の大匠之を勤めたり、當日皇子は下袴を着し、若袴...

ハカリ

たむ、此時始めて双刀を帶す、俗に御指指と稱し、... 多くは鋭利ならざるものを用ひたり(大名諸大名等...

ハカリ

なる具、ハカマといふ動詞の轉じて名詞となりたる... なり(國朝朝冠天皇の時、上毛野久比が美園...

ハクテ

へば、四箇を用ひて博戯せるものならん、此外は、博、意錢、七半等のことありき、以來博々制禁ありしが、其間自ら弛緩なきにあらず、且つ博奕の種類により、賭物の品類に従ひては、必ずしもこれを禁せず、公卿も公然これを戯ぶし事あり、鎌倉時代には、以上の外四半、目勝等の名あり、目勝は幕府にても禁中にて行ひしこと史に見えたり、後に之を禁じ、士たるもの之を犯したる時は、所職を召上げ、所帯ある者はこれを奪ひ、下賤の者は、指を截り、家を毀ち、流罪に處したり、室町時代より徳川時代にかけては、其制漸く弛み、殆ど其禁なきが如し、されど諸本名中心ある者は、領内に令して堅く禁じたりき、江戸時代には、禁を解に入れて振り出し、其目によりて勝敗を定めると主として流行し、兼てカルタも盛んに行はれたり、又取退無盡、三笠附とは其罪博奕と同じ、此外宮、椿引紋附等の博奕類のものあり、一時流行を極めたれども、後皆禁せられたりき、なほ賭博は、武藝に屬して、従前は禁ぜざる所なれど、此時の方法は大に賭博に類するを以て廢之を禁せり、而して此時代博奕を行ひたる者は、簡取及び宿の者は、重罪として遠島に處し、其家主、宿の兩階、五人組等皆連座するの定めなりき、なほまた當時之を専業と爲すものあり、所謂博徒とも、長脇差とも、男達とも稱する輩皆然らざるはなし、而して其元給を爲すものを元給と名づけ、尤も勢力あり、多数の乾分を有して、強張を爲し、爲めに大争闘を生じたること、昔聞く人の知る處なり、維新後もなほ此遺風を存す、關西關東六(所謂盤屋六なり)(スゴク)参看)樽酒、七半、四半、目勝(此三つは塞を用ふるに明かなれば、雙六より變じたるものなるに明かなれど、方法は詳かならず)廻筒博奕、手目博奕、此二つは共に筒に塞を入れて振り出

ハクテ

すなり、ガム(種々あれども、花背牌尤も普及し行はれたり)三笠附(俳句の一種、前句附、冠附といふも同じ)ヨカサツケ(参看)取退無盡(ムシ)参看)蓋(トミクシ)参看)椿引紋付(一紙に俳優の紋所四十餘畫き、賭者をして其上に懸にて俾形數箇を畫かしめ、一箇に就きて四文を出さしむ、而して其圖に中りたる時は、其圖金の數に應じて賞金を與ふ)長中(又重中ともいふ)其他は多し、今省略し、從ふ(博遊笑覽、古事類苑法律部)

ハクテ

ハクテゴハウ 帛御袍、帛御裝束(ハクテ)ハクテセチエ 白馬御會「アタツマ」セチエ」と訓す、同條を見よ、ハクテ 幕府(一)近衛府の唐名、後には近衛大将の家を云ひ、轉じて其人を云へり、三長記建久六年八月廿九日の條に、申朝許、参幕府、被講、兩殿詩ことあるは、三長記の著者長兼が、左大将藤原真經の第に参りたるにて、即ち大将家を云へる例なり、また九日の條に、「参幕府、有、意御作文云々、幕府御風情披詳云々」とあるは、右大将真經を云へるなり(二)將軍の唐名、史記案隱に、古者出征爲將帥、軍運則罷、理無常處、以幕府爲府署、故曰幕府、とあり、より出づ、源賴朝鎌倉幕府を開くは、世多く建久三年征夷大将軍たるの時を以てすれども、建久元年十一月上洛して大納言兼右大将となりし時を以て、幕府と稱するに至當とす、當時の慣例にて、幕府幕下と稱するは、近衛大将にして、近衛大将となれば、政所、侍所、藏人所以下の役所を置き、家司を任補する例なるを以て、頼朝が奏請して大将を望みたるは、即ち政所、侍所、問注所等、一の政府を遣らんが爲めなりしなり、故を以て(一旦大納言大将を辭したれども)京都より歸りて、明年正月大将政所を行ひ、政所、侍所、問注所を置き、別當寄人以下を任じ、更に奉行入、京都守護、九州奉行等を任補し、命令も前右大将家政所より下知したるを以て知るべし、然れども天下を鎮するは、征夷の任尤も名實相叶ふを以て、頼朝之を望みて止まず、遂に建久三年七月に至りて征夷大将軍となり、これより頼朝實朝以下代々征夷大将軍となり、足利氏(室町幕府)徳川氏(江戸幕府)の幕府も皆之に倣ふに至りしなり、

ハクテ

ハクテホ 白鳳、ビヤクホカヒを見よ、ハクテク 博陸 攝政(セツシヨウ)を見よ、ハクテリノコホリ 葉栗郡 關西 美濃國 起原 天正の末、尾張國葉栗郡の、木曾川西北の地を割て、美濃國に屬せしめしより起る、關西關東明細記葉栗に作り、後ち改めて、羽栗となす、古圖以後之に仍る、明治廿九年中島郡と合併して羽栗郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)ハクテリノコホリ 葉栗郡 關西 尾張國 起原 稱徳天皇紀、神護景雲三年九月の條に見えたり、風土記羽栗に作る、和名抄に葉栗、河津、大毛、村園、若栗等の郷あり、中世上門眞庄ありて、其地廣く全郡に及ぶ、後ち羽栗に作り、元祿時又羽栗に改め、以後之に仍る(郡名異同一覽、國郡沿革考)ハクテロ 關西 關東(カネ)を見よ、ハクテイタ 羽子板 關西 正月女子が羽子をつく板をいふ、羽子は椶の實に、羽根をつけたり、また胡鬼板ともいふ(羽子を胡鬼子といふ)并に羽子木板の略なり、關西關東下學集に「羽子板(正月用之)と見えて、ハクテイタ、コキイタと兩訓を施し、遠藤抄にも羽子板の名を載せたり、下學集は文安元年、遠藤抄は同三年の撰なれば、當時既に流行したる事を示るべし、また林逸節用集に「羽子板、胡木板(一子)と見え、年中定例正月十一日御對面の次第云々の條に「又今日比丘尼御所之御參(中略)御所(御みやげは、こきいた、こきのこ云々)などあり、按ずるに、世説問答に、「これをなきまきもの、蚊にくはれぬまじなひなり、秋のはじめに蜻蛉といふ虫出ては、蚊をとりくふ物なり、こきのこといふは、水連子などを蜻蛉がしらにして、はねをつけたり、これを板にてつきあぐれば、おつる時、とんぼうがへり

ハクテ

のやうなり、さて蚊をおそれしめん爲めに、こきのことつき侍るなり」と見ゆ、此説もし眞なりとせば、最初に夏より秋にかけて用ひしもの、いつしか變じて正月の遊戯となりたるならん、江戸時代に入りては益々盛んに行はれ、今日なほ好んで婦女の間用ひらる、而して古の羽子板は、極めて粗雑なる繪畫を描きたるに過ぎざりしが、羽子の陶器用江戶の事をいひて、正月のけしき京羽子板、玉ぶりに、細工に金銀をちりばめ云々とあれば、元祿頃には漸く華美に趣きしなるべし、押繪は、寛政文化の際より行はれたりといへり(骨董集、遊遊笑覽)ハクテサキノミヤ 宮崎宮 關西 近前國 屋部宮崎(八幡神)の別宮にして、八幡大菩薩宮崎宮とも稱す、現今宮幣社、關西關東神天、相殿に仲夏天皇、神功皇后を合祀す、關西關東延長元年八幡の若宮神の神託に因りて創建す、延喜の制名神大社に列らしむ、凡神社、北大海に臨みて、西城に向ふは、蓋し神慮なりといへり、降りて文治三年八月、源賴朝精屋四郎を大宮司親重に與ふ、文永十一年十月、聖古來使の時、災に罹る、弘安三年九月また大災あり、其後永享六年六月又災上す、時に世亂れて興立する入なく、三十餘年の間假殿に鎮座せしが、大内持世、文正元年三月造營の事を始め、五年を経て成り遷宮す、本社、拜殿、廻廊、樓門、四門等、形の如く造營せり、享祿年中又災上せしな、天文年中大内義隆、本社を建立す、然れども遷宮の儀式古来より定例ありて、其費用多かりければ、未だ遷宮なくして假殿に在りしが、天正十五年豐臣秀吉遷宮の式を行ふ、慶長五年黒田長政入國後、社領五百石を寄せ、同十四年八月、豐田井に石鳥居等を建立す、其後屢々修復造營あり、嘉永六年以後八年間朝廷より清興の御祈あり、凡祭祀

ハクテ

ハクテエモノノツカサ 宮内省 關西 官内省の被管、篋、陶器等の製造を管す、全く飲食の器具のみに係れり、關西關東正一人從六位上、佑一人正八位下、令史一人少初位上、使部六人、直下一人、當百九十七戸、關西關東文武天皇大寶元年に創置し、平城天皇大同三年、大膳職に併置す(令義解、令義解、類聚三代格)ハクテ 箱訴 關西 江戸時代に於て、庶民が評定所の目安箱に投書して、將軍に直訴するをいふ、關西關東代將軍徳川吉宗の時、享保六年閏七月始めてこれを設く、關西關東目安箱は毎月二日、十一日、二十一日の三日、評定所の前に出し置き、此三日は評定所の都合日にして、式日また大寄合と稱す、老中、寺社、町、勘定の三奉行、大目付、目付等出席して評定せり、なほ立合、内寄合と稱するもあれど、老中は出席せざりき(庶人に限り)(一)政治に關する意見(二)官吏の私曲(三)訴訟の滞留(但し此場合には、直訴すべきことを、奉行所に断るを要す)等に就き、訴へんとすることあらば、訴狀を認め、姓名住所を明記して箱中に投ぜしむ、但匿名にして投じ、又は人を陥れんが爲めの遺言は嚴禁し、犯す者は罰あり、而してもし箱中に訴狀ありと認めるときは、徒目付これを受取りて目付に出し、目付はこれを御衆に出し、御衆より將軍に呈す、御衆は將軍の左右に職するを以て、箱の蓋も將軍自ら開きて狀を檢し、又は御衆をして讀ましめ、これを取捨するの例なりき、目安箱(マタス、ハコ)訴訟(ソウゴ)参看(享保集、成録、科條類聚、憲政類典、徳川實紀、續徳川實紀、江戸會誌)

ハクテ

ハコダテセンヤウ

函館戦争 明治元年 (慶應四年)幕府既に幕府の意を失し、官軍の江戸城を奪むるや、幕士中の主戦論者たる海軍の副総裁榎本武揚は...

ハコダテ

其の地を管し、又函館在留の各閣委員、及び英佛の二艦長を召見して、港内の事務を議決することを告げ、更に一書を載して榎本等に托し、榎川兵の一族を率じて蝦夷の地を開拓し、永く北門の干城たらんことを政府に請ふ、朝議答へず、二年三月官軍大艦...

ハコダテ

榎本、大島、荒井等、幕の爲すべからざるを知り、共に自ら前に就き、餘衆を有めんことを請ひ出で、時、官軍乃ち大砲三十餘門、小銃千六百挺、米五...

ハコダテ

後代を記、北海道志) ハコダテセンヤウ 箱根神社 箱根相模國足柄下郡今足柄郡元箱根村〇一に箱根権現とも、箱根二社権現社とも又権現堂とも云ふ...

ハコダテ

金剛王院と云ふ、古來弘法宗仁和寺末にして、箱根山東麓と云ふ、開山は聖占山人(孝養天皇頃の人)なりと云へど信に難し、四世通上人再興すと云ふ、十...

ハコダテ

ハコヤノヤマ 菟始射山 仙洞御所(セトウゴシヨ)を見よ、ハサミバコ 挾箱 箱根國東郡が外郡の時、著換の衣類等を納れ置く箱をいふ、従者を以て持したるなり、後世飛脚の起るに及び、また之を用ひ、...

ハシリ

如きの類頗る多し、下りて室町幕府の時、小笠原氏... 世々其術を傳へたり、時に上様の人、大坪式部大輔... 同義持に仕ふ、これを大坪流の祖とし、其門に學ぶもの甚隆にして、傑出せるもの多し、尋で後柏原天皇の時に、八條近江守房繁といふもの、業を小笠原氏に受け、特に精絶と稱す、即ち八條流の祖なり、後世馬術をいふもの、皆此二流を以て標準とす、また佐々木流、上田流、荒木流等あり、江戸時代に於ても新當流、新八條流の開始あり、八代將軍吉宗の時、關人ケイゾルが馬術に巧なるを聞き、馬術高橋又右衛門をして、長崎に行きて就きて學ばしめ、尋でケイゾルを江戸に召し、當藤三右衛門安安をして、從ひて學ばしめたり、西洋の馬術我國に傳はるは、これを以て標準と爲す、關八條流、佐々木流、上田流、荒木流、八條流、新當流、新八條流等あり、なほ詳しくは各流派の條を見るべし(書紀、續紀、武術流祖、日本教育史)

ハシリシユウ

走衆 鎌倉室町兩幕府にて、將軍の出行に、徒歩隨行して、驅使に供する者をいふ、禮儀の時、烏帽子素袍にて小刀を佩ぶ、平常は股だちを取り太刀をばく、夜に入れば鐵籠を取る、強壯の者之に任ず、又歩行家とも稱す、曆仁元年二月、將軍藤原賴朝、上洛の供奉の行列の中に、歩走三十人あり、室町幕府のそれは、嘉吉元年將軍足利義興、赤松滿祐の等に、試遊の陣に遇ひし時、走衆遠山治部、市三郎等奮戦して死す、又三上某あり、走衆たり、嘗て駕に隨ひ疾走す、馬背を傷て死す、文明中七人あり、服制の條の挿繪を參看すべし(書紀、官制沿革史)

ハシリユウコングン

走湯權現 伊豆權現

ハシロ

ハシロ 端城 根城(オワロ)參看)に對して其支城をいふ、羽城とも稱す、義隆後覺に藤山城のことなひて、仰の如く主計頭藤出で、相繼の儀を談ず可きにて候へ共、此間以の外遠例に因て、地城にまかり有、此城には候はずとあり、清生氏郡城に、九月端城私買突井と云城あり(中略)私買の城より上方道三里ほどのあた、九月のかたに突井の城ありとあるにて、これを知るべし、而して川住氏三郎氏は、長條城の端城は、堀を隔て、本丸の東北に位し、三河大給城は、本丸の南、腰郭に據して、はじやう曲輪と呼ぶ地あるに基き、本丸に對して二三丸等をいふなるべしといへり、端城考三河物語に、長しの、城を打まわらせ給はんとて、かきよせ給ひて、大矢を射させて御覽じければ、案の外に本城、端城、福屋共に、一問も残らず焼きばらひければ云々、とあるによりて考ふるに、此端城は、本城に隣接せる地位にあるべければ、川住氏の説是なるが如しと雖も、上に擧げたる義隆後覺、氏郡城に見たる端城は、遠距離にあること明かなり、因ておもふに端城に二種あるものなるらんか、記して疑を存す。

ハズ

筈 矢(ハ)を見よ、

ハセウ

芭蕉 松尾芭蕉(マツオバセウ)を見よ

ハセガハセツリ

長谷川雪且 關西名は宗秀、巖岳雪又は一陽庵と號す、關西雪舟の畫風に宗達光琳の骨法を折衷して一家を爲す、法橋に叙せらる、文政天保の間、江戸名所圖會、東都歲事記等を畫き、妙手の聞えありき、天保十四年正月二十八日歿す、年六十八、江戸淺草寺龍寺に葬る(浮世畫人傳)

ハセガハトウハク

長谷川等伯 雲谷派の一派たる長谷川派の始祖なり、能登國七尾の人、幼め狩野派を學びしが、後、轉じて雲谷派に入り等伯なしと稱せられ、一門戸を立つ、年七旬に及びて筆力衰へず、等伯二子あり、善く家法を繼ぐ、其後年許かならず、慶長文祿の人なり(書畫史略)



(集賢堂畫譜料史)

ハシクヲツネナガ 支倉常長 關西功名與市、六兵衛と稱す、關西伊達政宗に仕ふ、政宗國南の志あり、即ち常長に命じ、西班牙人ソテロに就て、彼の國情を問かしめ、更に歐洲に遣り、慶長十八年九月十五日院英國月の浦より發し、明年一月メキシコに着し、尋で西班牙王ドリスド府に入り、國王に謁し書を呈し、更に伊太利に入り、法王キール五世に見えて書品を呈し、使事を終へ、書品を讀し八年を経て歸る、後、兩藩を侵らんことを請ふ、既にして禁教の令あり、爲に目的を達さず、元和八年七月一日歿す、年五十二(仙臺史傳)

ハセテラ

長谷寺 「ハセテラ」を見よ、

ハセノアサクラノミヤ

泊瀬朝倉宮 關西雄略天皇の皇居關西大和國波上郡黑崎岩坂二村の間、關西國安廣天皇三年、之に遷都し給ふ、二十三年間の皇居となす(書紀)

ハセノナミキノミヤ

泊瀬列城宮 關西武烈天皇の皇居關西大和國波上郡南出雲村

仁賢天皇十一年八月天皇崩御す、同年十二月太子(武烈天皇)堀場を泊瀬列城に設けて、天皇の位に即き、この地を都と定め給ふ、武烈天皇八年十二月、天皇崩御に至るまで、即ち九年間の皇居たり(書紀)

ハリンザイモクアギヤウ

破損材木奉行 大阪破損奉行(オホザカハソンプギヤウ)を見よ、

ハタ

旗(旌、幟) 關西關西式戰陣等の時に用ひて、標識又は裝飾となす器具をいふ、幟を用ふる故に名づくとも、ハは長き義、タは手にて、手の長かりたりれば爾か云ふともいへり、關西式の幟を旗と稱す、または旗手、旗を執る、旗頭の處に、旗の幅を張るべき爲に附したる横木の處を横上、旗竿に横上を結び付くる處を横口(又横木)といふ、關西式に用ふるもの、中、朝廷の公事に用ふるを儀仗といふ、此外神事佛事等々に用ふるものは、特種の名稱なし、軍陣に用ふるものを軍旗といふ、仗旗は即位の條に重なるものを掲げ、また軍旗は別に其條に出しおきたり、關西關西伊弉册尊を祀伊弉册野の有馬村に葬る後、土俗此神の魂を祭るに、花の時花を以て祭り、又鼓吹儀を用ひて歌ひ舞ふといへること、書紀に見えたるを始め、尋で景行天皇親征して、周防の聖慮に至り給ひし時、神夏磯媛素戔立を、

ハタ

降伏したることあり、素戔立は白旗なれば當時これを以て降伏の意を表するに用ひしこと、なほ今日の如くなりしを知るべし、なほ神功皇后紀仲哀天皇九年九月の條に、「金鏡無節、旌旗亂、則士卒不戰」とも、又十月の條に「船旗亂、旌旗亂」と見えたり、これは新羅征討の時のことなれど、以て早くより戰陣に用ひしこと知るべし、推古天皇十一年十一月、聖德太子旗幟に繪畫を施せることあり、おもふに仗旗なるべし、旗に繪畫を描くこと、これを初見とす、大寶元年正月、文武天皇が朝賀を受けられし時、鳥形、日象、月象、青龍、朱雀、玄武、白虎等の幟を立てしことあり、佛經に用ひしは、黒坂命去の時、赤幡等を用ひたるを初見とし、大寶令には、親王一品の幟四百、二品の幟三百五十、三品の幟三百、百卒、諸臣一位及び左右大臣は二品に准じ、二位及び大納言は三品に准じ、三位は二百、大政大臣は五百等と規定せり、佛事に用ひたるは、嘉祥三年二月、仁明天皇御病の時、僧侶を召して加持せしめ、朝十二疋を以て繪畫せし、十二大寺別に懸けたるを初見とす、これよりして旗の用途々廣く、各種の場合に用ひられたり、武家時代に入りしは、戰陣の際最も必要なる器具として重んぜられしが、其製法手長の旗なりしを、室町時代に至り、康正二年島山政長始めて旗に乳を付け、竿に通して用ひたり、乳付の旗と稱す、後に旗(ハタ)といふ、爾來旗と幟とは別のものとして扱はるることとなり、戰陣の外、儀式神事等にも用ひられたり、また同じく戰陣の頃より、吹流し、吹貫等も戰陣に用ひられしが、并に旗より變形したるものとす、なほ旗は笠、袴、袴、袴にも用ふることもあり、日の丸旗は、江戸時代の末年船印に制定せられしに起因し、遂に國旗となれり、コツキ、カ

ハタ

ハタウチ 秦氏 秦主政三世の孫孝武王より出づ、宿禰、思寸、遠、公、遠等の姓あり、又大秦公宿禰、秦大藏造、秦井手思寸、秦長藏造、秦原公、葛野秦造、朴市秦造等の姓あり、孝武王の子功滿王、仲哀天皇八年來歸し、其子弓月王、應神天皇の時百二十餘年の人口を率て歸化す、天皇大和國津間津上の地を賜ひ、之に居らしむ、子眞繼王、眞繼王を生む、眞繼王、仁德天皇の時、秦氏を諸國に分置し、置體の眞を爲して服御に充つ、天皇姓波陀公を賜ふ、眞繼王の子酒、嵯峨天皇に奏して、劫略せられたる氏族を築め、置體眞繼を眞繼す、眞繼眞繼て山を爲す、天皇天に悦び、特に酒に眞繼を賜ひて眞繼眞繼といふ、即ち眞繼眞繼の義なり、因て秦氏を後し、八丈の大藏を宮内に營み、其眞物を納め、始めて大藏官員を置き、酒を以て長官となす、秦氏の子孫各地に分居し、行事に因りて、分れて眞繼眞繼なる(眞繼眞繼)

ハタ

ハタガシラ 旗頭 大小名にして、一地方または一部に長たるものを云ふ、鎌倉時代以後、陣中には各々其氏族の標として、旗を挿立てり、戦ひし故

ハタケ

に、名づけしものなるべし、鶴頭に對して旗下に屬する兵士を旗子と云ふ、太平記尾張小幡田の條に「佐々木判官入道其勇健なるものなりければ、此軍去下の勝算を計るのみにあらず、今日打負なば、可矢の名を可、失として、鶴の勢を敵々になしては叶まじとて、目賀田、鶴崎、平井、赤一旗を旗頭に、河端に傍て控へたり云々、重名記に「天正十三年より同十五年迄伊達政宗卿、仙道を攻たまふ(中略)然れども二本松右亮吉次仙道旗頭として城を堅く守り候故、此城は落城せず云々、東遷基業に「家成に懸川城を賜はりし後は、其甥石川數正に旗頭職を命ぜられ云々」など見えたるにて、其一斑を知るべし、

ハタケミ

畑檢見 江戸時代檢見の一種、畑に行ふものとす、藩縣治要略に「畑檢見は往古の法にして、獨り歩作のみならず、二作三作をも爲すものあり、享保十八年、多檢見廢止以降、是等の類定祖として、容易に波祖を詭計せざる事となり、されども五畿内中國の綿花重なる土地は、木綿檢見と稱して、幕末まで存在せしものありと見えたり、

ハタケヤマウチ

島山氏 姓は恒武平氏、村岡忠頼の長子將恒より出づ、又秩父氏といふ、將恒、武基、武常の二子を生み、武基秩父別當と號す、四世の孫重綱、四千重弘、重隆、重道、重綱を生み、重弘は重能、有重を生む、重能、島山莊司たり、因て氏とす、其子重忠、源頼朝に仕へ、忠孝重忠を以て著はれしが、後、北條氏の殺す所となし、是より島山氏の勢弱き衰ふ、其裔篠塚伊賀守、新田氏よりし、勇武を以て名あり、而して武常は葛西氏、重隆は河越氏、重道は高山氏、重忠は江戸氏、有重は小島山氏を稱したり(氏族志)

ハタケヤマシゲタタ

島山重忠

も、正しく旗差の者は見ゆれど、其名目は、杉原本平治物語半若奥州下向の條に「上野岡松井田と云處に、けふの亭に一夜宿せられけるに、主の男を見て、彼が眼さし顔魂、所存一つは有らん、彼等を語ひて、平家を滅さん時、旗さしにせばやと思ふ云々」とあるを初見とす、而して此後、進退に賢きものならざれば不健なるが故に、思慮もあり、力量も過ぐれば、殊に輕捷なるものを擲びて其任に當たり、且つ鎌倉時代より室町時代の申業にかけては、幕府には奉行といふ所職なかりしを以て、旗差たる者、即ち旗族の奉行なりしかば、老功の武士を補したり、鎌倉の足利氏も、京都に准じて、侍たる輩の役する事なりしといへり、大名諸家には、雜色中間などの内に、其役にあてられど、其身は賤しくとも、武藝に達したる者を選び、騎馬にて役せしめたり、かくて室町時代の末期より、諸家にては、多く旗奉行を置きたるより、足輕の役となりたれど、なほ古に准じて、騎馬人の役する家もありき、また此頃よりして旗持とも稱することとなりたり、旗奉行(ハタケヤマウチ)參看(武家名目抄)

ハタケスリゴノラドシ

耳袋濃威(耳坐)

滋(一)威の一種、袖草摺の髪の間端を耳と云ふ、其耳を濃威にしたる威を云ふ、眞中は薄色なり、其左右を中色にし、亦其左右を濃くす(チヤシ參看(軍用記))

ハタツケ

膚付 鹿音(ナメ)を見よ、

ハタツケヤウ

旗奉行 關西武家の職名、主將の旗族を所管することを掌る、また旗大將、旗奉行ともいへり、江戸幕府の制は、徳川氏家傳の純白の旗及び金扇の大馬廻、半月の小馬廻を始め、諸旗を掌る、老中の支配にして、役高二百石、菊之間條

ハタス

ハタフ

ハタモ

ハタモト

旗本(旗下、幕下)

ハタモ

ハタモ

ハタモ

ハタモ

幼名氏王丸、長じて莊司二郎と稱す、關西重能の子、關西世々武藏の豪族たり、治承四年源頼朝の兵を伊豆に驅ぐるや、重忠の父重能、叔父山田有重并に京都にありて平氏に仕ふ、故を以て重忠、頼朝の徵役に従はず、八月頼朝の部將三浦義盛兄弟と金江川に戦ひ、重忠を討つるの意あり、既にして頼朝の軍大に振ひ、兵を引て武藏に至るに及び、長井渡に赴きて陣を請ふ、頼朝其罪を許し、軍に従はしむ、壽永三年頼朝、源義仲を討つに際し、重忠義經に従うて宇治川口より進み、尋てまた鶴崎を論え、平氏を一谷に攻め、井に殊功有り、文治三年重忠の目代、伊勢神戶を討つるに座し、采色を除きて千葉胤正の第に幽せらる、胤正間に居て調停する處あり、頼朝の怒漸く解け、伊勢沼田御厨の外、其本領を復するを得たり、尋て武藏に歸る、會々梶原景時間に乘じて重忠を護す、重忠自ら鎌倉に出て、陳謝し、事自ら解く、五年頼朝の藤原泰衡を討つや、重忠先鋒として功あり、尋平賀の後葛原郡を賜ふ、頼朝死し頼朝嗣立するに當り、忠直の故を以て、遺命によりて之を保護す、元久元年重忠の子重保、事を以て平賀朝敵と稱を生ずるに及び、朝敵、妻の母牧の方に訴ふ、牧の方に北條時政の後妻なるを以て、時政は、重忠父子の異志ある旨を説く、時政即ち兵を遣はして重保を鎌倉の邸に圍みて、これを殺し、更に爲りて急に重忠を召す、重忠倉皇百餘騎を従へて郷を脱し、二股川に至りて、始めて重保に發され、北條時政大兵を率ゐて來り討つを知り、兵を鶴澤に屯し、子重秀と共に、安達康盛の陣を突きて奮闘したりしが、遂に愛甲季隆の矢に當りて死す、年四十二、蓋し重忠武勇絶倫にして資性情忠、頗る感服あるを以て、北條氏の爲めに忌まれ

頼朝なり、二人もしくは三人を定員とし、與力一人、同心十五人づゝ之に屬す、與力は八十石高にして、同心には三十俵二人扶持を給せり、四九にも亦一員ありて、待遇本丸に同じ、關西關東諸藩は旗差(ハタケヤマウチ)參看ありて此任に當りしが、文明以後、大名諸家にて此を置きたるより遅りて、室町幕府にても此奉行を設けたり、戰場にありては、旗族の進退は、勝敗に關する大事なるを以て老功の者を用ふ、武者奉行につきたる重職なり、人の品は、侍大將よりは下り、物頭よりは上に居るものなりといへり、また甲陽軍監佐藤の條に「此六本の御旗奉行一人、總旗奉行一人、それによりて二人なり」と見えたる、總旗奉行は、總軍の旗と爲すべき種々の旗、馬標を奉行するものにて、當には等しく旗奉行とのみ稱へしなるべく、家によりては主將の旗も、總軍の旗も、總べ掌りて、區別せざりしもありしならん、江戸幕府にては、幕府開始以前既に、元龜天正の頃より此職ありしこと、書に見えたり、其定役となりしは、元和三年十二月永井安盛が任せられしより、これにて(累代武職には、元和年初鹿野傳右衛門の任せられしより定役となるあり)尋て寛永九年六月大久保彦左衛門、横田其右衛門任せられしより、始めて二員となり、後三員となる、慶應二年十二月之を廢す、軍中に在りては、重要な職なれども、此時代は昇平の世なりしかば、平時只五節旬月等々に登營するのみにて、閑散の職となるを以て、老年の者を任補し、概れ前途なし(武家名目抄、吏職、明良齋録、官制沿革略史、古事類苑官位部)

たるなり(大日本史) 幼名尾張三郎、確鑿して旗本と稱す、關西從五位左衛門尉より累進して、嘉吉元年從三位に陞る、尋て寶曆二年八月管領となりて政務を開き、文安二年これを辭し、寶曆元年再び管領となり、享徳元年辭す、持國久しく権を握り、威勢強大に、那羅重頼なり、初め子なきを以て孫政長を養ふ、幾しなくして義就を生み、重受養し、遂に政長を繼げ、義就を嗣とせんことを圖る、島山氏の家業を遊佐氏、神保氏といふ、遊佐氏尤も勢力あり、義就の生るに及び、其傳となる、神保氏之を嫉妬し、政長を率じて家督と爲さんとす、是に於て家中二派に分れて紛争止まず、三年四月持國遂に政長を逐ひ、義就を嗣と定め、將軍足利義政の御教書を得て政長を殺せんとせしかば、政長は細川勝元邸に遁れ、山名宗全之を授けしを以て、持國志を遂ぐるを得ざりき、既にして宗全火を持國の邸に放つ、持國叔父道祐の家に通じ、義就は遊佐頼助の宅に入る、都下爲めに驅逐たり、尋て義就伊賀に奔り、持國建仁寺西來院に監禁す、是に於て政長家を繼ぎ、義就に執る、政長の部下神保某等持國を敵するの不利を悟り、人を遣はして之を還へ、隔に敬禮を竭す、康正元年三月癸亥、年五十九、按ずるに持國家督の紛争は、その餘波延びて遂に頼仁の亂を生ずる起因を爲せり、オウニンノラン參看(野史)

に服従せる他家の士人を稱することとなりたり、江戸時代には、幕府に直隸せる臣屬の内、一萬石以下の所領を有し、將軍に拜謁を爲すを得る階級の士に限りて此稱を用ひたり、一萬石以上を大名といひ、將軍に拜謁するを得ざるものを御家人といふ、アヰミヤウ(ゴクニ)參看)蓋し軍中主將のふるふるは、必ず其旗族を攝り、旗本とは、其旗の傍側といふ義にして、即ち旗族の事なり、北條五代記に「秀吉公は、西の高山に陣營を構へ、小田原の城を見おろし、旗本には九州島津、同き大友、中國に毛利、同じ吉川、小早川を始めとして云々」と見えたる旗本は、これなり、而して旗族には近臣また親衛の士侍候せるが故に、これを指してまた旗本といふ、甲陽軍監末書に「武田勢を切崩し、旗本と旗本と一職を差げ云々」と見えたる旗本、これなり、また臣禮をとる他家の士人をいへるは、播磨佐用軍記に「小寺は赤松の兵族にて(中略)近年藝州毛利輝元の旗本たり」と見えたる旗本即ちこれなり、此種の外大名旗本また旗本といへり、元寛日記に「諸大名旗本諸士御禮あり」と見えたり、かくてまた一般に家中の士を旗本と稱することとなり、見聞雜錄に「内藤修理が子上州山家に引込めしを漸開出し、御旗本へ被召出ししが云々」とあるは、其家に召抱へられたるをいへるにて、其一例なり、江戸時代には、前にいへるが如く、幕府末藩にして將軍に拜謁し得るものないひ、また御目見以上と唱へ、世俗軍に以上と呼びたり、なほ旗本の内三千石以上にして、非役なりしものを寄合と稱し(布衣以上の役人にして非役なりしものをも、又寄合といひしが、世俗之を寄合と稱して區別したり)三千石未満の旗本御家人にして非役のものも小寄合(コヨシ)參看)と稱す(御目見以上を支配以下を組と唱

ハチモ

ハチモ 旗本御家人を區別したり。而して旗本の家格は、武家の階級に依りて之を分ち、其家柄に種々の別ありしと雖も、大抵兩階級(小姓組御家人)の者を以て一等とす。持高二千八百石より繼米三百俵までなり、其次を大番階とす。持高二千石未満、繼米二百俵までなり、其次を小十人として小吏となり、御目見以上となりたる者にして、家柄定かならず、御目見以上は三代御目見以上の役を勤めたる者にあらずれば、御目見以上の家となる事を許されず、故に御目見以上の役を勤めて、未だ水々御目見以上の申渡を受けざりし者は、其身一代御目見以上の格にありて、その子の代に至れば、以下に降るものとす、而して其家格は、三千石以上の旗本に就きていはば、家老(重役と稱す)給人、中小姓、側用人、典用人、納戸役、近習役、勘定方、給奉、地方役人、藏元、子女の附き人、保儀、目附役、吟味役、鷹取番、武藝師、醫師、醫師、徒士、足輕、仲間等を置き、家來は在所江戸を合せて、上下百人餘の士足輕を養ひ、多くは譜代の者なりき、在所には陣屋を設け、侍屋敷數軒あり、また米藏あり、牢獄あり、國札發行の會所あり(旗本の領地にては、刑罰を執行すること能はず)、地方には大庄屋、庄屋ありて、里正の任に當る、三千石以下亦之に准じて知るべし、但し旗本の内にも、九千九百石を領して大名に劣らざるものあれば、百石又は百俵位の小身者もなきにあらざるが故に、一概には論じがたし、尊稱もありき(武家名目抄、徳川世系、徳川家令考、幕府旗本の風俗)。

ハチカ

ハチカ 武家の職名、陣中旗本の軍事を總括するを當る、蓋し大軍の行軍には、旗本に屬せる諸將し、各一隊を爲して出陣することなれば、其備々にし、軍事行あるを以て、旗本の字を冠して他と區別したるなり、明德記に、御馬廻の軍奉行は一色の左京大夫詮記、全川の右衛門佐仲秋(兩人也云々)とある、御馬廻の軍奉行は、即ち旗本軍奉行に相當せり、されど其稱の正しく見えたるは、義光物語に、上山には里見總將在城せしか共、俄に旗本の軍奉行を被三叩付たるに依て云々とあるを始めとす、元龜天正の際には諸家にて此職を置きたりしものあるを知るべし、なほ慶長十九年十一月大阪冬の陣の時、永井直勝が旗本軍奉行たりしこと、備中記に見えたり、されどこの役は、幕府にては將軍親征の時、臨時に置く處にして定役にあらずれば、其後亦見ゆる處なし(武家名目抄)。

ハチキヤク

ハチキヤク 八塵 王朝時代の雅名、謀反、謀大逆、謀殺、不道、不孝、不義の八罪の總稱也、謀反とは王尊を害せんことを謀るをいふ、謀せる者は斬、其父子は没官、祖孫兄弟は流罪、家人、實財、田宅亦没官す、謀大逆とは、山陵及び宮闈を毀らんことを謀るをいふ、刑并に絞首の法、謀反に同じ、謀殺とは、國に背き歸に従ふをいふ、犯せるものは絞、已に上道せるは斬す、不道とは、祖父母、父母を殺さんことを謀り、伯叔父、姑、兄、姉、外祖父母、夫、夫の父母を殺せるをいふ、犯せるものは斬す、不道とは、(一)一家死罪に非ざる者三人を殺し、(二)人を殺して手足を支解し、(三)毒物を遺毒し、(四)毒物を遺毒し、(五)伯叔父、姑、兄、姉、外祖父母、夫、夫の父母を殺打、(六)若しくは曾孫(七)又は殺さんことを謀り(八)及び四等以上の尊長并に妻を殺せるをいふ、犯せるものは、(一)(二)は斬、其子は徒三年、(三)は絞、(四)は徒二年、(五)は見物ならざれば徒一年中、其他は一等を加ふ、(六)は假令實なるも徒一年、(七)は外祖父母、夫、夫の父母などは斬、其外は流罪、(八)は斬に處す、大不敬とは、(一)大社を毀る(二)大祀神印の物、(三)若しくは乘輿御物の物を盜み、(四)神印内印を盜み、又は偽造し、(五)運尊の御座を合和する時、誤て本方の如くなりす、及び封題を誤れる、(六)至尊の御座に誤て食膳を犯せる、(七)至尊御の舟誤りて牢固ならず(八)乘輿を指屏し、情理切實せる、(九)詔使に對して人臣の禮なきをいふ、犯せるものは、(一)は流罪、(二)(三)は中流、(四)は神輿ならば共に斬、内印ならば流罪、(五)は流罪、(六)は共に斬、(七)は共に徒三年、(八)は斬、(九)は絞に處す、不孝とは、(一)祖父母、父母を告訴し、(二)若しくは見物し、(三)若しくは見物

ハチサ

ハチサ 父、(四)祖父母、父母在りて、而して、又は(五)財を別にし、(六)父母の喪に居て嫁娶し、及び(七)樂を作し、及び(八)服を釋きて吉に從ひ、(九)祖父、父母の喪を履し、(十)偽りて祖父、父母の死を稱し、(十一)父祖の喪を誣するをいふ、犯せるものは、(一)は絞、(二)(三)は徒三年、(四)は徒二年、(五)は徒三年、(六)は徒二年、而して各之を離す、(七)(八)(九)(十)は各徒一年中、(十一)は妻ならざれば徒三年、妻は一等を減す、不敬とは、(一)本主(二)本國守、(三)樂を受けたる師、(四)本部長を殺し、(五)夫の喪を履し、又は(六)喪に居て樂を作し、(七)若しくは服を釋き、(八)若しくは改嫁するをいふ、犯せるものは、(一)(二)(三)(四)は共に斬、殺さんと謀れるは徒三年、傷けたるは流罪、(五)は徒五年、(六)は徒一年中、(八)は徒二年、妻は二等を減じ、各之を離す、以上凡て八種の大罪なるを以て、通じて八塵と名づく、もと不睦、内亂の二罪を加へて十塵と稱せしが、大寶律令制定後之を除きて、八塵となれり、尤も重罪にして、大赦の時も恩典に浴するを得ざるものとす(法曹主要抄、律疏、金玉御中抄、日本紀考證、古事類苑法律部)。

ハチシ

ハチシ 八十八箇所大師 四國における弘法大師空海の遺跡たる八十八箇所をいふ、大師を信する徒は、之を巡拜して祈願するなり、起原詳かならず、江戸時代には盛んに行はれし、諸國にてもまた之を模し、新に八十八箇所の靈跡を作るに至りしより、之を區別せんが爲めに特に四國の二字を冠し、四國八十八箇所と稱す、而して之を巡拜するものを四國巡路と單に巡路ともいふ、

ハチシ

ハチシ 八塵 王朝時代の雅名、謀反、謀大逆、謀殺、不道、不孝、不義の八罪の總稱也、謀反とは王尊を害せんことを謀るをいふ、謀せる者は斬、其父子は没官、祖孫兄弟は流罪、家人、實財、田宅亦没官す、謀大逆とは、山陵及び宮闈を毀らんことを謀るをいふ、刑并に絞首の法、謀反に同じ、謀殺とは、國に背き歸に従ふをいふ、犯せるものは絞、已に上道せるは斬す、不道とは、祖父母、父母を殺さんことを謀り、伯叔父、姑、兄、姉、外祖父母、夫、夫の父母を殺せるをいふ、犯せるものは斬す、不道とは、(一)一家死罪に非ざる者三人を殺し、(二)人を殺して手足を支解し、(三)毒物を遺毒し、(四)毒物を遺毒し、(五)伯叔父、姑、兄、姉、外祖父母、夫、夫の父母を殺打、(六)若しくは曾孫(七)又は殺さんことを謀り(八)及び四等以上の尊長并に妻を殺せるをいふ、犯せるものは、(一)(二)は斬、其子は徒三年、(三)は絞、(四)は徒二年、(五)は見物ならざれば徒一年中、其他は一等を加ふ、(六)は假令實なるも徒一年、(七)は外祖父母、夫、夫の父母などは斬、其外は流罪、(八)は斬に處す、大不敬とは、(一)大社を毀る(二)大祀神印の物、(三)若しくは乘輿御物の物を盜み、(四)神印内印を盜み、又は偽造し、(五)運尊の御座を合和する時、誤て本方の如くなりす、及び封題を誤れる、(六)至尊の御座に誤て食膳を犯せる、(七)至尊御の舟誤りて牢固ならず(八)乘輿を指屏し、情理切實せる、(九)詔使に對して人臣の禮なきをいふ、犯せるものは、(一)は流罪、(二)(三)は中流、(四)は神輿ならば共に斬、内印ならば流罪、(五)は流罪、(六)は共に斬、(七)は共に徒三年、(八)は斬、(九)は絞に處す、不孝とは、(一)祖父母、父母を告訴し、(二)若しくは見物し、(三)若しくは見物

ハチシ

ハチシ 八塵 王朝時代の雅名、謀反、謀大逆、謀殺、不道、不孝、不義の八罪の總稱也、謀反とは王尊を害せんことを謀るをいふ、謀せる者は斬、其父子は没官、祖孫兄弟は流罪、家人、實財、田宅亦没官す、謀大逆とは、山陵及び宮闈を毀らんことを謀るをいふ、刑并に絞首の法、謀反に同じ、謀殺とは、國に背き歸に従ふをいふ、犯せるものは絞、已に上道せるは斬す、不道とは、祖父母、父母を殺さんことを謀り、伯叔父、姑、兄、姉、外祖父母、夫、夫の父母を殺せるをいふ、犯せるものは斬す、不道とは、(一)一家死罪に非ざる者三人を殺し、(二)人を殺して手足を支解し、(三)毒物を遺毒し、(四)毒物を遺毒し、(五)伯叔父、姑、兄、姉、外祖父母、夫、夫の父母を殺打、(六)若しくは曾孫(七)又は殺さんことを謀り(八)及び四等以上の尊長并に妻を殺せるをいふ、犯せるものは、(一)(二)は斬、其子は徒三年、(三)は絞、(四)は徒二年、(五)は見物ならざれば徒一年中、其他は一等を加ふ、(六)は假令實なるも徒一年、(七)は外祖父母、夫、夫の父母などは斬、其外は流罪、(八)は斬に處す、大不敬とは、(一)大社を毀る(二)大祀神印の物、(三)若しくは乘輿御物の物を盜み、(四)神印内印を盜み、又は偽造し、(五)運尊の御座を合和する時、誤て本方の如くなりす、及び封題を誤れる、(六)至尊の御座に誤て食膳を犯せる、(七)至尊御の舟誤りて牢固ならず(八)乘輿を指屏し、情理切實せる、(九)詔使に對して人臣の禮なきをいふ、犯せるものは、(一)は流罪、(二)(三)は中流、(四)は神輿ならば共に斬、内印ならば流罪、(五)は流罪、(六)は共に斬、(七)は共に徒三年、(八)は斬、(九)は絞に處す、不孝とは、(一)祖父母、父母を告訴し、(二)若しくは見物し、(三)若しくは見物

ハチモ

紀實玉姫也とあるを、正説なるべしと云へり。八幡神は、古来より或は神武天皇の第三皇子とし、或は神功皇后の所生第三皇子とし、或は彦瀲武鸕草葺不合尊とし、或は彦火々出見尊の事蹟を以て、八幡大神の傳説とし、或は彦火々出見尊としたれども、一も應神天皇を以て八幡神としたる者なし、八幡神を應神天皇としたるは、大神比叢(宇佐八幡の社家)の假託の言に出づ、其説始めて宇佐託宣集に見えたり、且つ託宣集は、比叢を欽明天皇の代の人とし、其子春鹿を和綱年中の人となせども共に信じ難し、聖武天皇の時に、比叢の裔大田原等豐前宇佐に神宮を造り、神託と稱し、八幡神を奉じて、大和に赴き、東大寺大佛を拜す、朝廷其評言を信じて、神を以て佛と同視し、天應元年遂に菩薩號を奉るに至れり、然れども朝廷また應神天皇と認めざりしが如し、弘仁十四年神功皇后を配祀するに及びて、稍々比叢の言を取らざるも、如きも、猶ほ明かに應神天皇とせず、貞觀年中大安寺の僧行教、武内宿禰の裔を以て八幡神を石清水に遷し祭り、公然之を其祖先武内内仕へ奉れる應神天皇を祭れりと云へり、其説初野に傳播し、朝廷亦之を信じ、稱するに願祖の號を以て、唯に應神天皇を指すものに似たりと雖も、猶ほ公然天皇とはなざりき、然れども、これより皆八幡神を以て應神天皇とし、世人の信仰を受け、諸國莊園御所を獻するもの多し、其土地に必ず八幡宮を勧請奉祀するに至れり、今諸國に入幡と稱する地名の存するは、皆其舊地なり、之に加ふるに清和源氏の諸將弓矢神として尊崇厚かりしを以て、日本全國に入幡宮多く奉祀せらるるに至れり(八幡の神の考、八幡地名考)。

ハチモニヤジヤウ 八文字屋自笑 八文字屋といふ開闢世々京都賦屋町寶藏寺下町の書肆にして、淨瑠璃本または草子類の出版發賣を業と爲したり、寛永六年生る、寶永の初頃より江島屋其職を聘して役者評判記、淨世草子の類を著作せしめ、自店より匿名にて出版したるに、當時の嗜好に應じたるのみならず、四川結借の挿圖また呼び物となりて、大に世に行はる、世に之を八文字屋ものといふ、同七年頃より以後は、其職の承諾を得て、其職著作の小説類に、皆八文字屋自笑の名を署したり、これより自笑の名一時高し、蓋し自笑は非常に名譽を好みたれば、或利益上の約束を結びて、其職を納得せしめたるものなるべし、されば當時自笑の名を署したるものは、いづれも其職の作なりき、然るに久しからずして自笑、其職と不和を生じ、其職は八文字屋を去りて獨立し、自ら江島屋を開き、淨世草子の出版に従ひ、互に相争ひしのみならず、出版書の中に、從前自笑の名を署したる草子類は、皆其職の作なり、ことを暴露する等ありて喧嘩したりしが、享保四年に至りて和解し、爾來其職の作にして、八文字屋より出版の書には、自笑と連署し、他の書肆より出だしたるものには、單に其職のみ記したり、既にして元元年其職歿するに及び、更に多用南嶺を聘して著作せしめ、また南嶺の名を掲げずして、自笑作として世に出せり、延享二年十一月歿す、年八十八、京都二條寺町本覺寺に葬る。○自笑歿してより五年の後、南嶺また逝き、一時世を風靡したる八文字屋ものは遂に衰へたり、「セウモツ」エヨマナキセキ(參看(列傳體小説史))。

ハチリウ 八龍 源氏重代重寶の曾の名、銀にて整形打たる龍頭のものにて、龍を前に三、後に三、左右に一つ打たれば八龍と名づく云ふ(源氏重代重寶傳)。

ハチリウノヨロヒ 八龍鏡 源氏重代相傳の鏡の名、源氏重代三年の戦の時、八龍鏡の形を、銀にて鏡の胸板に押付たるものとす、鎌倉本保元物語には、龍を入づ、打ちて、一の板に附る故なり也と見えたり(異本保元物語)。

ハチワウジセンニンドウシン 八王子千人同心 關原江戸幕府の職名、武州八王子に住し、甲州口を警衛し、また交替して日光江戸兩所の火の番を勤む、同心の人數千人あるに及びて名づく、また八王子千本槍の衆、長柄同心、八王子千人組とも稱す、同心百人づつを一組とし十組あり、各組共組頭一人ありて之を率ゆ、八王子千人組といひ、鎧奉行の支配、役高二百俵とす(關原酒譜武田北條二氏の遠征にて、徳川氏に降降せるものなりとも、又は武田氏の遠征にして、北條氏の殘黨に備ふる爲めに、八王子に在衛せしめしものなりといひ、詳かならず、但し徳川家康が關原入都の頃よりして、此團體ありしは明かなり、承應元年六月はじめて同心一組をして日光山の火消を勤めしむ、寛文二年正月從來千人頭二人、同心百人づつ、日光に在りて防火の事を勤めしが、爾來頭一人、同心五十人づつ、在山すべしと令せらる、これによれば、承應以前二組にて其任に當りしことありと見えたり、豊永元年十月三組三百人、其頭三員、交代して江戸に出で、府下の火の番を勤めしむ、後三組出府することになりしが、同五年其任を免じ、日光のみ置ることならしめたり、寛政年中に至り、千人頭原胤敷に命じ、同心の子弟三十人を率ゑ親義に赴き、開拓に從事せしめし事ありき(柳屋年表總錄、徳川實紀、官制沿革略史、古事類苑官位部)。

ハツ

ハツ 法要に用ふる銀器の一種、ハチとも云ふ、又銅鍍子、大銅鍍、銅鍍、鍍鍍とも云ふ、南齊の穆士業始めて之を造る、圓形あり、其大なるものは、圓形にして、扶南、高昌、蘇粉等の諸國より出づ、并に隆起して浮漚の如く、草を以て之を貫き、相打ちて樂を和す、傳説、はは佛典、佛位圖説。

ハツウ 鉢蓋 僧尼の食器の一種、梵語波多(ハツ)鉢多羅、譯して蓋器とも、應量器とも云ふ、佛本行經に、釋迦牟尼が商人の供養を受けんとせる時、四天王金鉢蓋の寶器を捧ぐるも、出家の持つものにあらざると受けず、遂に石鉢を持ちたりとあり、勅修清規に、梵鉢多羅、此譯應量器、今略云鉢と見え、僧尼の器具なり(釋林集器考)。

ハツウマウテ 初卯詣 江戸時代民間年中行事の一、毎年、正月の初卯の日に、攝津にては住吉社、江戸にては龜井戸の天神境内なる妙義社へ参詣するをいふ、二回目の卯の日を二の卯、三回目の卯の日を三の卯と稱し、同じく参詣す、起原及び所由詳かならず、此日江戸にては、諸人皆大防符、妙義符といへる開運出世の守符を受け、髪に挿みて歸る、また蘭玉を賣る商人多し、縁喜の爲めとて賭ふ者多しからず、なほ天保二年より卯杖卯籠をも賣たりといふ、住吉にては亦俗に卯の札といへる神符を出し、諸人之を求めたりき(歲事記葉草、東都歲事記、風俗叢報)。

ハツウマツリ 初午祭 關原 毎年二月の初午の日に、行ふ稻荷社の祭をいふ、諸神記に、元明天皇和銅四年二月九日、倉稻魂神始現于伊奈利山、以長曆推之、則某日當初午日、今不用九日、而以三日、諸人參詣、俗謂初午參と見え、神社啓蒙に、當社影向之日、係二月初午日、故至今用此日、こ

ハツウ

ハツウ 八文字屋といふ開闢世々京都賦屋町寶藏寺下町の書肆にして、淨瑠璃本または草子類の出版發賣を業と爲したり、寛永六年生る、寶永の初頃より江島屋其職を聘して役者評判記、淨世草子の類を著作せしめ、自店より匿名にて出版したるに、當時の嗜好に應じたるのみならず、四川結借の挿圖また呼び物となりて、大に世に行はる、世に之を八文字屋ものといふ、同七年頃より以後は、其職の承諾を得て、其職著作の小説類に、皆八文字屋自笑の名を署したり、これより自笑の名一時高し、蓋し自笑は非常に名譽を好みたれば、或利益上の約束を結びて、其職を納得せしめたるものなるべし、されば當時自笑の名を署したるものは、いづれも其職の作なりき、然るに久しからずして自笑、其職と不和を生じ、其職は八文字屋を去りて獨立し、自ら江島屋を開き、淨世草子の出版に従ひ、互に相争ひしのみならず、出版書の中に、從前自笑の名を署したる草子類は、皆其職の作なり、ことを暴露する等ありて喧嘩したりしが、享保四年に至りて和解し、爾來其職の作にして、八文字屋より出版の書には、自笑と連署し、他の書肆より出だしたるものには、單に其職のみ記したり、既にして元元年其職歿するに及び、更に多用南嶺を聘して著作せしめ、また南嶺の名を掲げずして、自笑作として世に出せり、延享二年十一月歿す、年八十八、京都二條寺町本覺寺に葬る。○自笑歿してより五年の後、南嶺また逝き、一時世を風靡したる八文字屋ものは遂に衰へたり、「セウモツ」エヨマナキセキ(參看(列傳體小説史))。

ハツカ

ハツカ 幕下 近衛大將と云ふ、バクフ、ゴエフを見よ。

ハツカウ 八講 法華八講(ハツカウ)を見よ。

ハツキ 葉月 八月の異名なり、其詳かならず(一)典義抄には、葉落月の轉なりといひ、下學集日本歲事記、歲時語苑等皆此説に従へり(二)類聚名物考には、此月はじめに葉來れば、初來月の略なるべしといひ(三)語意には、霜は八月皆種を強る故、種收月の略なるべしといひ、古事記傳古今要覽稿、亦

ハツキ

ハツキ 八家 千葉、小山、長瀨、岩城、佐竹、小田、宇都宮、那須の八氏を云ふ、又鎌倉八家とも云ふ、何時頃より稱呼なるか詳ならず(豆相記)。

ハツサク 八朔 關原公武年中行事の一、八月一日の節をいふ、又特旨の節、田實の節、田實の節、天中節、應瓜節供、菓子節供等の名あり(關原朝廷の儀式は、古き時代詳かならず、室町時代には、公卿以下、杉原權紙等種々の物を獻じ、幕府より太刀目録を獻す、曾遊しを賜ふ、江戸時代には、幕府より馬太刀を獻す、御馬殿上と稱し大儀たり、馬は關東の牧場より駿馬を選びて是に充つ、當日二條大番頭使を勤む、正徳三年迄は長袴なりしが、四年より衣冠に改め、諸大夫の間より昇殿す、馬に白絹ばかり着せて、紫の手繩をつけ、諸司代與力と給人と兩人、素襦にて御支圖へ奉り、御車寄には兩傳奏せり、かくて左右馬家の官人、駿東にて下司召連れて之を請取り、穴門より漸を下し、清涼殿の南庭へ奉り、御座の中より女房腰を動かすを見て退出す、幕で主上鬼の間に御あり、又幕府へ返して打枝、大高櫃紙、鏡子、提子を賜ひ、兩傳奏より關東へ渡す、馬は年暮に御附の武家に賜はるといふ、なほ馬の毛色は何色にても、目録には月毛と

ハツサ

書くこと故實なりしが、堀田正俊老中の時、右筆頭久保吉右衛門、舊儀によりかく記したるを、正俊見苦めて、毛色違へりといひしに、吉右衛門過言爲したるより、即坐に改易せられ、爾來は毛色のまゝに記すことなれり、武家の儀式もまた、鎌倉時代は明かならず、室町幕府にては、朝廷の如く、公家、諸大名、外様衆、御供衆、申次以下出仕して賀詞を述べ、太刀馬を獻す、返りあり、江戸幕府にては、正旦に次ぎたる重儀たり、萬石以上以下出仕して賀詞を述べ、皆白帷子長上下を着用す、太刀目録馬代を獻すること、元日の儀と同じきも、此日は官位に關はらず、三千石以上より諸大名に至るまで悉く之を獻る、太刀、馬上と稱す、また、禁裡へ馬獻上の事あるは、前に述べたり、**ハツサ**も武家より起りて朝廷に及びたるものなれども、起原詳かならず、吾妻鏡寶治元年八月一日の條に、恒例の贈物を停止すべき事を、諸人に問はれし旨見たり、同書を讀じて八朝の記事あるは、只此一箇所のみなり、蓋し其始めは、假初より事起りしが故に、記さざりしものにして、また同書の体裁は、年を経て恒例となりし上は、之を載せざる例なれば、前後に書きあらはさず、茲に至りて諸人の進物を停められし事のみを、記したるものなるべし、康富記には後鳥羽天皇の末つ方、鎌倉より事起ると語り傳ふとあり、而して其風朝廷に移りしこと、また明かならざれども、公事根源には「或説には、後醍醐院若宮宮にて、外戚通方卿の奉に御座ありし時、御開素を思め申さんとて、近習の男女密々奉りけるに、其後ふしぎに變遷を聞かせ給ひしかば、御嘉瑞なりとて、内々御きたりけるなどとも申傳へたり」とあり、但し辨内記日記寶治元年八月一日の條に「たのめ深きにはひとせなる」とあるは、恐といへる風俗を詠みたるものなれば、其風儀に行はれしならん、されど雖もなく絶えたりしを、後伏見院の時、再興したれども、また遠隔せず、康永二年更に再興してより以後、引續きて此儀あり、武家にも、寶治元年に進物を停止したれども、儀式は廢せざりしのみならず、其後また進獻の儀あり、室町幕府にては、月次の儀を重んじ、遷は内々のことにてありしを、成氏年中行事には、月次の禮を停めて八朝御祝と號し、御願進上の事のみ記したれば、重立し儀式となりしは、此儀を濫稱すべきか、江戸幕府は、正旦に次ぎたる大典として重んじたるが、其所以につきて二説あり、一は、天正十八年徳川家康關東入部の時が、八月朔日なりしより、吉例となりたりといひ、白石手簡、殿居書等此説なり、二は、元和元年大阪落城の後、天下一統の賀儀なるが故なりといひ、年中行事歌合註に出で、内藤忠良氏は此説或は然らんとし、記して疑を存す、なほ馬獻上のことは、慶長十五年より始めて史に見えたり、なほ此時代には、一般にも節日として祝賀し、知人の相互に贈答の儀ありき（拾芥抄、武家名目抄、古今要覽稿、幕府年中行事自叙合、徳川慶世録、日記書、内安録、骨董集）

ハツシ

ハツシウマハニ 八州廻 耶代(ケンダ)の職員の條を見よ、
ハツシキノカバネ 八色姓 天武天皇の十三年十月に制定したる八種の姓をいふ、真人、朝臣、宿禰、忌部、道師、良連、稻置是なり、此内真人より道師に至る五姓は、舊來なき所にして、此時始めて定めたるものとす、されど史籍に、朝臣、宿禰、忌部、連等の姓を賜ひしこと見ゆれども、道師、良連の姓を賜ひしこと、見えざるのみならず、八色以外の姓も此後なほ多し、蓋しかく制定したれども、十分に

ハツシ

行はれざりしものなるべし、尚ほ各條及び「カバネ」參看(香記、古事記傳、古事類聚、古事類聚、古事類聚) **ハツシンテン** 八神殿 關西神祇官攝内にある一殿關西神祇官西院の西院境内關西廣さ南北十丈、東西三丈、朱の玉垣を東南北の三方に圍らし、東面三箇所(北第一殿、第五殿、第八殿の前)に鳥居を設く、北より第一殿とし、八殿相並びて東面し、丸木の堅魚木を棟上に置き、また榑風あり、殿内に御體を安ぜず、只賢木を用ふといふ(大内親鳳考證) **ハツシヤウ** 八省 令制に、中務、式部、治部、民部、兵部、刑部、大藏、宮内の八省を云ふ、委しくは各條を見よ、 **ハツシヤウ井ン** 八省院 朝堂院(テウサウカケン)を見よ、 **ハツシヤウタウ** 八正道 佛教の修行權目を云ふ、釋迦牟尼は、煩惱を斷滅する方法として、八正道を説けり、即ち正見、正思惟、正語、正業、正精進、正定、正念、正命之なり(阿含經) **ハツシユウ** 八宗 佛教の八宗派を云ふ、即ち華嚴、律、法相、三論、成實、俱舍(以上南宗六宗)天台、真言(以上北宗の二宗)是なり、各條參看(八宗綱要) **ハツスケ** 八介 下總の千葉介、上總の上總介、相模の三浦介(以上三介)と云ふ(伊豆の狩野介、出羽の秋田城介、近江の井伊介、加賀の富樫介、周防の大内介を云ふ、何頃の稱呼なるか詳かならず(安齋隱筆、類聚名物考) **ハツセテラ** 長谷寺(泊瀬寺) 關西大和國城上郡、今磯城郡、初瀬村泊瀬山の豐山禪院と號す、又本長谷寺とも云ふ(關西新撰、新撰寶雲山誌)

ハツタ

の本山(水尊十一面觀音、西國三十三札所の第八番) **ハツタ** 思願寺 靈龜年中弘福寺の修行僧道明、文武天皇の爲めに造立す、寺傳に、養老五年草創する所と云ふ、元亨釋書に、神龜三年成り、行基導師として落慶すと、又道明、徳道觀力して建立し、近江國高島郡より流出せし露盤木を以て、積主動、積文會をして十一面觀音を作らしむると云へり、元正天皇和三年來、賜ひ、聖武天皇神龜元年勅して御願寺となす、神護景雲二年長谷寺に行幸して田八町を寄す、承和十四年觀音の變驗著しきを以て、定額寺及び官長をして檢校せしむ、延喜年中料稻二千四百束と定む、創建以來火災に罹ること十數次なりしも、世間の信仰最も深く、寺運益々盛んにして、結構の宏壯今に衰へず、二王門を入れば、長廊を山腹に架し本堂に至る、慶安三年造立する所なり、本尊十一面觀音は、高二丈六尺、天文年中東大寺の佛工真學及び丹後の作る所なり、小池坊は觀音堂の西の岡上に在り、妙音院と云ふ、天正十一年根來より移したるものにて、今のは寛文七年徳川家綱の建立する所なり(寶物に、銅盤法華說相圖あり、千體釋迦板佛とも云ふ、盤二尺五寸、幅二尺、厚六分、中央に多寶塔を鑄出し、四傍に無數の諸菩薩を充滿す、其鑄造の技精妙なり、下段に銘文あり、近年五重大塔燒失後、灰中より現出したるものと云ふ、其他觀音銅像、菅公の筆と稱する長谷寺緣起、土佐光茂筆の長谷寺繪緣起、聖武天皇所納の經卷及び經筒、香爐、彌陀來迎圖等頗る多し(續紀、三代實錄、日本紀略、長谷寺緣起、大和通、國寶目録) **ハツタウ** 法堂 佛教伽藍の法を説く堂を云ふ、百丈清規に「不立佛殿、唯樹法堂」者、受三佛祖親、云々とあり、七堂伽藍(シチダウカラン)參看(釋林集卷)

ハツト

ハツト 法度 法規をいふ、轉じて禁制の意にも用ひたり、即ち武家諸法度、諸士法度、五山十刹法度等いへるは、并に武家、諸士、五山十刹にて守るべき法規の義なり、夏山雜談に「鼻首を獄門といふやうなる事は、説ても妨なし、禁制と法度とを、世俗に同事のやうに覺えたる人もあり、是等任事によりて妨あるべし、假令は、禁制は濫妨狼藉する事御禁制也と書く、法度は濫妨狼藉せざる事御法度也とか、れば、義理に背きたる事もありぬべし、往來の人、マコ呑む事御法度なりとして、マコ呑のめもと聞ゆるなり」といへるは、其本義に就きて論じたるものにして、正に此説の如くなるべし、されど江戸時代の中葉以後は、通俗に禁制と同じ意にも用ひたること事實なり、即ち不義は御法の御法度といひ、また博奕は天下の御法度などいひしは、法規の義にあらずして、禁制の義なりとす、されば兩様に用ひられしこと知るべし、 **ハツトク** 八徳 各朝服をいふ、形十徳に似たるより、かくいへるものなるべし(續撰五經雜考に、猶近代のものにて、仕立て様一概ならず、尤故實もなきことなりとあれば、定まれる制もなきことを知るべし、紋所あり、染色定まらず、地は布又は木綿等にて作れり(續撰)もとは紋昇下部等着用せり、繪川記には「肩衣の上に、八徳又は皮衣など打かけ、貴人の前へ參候事、いかに見え候也」とあれば、室町時代には士人も著したりと見ゆ(貞丈雜記、五經雜考) **ハツトリランセツ** 服部嵐雪 關西通稱久馬助(或は兼助、又兼之助)後彦兵衛(或治助)と改む、俳名初め嵐亭治助といひ、後嵐雪と稱す、黃落庵、寒齋堂、雪中庵、不自軒、玄室堂、石中庵、山風

ハツバ

草の諸説あり、法名雪中庵不自軒、蓋居士謂諸説がならず(關西新撰) **ハツバ** 關西淡路小瀬並村人、鏡鏡には、江戸湯島生るとあり(承應三年生る、長じて江戸に來り、はじめ新庄屋州侯に仕へ、後井上相州侯、或曰河州侯)に仕へたりといふ、雖もなくして、松尾芭蕉の門に入りて、俳諧を學びたり、其時代に關しては、俳家奇人談には家を出でたる後に、蕪門に入りたりとし、風俗文選、作者列傳には、蕪門に入りたる後の出家とし、之を詳かにすること能はず、而して蕪門にありて、其高足として知られ、寶井其角と名譽を等しくし、芭蕉歿後には、江戸俳壇の牛耳を執り、其門に遊ぶもの夥なからず、世に此一派を雪門と稱す、其作句に就て之を見るに、詞藻の豊富なる、格調の温雅にして、精緻なる、彼の其角が豪宕磊落の格ありしに似ざるのみならず、その性行もまた其角の放縱なるに比し、嵐雪は稍々老實なりしといふ、寶永四年十月十三日卒す、年五十四、江戸駒込竹町常盤寺に葬る、深川長慶寺の墳墓は、後ち門人の建立にかゝるといふ、嵐雪また繪畫を能くし、なほ齊雲和尚の會下に參じて、大に得る處ありしと傳へらる(關西新撰) **ハツバ** 白峰、吉田白砂、熊谷素秋、櫻井東雪(雪中庵二世)和田東湖、帶金舞山、稻十、稻川富國、大塚寧和(一世)高野百里等尤も著る(關西新撰) **ハツバ** 杜撰集、芭蕉齋一周忌集、わかな集、其節、若水集、俳家奇人談、風俗文選、續撰、江戸諸名家墳墓一覽、俳家人名錄、類聚俳句集、俳諧年表) **ハツノコホリ** 幡豆郡 關西三河國關西郡、延喜式に始めて見えたり(關西新撰)和名抄に熊東、八田、磯伯、意太、大川、大藏、新島、修家等の稱あり、以後變更なし(郡名異同一覽、關西沿革考) **ハツバウシロノカフト** 八方白兜

ハツビ—ハツツ

銀にて其全面を包みたる兜を云ふ、貞丈雜記に「今世...」

ハツビンハ 八品派 日蓮宗の一派、日蓮を派...

ハツツリ 半首(半頭) 額部を覆ふ、鐵製の...



なり、此上に烏帽子、冑なども着用す、保元物語な...

ハツベ—ハツウ

なるべし(本朝軍器考、軍用記)

ハツベイシ 八平氏 桓武平氏の末流にし...

ハツモミチ 初紅葉 鶯の色目の名、表は鶯...

ハツユキ 初雪 鶯の色目の名、表は、裏は...

ハツレン 伴天連 耶麻教の傳導師をいふ、...

ハツウ 抜頭 國體林色染、食調廿四曲中の...

を好み、詩歌を嗜み、親しく風雅集を撰す、また...

ハツウ—ハナシ

ハトウクワンオン 馬頭觀音 六觀音の...

ハトノツエ 鳩杖 鳩を以て飾としたる杖を...

ハナナデシコ 花撫子 鶯の色目の名、表...

ハナナゴシヨ 花御所 盛可殿を云ふ、足利...

ハナノモト 花の本 遠敷宗匠の撰たる...

るを放出したるは誤なり(家原雜考、貞丈雜記)

ハナツ

と、令義解に見えたり、大神、狹井の二神は共に大物...

ハナツノテウウ 花園天皇 關西御...

ハナツノウチ 花園氏 姓は藤原、閑院家の...

ハナツノチ 花園氏 姓は藤原、閑院家の...

ハナツノチ 花園氏 姓は藤原、閑院家の...

ハナダ—ハナチ

ハナチイデ 放出 本家より突出たる屋室を...

ハナタチバナ 花橘 鶯の色目の名、表...

ハナチイデ 放出 本家より突出たる屋室を...

ハナチイデ 放出 本家より突出たる屋室を...

ハナチイデ 放出 本家より突出たる屋室を...

ハナチ

ハナチイデ 放出 本家より突出たる屋室を...

ハナチイデ 放出 本家より突出たる屋室を...

ハナチイデ 放出 本家より突出たる屋室を...

ハナチイデ 放出 本家より突出たる屋室を...

ハナハ

後、宗長、里村照比、松永貞徳、北村季吟等皆花の下と號したり、なほ照比の後裔は江戸幕府に仕へて、柳營の連歌師たりしより、世々此號を繼承したりといへり(小夜の寢覺、文藝類纂、續伴家奇人談、明良帶、南窓閑話、野史、古事類苑文學部)

ハナハケンゲウ 塙檢校 塙保己一(ハナハホキイチ)を見よ。

ハナハタケパン 花畑番 江戸時代、小姓組を云ふ。コシヤウを見よ。

ハナハホキイチ 塙保己一 本姓萩野、後師雨宮須賀一の本姓なる塙を冒す、幼名辰之助、後千彌、保木野一と稱し、更に保己一と改む、水母子と號す、法名和學院總檢校心眼明光居士



(藏所氏部忠塚)

三年一座の衆分となり、寶曆六年、賀茂真淵の門に入る、されど其冬真淵歿したれば、從學する事半年餘に過ぎざりといへり、安永四年勾當に進み、此時保己一と改む、八年始めて群書類從編纂の志を起す、天明

ハナフ

三年檢校に進み、四月また日野實枝に就きて和歌を學び、實枝の歿後外山光實に従ふ、五年水戸文公に見えて盛衰記の校正に預り、月俸五口を賜ひ、功畢るの後、更に大日本史の校正を囑託せられ、月俸を増して十口を賜ふ、六月今物語の刻成る、これ國書編纂の始なり、寛政五年幕府に請うて和學講義所を設立す(ワカゴクコウガクシヨシカゼン)是に於て保己一の名聲頗る高く、前後就きて學ぶ者頗る多し、六年官人一座の取締を命ぜられ、十一年これを辭し、享和三年一座總録となりしが、文化二年職を辭して十老の列となる、一座の、先例、十老に入る者必ず京都に在住するを法と爲せども、保己一は講義所其他の事務を擔當するの故を以て、特にこれを免されたり、十二年四月別旨を以て將軍徳川家齊に拜謁し、爾來年首には、醫師と共に登壇して拜賀するを得たり、文政元年二老に進む、二月群書類從全部の刻成る、四年正月總檢校となり、八月これを辭す、此月病にかかり九月十二日歿したりしが、明年七月九日に至りて喪を發せり、年七十七、江戸四ッ谷登王山安樂寺に葬る、寺後廢廟に歸せるを以て、明治三十一年井上賴圃博士等、遺族と請ひて隣地愛染院に改葬せり

ハナヤマフキ 花山吹 髻の色目の名、表瀬粉栗、裏黄なるものを云ふ、春季之を着用す、カサノイロメの挿飾を看胡抄、雁衣抄) ハナレモノ 雜物 甲の胸の威毛と、袖の威毛の色の違たるを云ふ(軍用記) ハナフニコホリ 塙生郎 上總國起原延喜式に始めて見ゆ(藩譜)和名抄に、地生、地石、小田、坂本、横架、河家等の郷あり、始め此郷の東境、古一宮川南の地に沿つて、東海に至りしが、後ち郡界變遷して、其地長柄郡に入り、郡名考、ハナハ

ハニフ

と稱し、地誌提要「ハニフ」兩條に訓ず、明治十三年之を上埴生郡と改稱せり、明治廿九年長柄郡と共に廢して長生郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書) ハニフノサカモトノミササキ 埴生坂 本陵 仁賢天皇の御陵、河内國南河内郡藤井村大字野中に在り、西南に面して、其形前方後圓、高さ二丈、四周に隈あり、兆城方二町、守戸五畑を置く(禮樂志、陵墓一覽) ハニワ 埴輪 埴輪 上古墳墓の周圍に樹てたる埴製の器物をいふ、周圍に輪の如くに並列したるより名づく、また立物ともいふ(埴輪圖)ハニワ形爲したるもの、坪井理學博士の説に従へば、最初は墳墓の崩れざる爲、土留の用に供し、後には神社の玉垣と同じく、區域を定むる用に供したるならんといひ、喜田貞吉、和田千吉の両氏は裝飾ならんといへり(土隔(人、牛、馬、兎、野豬、鳥、水鳥等)、土器(笠、瓶、甕、瓶、鉢、甕、甕形の物等)) 埴輪圖 垂仁天皇廿二年、皇后日葉降媛薨じたる時、野見宿禰が、陵墓に生人を埋立つるの風に代へんが爲め、埴を以て人馬及び種々の物の形を造りて天皇に獻じ、之を陵墓に樹て、後世の法則と爲さんことを請ひしかば、天皇嘉納し給ひ、始めて皇后の墓に立てしめたり、埴輪の制實に茲に起る、而して坪井博士は、從來陵墓の周圍に物を立て列れる風もなく、埴を以て埴輪の物を撰進する風なかりしを、野見宿禰が突然此事を案出したりと信じ難きが故に、垂仁以前早く埴輪を立て列れる風ありて、野見宿禰は、これよりして、其上へ土隔を作り添へることを考へしものならんといひ、喜田貞吉氏、また埴輪を造つるもの、或は垂仁以前より存したりしにあらざりしかを疑へり、併に一説として、參考

ハニワ



に賣するに足る、これより埴輪を墓側に樹つると家族間に流行したるがごとく、諸國に於て之を發見せり、而して統計の示す所によれば、其發見地は、凡て三十二國にして、東國地方最も多きを占めたり、これ中央學府附近に、調査十分なるが爲なるべきも、また以て其一斑を知るに足るべし、而して此風は何時まで存したりしか明らかならざれども、幸徳天皇の大化改新の時、埴輪に關する種々の制度を載せられたれども、埴輪に及ばざるを見れば、當時既に絶えたりしか、または甚しく衰頹せるものなるべし、されど、埴輪が、文化の進歩比較的遅たりし東北地方、殊に遠く磐城石代等に於て發見せらるるより考ふれば、京畿附近に於て衰頹せる後も、なほ僻遠の地にありては、此風を存したりしならんとは、直ちに想像し得る所なり○埴輪土偶類(圓筒を除き)は墳墓の如何なる場所に樹てたるかは、今なほ疑問中にありと雖も、和田千吉氏の研究によれば、埴輪古墳にては、圓筒形以外の地に、皆向ひて右の方、殊にくびれたる部分より出で、獨り土馬のみ其兩方より出でたる例、一ヶ所あるのみなりといふ、これ元より一部分の研究に留まれば、記して參考に供ふ(書紀、ハニワ考、東京人類學會雜誌、古墳に供ふ(書紀、ハニワ考、東京人類學會雜誌、古墳に供ふ)及び同時代遺物發見地名表、若古井「古墳における埴輪の土偶埋没位置圖」埴輪圖簡は果して土留なるか) ハネダフギヤウ 羽根田奉行 關原江戶幕府の職名、武藏羽根田の工事を掌る(關原圖)千石高、役料五百俵、老中の支配にして美登間詰とす、天保十三年十二月、始めて之を置き、田中勝行を以て之に任す、十四年三月奉行組頭を置き、窪田治部右衛門を以て之に任す、弘化元年六月之を廢す(東叢書、權泰平年表) ハニワ 馬場 乘馬の練習場を云ふ、古くはワマバと訓ず、馬場の本を馬出、末を馬野と云ふ、圓らすに垣を以てす、之を埴と云ふ、其埴に方に埴埴あり、埴埴は高く結び、女埴は低く結ぶといへり、埴の外に、厩舎あり、馬術を觀覽し、或は點檢する處となす、當時武徳殿前に馬場あり、天皇臨御し

ハネダ

ハバキ

て射御を電給ふ所なり、故に武徳殿と稱す。また馬
埵殿、馬馬殿、又はウマキ殿とも云ひ、其馬埵を内
馬埵と稱す。又近衛兵衛二府の馬埵あり、衛府の兵
士の調馬場なり、又此他に相馬、馬場と云ふあり、其
經權相同じきを謂ふ。此他臨時に設くる馬場あり即
ち犬追物、流籠馬、笠懸等を行はる。時、作るものな
り、其作り様一ならず、即ち犬追物の時は圓形なり、
弓杖十七枚四方にして小繩あり、大繩あり、共に繞ら
して輪狀をなす。小繩は馬埵の中央にあり、徑弓杖
一丈なり、大繩は其外にあり、長さ廿一尋なり、其
周圍に砂をしく、之を鑛際と稱す、流籠馬の時、長
二町となし、的を三ヶ所に掲ぐ、馬かへる所は兩方
に扇形を作る、埵は兩方より、笠懸の時、流籠馬
鋪馬の時、埵は兩方より、笠懸の時、流籠馬
さ一尺八寸、深さ五六寸となす、矢道の廣さは弓
杖一丈となす、後世武家起るに及びて、馬埵益々貴ば
れ、殊に江戸時代に至りては、馬埵を築とする專門家
を生じ、至る處に馬埵を設けて、之を教習するに至れ
り、而して幕府には、城内吹上其他に馬埵あり、ま
た天和二年初て湯島に馬埵修築場を設け、之を新馬
場と云ふ、江戸砂子には馬埵と記したり、之に次
で寛文の頃馬埵町の馬埵、享保の頃水輪町馬埵、高
田馬埵等出来せり、蓋し尤も古きは、馬埵町の馬埵に
して、寛文の頃に出来たりと云ふ、此他諸町の馬埵に
々所より、多きは十數ヶ所の馬埵を作り、藩士以下、
馬埵の修築場も充てたりき（後訓業、法量物、流籠馬
次第、江戸名所圖會、古事類苑武備部）

ハバキ

ハバキ 鯛（刀帶金、腰巾金） 柄の承口
に装置したる金具の名、即ち鐙際に刀柄に懸ひ、鐙
をして動かさざらしむる爲めなり、刀の刃に帶く金な
るが故に名づく、ハバキカネの時、一説に、脚に帶

日野	同	同	同	同
八橋	同	同	同	同
久米	同	同	同	貞伯
河村	同	同	同	同

ハバサキモン

ハバサキモン 馬場先門 開闢江月城麻
門の一、和田倉門の南方に在り、此門内に馬場ありが
故に名づく、又昔此門は閉切にて、往來しかしが
ば不明門とも云ふ、開闢寛文八年四月、火事の
爲め馬場先門の往還を許し、橋を架す、是より馬場先
門と云ふ、廢居後に、當所は正徳元年迄御門無之、文
昭院棟當所にて馬場出来、朝鮮人調射爲し土壁之御
床出来候後、御門出来、南角者御指有、明和九年大
火に同焼、日比谷御門形に向、今石燈有之、所也、
當所御門外は、八代州河岸、元來増上寺舊地、朝鮮
人來朝の節留置候所也、と、へり、門衛には、譜
代大名二萬石限り、番士五人、羽織袴を著く、武器
にて、鐵炮十挺、弓五挺、長柄十筋、持筒二挺、持
弓一組を備へ置く、法令は外堀田門と同じ（業の一
本、廢居考）

ハハシロ

ハハシロ 母代 其人の母分として、後見す
るものを云ふ、實母または繼母の義にはあらず（類
聚名物考）天皇には准母（シヤンカ）と云ふ、
大饗内大臣道隆の條に、さて其の宮の上のさし次の
四の御方は、御恒殿と申、御かたち、とうつくしくし
て、式部稱宮の母代にておはしませしも、はやううせ
させ給ひにき、御平盛衰記に、大和國の女、攝政基實
公の北政所、高倉院の御母代を白河殿と號すなど見

ハバサ

ハハシ

ハバド

ハフ

ハフタ

ハバキ

ハバキ 腰布の如きが故に、腰布金の義なりといへど種
ならず、突掛籠、一枚籠、二枚籠、上籠、下籠、太刀籠
巾、古腰巾等あり、太刀腰巾は、まちなき一枚籠とい
ひ、古腰巾は、切羽の少ななるものを、腰巾に作り付け
たるをいふといへり（和漢三才圖會、日本釋名、劍甲
新論、下學集、武家名目抄）

ハバキ

ハバキ 腰巾 多岐に當て、佩くもの、
今いふ脚絆也、腰巾、絹、木綿等にて作る、形圖
の如し、又裘にて作れるあり、これを裘腰巾といふ、
「イナヘハバキ」とも「イナハバキ」とも訓む（同條
（貞丈雜記所載）



ハバキの形。腰巾。...

ハハキノクニ

ハハキノクニ 古語。東は因幡、
西は出雲、南北は備前、備中、美作、北は海に至る、東西
凡十七里、南北凡八里、山陰道に屬す、關原山中央
に挺立して支隊、左右に嶺絶し、國の西北一隅斗出し
て出雲の東隅に對し、中津を據す、西北平垣、稍々沃
饒に屬す、關原古（伯依）に作る、古事記神代卷に見
ゆ、天武天皇の時國造あり、國府を久米郡に置く（今
の國府村）元弘三年後醍醐天皇、山陰道に勤王の師を
し給ふや、國人名和長長船上山に奉迎し勤王の師を
興す、因て國守に任じ、守護に補す、延元元年長長
京都に戦死し、子願與職を襲ぎ、尋で征西將軍長長
親王に從ひて西海に赴く、興國元年足利尊氏、山名

ハバド 馬場殿 殿殿造にて、馬埵に臨み
て建築せる殿舎を云ふ、多く馬の中にと設くと云ふ、後
世の馬見所同し、源氏物語野分巻に、うまばのおと
ど、南の釣駝などはあやうげになんとして、奉行ひの
のじる云々と見たり、後鳥羽院は、駿馬を奨励せ
られ二條殿、京極殿を始め、水無瀬、宇治、鴨、泉等の
雑宮に、馬場殿を設けられし事、明月記に見たり、

ハバンセン 八幡船 徳島の徳、即ち室町
時代支那朝鮮等の沿岸を往略する我國の邊民が乘用
せる船をいふ、船中八幡大菩薩と記したる標旗を用
ひしを以て、彼國人呼んで爾が云へるなり、南海通
記廣州船島氏使大明國記の條に、この時我國の船船
各八幡宮の儀を立て、洋中に出で、四善の市船を
侵し掠めて其の財産を奪ふ、故に其の賊船を稱して
ハ幡船と呼べしとあり、又野島流兵守船録口義にも
見たり、海軍（カイケン）徳記（カカウ）を參看、

ハフ 破風（掃風） 屋根の切妻の合掌形の板
を云ふ、もとは神明造の千木と同一物なりしを以て、
其形は直なるを本式とす、故に之を本破風とも云へ
り、屋根の面に取付たるを隅破風と云ふ、和漢三
才圖會には、大棟の肩に小棟を寄せて作りたる
を云へり、現今之を掃破風と稱す、其形は屋根に據
付たるが如き故に名づく、切妻破風の下に並べて二
ッの破風を置きたるを千鳥破風と云ふ、入母屋造の
破風を入母屋破風と云ひ、多くは、現令
千鳥破風と稱するは、掃破風及び入母屋破風を併せ
云ふ、棟より軒迄の長さ、左右不同なる屋根の裏の
破風を流破風、下半の上下四曲線ななし、上半は四曲
線をなすものを、唐破風、屋根の軒より起る唐破風
を唐破風、上方の凸なるものを起破風、本家の軒

ハバキ

ハバキ 時氏を守護となす、正平中時氏、吉野に歸順して丹
波、丹後、但馬、因幡、出雲、隱岐六國を併せ、後、再び
足利義隆に降り、諸子に分封し、本國を長子師義に與
ふ、師義卒して其子氏之嗣ぎ、河村郡松崎に治す、元
中七年其弟滿幸、之を足利義隆に請し、撃ちて之を走
らす、義滿因て滿幸を守護となす、滿幸卒て満幸の
れ、義滿、氏之を復封し、久米郡吉吉に居り、子義に傳
ふ、七世禮之に至り國勢日に衰へ、大永四年尼子經久
に滅ぼさる、經久終に河村郡羽衣石の南條宗隆、久
米郡岩倉の小嶋氏等を逐ひ、全國を併せ、永祿中毛利
元就本國を略定し、宗隆等を納れ、杉原盛重を泉山に
置き、國內を鎮せしむ、天正八年豐臣秀吉四伐し、宗
隆の子元續を誘降す、十年元就の孫輝元、秀吉と
和し、本國及び備前の中を割きて之を織田氏に納る、
明年秀吉、元續元續九弟に羽衣石岩倉一城を分ち與
ふ、十九年秀吉本國の中を吉川廣家に賜ふ、關ヶ原後
徳川家康、廣家及び南條氏の封を收め、中村一
忠を全國に封じ米子城に治す、慶長十四年一忠卒
し、嗣なくして國除す、明年加藤貞泰大淵（伊豫）に
轉じ、一政事に坐して封除し、池田光政に全國を賜
ふ、寛永九年光政信前に従り、後弟光俊に代り世
傳す、明治維新島取略より繁治す、
管郡の變遷左表の如し、命は詳しくは各郡の條參看
すべし（日本地理學、國郡沿革考、郡名異同一覽）

延喜式	拾芥抄	元祿圖	郡名考明治沿革
和名抄	寛知集	天保傳	郡名考明治沿革
會見	相見	相見	郡名考明治沿革
會見	相見	相見	郡名考明治沿革
會見	相見	相見	郡名考明治沿革
會見	相見	相見	郡名考明治沿革
會見	相見	相見	郡名考明治沿革
會見	相見	相見	郡名考明治沿革

破風



破風 先より突出し
たるものにし
て片側なるを
隅破風（兼破
風）と云ふ、
本家に續り付

ハフタツ 葉一 横笛の名、烏丸とも名づ
く、朱奈天皇の重器、此笛は源博雅が朱雀門にて得た
る笛なりといふ、博雅早世の後、僧淨観が管により
りて、此笛を吹く、此笛赤葉青葉各一あり、故に名
づく、天下第一笛と稱す、後、藤原道長に傳はり、後
一條院御在世の時、藏人某を以て此笛を召されしこ
とあり（拾芥抄、江談抄、樂考）

ハフタツ

ハフリ

ハフリーハマク

事記傳、丹生祝文、新撰姓氏錄、姓名錄抄、波多祝、三盛祝、鴨部祝、紀祝、即上祝、丹生祝、ハフリ、祝、國神祝の、神社に奉仕して、専ら祭壇に従事する者ないふ、祝子とも稱す、普通編宣の下に位す、また神主、福宣をも總稱する事あり、其義詳かならず、東雅に「猶振などいひし事のごとく、起舞して神を祭るものを稱せしにぞあるべき」といひ、徳調葉には「羽振の義、羽は衣袖をいふ、立舞ふ袖などいへる義なるべし」といひ、同説なれど、種ならず、古事類苑編者に「はらふの義にして、禱災をいへるならん、即ち福宣祝は共に、祝福禱災を司るものなれば、各其職の一を以て、分ちて名づけたるものなるべし」といへり、從ふべきに似たり、**伊賀國**、仲哀紀八年正月の條に、伊賀産といふ者を祝として、神を祭らしめたることあるを初見とす、また神功紀に紀伊國小竹、天野兩社の祝のこと載せたり、當時既に神を祭る者を祝と稱し、且神社に此職ありし事を知るべし、これより諸社にも此職をおきしと見え、三輪祝(萬葉)鹿島大神祝(續日本後紀、天長十年四月安藝國)業神社正員祝、延喜(類聚符宣抄、康保四年官符)片岡の祝(千載集)等見え、なほ諏訪社には大祝、擬祝、副祝(普養鏡、常陸院殿御實紀、後醍醐)紀伊國天野社には一祝、二祝、三祝、四祝(紀伊國名所圖會)等の別を設けたりとす、而して職員令を按ずるに「祝部(謂ふ祭主、贊辭者)也、其祝者、國司於神戶中、簡定、即中太政官、若無戶人者、通取(庶人)也」と見ゆ、後世祝は多く世襲となりたり(古事類苑傳部)。

大和に行幸し、神武天皇の陵を拜せらるべしとの勅を見るに至れり、會津薩摩の二藩、これを見て、長州一派の過激黨を抑壓せんとし、急に中川宮、近衛關白等と策を定め、閣下に伏奏して行幸延引の事を決し、更に長藩の堺門を警衛せざるを解き、藩士の在京を禁ずると共に、堂上における過激黨たる三條實美以下の官爵を削り、その参内を停め、宮中諸門の警備は、會津二藩の兵を以て之に充つ、長藩士等已むを得ず、實美以下の七卿を奉じて本國に歸る、既にして長藩は、會津の爲めに其勢力を失ひしを憤り、兵力を以て二藩を挫き、京都の形勢を一轉して、再び過激黨の朝廷と爲さん、と望み、辭柄を陳情嘆願に信り、家老福原越後、國司信濃、益田右衛門介に兵を授けて上京せしめたり、茲に於て長藩と會津二藩とは、閣下に戦を開くに至れり、**長州**の三家老は、兵を具して東上し、福原越後は伏見に、國司信濃は洛西天龍寺に、益田右衛門介は山崎天王山に陣營を設けて、陳情の表を呈し、陰謀謀る處あるの光を顯はしたれば、一掃慶喜は會津藩主松平容保、薩摩藩主島津久光と謀り、三家老に日を期して歸國すべきを命じたれども敢て承服せず、慶喜等即ち征討の策を決し、各々部署を定め、長藩に於て、七月十八日夜半、福原越後を首將として伏見街道より進み、松平三河守、戸田采女正を破りしと雖も、彦根、會津の藩兵の來援に會して山崎に敗走せり、尋て十九日早曉、國司信濃の兵、下立賣、中立賣、蛤門の三面を襲ひ、中立賣は國司自らこれを率ゐ、勢威尤も盛んにして、既に宮中に亂入せんとするに當り、薩兵三百餘人馳せて來りて、側面より砲撃せしかば、國司の勢弱せずして敗走し、天龍寺の陣所に退く、又蛤門は、來島又兵衛將として、會津桑名の兵と奮戦し、大にこれを破

ハマツ

りて公衆門に進入す、時に小松常刀薩兵を率ゐて來り、會津の二藩を援けて、盛んに砲撃せざるを以て長兵遂に敗れ、來島以下自殺するもの多し、而して南面堺町門の方面は、竊に前夜より警司公の邸内に集り居たり、久坂玄瑞、真木和泉等、天王寺より來りし兵を率ゐて、彦根、越前の勢と戦ひ、未だ勝敗の決せざるに當り、會津の兵來援し、北風に乘じて火を鷹司邸に放ちしかば、長兵は黒烟猛火の中に包まれて散亂し、久坂玄瑞等死する者亦多く、諸方面の兵悉く潰ゆ、**薩摩**福原、益田、國司の三家老は、諸門の戦に敗れて、海路より本國に歸る、幕府即ち、朝命を以て長藩主毛利慶政父子の官爵を削り、且つ有栖川宮以下、長州奥の公卿七十餘人の参内を停め、尋て禁閣に對して發砲せざるを名とし、紀伊國納言を首將に、松平越前守を副將とし、山陰、山陽、西海、南海の二十餘藩に命じて長藩を討討するに決し、長州征伐は起れり、「チヤウシヤウセイ」を參看(元治珍物語、幕府衰亡論、幕末小史、徳川太平記)。

ハマゴテン 濱御殿 **濱江** 江戸芝濱、今は濱宮と稱す、**濱田** 濱田近江守の頃までは、濱宮養生所、將軍監攝の場所なり、四代將軍徳川家綱の時、この地凡五萬八千坪を徳川綱重に賜ひ下原敷となさしむ、其子家宣入りて將軍となるに及び、西丸御用御屋敷と稱したりしが、後、濱田御殿と改稱せり、寶永四年大に修理を加ふ、淺野士佐守長設其工を助く、中島茶屋、海中茶屋、清水茶屋、觀音堂、庚申堂及び大手門櫓等は皆この時に成れり、又濱田御殿を守護せるものを、濱田御殿預りといひしを、濱田御殿奉行と改めたり、享保九年正月災に罹りて、茶屋以下多く焼失し、一時荒廢せしむ、家齊將軍の時更に修理し、燕の茶屋、燕の茶屋、燕の茶屋、御亭山邊、松原

ハマタ

腰掛、五番堀前腰掛、鹽濱、藁屋、新築座、東屋等をも造營し、大に面目を改む、慶應二年十一月奉行を廢して海軍奉行の所轄となし、始めて石室を築き海軍所となす、明治二年七月軍務官、外國官に關し、濱田延吉と名づく、三十年十月死地を宮内省に關し、濱田宮と稱す、外國の賓客には往々此館を旅館に充て、或は招待することあり、苑地大に死産に屬し、今は中島、海中、燕、燕の茶屋のみ存せり(御府内備考、濱田問答、法令全書、圖考)。

を得たりと稱し、船中の武器を押取せり、既にして彌兵衛之を知りて大に憤激し、彌兵衛を脅すに、日本藩の印度商會に返還すべきを以て且彌兵衛に服従せるシムカム種族の土人十六名を誘ひ去り、かくて彌兵衛は歸國の後、末次平藏と謀りて復讐の舉に出でんとし、寛永五年弟小左衛門、子新藏等を率ゐる二艘の商船に乘じて、台榭府に着し、異議なく二三の武器を引渡したり、總督マイツは、彌兵衛の件ひたる十六人の台榭土人の中十一人を捕へて獄に下し、併せて日本皇帝(幕府)を指すならん(よりの贈物なり)と携へ來れる品物をも没收したれども、敢て意に介せざるが如くなり、既にして二人の船長(何人なるか詳かならず)等は直ちに出發の願を聞届けられんが爲めに、一日マイツを訪問せり、マイツは船長に對し、出發の餘りに急激なるを説き、詳々として意見を吐露しつゝありしに際し、別墅の園庭に潛み居たりし一隊の日本人、突然現はれ來り、衣服の下に隠しおきたる刀劍を掲げて總督に逼れり、かくて侵入者の一人たる彌兵衛は小左衛門、新藏の二人と共にマイツに對して談判を開きしが、總督は直ちに急使を城中に派して事變を報じ救助を求めたり、會々船中に残りたる彌兵衛部下の士も現場に來着し、並に彌兵衛の小船はじまり、互に死傷ありしが、彌兵衛は遂に一万二千五百斤の生糸、并に純銀八万六千マルクを彌兵衛に支拂へるを以て、彌兵衛は、總督の長子を買として長崎に歸航せり、後、肥後侯これを買し藤を賜ふといふ(台灣島志、事實文編)○近時、台榭に於て此舉を爲したるは、彌兵衛にあらずして天野屋太郎左衛門なりとするものあり、既に史學雜誌第七編第七號にあり、就きて見るべし。

ハマナノコホリ 濱名郡 **濱江** 道江國

ハマツ 濱田 **濱田** 濱田近江守の頃までは、濱宮養生所、將軍監攝の場所なり、四代將軍徳川家綱の時、この地凡五萬八千坪を徳川綱重に賜ひ下原敷となさしむ、其子家宣入りて將軍となるに及び、西丸御用御屋敷と稱したりしが、後、濱田御殿と改稱せり、寶永四年大に修理を加ふ、淺野士佐守長設其工を助く、中島茶屋、海中茶屋、清水茶屋、觀音堂、庚申堂及び大手門櫓等は皆この時に成れり、又濱田御殿を守護せるものを、濱田御殿預りといひしを、濱田御殿奉行と改めたり、享保九年正月災に罹りて、茶屋以下多く焼失し、一時荒廢せしむ、家齊將軍の時更に修理し、燕の茶屋、燕の茶屋、燕の茶屋、御亭山邊、松原

ハマカ

ハマカ 濱床 **濱田** 濱田近江守の頃までは、濱宮養生所、將軍監攝の場所なり、四代將軍徳川家綱の時、この地凡五萬八千坪を徳川綱重に賜ひ下原敷となさしむ、其子家宣入りて將軍となるに及び、西丸御用御屋敷と稱したりしが、後、濱田御殿と改稱せり、寶永四年大に修理を加ふ、淺野士佐守長設其工を助く、中島茶屋、海中茶屋、清水茶屋、觀音堂、庚申堂及び大手門櫓等は皆この時に成れり、又濱田御殿を守護せるものを、濱田御殿預りといひしを、濱田御殿奉行と改めたり、享保九年正月災に罹りて、茶屋以下多く焼失し、一時荒廢せしむ、家齊將軍の時更に修理し、燕の茶屋、燕の茶屋、燕の茶屋、御亭山邊、松原

ハン

は、藁又は縄を圍めて作りたる的にして、其文字は番字なり。また其矢を破獲矢といふ。...

ハン井

所領安堵の文書に署するを安堵御判と云ふ。...

ハンガ

敬則、教授の有様等は、いづれも大同小異にして、多くは幕府の學問所の制を換し、漢籍の注も朱注を用ひたれど、或は古注を用ひ、或は新注を撰したるものもなきにあらず。...

ハンカ

ハンカチ 番鍛冶 後鳥羽上皇に召されし刀鍛冶を云ふ。...

ハンコ

ハンコヤキ 萬古焼 伊勢國小向村に於て製出する陶器。...

ハンサ

ハンサウ 棟(區、半挿) 湯水を盛るの調度。...

持弓一組を備へたり(御府内備考、殿居書)

ハンサツ 藩札 關東江戶時代、諸藩の領内に於て通用せし一の紙札を云ふ...

ハンサツ

十四日の相場に據りて、新紙幣と交換せしむ、藩札

ハンシヤウモリ 藤澤郡 關東武蔵國國郡延喜式に始めて見たり...

ハンサツ

院と云ふ、文明三年、伏見の指月に移し、今の名に

ハンシヤウモリ 萬秋門院 關西國丹波國丹波郡...

子を宮に圍む、太子胤を避けて石上坂神宮に駐り給ふに際し、瑞雲別皇子また後れて至る、太子、皇子を

平遠誠にて「牛昇殿者、近始於貞觀代、自今以後一切

ハンサツ

紅、白等なり、常用東宮、親王、攝家、清花等寛體

ハンシヨウ 判授 令制にて叙位の三等級の云ふ、外八位、大少初位之なり、ハカイ、ヲロン

ハンシヨウノシユ 萬乘主 天皇を申す、孟子公孫丑篇に、萬乘之主とあるより出でたるもの

ハンシヤウモリ 萬秋門院 關西國丹波國丹波郡...



(袴所式圖東裝)

ハンニヤジ

般若寺 開闢大和國添上郡 奈良町字般若寺村奈良氏の附屬國原言律宗○本尊 文殊菩薩開闢白雉五年孝德天皇御不豫の爲めに、

ハンニヤジ 般若寺 開闢大和國添上郡 奈良町字般若寺村奈良氏の附屬國原言律宗○本尊 文殊菩薩開闢白雉五年孝德天皇御不豫の爲めに、

ハンバカマ

半袴 長袴を短かくしたるものなり開闢武烈は一に長袴に同じ、只その丈を足の腰迄に切り上げたのみでなり開闢主として素襦の下に著し、又肩衣の下にも着用せり(貞史傳記)。

ハンバカマ 半袴 長袴を短かくしたるものなり開闢武烈は一に長袴に同じ、只その丈を足の腰迄に切り上げたのみでなり開闢主として素襦の下に著し、又肩衣の下にも着用せり(貞史傳記)。

ハンビ

判始 室町時代には、將軍が就職の始に於て、御教書に列を穿する儀式をいひ江戸時代には、毎歲正月三日に、老中が奉書に列を穿する儀式をいひ、列は御ち花押なり、按ずるに「室町時代の判始」は、古くは吉書始(キツシヨハシメ)と云ふ事なりしが、此時代に入りて、政務の始に行ふを判始、昇進移任等の時に給ふを吉書始といひ、區別して判する事となり、御判始の時は、神社に所領を寄附し、もしくは神領の訴訟等を裁断する御教書に列を加ふる事となり、御判始を奉り、及び御判始奉行等の職を臨時に任補し、其儀を掌らしむ、應安五年十一月廿二日足利義満がこれを行ひしを初見とし、以後歴代皆此事あり(江戸時代の判始)は、室町時代と大に趣を異にし、毎年正月三日に、老中が判する年中行事の一なり、此日結算頭領奉書を認め老中の前に持参すれば、首座より順次に奉書押を自製するなり(花巻三代記、武家名目抄、殿居書、幕府年中行事自改書)。

ハンビ 判始 室町時代には、將軍が就職の始に於て、御教書に列を穿する儀式をいひ江戸時代には、毎歲正月三日に、老中が奉書に列を穿する儀式をいひ、列は御ち花押なり、按ずるに「室町時代の判始」は、古くは吉書始(キツシヨハシメ)と云ふ事なりしが、此時代に入りて、政務の始に行ふを判始、昇進移任等の時に給ふを吉書始といひ、區別して判する事となり、御判始の時は、神社に所領を寄附し、もしくは神領の訴訟等を裁断する御教書に列を加ふる事となり、御判始を奉り、及び御判始奉行等の職を臨時に任補し、其儀を掌らしむ、應安五年十一月廿二日足利義満がこれを行ひしを初見とし、以後歴代皆此事あり(江戸時代の判始)は、室町時代と大に趣を異にし、毎年正月三日に、老中が判する年中行事の一なり、此日結算頭領奉書を認め老中の前に持参すれば、首座より順次に奉書押を自製するなり(花巻三代記、武家名目抄、殿居書、幕府年中行事自改書)。



(既所式圖東裝)圖制中風

ハンビ 判始 室町時代には、將軍が就職の始に於て、御教書に列を穿する儀式をいひ江戸時代には、毎歲正月三日に、老中が奉書に列を穿する儀式をいひ、列は御ち花押なり、按ずるに「室町時代の判始」は、古くは吉書始(キツシヨハシメ)と云ふ事なりしが、此時代に入りて、政務の始に行ふを判始、昇進移任等の時に給ふを吉書始といひ、區別して判する事となり、御判始の時は、神社に所領を寄附し、もしくは神領の訴訟等を裁断する御教書に列を加ふる事となり、御判始を奉り、及び御判始奉行等の職を臨時に任補し、其儀を掌らしむ、應安五年十一月廿二日足利義満がこれを行ひしを初見とし、以後歴代皆此事あり(江戸時代の判始)は、室町時代と大に趣を異にし、毎年正月三日に、老中が判する年中行事の一なり、此日結算頭領奉書を認め老中の前に持参すれば、首座より順次に奉書押を自製するなり(花巻三代記、武家名目抄、殿居書、幕府年中行事自改書)。

ハンフ

夏二箇所あり、下の方をば、上に折り返へしておくなり、後世に至りては、裾を別にし、半臂の胸を合せ、其上より裾の邊に、引き纏ふ織にしたるもあり、又袖を全く時し、裾を折りかへす、よなきもあり、大くびは六寸にて、上さまに於ては、又縮みあり、開闢東帝の時、袖と下胸との間に着す、地質は、三位以上の時、冬は小袋ノ織、夏は三重襦の織織を用ひ、四位以下は、冬平絹、夏は無紋の織織物なり、襦は別に用ふ、色は深紫に染むること本制なれど、中古以來は、倍子金にて染められたれば、黒色となれり、されば黒半臂といふ、或は水色を常とす、四位以下、

ハンフ 夏二箇所あり、下の方をば、上に折り返へしておくなり、後世に至りては、裾を別にし、半臂の胸を合せ、其上より裾の邊に、引き纏ふ織にしたるもあり、又袖を全く時し、裾を折りかへす、よなきもあり、大くびは六寸にて、上さまに於ては、又縮みあり、開闢東帝の時、袖と下胸との間に着す、地質は、三位以上の時、冬は小袋ノ織、夏は三重襦の織織を用ひ、四位以下は、冬平絹、夏は無紋の織織物なり、襦は別に用ふ、色は深紫に染むること本制なれど、中古以來は、倍子金にて染められたれば、黒色となれり、されば黒半臂といふ、或は水色を常とす、四位以下、

ハンフ

高麗萬葉集誕生に作り、延喜式誕生に作りて「ハンフ」と訓す、和名抄に玉作、山方、麻在、酢取等の郷あり、室町時代の末年、城生並と稱して郡名を廢し、江戸時代の初め、之を復して郡となす、郡名考、ハブと稱し、地誌提要「ハブ」ハハブ、兩條に訓す、明治十三年改めて下地生郡となし、同廿九年廢して印旛郡に合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)。

ハンボウ

半頬 目の下にあつる頬當を云ふ、鞆面(カナメン)を見よ、

ハンビ

半額 冠の一種、冠の角の上部に半円形の穴をあけ、額を以て之を被ふ、墨天の節、天皇の召すものなり、カンムリ、の挿頭冠(裝束集成)。

ハンフ

夏二箇所あり、下の方をば、上に折り返へしておくなり、後世に至りては、裾を別にし、半臂の胸を合せ、其上より裾の邊に、引き纏ふ織にしたるもあり、又袖を全く時し、裾を折りかへす、よなきもあり、大くびは六寸にて、上さまに於ては、又縮みあり、開闢東帝の時、袖と下胸との間に着す、地質は、三位以上の時、冬は小袋ノ織、夏は三重襦の織織を用ひ、四位以下は、冬平絹、夏は無紋の織織物なり、襦は別に用ふ、色は深紫に染むること本制なれど、中古以來は、倍子金にて染められたれば、黒色となれり、されば黒半臂といふ、或は水色を常とす、四位以下、



(集賢傳)藏氏彦文觀大

ハンボウ 半頬 目の下にあつる頬當を云ふ、鞆面(カナメン)を見よ、

ハンビ 半額 冠の一種、冠の角の上部に半円形の穴をあけ、額を以て之を被ふ、墨天の節、天皇の召すものなり、カンムリ、の挿頭冠(裝束集成)。

ハンフ 夏二箇所あり、下の方をば、上に折り返へしておくなり、後世に至りては、裾を別にし、半臂の胸を合せ、其上より裾の邊に、引き纏ふ織にしたるもあり、又袖を全く時し、裾を折りかへす、よなきもあり、大くびは六寸にて、上さまに於ては、又縮みあり、開闢東帝の時、袖と下胸との間に着す、地質は、三位以上の時、冬は小袋ノ織、夏は三重襦の織織を用ひ、四位以下は、冬平絹、夏は無紋の織織物なり、襦は別に用ふ、色は深紫に染むること本制なれど、中古以來は、倍子金にて染められたれば、黒色となれり、されば黒半臂といふ、或は水色を常とす、四位以下、

ハンフ 夏二箇所あり、下の方をば、上に折り返へしておくなり、後世に至りては、裾を別にし、半臂の胸を合せ、其上より裾の邊に、引き纏ふ織にしたるもあり、又袖を全く時し、裾を折りかへす、よなきもあり、大くびは六寸にて、上さまに於ては、又縮みあり、開闢東帝の時、袖と下胸との間に着す、地質は、三位以上の時、冬は小袋ノ織、夏は三重襦の織織を用ひ、四位以下は、冬平絹、夏は無紋の織織物なり、襦は別に用ふ、色は深紫に染むること本制なれど、中古以來は、倍子金にて染められたれば、黒色となれり、されば黒半臂といふ、或は水色を常とす、四位以下、

ハヤシ

對馬に於て禮を受くることにならず、老中小笠原忠周と使となり、遠路馳騁使となりて彼の地に赴く。爾後以て例となる、而して將軍徳川家齊深く遠慮を容遇して機務を譲り、聞老また其謙見に服し、履々政務を諮詢する處あり、其重せられし事推知すべきなり、天保九年職を子氣に譲りて大内記と稱す、然れども、舊の如く機務に参預せり、十二年七月十四日歿す、年七十四、遺命により選送する所の書甚多し、寛政重修諸家譜、徳川實紀、史料、朝野群載、新編武藏風土記稿、新編相模風土記稿、續海防叢書、新編武藏風土記稿、新編相模風土記稿、續海防叢書、其重なるものとす、其墓所、起例發凡、實爲取捨の如き、皆遠慮の手に出でざるなしと雖も、鑑察に至りては、人を擧げてこれに分属し、自ら總裁たるのみならず、成島直直の御實紀における、墳保己一の史料及び武家名目抄におけるが如き、これなり、セイダウ、シヤウ、イザカカケモン、ヨシヨシ、参看(傳文、昌平志、續徳川實紀)

ハヤシシユンサイ

林春齋 一名春齋、また春齋と稱す、靈峯、向陽子等の號あり、私に文禮と號す、關西羅山の三子、關西元和四年五月京都に生る、長ずるに及び、儒を那波活所に、書道を松永貞徳に學びしが、十七歳にして江戸に出て、爾來父に従うて業を承く、寛政十八年羅山と共に寛永系圖の編纂に従事し、正保三年父の職を襲ぎ、寛文元年治部卿法印に叙し、三年弘文院學士の號を賜ふ、四年國史館を忍が岡の弘文院内に興す、延寶八年家を子鳳岡に譲りて老し、同年五月歿す、年六十三、資性至孝、温和貞慎、博覽強記にして、經史子集通曉せざるはなかりき、關西國史實録、水湖通鑑、靈峯文集、王代一覽、周易詠解、孟子詠解、日本百將傳抄、論語詠解、曉原鈔會通等六十餘種、(野史、先哲叢談、儒職家系、本朝名家著述目録)

ハヤシ

哲叢談、儒職家系、本朝名家著述目録) ハヤシタウシユン 林道春 林羅山(ハヤシシラザン)を見よ、 ハヤシノアツツ 林信篤 林風岡(ハヤシホツコウ)を見よ、 ハヤシノアカツ 林信勝 林羅山(ハヤシホツコウ)を見よ、 ハヤシアギヤウ 林奉行 關西江戶幕府の職名、宗領の樹木伐採及び木材の運搬、監護人の檢察を掌る、勘定奉行の支那、持高、十人扶持、元禄八年十八扶持を給し、明和七年之を停む、焼火問詰とす、手代七人見習二人づゝ、これに屬す、關西關西關西、享三年六月始めて四員をおき、爾來人員定まらず、十七員に及べり、終なき時は一員の時もありき、(明和實錄、武藏、官制沿革略史) ハヤシホウカウ 林鳳岡 關西名は、一名信篤、字は直民、風岡また信字と號す、私論して正獻といふ、關西春齋の二子、關西功にして大志あり、經書を通覽し、好んで詩賦を爲す、學を見春信に承く、春信の授後代りて諸生を率ゐ、詩禮を以て任と爲し、研精志を勵し、手卷を贈らす、初め春信應敬、絶倫にして名聲一世を傾く、風岡終日謙遜なるを、春信愛するに及び、神來煥發、事を處する流るゝが如し、人始めて其宏量を知る、尋て父に従うて水湖通鑑編纂の事を輔け、延寶八年家を襲ぎ、貞享四年二月、大藏卿法印に叙し、弘文院學士の號を賜ふ、會々將軍徳川綱吉大に學を好み、文政を興すの際に、下大學頭に叙す、是より先儒員官制變て列を方外の徒と同じくしたりしが、此に至りて士階に列し、小

ハヤト

華人 關西上代大隅縣地方を本據として、附近に蕃殖したる一人種をいふ、敏達勇猛なるを以て名づく、古事記傳に「猛勇を波夜志とも、登志ともいへば、波夜と云に、猛勇意もあるなり、單字を書くことば、迅速」と此鳥の如く、又波夜夫佐てふ名も合へばなり」と見ゆ、(一)大和民族と爲すもの、(二)熊襲と同種族と爲すもの、(三)熊襲と華人とが、其居住の地を同じくしたる、且つ熊襲の如き強大なる種族が、一時に滅亡することばあり得べからざる、熊襲の名は神功紀に絶え、其以後は華人の名のみ史に現はれたる、熊襲華人二種の名が、同時に史に見ゆることなき等の理由による、(四)大和民族にもあらず、熊襲族にもあらず、特殊の一種族となすもの、華人の風俗言語が、大和民族と異なり、且つ華人に對する政府の施政が、他に異なりたる、古書に熊襲華人二種族が、同一なりとの確證なき等の理由による、かく三説ありていまだ定説を見ず、蓋し華人が、大和民族と別種なること疑ひなく、紀に大隅降命の後としたるが如きは信するに足らずと雖も、果して如何なる人種なりしかば、俄に斷じ難し、關西關西書紀神代卷火爾降命の事をいへる條の註に「是華人等始祖也」とあるを文字の初見とす、而して姓氏録によれば、允恭天皇の時、薩摩の華人叛したれば、額田部湯坐連を遣はして征討せしめしことあり、また清寧欽明齊明等の諸朝に、華人の内附せること史に見えたり、然れども華人が朝廷に奉仕せることも、其由来久しきがごとし、履中天皇紀元年の條に、近習華人に刺領巾といふものありしを載せ、清寧天皇紀元年十月の條にも、華人が、雄略天皇の崩御を悲み、陵側に泣號して遂に死したるとを

ハヤシ

性根番頭に准せらる、享保四年大内記と改め、明年致仕し、十七年五月歿す、年八十九、風岡人となり、豪傑雄邁にして通博多識、家綱、綱吉、家宣、家繼、吉宗の五代に歴仕し、綱吉吉宗の二代殊に信任せらる、家宣家繼の時、新井白石信任を蒙りて權を弄し、諸願を協はず、是を以て意平かならず、履々致仕を請ひし、許されず、蓋し家學を承けて名望あるが故なりき、(野史、先哲叢談、儒職家系) ハヤシラザン 林羅山 關西名は、一名忠、通稱又三郎、字は子信、説變して道春といふ、羅山と號す、私論して文敏といふ、關西信時の子、伯父吉勝に養はる、關西天正十一年京都に生る、幼より學を好み、神童の名あり、文祿四年建仁寺大統庵の長老慈福に就きて儒學を修め、學業大に進む、



(集丸山編科史)職所氏昇林

慶長五年十八歳の時始めて朱註を讀み、遂に意を宋儒の説に留め、八年徒を集めて論語集註を講す、時に博士舟橋秀賢奏して曰く、古より書を講ずる者、明儒博士の職あり、經學未だ漸進を請せず、今儒將

ハヤシ

匹夫にして師表の位に居り、明りに朱學を唱ふ、儒越甚し、請ふ之を罪せんと、朝廷未だ報せず、また之を徳川家康に告ぐ、家康都けて曰く、道を講ずるに、新古の註を問はんやと、是に於て羅山の學大に行はる、九年藤原隆高に師事し、又家康に二條城に見ゆ、爾來駿府、江戸、京都の間を往來し、家康秀忠の眷遇を受けしが、慶長十三年、家康の侍讀となり、年俸を賜ふ、是時に當り天下新に定まり、綱紀未だ立たず、羅山常に謀議に參與し、幕府出づ所の諸法度外國に授くる國書、其他の文案概れ其手に入る、諸宗法度、樂中諸法度のこと、皆羅山の草する處なり、十八年采邑を城州に賜ひ、元和四年また宅地を江戸に賜ふ、而して此年東西に奔走し、事處に違あらずと雖も、また嘗て講學を怠らず、在京の間、生徒に教授せり、寛永元年四月將軍家光の侍讀となり、これより常に江戸に住す、六年十月民部卿法印に叙せられ、明年忍ヶ岡の北地を賜うて別荘となす、羅山即ち書院を起したりしが、九年尾張義直、羅山の爲めに其地に即きて孔子廟を營む、即ち聖堂の起原なり、慶安四年武藏を食む、明暦三年正月廿三日歿す、年七十五、羅山人となり恭謙謹恪、和順優如、家康、秀忠、家光、家綱の四代に歴仕して、いまだ嘗て旨に忤はず、加ふるに博覽強記にして、兼て詩文を能くし、また國典に通ず、江戸時代文教の起る、其力與りて多きに居る、關西寛永諸家系圖傳、本朝編年録、羅山抄、日本考、朝野群載、神代考、野龍、宇多天皇紀略、鎌倉將軍家譜、京都將軍家譜、織田信長傳、豐臣秀吉傳、寛永私記、四書集註抄、駿府政事録、羅山文集、羅山詩集、神道秘傳、折中俗解等三百餘種、(野史、儒職家系、近代名家著述目録)

ハヤト

華人 關西上代大隅縣地方を本據として、附近に蕃殖したる一人種をいふ、敏達勇猛なるを以て名づく、古事記傳に「猛勇を波夜志とも、登志ともいへば、波夜と云に、猛勇意もあるなり、單字を書くことば、迅速」と此鳥の如く、又波夜夫佐てふ名も合へばなり」と見ゆ、(一)大和民族と爲すもの、(二)熊襲と同種族と爲すもの、(三)熊襲と華人とが、其居住の地を同じくしたる、且つ熊襲の如き強大なる種族が、一時に滅亡することばあり得べからざる、熊襲の名は神功紀に絶え、其以後は華人の名のみ史に現はれたる、熊襲華人二種の名が、同時に史に見ゆることなき等の理由による、(四)大和民族にもあらず、熊襲族にもあらず、特殊の一種族となすもの、華人の風俗言語が、大和民族と異なり、且つ華人に對する政府の施政が、他に異なりたる、古書に熊襲華人二種族が、同一なりとの確證なき等の理由による、かく三説ありていまだ定説を見ず、蓋し華人が、大和民族と別種なること疑ひなく、紀に大隅降命の後としたるが如きは信するに足らずと雖も、果して如何なる人種なりしかば、俄に斷じ難し、關西關西書紀神代卷火爾降命の事をいへる條の註に「是華人等始祖也」とあるを文字の初見とす、而して姓氏録によれば、允恭天皇の時、薩摩の華人叛したれば、額田部湯坐連を遣はして征討せしめしことあり、また清寧欽明齊明等の諸朝に、華人の内附せること史に見えたり、然れども華人が朝廷に奉仕せることも、其由来久しきがごとし、履中天皇紀元年の條に、近習華人に刺領巾といふものありしを載せ、清寧天皇紀元年十月の條にも、華人が、雄略天皇の崩御を悲み、陵側に泣號して遂に死したるとを

ハヤト

載せたり、華人が早くより我が國に居るにありければ、此の如くなる能はざるなり、但し持統紀三年五月の條に「華人、大隅阿多郡、各領三邑、乘五連誅焉」と見え、同七月の條に「賞賜華人、大隅阿多郡、領三邑、各領三邑、各領三邑」と見え、當時は一部族を爲し、酋長を有したることを察すべし、而して大寶の令制を按ずるに、衛門府に華人司あり、朝廷に奉仕せる華人を司る、後大同三年衛門府の、左右衛士府に併せらるゝに及び、兵部省に隸屬せり、其華人の職とする處は、宮門を警衛し、歌舞を奏し、竹器を製作するにありて、交番京都に出動し、定額の員數開く時は、京畿に住する者を以て、これに充てたり、蓋し當時にありては、華人の族京畿地方に住せるもの、甚多かりしなり、なほ華人の交番は、其始め年限定せざりしも、聖德九年、六月を以て限りとし、人數は八十人となしたりしが、桓武天皇の時其半を減じ、後には分都上下一年を以て限りとするに至りしかば、一年は京にありて職事に従事し、一年は本國にありしものなるべし、更に下りては、交番も止みて、京畿に居住せし華人を以て、これに充つることとなりたり、かくのごとく華人は朝廷に奉仕せりと雖、其九州にあるものに至りては、朝命を奉ぜざるもの尠ならず、屢々其叛せることあり、即ち、これより先、大寶二年八月多岐の華人叛したれば、帶帛を大宰府所部の神祠に奉じ、兵を發してこれを討たしめ、幾もなくして鎮定せりと雖も、其形勢は反不穩なりしが故、明和國司(薩摩國)の請を入れ、國內要害の地に、櫓を立て守りを置かしたるなり、養老四年二月に至り、華人また叛し、勢頗る猖獗にして、大隅國司陽成麻呂を殺す、是に於て大伴旅人(征軍人持節大將軍、筑前守、巨勢真人)を副將軍と爲し、

ハヤト

れを征せしめ、翌年七月漸く平定することを得たり、されば朝廷は、大隅國等の華人等が、將來また叛せんことを慮り、同六年四月、兩國の國司は、壹岐對馬の國司と共に、其國に際しては、必ず太宰府の官人をして補任する事となす、これより其勢力大に衰へたるが如きも、天平十二年藤原原朝の叛するや、華人の族に因せるもの多かりしが、廣瀨の敗死と共に歸順し、勢力亦振はざるに至る、蓋し漸次に皇化に服したるなり、但し朝廷に奉仕せる華人は、其後も職を以て世襲し、南北朝の頃にも、國役として、行幸供奉華人の料を諸國に課したること、壬生家文書に見ゆ、かくの如く、華人の一部は早く京畿に住して朝廷に仕へ、一部土着の種族も亦皇化して、固有の習俗を失ひしが、總括の氣風は、女任音日の面影を存し、所謂薩摩華人と稱して、人の能く知れる所なり、ハヤトノツカサ(參看「書紀」日本人種新論、歷史地理)

ハヤトノツカサ

ハヤトノツカサ 華人詞 關西國ハヒトノツカサ、ハヤヒトノツカサ、ハヤトノツカサとも訓ず、唐名布薩羅國華人を檢校し、歌舞を教習する事を掌る、兵部省の被管國關西正一人正六位下、後世諸大夫又は諸道并に侍等に任ず、多くは五位六位なり、佑一人正八位上、令吏一人大初位下、史生二人、大同四年置く所、延喜式の制五人となる、使部十人、延暦十四年四人を減じ、後又二人を減ず、直丁三人、華人國關西關上より華人を召し、狗吠を以て宮中を警衛せしむ、ハヤト參看「文武天皇大寶の令制軍人司を置き、衛門府に屬す、延暦二十四年華人男女四十人の内、半を減じて二十人となす、大同年中司を廢して衛門府に併せ、尋て府廢するに及び改めて兵部省に屬し、佑一人使部二人を減ず、四年勅して

ハラカ

定額の華人固らば、自今京畿の華人を以て之を補せしむ、衣料を給することは衛士に准す、元慶元年佑一人、使部四人直丁一人、大表一人を置く(藤原抄、職官志)

ハラミノコホリ

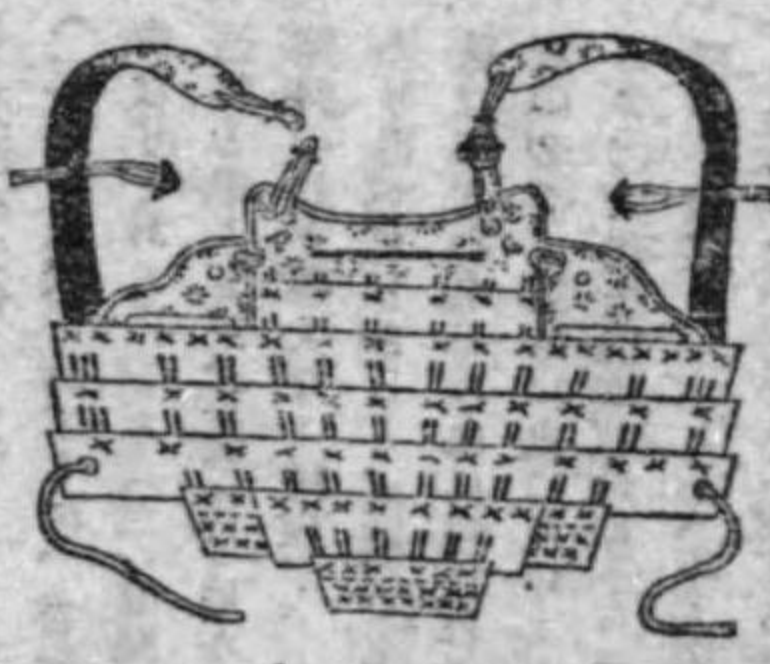
速見郡 關西國豐後國關西國行天皇十二年冬十月、天皇が頃田より此地に至り、石碯の土賦を額原川上に築せしと日本紀に見ゆ、蓋し當時は彩色なりしが、後ち改めて郡とせり、關西國和名抄に朝見、八坂、田布、大崎、山香等の郷あり、以後變更なし(郡名異同一覽、關西沿革考)

ハラマキ

腹巻 關西國豊後國關西國行天皇十二年冬十月、天皇が頃田より此地に至り、石碯の土賦を額原川上に築せしと日本紀に見ゆ、蓋し當時は彩色なりしが、後ち改めて郡とせり、關西國和名抄に朝見、八坂、田布、大崎、山香等の郷あり、以後變更なし(郡名異同一覽、關西沿革考)

ハラアテ

腹當 腹部に著する武具の一種、板日本を横にして、すかきに綴りたるものなり、草摺



(鞍所圖附記用軍)

平記、明德記等に其名見えたり(貞丈雜記、軍用記)ハラカノソウ 腹赤奏 朝廷年中行事の一、毎年元旦節會の日、内膳司より腹赤を獻するを云ふ、腹赤は附魚魚なり、其腹赤色なるを以て名づく、世に鯨魚といへり、景行天皇の御宇、筑紫守土部長濱に

ハラノコホリ

て海人之を得て天皇に獻じ、後ち聖武天皇天平十五年正月十四日、太宰府より之を進獻せしより、毎年節會に供することとなり、爾來恒例となれり、平城天皇大同元年五月に民府を息めんが爲め、腹赤の進獻を停めらる、嵯峨天皇の時、舊に復して、弘仁内裏式に其儀を載せられたり、降りて治承五年正月、世亂を爲め腹赤奏なく、後ち遂に廢れたるが如し、建武年中行事に、「元日節會云々、七廣御膳腹赤の奏など、古は庭にす、みて奏しけるとかや」と記されたり、江戸時代に入り、寛永年間、肥後熊本城主細川忠利、これを領内に傳へ、仙洞に進獻したることあり(此時獻じたるは鯛の一種なりしといふ)されど腹赤奏は行はれざりき(江次院同抄、比古變衣、好古類纂)

ハラヒ

禊 關西國美濃縣を解除するをいふ、即ち禊を去り淨に就き、惡を除き善に遷り、災厄を拂ひ吉祥を求むるなり、佛の義、古くはハラへと訓じたり、除禊、祓除とも書す(關西國美濃縣伊弉諾尊が泉國に赴きて禊れたるより、日向の禊の小門の阿波岐原にて、まづ身に著けたる杖、衣服、履、手履等を投げ棄てたることあるを初見すとす、蓋し我國俗不淨を忌むの念極めて強きを以て、此風習を生じたるなり、なほ右は禊に類したる場合に、自ら行ふ者なるが、別に人に科したる者あり、美濃國關西、高天原

ハラヒ

にて舉行したるより、神神相調し、千位位月、サタヲサキド(參看)を以て、禊を切り、手足の爪を抜かしめたるは其初見とす、惡事を爲すは、即ちまた禊なりとして、これを解除したるものなり、かくして禊の儀次第に廣く行はるゝことになりしが、大別して、事前に行ふものと、事後に行ふものと二つとなす、事前に行ふものは、祭記、新羅奉幣、奉詣の事あるに應じ、其當事者が、豫め行ふものにして、事後に行ふものは、多くは除服の爲めにし、其他禊、雷、疾病、死穢等の後に行ふものなり、罪あるものに禊を課するが如きも、亦後者の例なり、而してこれを罪人に科するは、殆んど禊の如きものにして、普羅の罪をも罰したりしが、後には神事の即興にのみ之を用ひ、桓武天皇の延喜二十年五月には、祀報の經重により、大祝、上祝、中祝、下祝の四等に分ち、禊の料物を出さしめたり、なほ是より以前には禊、惡穢ありて、二重に科したりしが、此時皆きて一となせり、蓋し禊とは惡を去るをいひ、禊とて禊に遷るをいふならん、爾來常し此法によりて禊を課したりき、但し武家時代に入りては、此種の禊は跡を絶ちたるがごとく、史籍に見ゆる處なし、なほ禊は、神代に起内せるものなれども、大寶令の大祝の文にも、東國文部が、漢文の呪文を讀み、極力を進するに事にして、其後陰陽の祓禊を盛んになり、加ふるに禊家の説を以て、自ら爲すの儀は、其本意を失ふに非れり、禊は物を出して之を禊ふものにして、禊物に禊あり、人形は、其人の身に代ふるものにして、之を以て身體を禊、災厄をこれに托して、河海に流し棄つるなり、故に禊物ともまた形代とも云ふ、官と稱とは、上古より用ひしが、後世は麻

ハラマ



(鞍所圖附記用軍)

のみを用ふ、絹及び獸皮は、天孫降臨の故事に起り、禊(チノソウ)は、美濃國の故事に基くとす、禊は、大祝の詞に、天津管曾を八針に取り刻くとの言に據りて、後世遺り出したるものなるべし、禊または鹽水、鹽湯を澆ぎ、また垢離儀等の事は、伊弉諾身湯の遺風ならんか、なほ此外に罪人に科する禊には古く美濃國等に千位位月を科したるが、租税たるがごとく、其後馬太刀等を科したるは、桓武天皇の延暦年間、四等の禊を定むるに及び、馬、太刀、弓、矢、水鏡、麻、酒、米以下、數十種の品を、其等級によりて出さしめたり(參看「三代格を見よ」)

ハラガ

張紙 法度命令を人に見せしむる爲に、壁に張りたる紙を云ふ、即ち壁書のことなり、「ガベカキ」參看。

ハラツケ

張(機物、張付) 關西國武家時代に行はれたる刺繍、機物、張付とも稱す、水柱に罪人を縛りて刺繍して殺すをいふ(關西國武家時代)に、河野通信が、額入道四郎を生縛して八付にせり、河野通信が見、通稱朝が、尾島の戰後、長田忠宗父子を土八付にせり、平治物語に見えたり、但し早く王朝時代の末年より行はれしなるべし、但

ヒカシ

に巨材を寄附して工事を贊助す、八年十一月第二十... 世達如の時、本堂再建の工事を起し、十年に至りて...

ヒカシ—ヒカハ

附屬添成園は、下京區、根股馬場東五本町にありて、... 一萬六千坪餘あり、名園を以て名あり、別院は内...

ヒカシ—ヒカシ

宮社の遺蹟あり、尋で慶長九年社額二百石を増して... 三百石とし、寛文七年再び遺蹟あり、祭記は、毎年...

ヒキ

へり、なほ源氏物語にも、十五日彼岸のはじめにて... (彼岸のはじめ)と見え、端始日記にも、「二月十九日...

ヒキ

地に須要なるものあれば、水く漬地となし、其用に... 供へて租を除くは、連々引とは、山崩川池池成石...

ヒキ

以て其租を除くは、引引とは、風雨漲溢等にて、... 海邊防湖の堤等破壊して田地に及び、再築し難きを...

ヒキオヒキツ

けずして、其、頭に引入れて冠るをいふ、烏帽子
其物の名にあらす、又其種類を問はざるなり、立烏帽
子にも、風折烏帽子にも、其他何にても、通じて
しか稱すること、知るべし、近世は烏帽子の製作固
くなりたれば、引入難けれど、昔は柔かなれば、容易
に、頭に引き入る、こと出来たるなり(貞丈雜記)

ヒキオビ

引腰 裳の附屬品(裳(モ)を見よ、
ヒキゴシ 引腰 裳の附屬品(裳(モ)を見よ、
ヒキタテエボシ 引立烏帽子

ヒキツテシユウ

引付衆 國體護衛者室町
兩時代の職名、評定衆の補助にして、訴訟を聴断し、
庶務を施行し、兼て政府の簿書を記する事を掌
る名稱なり、即ち政府にては、訴訟の頭末を記し、
其訴訟に關係せる奉行人の姓名を傍書したる記録を、
賦給引付と云ふ、又警中平常の規格を記せしものを
引付と云ふ、其他何事にもあれ、後記となすべき事を
記せし物をばしと稱せり、引は導引の意、事の手
引となすべき由縁あり、付は著書の義、今世物を記
したるを、書附といへるに同じ、さて引付衆は、政
所に賦給して、訴訟以下の公務を沙汰し、記録所の
職員たるを以て、かく稱せざるなり(國體護衛者室町
兩時代の職名、評定衆北條政村、外二人を以て引
付頭人に兼補し(爾後北條氏を以て、必ず頭人と

ヒキツ

す(寄人の内、應原行方外四人を以て引付衆とし、評
定に應原なからしむ(同四年將軍宗尊親王の時五番
として、人員を増加す、同六年また引付衆を十四人と
す、弘長二年四五の二番を停めて更に三番とし、文永
三年引付沙汰を停め、引付頭人は評定衆、引付衆は寄
人に選り、同六年引付を復し、更に頭人五人、衆十
餘人を補す、正應三年二番を停む、永仁元年之を停
め、執業を置き、同三年引付を復し五番を置き、乾元元
年また増して八番を置く、後醍醐、増城あり、蓋し北條
氏の末年、國家多事なりし故、此紛更を致せるなり、
凡訴人を召すは、引付頭人の奉書を用ひ、其訟を聴く
は一番毎に二十事と定す、又近國の大証、鎌倉諸
堂の修理は、引付にて聽断せしむ、弘長元年秋鎮西藩
するを以て、引付衆を召して之を督責し、評定衆及び
引付衆の簿書を徴す、毎番に右筆を置き、公事の繕列
の座に候し、文案の記録を掌る、政所寄人の内にて此
を兼ひ、室町幕府に至り、基武中、鎌倉の制に倣ひ、引
付衆五番を置き、頭人五人を補す、職掌録者に同じ、
足利氏の族なる志長、石橋、山名、一色、細川、島田諸
氏は頭人に補する時は正頭と稱し、また播磨二階堂、
伊勢、波多野、佐々木等の他氏を頭人に兼補する時
は、備頭と云ふ、此内に地方頭人、神宮頭人、軍符頭
人の類、職掌によりて區別あり、引付衆はまた、内談
衆とも稱す、政所の次官なるを以て、内評定と稱し、
事務を議するに依りてかく名づる、内評定を、常に
は内談と云ふ、文筆の事を掌るにより、右筆衆と云
ひ、又分掌あるに依りて、奉行衆ともいへり、鎌倉の
時の如く、別に右筆を置かず、凡そ訴訟有れば、先
づ管領に候す、管領、賦奉行に命じて檢勘せしめ、先
其受くべき者は、事項を訴狀に題し、これを開關に
付す、開關、これを引付頭人に告げ、裁判者を定む、訴

ヒキナヒキハ

訟務居の時、解狀を封じて訴人に送す、訴人受けて、
更に一書を寫して、主者に封進し、左様に備ふるを例
とす、曆應二年、引付頭人、及び奉行人等、訴訟を
審断すること二十日を經る者は控訴を許し、引付に
金じ、期を刻して申進せしむ、又毎月攝人の筆に會場
し、職掌を察す、此を式日内談と云ふ、鎌倉及び將軍
始めて職を設けし如き時は、則ちこれを幕府に行ふ、
此を内談始といふ、職者、奏者、著判、關子(當職の
次第によりて、發議人の前後を定む)の因役を設く
(昔右筆を以て之に充つ、職者を上首とす)其職、執事
衆員左右に班列す、雄仕現直を執り、圓役の前に置
く、圓役起てて聞を現直に盛り、舉りて抽籤し、衆員
に示す、奏事目録を執りて執事に進む、讀事りて發議
者事を決す、衆員唯諾す、讀事りて職者筆を起め、例
に稱うて月日姓名を署し、座に候して酒を賜うて職
む、これ室町一代の制なり○また開關あり、引付衆を
進止し、要務を整理す、引付衆の典故に慣熟したる
者を選び、これに補す、又例として御前衆を用ひ、後
未參衆も亦頭人(武家名目抄、官制沿革略記)

ヒキノコホリ

比企郡 國體護衛者室町
兩時代の職名、評定衆の補助にして、訴訟を聴断し、
庶務を施行し、兼て政府の簿書を記する事を掌
る名稱なり、即ち政府にては、訴訟の頭末を記し、
其訴訟に關係せる奉行人の姓名を傍書したる記録を、
賦給引付と云ふ、又警中平常の規格を記せしものを
引付と云ふ、其他何事にもあれ、後記となすべき事を
記せし物をばしと稱せり、引は導引の意、事の手
引となすべき由縁あり、付は著書の義、今世物を記
したるを、書附といへるに同じ、さて引付衆は、政
所に賦給して、訴訟以下の公務を沙汰し、記録所の
職員たるを以て、かく稱せざるなり(國體護衛者室町
兩時代の職名、評定衆北條政村、外二人を以て引
付頭人に兼補し(爾後北條氏を以て、必ず頭人と

ヒキナホシ

引直衣 武家名目抄、貞丈雜記

ヒキハダ

引膚 皮の一種、其職給の職者
に似たる故に、裳肌といふ、職文、波文とも書す、此
皮にて作りたる箱袋を、俗に引膚とも云ふ(引膚反稱
の時なり(燈籠抄、武家名目抄、貞丈雜記)

ヒキマハシ

引廻 國體護衛者室町
兩時代の職名、評定衆の補助にして、訴訟を聴断し、
庶務を施行し、兼て政府の簿書を記する事を掌
る名稱なり、即ち政府にては、訴訟の頭末を記し、
其訴訟に關係せる奉行人の姓名を傍書したる記録を、
賦給引付と云ふ、又警中平常の規格を記せしものを
引付と云ふ、其他何事にもあれ、後記となすべき事を
記せし物をばしと稱せり、引は導引の意、事の手
引となすべき由縁あり、付は著書の義、今世物を記
したるを、書附といへるに同じ、さて引付衆は、政
所に賦給して、訴訟以下の公務を沙汰し、記録所の
職員たるを以て、かく稱せざるなり(國體護衛者室町
兩時代の職名、評定衆北條政村、外二人を以て引
付頭人に兼補し(爾後北條氏を以て、必ず頭人と



(職所錄誌大罪刑)

死罪同様、非人足取圍み、真門前より出で、非
人四人を抱き馬に乗す、馬に乗せ方は、鞍の上へ、
一枚打懸けて四人を乗せ、三筋の繩を牽へ引添へ、
非人左右兩人にて其繩を取り、動かさざる様になす、
重綱の者は曲膝と鳴ふる木へ結び付け、鞍へも結び
く、引廻使は、町方與方雙方兩人馬上にて付添へ、
下役同心は四人の人数に因り同じからず、但使與
方は、仕置の前日、日番又は懸りの町奉行に申渡す、
引廻し歸の節は、牢屋敷より出見ホシの者一同、通

ヒキマ

知し、死罪場に出づ、四人を真門前にて馬より下し
引入、捕使與方同心引續き入り、捕使場へ出で、死罪
者の如く取り計ふ、引廻の行列は、先捕非人五人、機
持手代り共非人三人、槍札持手代り共同三人、鏈二
本、手代り共谷之者四人、但拔身、捕道具二本、同
上谷之者四人、四人附非人四人、室領谷之者二人、
室領小屋頭二人とす(刑罪大略誌)

ヒキマ

一種、木製にして申を空にし、且つ數個の穴を穿ち
たるものをいふ、罅き目の時、目は穴なり、之を射
る時、穴に風入りて音響を發するが故に名づく、射る
べき者を罅けずして、之を罅すべき爲めの製にして、
大迫物、笠懸等に用ふ、四季草に、大なる物なる故重
くして飛ばぬ故、申を空にふりぬきて輕くする也中
を空にして、猶重き故、穴あけて、風に乘じて飛
ぶ様にたくみたる物也、鳴らすべき爲に、穴をあけ
たるにあらす、穴あるもの故、風吹き入りて自然に
鳴る也、鳴音ある故、鳥獸これに驚き恐る、也と見
ゆ、其飛ぶ音響の鳴くに似たれば、罅目といふとも、
蓋の目は夜よく物見る者なれば、元來夜、覺性の物
を射べき爲に、罅か名付くともいへるは、俗説にして
取るに足らず(國體護衛者室町
兩時代の職名、評定衆北條政村、外二人を以て引
付頭人に兼補し(爾後北條氏を以て、必ず頭人と

ヒキマ

大射罅目(大迫物に用ふ)笠懸罅目(笠懸に用
ふ)小笠懸罅目(小笠懸に用ふ)半罅目(九日にてこ
がし短なり)大罅目、小罅目(長さの大小によりて名
く)猪子罅目、竹根罅目(竹の根にて製する)まんたら罅
目(罅目頭の所に、更に小まき罅目を作り付けたるし
の)西國罅目(三條院、また東宮なりし時、源頼光が
東三條院の東宮御所に登りて、罅目にて風を射たる
と今昔物語にある初見とす、尋で阿部宗任が小
罅目にて大を射、後鳥羽院が大罅目にて、天竺冠者
といへるものを、射給へる事あり、なほ伊勢三郎能
盛が竹の根罅目にて、後藤基清の從僕を射、和田義
盛が罅目にて無禮の下郎を射たる、ことあるなどおも
へば、罅目の起りは、疑つけずして生捕などする爲
に、射罅目の用なりしを知るべし、これを武技に用
ひたるは、建久元年四月に、鎌倉幕府にて小笠懸め
りし時、下河邊行平が罅目を射じたることあるを始
めとすべし、爾來笠懸、小笠懸、大迫物にこれを用ひ



ヒキマ

ヒキヤ

しこと、國々地籍に見えたり、なほ室町時代よりは、武家にて誕生のことある時、之を射ること慣例とな

ヒキヤウシヤ

一、飛香といふ、藤を藤に植ふられたるを以て此名あり、歴世女御入内の儀を行はるる所に於て、又

ヒキヤ

とし、其東に福前あり、北を北前とし、三面に横あり、欄を設く、四方より常御殿其他に通ず、東南

ヒキヤク

の意なるべし、開闢神代天皇十八年、徳川家康江戶に

ヒキヤ

月番を定めて之を指當し、名づけて手板組と稱したり、元禄十一年三度飛脚問屋ありと雖も定期發着を

ヒキヤウ

引兩、紋所の名、鶴の中に鶴を引きたるものを云ふ、一鶴なるを一ツ引兩、二鶴なる

ヒキヤ

るを二引兩(見開諸家紋には鶴なく二鶴のみなり)三線なるを三引兩と云ふ、一ツ引兩は大巾(單)に中

ヒキヤ

り、其の故は前代の文に三鶴形をせられしが流びて、今の世二引兩に成りぬ、是を又亡さんとする文は、一

ヒキヤ

り、華族に列し、子爵を授けらる(華族譜) ○信學 信康 廣康 基康 冬康 宜康

Table with 2 columns: Temple names (e.g., 大聖寺, 寶鏡寺) and their locations (e.g., 京都島丸上立賣, 同寺之内小川四).

ヒケラ

以上御宮宮
慈受院 鳥丸御所 京都新島丸通丸 穴
三時知 入江御所 浮土 同新町上入江殿 一丸
法華寺 氷室御所 戒律 奈真法華寺村 三三三
瑞福寺 村雲御所 日蓮 京都四瀬川木管 三〇〇
總持院 清雲御所 同寺之内天神社 三
寶慈院 千代御所 同京木下町 三
本光院 藏人御所 天台 同京二階町 三
〔以上御宮宮〕
此外雲上明經に院家に慈雲院(大聖寺)家、所領
六石)攝取院(同上)大歡喜寺(大聖寺)抱寺、四十一
石、京都寺町通(通稱)蓮華寺(同抱寺、七十一
五石、京都嵯峨村今林)蓮華院(同、六十九石、京
都上京藤原院)美林庵(同、三十一石、京都上京
休登辻子)大慈院(淨土、百九十五石、寶鏡寺)
聖院(淨土、二十五石、大慈院)瑞花園(淨土、四
十石、大慈院)總持院以下寶鏡寺末寺等あり、

ヒクワン

被管 令制にて上官に直隷する官
を云ふ、假令中宮職大舍人寮工司内職司中務省
の被管、大學寮は式部省の被管たるが如し令義解、
攝注職原抄(職原抄)後世武家時代に於て、大小
名等に隷屬して、其節度を奉じたる武士をも被管と
稱したるは、右の古制に基きたる俗稱なり、
ヒクワンシユウ 被管衆 地侍を云ふ、眞
丈雜記に、被管衆と云ふは、古知行所に地侍として、昔
より其の地に居住し來りたる侍あり、其侍を地頭より
支配して、免し仕ふなり、被管と書きて管せらる

ヒクラウド

非藏人 藏人所(クワウド)ドモ
ロ)を見よ、

ヒゲキ

とよむ也、支配を受くると云ふ心なり、家臣同輩
に地頭へ奉公するなりと見えたり、
ヒゲキリ 魁切 源氏重代の實朝の名、源義
家、貞任宗任を改めし時十人の首を斬りしに、皆魁切
に斬れば魁切と名付たり、奥州の住人文海と云
ふ鍛冶の作なりと云ふ、後ち之を頼朝に傳ふ(平治
物語)
ヒゲシヤク 火消役 定火消(ナヤウビケ
シ)を見よ、
ヒコナキサタケウガヤフキアヘズノミコ
ト 彦瀲建齋茅蓋不合尊 關西國彦火々
出見尊の皇子、母は豐玉姬(關西國初彦火々出見尊、
海神國に至り、豐玉姬と婚す、其歸るに當り、姫妊
みたりしが、後ち姫は日向に來り尊を生む、時にい
だ産屋を葺くに及ばずして生れたるより、葺不合尊
と名付たりといふ、父尊の崩後高千穂宮に都し、伯
母玉依姬を娶り給へり(古事記)尊の御母并に皇后
は、海神の女なれば、外戚の威によりて、勢力を有
せられしこと、想はずに難からざるなり、
ヒコネシヤウ 彦根城 關西國近江國犬上
郡彦根町金龜山關原慶長八年井伊直勝藩府の命に
より之を築く、九年七月移す、其後二十年を経て成
る、大津等の城村を移して之を造る關原井伊氏三
十五萬石を領し果世此に居住し、明治に至る、廢藩
後なほ城郭を存す(近江國地誌、明治政覽)
ヒゴノクニ 肥後國 關西國肥後國日向、
南は日向國、北は筑後國、西は海に至る、東西
凡十九里、南北凡二十八里、西海道に屬す關原三面
重嶺絶壁、東南殊に峻險幽邃、人跡到らざる所多
し、四方天草島嶼錯峙して肥前島原に對し、肥前島
海の門衛を爲す、河津南北二嶺を統し、支那州内に

ヒコホ

Table with columns for names and locations, including entries like 山鹿同, 合志同, 皮志同, etc.

Table with columns for names and locations, including entries like 宇土同, 八代同, 宇部同, etc.

聖高の時制封)寛永九年清正の子忠廣罪を獲て關除
し、細川忠利代て封せられ、其弟立孝を宇土に分封
す、忠利の子光尚、其弟利重に新田三萬五千石を分
つ、又球磨郡に相良氏あり、建久中相良長賴始めて之
を領し、人吉に居る、其七世の孫定頼、其子前頼共に
官軍に屬す、支孫爲頼に至り、菊池氏の衰に乘じ、八
代城を取る、其八世の孫長時、豊臣德川氏を歴て
封邑故の如し、凡て四藩とす、明治維新熊本支封を高
瀬と稱す、既にして皆廢して縣となし、更に之を合併
して八代、熊本二縣を置き、尋て八代を熊本に併せ、
改めて白川と稱す、後ち又熊本縣とし管轄す(關西
古より管郡の變遷左表の如し、詳しくは各郡の條參
看す)(地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽)

産火々出見尊
(備考)國宗は風土記逸文に見ゆ、
ヒコホホデミノミコト 産火々出見尊
關西國彦火々出見尊の第三皇子、母は吾田鹿津姫(關西國
日向高千穂宮に都す、尊はじめ山の幸あり、兄火爾
降尊は海の幸あり、一日相約して釣竿と弓矢とを交
換して獵を試みたるに、尊は海魚を得ざる而已なら
ず、却て釣竿を失ひしかば、火爾降尊大に怒り其返却
を責めしを以て、尊は強士老翁の言により、海神宮に
趣きて、海神の女豐玉姬と婚す、遂に計を得て兄
に返したり、また此時海神より海滿玉(海神玉)を得、
これを以て兄を服従せしめたり(古事記)これ産火
尊兄弟互に權力を争ひし結果、尊は海神の救助によ
り、其勢力を借りて、火爾降尊を屈辱したる事を語
れる神話なるべし、
ヒコホニギノミコト 彦火瓊杵尊
「アマツヒコホニギノミコト」を見よ、
ヒコホニギノミコト 比金澳 瓊の色目の名、表背の
黄ばみたるにて、其二斑なるをいふ(西三條院東抄、

ヒサシ

偏く、水利亦多し、然れども海濱淺岸にして砂泊に傾
ならず、土瘠膏沃(關西國)ヒノミチノシヨトシトシ
いふ、上古肥前と合して火國と稱す、後に阿蘇峯北の
二國を置く、國郡制定の後、分れて肥後國を建つ、延
暦の年大國と爲す、國府を肥田郡に置く(今の古府
中在關原敷及び宮寺村等其遺址なりと云)延久二年
關原則隆、菊池郡を賜ひ菊ノ城に居り(今深川村)菊
池氏と稱す、則隆五世の孫隆直、平氏を逐けて國守に
任す、後五世武勇、蒙古の兵を破り、其功を以て國
守を襲ぐ、元弘中其孫武時王事に死し、子武重國守
に任じ、守護に補し、隈部城(後隈府と稱す)に居る、
足利尊氏の領するや四津浦國守之に應ず、武重獨り
官軍に屬し、征四將軍德川親王を迎へて之を八代郡
高田に奉ず、正平中武重の弟武光、少貳大夫二氏を
破り、豐前を略し、筑後肥前を併せ、日向に入り、
四海九州殆んど官軍に屬す、孫武朝に至り、屬々足
利氏を將令川貞世、大内義弘等と戦ふ、既にして官
軍日に衰へ、諸國皆叛く、元中稱和の後、武朝本國
を領する故の如し、後八世武包に至て國人服せず、永
正の末武包出で肥前に奔る、國人大友義繼の弟義武
を迎へて菊池氏を繼がしむ、天文二十三年大友義繼、
義武を誘殺し、其地を併せ、赤星親家を廢藩に置き、
國內を鎮せしむ、初阿蘇大宮司惟澄、官軍に屬し戰功
あり、子孫安蘇郡を領す、菊池氏の衰ふるに自立す
天正の末、州の豪族志島津氏に逼じ、地皆其權奪
する所となる、豐臣氏西征し、島津氏の健地を收め、
阿蘇氏の邑を没し、佐々成政を守護とし、隈本(後隈
本に改む)に鎮す、尋て成政を誅し、加藤清正を熊本
二十五萬石に、小四行長を宇土二拾萬石に封す、關
ヶ原の役、清正東軍に屬す、關川氏行長の封を改め
て之を清正に與へ、天草郡を寺澤廣高に加賜す(子

ヒサツ

胡曹抄)
ヒサシ 廂(庇) 廢殿造にて、身舎の外、簀子
條の内なる細長き處を云ふ、大概一間にして、身舎と
限るに障子又は格子を以てす、廂の四方は格子にて
四隅に障子あり、又廣廂とも、廣條とも云ふ、後世は
入間と云ふ、簀子條の處を孫廂とも云ふ、或は又廂
の外に屋を出だし、格子部等を設ぐるもあり、孫廂
の下を土間にしたるを土廂と云ふ(家屋雜考、建築辭
彙)
ヒサシノケルマ 廂車 網代廂車(アワロヒ
サシノケルマ)を云ふ、此外唐廂車、檜櫓の廂車等あ
れど、單に廂車とは云はず、各條を參看す(一)、
ヒサシノフタ 廂簡 鎌倉幕府にて、院近を
許されたる人の姓名を書きたる札を云ふ、小侍所の
番衆は、大概交重三代(經歴)の人々にして、此中より院
近を許されたる人を御簡衆と云ひ、其姓名を記した
る札を、御所の廂の間に置きて、一番より六番迄番衆
を定めらる、是を廂御間と云ふ、禁中の日給簡の如
し(武家名目抄)
ヒサシバン 廂番 關西國將軍廂御所に宿直
侍衛する衆を云ふ(關西國)關西國將軍の時、正嘉元
年十二月、廂御所番衆を定められ、宿直侍衛に供す、
十人を以て一番とし、六番あり、此を廂の衆と云ふ、
近衛少將以下、朝官六人を以て番頭とす、元來、仙
洞に此儀あるにより、使を京都に遣はして表請す、即
ち表衆を以て、番頭の名籍を書して下し賜ふ(官制
沿革略史)
ヒサツキ 膝突(軾) 數物的一種、海綿、鹿、
布などに作り、膝の下に敷くに用ふ、大さは、約
半握位なり、名目抄に、膝突、或軾、陣軾之外、有所
用軾(延喜式)に、軾一枚(長二尺五寸、廣一尺)料三

ヒサマ

鷹一、生糸一兩、半二兩、兵功一人、中功一人小半、短功一人大半、江次第に、數三條突一枚、爲替初酒所司座云々、建武年中行事正月五日叙位の條に、藏人召仰す、陣座に向ひて、ひざつきにつきて、これを仰す、見え、なほ江次第には、紙布と記したる所あり(後訓案)

ヒサマツウチ

久松氏 松平氏の條、伊藤松山、伊勢桑名、伊豫今治、下總多古等の部を見よ、

ヒサマル

藤丸 源氏重代相傳の名、源氏義より其嫡子義朝に傳ふ(保元物語)平家物語御卷には、滿仲より代々嫡子に傳はりし事見えたり、

ヒサマルノヨロビ

藤丸 源氏重代相傳の條、義家より義朝、爲義より義朝に傳ふ、保元物語新院召爲義、條に、此ひざ丸と申は、牛子しがらひひざのかげをとり、おどしたりければ、牛のせいや入けん、當にげんじてまをさしひける也、さればちりはちんとして、精進つさいして取出しけるとなりとあれど、信しがたし、

ヒサノキ

非參議 「サノギ」を見よ、

ヒシ

斐紙 雁皮紙(カンビシ)を見よ、

ヒシガタナ

ヒ首刀 小刀を云ふ、カマオシを見よ、

ヒシカハモロノア

菱川師宣 國運稱吉兵衛(又長兵衛に作る)晩年制髮して友竹と號す、

國運稱吉左衛門道茂の子、國運安房國平郡保田に生る、初、陸奥國を業とし、上船を描ぐ必要あり、繪畫を學びしが、天性重事に巧なりしを以て、業を改めて江戸に來り、土佐の畫風を修め、更に岩佐又兵衛の筆意に倣ひて別に一家を爲し、名聲一時著たりき、畫風洒落にして氣品高きを以て名あり、されば天和貞享の頃より、版刻の畫本數十部を著して

ヒシカ

專ら世に行はる、世に江戸繪と稱して、印刻の畫を賞美すること、師宣より始まれりといふ、尤も美人畫に長じ、また、繪戲の圖に巧なり、正徳四年八月二日没す、年七十七、江戸谷中の某寺に葬る、國運正徳浮世考、増補近世遊人畫史、浮世畫人傳、

ヒシカハリウ

菱川流 菱川師宣の創めたる浮世繪の流派、系統左の如し、ヒシカハモロノア、參看(浮世繪類考、近代世評、浮世畫人傳)

- 師宣
 - 菱川師房 菱川重高
 - 菱川師水 菱川彌右衛門
 - 菱川政信
 - 菱川友房
 - 古山師重 古山師政
 - 菱川正之丞

ヒシキ

非職 非職人を云ふ、「クラウド」ロシを見よ、又僧の位にもあり、

ヒシキノヒト

非色人 公家にて禁を越されざる者を云ふ、「キンシキ」を見よ、

ヒシシユウ

非侍從 「シシユウ」を見よ、

ヒシツメノマツリ

鎮火祭 名國朝廷にて、火災を防がんと爲め、火神を祭るなり、毎年六月十二日の兩度、吉日を撰び、宮城四方の外角に於て祭る、陸奥祭之を動仕し、卜部祭事を行ふ、

國運大古伊弉册尊、火神御魂を生みし時、火神が國土人民に害を爲さん、と云ふを慮り、水神龍川築地山姫を生きて、之に備へしといへる神話、神代紀に見えたり、鎮火祭は、之に基くものなるべし、文武天皇の大寶令の制に於て、はじめて夏冬の二季に行ふ、

ヒシノ

とに定めらる、蓋し其以前よりありたらん、爾來兩度の祭、絶えず朝廷に於て行はれたり(令義解、舊式、古事類考、神祇部)

ヒシノモン

菱紋 紋所の名、源義光之家紋に用ふ、初、源賴朝、夢に園城寺新羅明神に詣り、路に高祖六孫王經基に逢ふ、經基、義朝にて作れる衣を持ち、賴朝を招きて曰く、汝今子を生まん、我此衣をその子に授けんと、賴朝之を受けたりと見て覺めき、是より先、妻園胎、夢の日を以て義光を生む、賴朝大に喜び、菱の文ある衣を以てその産衣となす、是より當流菱を以て紋と爲す、後世種々なる菱形を生じ、唐菱(一名大内菱と稱す、大内氏之用ふ)、松皮菱、刺菱、武田氏之用ふ、三葉菱、四葉菱の下の一面を除きたるもの、近江仁正寺の市橋氏之用ふ、四葉菱、菱形四つを菱形に組み合せたるもの、粟田口、南部、柳澤の諸氏之用ふ、〇丸に四葉、松前氏之用ふ、〇幸菱、常陸牛久の山口氏之用ふ、〇米倉菱、武藏金澤の米倉氏之用ふ、三階菱、大中小の菱形を三段に重ぬ、其外原をとりたるもの、上州清津の林、豊前小倉の小笠原、播州安志の小笠原、肥前唐津の小笠原諸家之用ふ(諸家系圖、見聞諸家、武藏)

ヒシヤモンテンノウ

毗沙門天王 佛經にて四天王の一、梵語、吠室羅摩那の約稱、多聞また普門と譯す、身に七寶金剛莊嚴の甲冑を着け、左手に三戟を執り、右手を腰に挿す、或は右手に寶塔を持ち、鐘を執る像もあり、福徳の神にて、須彌山の半、第四層の水精瑤瑤に居す、北方の主にて、元量百子の夜叉を總領して、北洲を守護す、故に北方天とも稱す、我國古來より七福神の一として崇敬せり、マツタフクワン(參看、曼荼羅抄、七福神考、神祇記、佛敎)は、神輿、尊容抄、佛語釋釋)

ヒシヤモンダウ

毗沙門堂 關山山城國宇治郡山科村宇安宗廟曰天台宗、門跡の二、國運稱吉左衛門道茂を京北出雲路に構へ、自刻毘沙門天の像を安置して、出雲寺と號す、世人之を毘沙門堂と呼ぶ、後、漸く興廢し、京北の巨剎にして法親王の御住院なりしが、毘沙門堂門跡といへり、天正年間、關田信長の爲め、兵火に罹りて灰燼す、爾來荒廢せること數十年、唯其寺名のみを存じたり、慶長年中、後陽成天皇勅して、僧天海に寺蹟を賜ひ、其修興の事を命ぜらる、江戸幕府また安祥寺境域の一半を割かしめ、本寺を此に移す、天海未だ功を竣へずして寂す、寛文年中、天海の高足公海、遠志を繼ぎ、寛文五年勅許を得、更に此所に中興して、是より再び代々法親王の御住院となり、天台座主に號補せらる、名刺となれり(平安通志、京華要誌)

ヒシロノミヤ

日代宮 關向日代宮(マキムクノヒシロノミヤ)を見よ、

ヒスマシ

桶洗 鬮等を掃除する事、殿の女を云ふ、又、單にスマシとも云ふ、佛訓案に、「なまめ、みかはなどの類なれば、乾清の義なるべし、はし、反ひ也、女工の職業をもて、名目によるべし」と云へど、疑はし、和名類聚抄に「櫛櫛、説文云、櫛(音威、和名比)櫛也、國語註云、櫛(音投)行、清刷(也)と見え、その箋註に、「按比、盥刷中受、櫛之器、今刷中櫛存比、妻古之名、人放、盥刷捉去、櫛之清之、司之、女實曰比須高之、と説きたり、從ふべきに似たり、枕草子に「おほやけ人すまし、大鏡に「后宮のすまし」など見ゆ、また孟津抄に「すまは下女なり、最下のものなり」とあり、

ヒセツクワン

被接官 或る官司に屬せる四部官(シブクワン)參看)以外の官職を、其所屬の

ヒシヤ

官司に對して稱する詞、假令は侍從、内記、監物は中務省の被接官、文章博士、助教等は大學寮の被接官たる類なり(職原抄、被接官は、古來正史に其名見え、江戸時代有職家が、唐制の流内、流外等に配當して、稱へ出でたるものならん、然れども、中右記嘉承二年十二月廿二日の條に、「陸奥博士依爲、陸奥所攝之官也」とあれば、或は此等より起りしものならんか、

ヒゼンケンチ

備前檢地 慶長年間、伊奈備前守忠次が關東諸國の田園に行ひたる檢地といふ(據見)

ヒゼンチュウナゴン

備前中納言 宇喜多秀家(ウキダヒライ)を見よ、

ヒゼンノクニ

肥前國 關東は筑後、北は筑前及び海、西南及び西は海に至る、東西凡二十一里、南北凡二十五里、西海道に屬す、關東東北山を頂ひ、東南河を帯び、地勢二支を分ち、西南海に突出す、其西北一支は平戸島となり、五島群嶼に連る、其南方一支は更に兩腋を分ち、左に彌瀨を抱き、右に佐賀灣を擁す、彌瀨の北方は平野にして、土壤肥沃、九州に冠たり、肥前國、ヒノミチノクナテといふ、上古肥後と一國にて火國と稱す、景行天皇西征の時、此國に至りし事あり、後、國造を置き、國郡の制定する時、分ちて肥前肥後の二國となし、國府を佐賀郡に置く(遺址、今久知井村に在り)嘉祿の初、將軍藤原賴朝、少貳氏をして國事を管せしむ、足利尊氏の叛するや、少貳貞經等之に屬す、肥後の菊池武重、獨り勤王の師を起し、國の豪族有馬(高來郡)大村(彼杵郡)二氏等之に應ず、又千葉胤貞下総より來りて、小城郡を領し、皆征西將軍の節度を受く、正平中菊池武重、全國を尙ふ、南朝因て守護を兼領せしむ、建徳の初より足利義

ヒゼン

満、今川貞世、大内義弘等を遣はして九州探題となし、菊池氏を撃たしむ、國內の豪族松浦隆賢等として之に附し、千葉大村諸氏皆之に降る、應永三年、遂川頼九州探題となり、其父那部郡に居り水田を管す、正長元年、其後子滿直之に代り、子教直に傳ふ、文明中教直卒し、嫡孫萬壽立つ、嫡幼なり、少貳政實之を逐ひ、彼部郡を取、明應六年、政實、大内義興に敗れ、奔りて小城郡多々城に據り、終に自殺す、九年、遂川教直の孫尹繁探題に補し、其孫那部尾城に居る、少貳政實(政實の子)大女政親の婿となり、恢復を圖り、遂に義興と和し、國守に任ず、天文の初、遂川義長(尹繁の子)其孫那部郡に居り、義長は、資元と相合し大内氏と戦ひ、義長敗死し、資元和を據す、是より先千葉氏稱々強大にして、小城佐賀島三郡を領す、後分れて二流となり、互に相闘ぐ、少貳冬命(資元の子)弟胤頼、千葉喜胤の嗣となり小城に居り、同族胤連と兵を構ふ、永祿二年、佐賀の龍運寺隆信、胤連を援け、冬命、胤頼を撃ちて之を殺し、遂に東部の七郡を取り、佐賀城に居り、慶成日に振ふ、平戸の松浦隆信、岸嶽の波多親等皆款を遂る、有馬義直、高來、藤津、彼杵、杵島の四郡を領し、獨り之に抗す、天正五年、龍運寺隆信と戦うて大に敗れ、義直僅に高來一郡を保つ、隆信遂に抗後を算し肥後に入る、十二年、隆信島津氏と戦うて敗死す、子政家不肖なり、其臣鍋島直茂代りて事を視る、十五年、豊臣秀吉西征し、政家に召領七郡を賜ひ、有馬晴信(高來郡野江)大村嘉前(彼杵郡大村)松浦隆信(松浦郡平戸)波多親(同郡岸嶽)五島純主(同郡福江)等封邑を領する故の如し、政家尋て封を鍋島直茂に讓る、文祿の初、秀吉征韓の師を起し、行營を松浦郡名護屋に築き、大に海内韓の侯伯を會す、波多親等を獲て取封せられ、寺澤隆高

之に代り移りて唐津に治す、關ヶ原の役、島直直盛を重軍に納れ、故封を保す、佐賀三拾万石世襲す、其支封を小城(直茂の子勝茂第二子元茂)池田(勝茂第三子直澄)島直(直茂第四子直朝)とす、大村嘉前、松浦鎮信、五島多雅(純直の子)亦皆西軍に屬せず、封疆舊に仍る、元和の初、有馬直純(晴信の子)を日向に移し、松倉重政を島原に封す(後松平忠恕)正保中唐津の寺澤堅高狂疾を以て國除し、屢々變更あり、最後に小笠原長昌を封す、元祿二年松浦棟(鎮信の曾孫)其弟昌に新田壹万石を分つ、凡十藩なり、また江戸幕府の制、長崎奉行を置き、長崎及び外國通商の事を管す、明治維新の際、時府を置き、既にして皆廢して縣とし、又合併して長崎伊萬里二縣とし、後伊萬里を廢して更に佐賀縣を置く、備前古(一)より管部の變遷左表の如し、尚ほ詳しくは各部の條并に「ヒコクニ」を參看すべし(地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽)

Table with columns for historical periods (六國史、古、元、明、清) and various regions (小、中、大、郡、縣). It lists administrative changes and names over time.

Table with columns for historical periods (古、元、明、清) and various regions (小、中、大、郡、縣). It lists administrative changes and names over time.

とし、兒島高嶺に兒島郡を屬す、尼利尊氏の惣す、州家田井、龍浦等之に應ず、高嶺之を討ち死す、盛朝亦賊に降る、尊氏其族石橋和義をして和氣郡三石に據らしめ、官軍に抗す、新田義貞、弟藤原義助をして來り伐たしむ、利あらずして歸り、全國悉く尊氏に歸す、後、藤原氏、赤松則祐を守護とし、傳へて孫滿祐に至り、山名持豐代りて守護に補す、應仁二年赤松政則、其臣浦上則宗をして、山名の守護代小島大和守を送り、其地を併せ、則宗を守護代とし、三石城に治し、松田元隆をして四方四郡を管せしめ、津高郡金川に治す、文明の初則宗京師所司代となり、元隆守護代を行ふ、五年元隆卒し、子元成繼ぎ、頗る勇武近邑を攻奪す、十五年赤松政則之を襲ちて克たす、元成遂に自立して四郡に據る、永正の末則宗の子村宗亦叛し、赤松義村(政則の嗣)を討ちて四郡を奪ふ、子宗宗に至り、和氣郡天神山の城に移り、勢漸く衰ふ、其臣宇喜多直家上道郡沼城に據り、永祿中松田元堅(元成の少孫)を殺して其地を併せ、遂に全國及び美作を領有し、宗景備一城を保つ、天正元年直家岡山に移り、五年宗景を逐つて自ら城主と稱す、豐臣秀吉の四伐するや、直家款を納れ其封土を保つ、九年直家卒し、子秀家嗣ぐ、關ヶ原の役秀家四軍の元帥となり、兵敗れて出亡す(後八丈島に瀕死す、德川家康、小早川秀秋を本國及び美作に封す、秀家卒して國除し、慶長八年池田輝政の子忠繼を分封し、其弟忠雄に傳へ、寶永九年子光仲の時因幡に徙り、光仲の從兄光政代り封せられ岡山に治し、備中五郡の内備前古(一)より管部の變遷左表の如し、尚ほ詳しくは各部の條并に「ヒコクニ」の條を參看すべし(日本地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽)

Table with columns for historical periods (六國史、古、元、明、清) and various regions (小、中、大、郡、縣). It lists administrative changes and names over time.

肥前燒 肥前國に散在せる諸窯にて製造する焼物の總稱、即ち唐津窯、有田窯、大河内窯、三河内窯、白石窯、志田窯、小田志窯、吉田窯、松ヶ谷窯、及び長崎の釜山窯等より製出す、「カラツヤキ」「アヤマキ」「シライシガマ」「シダガマ」「カマヤガマ」等看(古今陶業叢書) 備前燒 備前國備前伊都村にて製出する陶器、世人單に備前と呼び、また伊都、大津等の稱あり、其實一にして其製を異にせり、他國諸窯の創始詳ならず、應永年間始めて此に窯を開く、當時造る所のものは、唯種々種々種々の農具のみに止まる、其後花瓶酒壺等を作る、天正年間工人始めて茶壺を造る、後世古備前と稱す、其真工

を三日月六兵衛といふ、所作の陶器に缺月の記號を印す、故に此名あり、又一工人あり、能く茶器を作り、櫻花の記號を印す、并に靑色の釉を施し、其火候度に過ぎ、茶褐色に變ずる物を以て佳とす、皆厚にして、其實堅實なること我邦に冠たり、後世に至りて模造酒壺を製するを以て名を得、備前すりばち、備前とくりと呼べり、伊都と稱するは、茶褐色の釉を施し、而して其上に更に黄色の濃釉を施し、種々の形狀を爲し、以て備前と稱を別にす、偶像あり、動物像あり、茶壺食器に至るまで奇形のもの多し、火澤とは、紅線の束縛するが如き斑文あるを以て名く、其實白土にして全體に釉なし此窯も亦天正年間より始まる、古來職工あり、森氏、木村氏、頼宮氏、金重氏、大橋氏、寺尾氏なり、工人業を傳へて今に至る、焼物の(ヤキモノ)の挿繪參看(工藝志料) 火責 備前武家時代に於ける焼物の一種、備前地方に傳へられたる時に、一條爲明が六波羅にて焼問せられし時、炭火を盛んにして、其上に青竹を破りて敷き並べ、雉色左右に立ち並び、兩手を引張りて、之を歩ませんとせしことあれば、當時既にこの種の焼問行はれたるを知るべし、室町時代の末年即ち戦國の際には、屢々行はれし者のごとく、其法は鐵管を赤く焼き、背と尻との邊に押あて、焼廻らしめしといふ、江戸時代には、寛永四年に耶蘇教徒を火責にせること、記録に散見せる外には其例なし、「ガクモン」參看(太平記、耶蘇天降記、徳川政刑史料) ヒロクイロ 秘色 靑の色目の名、表は經の紫に、緯の青なる織色にて、裏の薄色なるものをいふ(雜事抄) ヒタカミノクニ 日高見國 (一)廣く平

らなる土地の汎稱、(二)陸奥の一部の郡にして、井に上古使用せられたり、(一)大政詞を初めとす、釋紀に公望私記を引きて、「中臣解除文云々、又四方之國、大儀日高見之國、安國、定奉云々、公望私案、四方望高遠之地、可謂日高見國、歟、指似不可、言一所之稱謂耳」と見えたり、書紀通釋に、鈴木重風云、日高見之國の號は、其始高千穂宮にて、稱へ始めたるならむ、其は古事記に、皇孫命加天降の處に、朝日之直刺國、夕日之日照國と稱へる大御言、日高見之國と云語の起とは聞えず、然れば日高見の號は、此傳を以て説く、如此に四方は皆略れ、朝日より夕日迄、天津日の其能く見ゆるが故に、日高見の國の號起るなり、景行紀東夷之中有日高見國、また蝦夷已平、自日高國還と見え、常陸風土記に置信太郡、此地本日高見國也とあるは、地名なれど、元來地形に依て號する所なるべし、古事記傳に、何國にまれ、廣く平なる所を云ふと云ひ、又續紀三、紀伊國阿提飯高平瀨三郡とある飯高を、和名抄には日高郡とあり、又豐後國郡名の日高は、比多と和名抄に見ゆ、風土記には日田とあり、是に因て思へば、飛騨國も日高國かと云へり、現存六帖に、出づる日の高見の國を安國と稱する末をば神や照さむと詠めるは、後釋に、日高見國とは、山遠くして、打時て平に廣き地を云也、山の遠き地にては、山と望と日との間遠くして、日の高く見ゆる物なればなり、大和の國の中央は、廣く平なる地なるを以て知比云へり、何れの國々に至るも皆同じ事なりと云へり、之を要するに日高見は、その地形より云へるものにして、必ずしも一所に限らざりしが如し、(二)景行紀二十七年武内宿禰の奏言の條に、「東夷之中、有日高見國云々、是地曰蝦夷、亦土地沃壤而饒之、擊可取也、また四十

ヒタタ

年の條に「愛日本武尊則從上總一轉入陸奥云々、最
 實既平、自日高見國、運之、西南陸、常陸、云々」と見
 えたり、その位置に關しては、新井白石は、陸奥多賀
 の邊なりと云ひ、鈴木重胤は、陸奥國桃生郡に日高見
 神社ありと云ひ、其附近ならんと云ひ、田口明吉氏は、
 常陸國なりといへり、蓋し田口氏は、常陸風土記に
 「分、筑波茨城七百戸、置、宿太郡、此地日本日高見國と
 あるに據りしものなるべし、此より甲論じ乙駁して、
 或は陸奥國鹽釜と爲すものあり、久米邦武氏の
 日高見考出で、陸奥國宮城野地方なりとしたり、こ
 れより後、日高見國の位置に關する學説は、ほゞ一定
 したるが如し、然るに喜田貞吉氏は、仙石亮兵衛が、陸
 奥國北上川沿岸の平地と云ひたるものにて、北上は
 則ち日高の詠言なるべしと云へるを一大卓見なりと
 し、更に述で、日本後紀に見えたる續日本紀卷上の
 際の上表文中に、「伏惟天皇陛下、德光四載、遣使入
 眉、擢明鏡、以地、高標、神珠、以贈、九城、道聖、仁
 淑、渤海之北、宿禰、心、感、振、日河之東、毛、秋、野、息、
 とある日河は、後の北上川を指したるものにして、登
 辭の都合上、渤海の二字に對する爲め、日高見川の
 文字を省略したるものに備る、延喜式に桃生郡日高
 見神社あるなど思ひ合すべし、吾妻鏡文治六年二月
 の條に北上川の名見えれば、日高見の轉訛は、鎌倉
 時代以前なること明かなりと説き、なほ言語學上に
 より、中古の例流の音を轉訛して、屢々加行とな
 すことあれば、愈々北上は日高見の轉訛にして、日
 高見國は北上川流域なるべしと断定せられたり、從
 ふべきに似たり(古事紀傳、書紀通釋、史海、歴史地理
 「日高見國」と日高川、日本地名辭書)

の職名、飛騨、加賀、越前、美濃等十萬石の地を管
 し、行政司法の事を掌る、本陣は飛騨高山に、出張所
 は越前本保、美濃下河邊に在り、勘定奉行の支配、四
 百後高、焼火問詰とす、地役人に顯取六人、同格一
 人、地役人三十人、同見習六人あり(關原藩編纂安永
 六年五月之を置く、郡代ケンダシ、天領(テシヤ
 ウ)地役人(ヤチケンシ)參看(更徴、同附録武鑑)
ヒタタ 一、鑛錢 鑛錢の中に、大われ、かた
 なし、ほろ錢、其他悉しき錢をいふ、果實鑛に、接する
 に、鑛錢の說區々なりといへども、鑛錢は、多くは足
 利家治世の時より起り、其頃は皆唐宋の錢を渡來
 して通用せり、故に民俗、私に其錢文を鑛錢とて、之を
 挾しあり、皆銅色鈍赤、文字莫漫して、錢實至て
 墨薄云々といへり、以て其總を知るに足るべし、
ヒタタケミ 飛騨工 王朝時代、飛騨國より
 朝廷に貢したる木工をいふ、飛騨國人は古へより木
 工の技に長じたるが故に、早くより、工人を朝廷に
 貢する義務を課せられたり、大寶の令制に「凡飛騨
 國、唐調共免、毎里置匠丁十人、每四丁給匠丁
 一人、一年一替、餘丁輸米、充匠丁食」と見ゆ、蓋
 し匠丁を貢するが故に、特に唐調を免せられたるな
 り、また延喜式にも、飛騨國調不給、但浮浪人輸商
 布、毎年貢匠丁百人、其返抄、准調唐調、凡飛騨
 匠丁役中身死、勿貢其代、役事遺國者、免當年常
 役」と見ゆ、即ち令制には、里毎に匠丁一人を貢せし
 めたるも、後ち變じて、毎年一百人を貢すること定
 まりたるを知るべし、(三代實錄貞觀八年二月二十九
 日の條に「飛騨國年貢匠丁一百人、三箇年間、停丁四
 十人、貢六十人」とあれば、貞觀以前、貢人の數定ま
 りしこと明かなり)然れども工役頗る苦難なりしが
 如く、飛騨工の運亡せること屢々なるを以て、令して

ヒタタ

これを檢査補修せしめし、延暦十五年、弘仁二年、
 開五年、承和元年等の國史官符に見ゆ、而して其工人
 は、工匠の技に巧なりしこと勿論なりと雖も、亦往古
 より多く木の子を出す、木の子はオガキともいふ、
 後の木挽なり、王朝時代の末年には、工人よりは、其
 る木挽職のもの多かりき(令義解、延喜式、類聚三代
 檢、三代實錄、工藝志、科、藤波江、松の藩業)
ヒタタレ 直垂 國關とは貴人の夜の具
 なりしが、後ち公武諸人の常服となり、江戸時代武家
 には、侍從以上の著する禮服となり、又下衣とし
 云ひ、直垂垂に對して出仕直垂とも云ふ、武人の禮の
 下に著るものを直垂と云ふ、安齋國華には、庶人の
 常服にて、常にヒタと著る服なる故に名くといひ、
 武家名目抄には「直垂は、ヒタ、レ、又、ヒタ、リ」と
 も云ひて、しと水干より出でたり、水干の頃は、袴衣
 の首上の如くなれば、著るにきび上を内へ折て、方領
 の如く引かへて著るを以て、方領に調し、身を二幅
 にして直垂と名付たるなりといへど、疑はし、後松日
 記に「直垂はもとほ宿直に、夜寒を暖か料に、袖入
 たる衣を著て、柱によりそひなどして、夜を明かせ
 しもなるべし、宿直衣袋に入として出で、宿直袋東
 の上に打著て帯などもせで、ひたぶるにうちたれて
 著たれば、ひた、れといひひなるべし」と云へり、
 從ふべきに似たり(關原藩編纂立方、後、後、同、同、
 下に露綴あり、前方の兩腋、及び後方の兩袖、背の五
 箇所に露綴あり、露綴若綴共に組紐を用ふ、地實は
 紗、生絹、精好、布を用ふ、色定まらず、木蘭地、萌黃、
 紅朽葉等を用ひ、其外人の好によりて、種々の色を用
 ふ、近代に至り露綴の上に家紋を付け、袖は一幅半と
 したり、但布直垂(大紋)は二幅なりは長袴にして、
 前腰、後腰共に白練を用ひ、太き糸にて上ざしあり、

ヒタタ

後腰に板を入れ、板の上に兩角を丸くするなり、猶左
 の圖(前五圖は貞丈雜記、後四圖は集古十種所載毛利
 室藏繪直垂圖)を見て一斑を知るべし、
 ツエ 丸キ組紐也色定ラズ

丸キ組紐也ツエト同色
 著ルトキ此ノ墨引ノ知
 グ一ツトリヲキキレノ著
 ムルカマナリヨキナリコ
 レチエモナリト云
 フ也左右トモオナジ
 ヒモノカシラチ如此シ
 テ付クルナリ

此ノ墨引ノ知グヒダ
 サトリテ著ル也如
 キ也前後同シ

著スル時前後トモニス
 ソハ袴ノ内へ入ル也

前腰後腰トモ白ネ
 リナ用フ 長袴也

務前
 上ザシ大針五ツ小針
 四ツナリフトキ白糸
 ニ筋ナラベテサス前
 後同シ

同後
 此ノ内ニコシ板ア

ヒタタ

古ハ直垂ノ袴ノ下ニハ必精好ノ白
 大口ヲ用テ著ルヨリ大口ヲ用テ著
 ルサバ、スヒヤ、シト云ヒテ略儀
 也

腰板ノ形

同袴前

同後

直垂垂は、出仕直垂より袖すばみ、短くして、袴に
 し、腰にも括りあり、着履も袴々出仕直垂と異なれり、
 上圖にて大概を知るべし、委しくは兵具雜記に就て
 見るべし(關原元來略服なるを以て、別に放實なし、
 初めは貴人男女の禮衣に著し、又五位六位以下の武
 士が、宿直の時用ひたりしが、武家時代には、公卿
 の諸大夫は、布直垂を用ひ、其他は絹直垂(兼に練絹、
 精好)を用ひ、色は人の好によりて一定せず、江戸時
 代武家は、四位侍從以上は絹、五位諸大夫は布を著せ
 り、布直垂は大紋と稱す(ダイモン)參看)共に長袴
 を着用す、將軍は萌黃、紫、紅等の色を用ひしを以て、

ヒタタ

諸人は之を慎りて用ひざりき、黒江凶事の者なれば、
 忌みて着用せず(關原藩編纂始め評かならず、忠見集
 同書に「ある人ひた、れ得きせん」とある云々)と別
 るを初見とす、之は夜の具にて常服にあらず、台記別
 記に「次召三行家行朝臣、賜三比多々禮(櫻前黃)御云、路
 頭定有寒氣、以之禦寒云々、玉葉文治六年正月十
 一日兼賞の女任子入内の條に「主上云々、入夜御殿、
 西戸御帳西帳中云々、自、本安、内藏家御金、井、紅御
 直垂等、次三位殿服、御衣ヲ北方ニ押遣テ臥御
 (主上御、三位殿北)其上先着、紅直垂、其上先着、御
 衣、云々」と見えれば、男女共に貴人は、夜着に用ひ
 たるを知るべし、此外中右記、宇治拾遺等に見えたり、
 蓋し是等によりて考ふれば、直垂は、もとほ金銀
 に云ひたりしが、後には烏帽子を著る、常服にも用
 ひ、又鐵の下に著て、練直垂など稱するに至りしもの
 なるべし、武家の常服の如くなりたるは、いつの
 頃なりしか詳かならざれども、野府記寛和元年十一
 月三日の條に「召三覽彼父良盛朝臣之直垂、(黃表)爲
 甲介夏一悉損、」續江談抄に「貞信公記天慶度云、征東
 大將軍參議右衛門督藤原忠文、赴、東軍、平使、時名、
 贈、金錢百文及精好袴二端、準、件、綾著、甲介表之料
 也、以、紅梅袴、云々、兵記記に「直垂、元武士之服
 也、爲、直仕、禮之、文門之直衣相同也」と見えれば、
 武人が早くより著けること明かなれども、常
 服となりしは、蓋し保元以後のことなるべし、山槐
 記治承二年正月二日の條に、平維盛が權原に持した
 りし時、折烏帽子、直垂、小袴、行腰にて騎馬せしこと
 見え、明月記元久元年七月十二日の條に、藤原實
 が直垂を著て、御狩に參會せしこと見えれば、こ
 の頃には公家武家共に用ひたること明かなり、鎌倉
 時代までは、諸人の望にまかせて、別に制なりし

が、建武式目追加に載せられた。貞治六年十二月二十九日の禁制に「中間以下置直垂之類...

ヒタチ

國、貞丈雜記、武家名目抄、歴世服考、後松日記、ヒタチノクニ、常陸國...

ヒタチ

を領し、小田氏筑波、新治、河内、鹿島、行方、眞壁、太田、七郎五拾三城を據す...

Table with columns for names (e.g., 筑波, 河内, 信太) and various entries.

ヒタツテンノウ 敏達天皇 諸出皇子、また淳中倉大珠敷天皇と申す...

ヒタチ

子大臣ナリ、六年百濟より經略若干卷、井に律師、律師、比丘尼、兒孫佛、寺工等を貢したる...

ヒタチ

死す、義持本國を高先に賜ひ、伊弉の從子孫言を以て國司を襲がしむ...

ヒタチ

ヒタリジノコヲウ 左甚五郎、元祿、國郡名考、明治沿革、延喜式、拾芥抄、元祿、國郡名考...

願に出陣するの急なり、大名諸家にては皆是れに倣ひ、老臣奉行人を凡て出陣と云へり、然れども全くと定まれる職名にあらす、康宮記嘉吉二年八月の條に「去廿二日御評定始日、奥頭人波多野出雲守、座席金、相論也、爲評定衆、上着任位階上首、可着頭人出陣上之由、肥前申之云々」とあるを初見とす(武家名目抄)

ヒテン井 悲田院 名徳 王朝時代、孤兒、病者を養ふ所にして、施療院の別所なり、左右の京職、九箇條の令に依て、京中諸邊の孤兒病者を見るに隨て、施療院及び悲田院に送るなり、關原京職川の四圍、關原關原天平二年五月、光明皇后、始めて設けらる、始め左右兩京に在りたるが如し、延喜式に「凡東國悲田、毎年冬季所給古弊疊三十枚者、下行施療院、總計彼院及兩悲田當時所養病者孤兒定數、均令分給と見えたり、拾芥抄の時、鴨川の二箇所になれるか、同書に西時在りといへり、施療院(セヤケン)參看

ヒト 吡登 姓の一種、皆外國より歸化せるもの、即ち蕃別の人々に限られしがごとし、いま其姓を帯びたる氏は神、大角集、伯太首神、國背穴人、狼、凡、等とす(姓氏錄、拾芥抄、姓名錄抄)

ヒトガタ 人形 歌(ハナヒ)を見よ、

ヒトシチ 人質 和親、降伏、もしくは遠心なきの證として、親戚家臣を人に致すをいふ、又證人とも稱す、古くはムカハリといへり、神后紀に、仲夏天皇の九年十月、皇后が新羅を親征し給へる時、新羅王、徵叱己知波珍子岐を出して質となしたる事あるを初めとす、これより後、新羅百濟等常に質を我國に送りたり、尋で武家時代に入り、諸藩族間戦争のこゝろ、屢々あるに及び、廣く行はるるに至りしが、其

尤も盛んなりしは、室町時代の申葉以後、即ち戰國の際なりき、江戸幕府にては、其初期には、諸大名をして質を幕府に納れしめ、之を置入といひし、後もなくしてこれを俘めたり、然れども諸大名の妻子をして江戸に置かしめしことは、此時代を通じて行はれ、以て略に質に擬せり、蓋し質は元來契約の保證なれば、約に背きたる時は、質を受けたる方にて、其質を殺したること許からず、故に又約を破らんとし、て、質を奪ひしことも多かりき(武家名目抄、古事類苑兵部部)

ヒトツバシケ 一橋家 徳川氏の分家にして、三卿の一、トクガハワヤ(一橋の部)及び「サンキヤウ」の條を見よ、

ヒトツバシモン 一ツ橋門 江戸城内東門の一、神田橋門の西に在り、徳川氏入國の時、大なる丸木の一ツ橋をかけしより、其名起れりと云ふ、貞享三年江戸繪圖には、伊豆橋とあり、瀧名貞雄の説に、古より一ツ橋と云ひしは疑なし、延寶八年江戸圖に、今の民部卿治養病の御屋形は、松平伊豆守屋敷なり、因て一ツ橋を其屋敷に懸けしと見え、一ツ橋萬治三年辛未二月吉日と鎮す、伊豆橋の名の俗稱なり、と明かなり、門前には、諸大名、帝鑑、歴之間業二萬石限り勤仕す、其以下勤者半半なり、番士四人羽織袴着用、武器に、鐵炮十挺、弓五張、長柄十挺、持筒二挺、持弓一組を備へ置く、法令神田橋と詞(御府内備考、殿居裏)

ヒトツヤナギウチ 一柳氏(播磨小野) 姓は越智氏、其先は河野氏より出づ、河野四郎通信の

十三世の孫宣高、大水中介職を去て美濃に赴き、上岐頼勝に仕へ、一柳氏と改む、播磨に、尾張一柳御旗に仕せし後、名づけしならんといへり、世々厚見郡西野村に住す、孫宣高、豊臣秀吉に仕へ、美濃竹鼻城一萬石を領す、天正十八年暇死す、弟直盛其後を繼ぎ、尾張黒田城三萬石に封ぜらる、慶長五年徳川家康に仕へ、慶功あり、六年伊勢神戶城に移る、寛永十三年直重伊豫西條に移封す、而して伊豫高野一萬石を弟直家に、同小松一萬石を弟直頼に分封す、寛文五年直興事に坐して除封せられ加賀國に歸す、因て支族直家の孫直次をして宗家を續かしむ、正保元年播磨小野一萬石を賜ふ、子孫いづれも相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、家譜)

ヒトツバシケ 一橋家 徳川氏の分家にして、三卿の一、トクガハワヤ(一橋の部)及び「サンキヤウ」の條を見よ、

ヒトツバシモン 一ツ橋門 江戸城内東門の一、神田橋門の西に在り、徳川氏入國の時、大なる丸木の一ツ橋をかけしより、其名起れりと云ふ、貞享三年江戸繪圖には、伊豆橋とあり、瀧名貞雄の説に、古より一ツ橋と云ひしは疑なし、延寶八年江戸圖に、今の民部卿治養病の御屋形は、松平伊豆守屋敷なり、因て一ツ橋を其屋敷に懸けしと見え、一ツ橋萬治三年辛未二月吉日と鎮す、伊豆橋の名の俗稱なり、と明かなり、門前には、諸大名、帝鑑、歴之間業二萬石限り勤仕す、其以下勤者半半なり、番士四人羽織袴着用、武器に、鐵炮十挺、弓五張、長柄十挺、持筒二挺、持弓一組を備へ置く、法令神田橋と詞(御府内備考、殿居裏)



(裁所式圖東裝)單の用著子男

の地下は、綾の單を着用すべからざるよし令せられき、夏は下に汗取を着せり(裝束圖式、女官飾抄、裝束甲冑圖解、裝束集成)

ヒトヘガサネ 單重 裝束單衣を二つ、端を縫ひ掛り重ねたるをいふ、備前單衣を二枚、掛り重ねたること前にいへるが如し、給にあらず、地質は生織物、又は綾等を用ひ、色は普通蘇芳、女郎花等なり(備前單衣に女子、これを著用す、女官飾抄、裝束甲冑圖解、裝束集成、羽倉考)

ヒトヨキリ 一節切 樂器にて笛の一種、尺八の短きものなるべし、和名抄に、「胡節切、俗云與」とあれば、竹を截り胡節の間に製したる故に、名づけたるものなり、室町時代、連歌師家長の吹かたるもの、或は野田城にて芳休が吹き、信玄を聞くとして殺されたるも、此一節切なりと云ふ(兼註後名抄、繪波江、樂器考)

ヒトリ 火取(葦爐) 調度の一種、葦物をたぐ香爐を云ふ、火取香爐の時なり、銀にて作り、上に銀の籠を蓋へり、或は外は木にて作り、葦籠を施し、内は銅籠を填め、上に金の籠をすもあり、中古貴族の家に於ては、二階の欄の上段に置きて香をたきて匂をたしめたり、テウド」の條の挿繪を見て其一斑を知るべし(儀名抄、兼註後名抄、類聚雜抄、貞丈雜記)

ヒナアソビ 雑遊 「ヒノアソビ」を見よ、

ヒナハツツ 火繩筒 鐵炮(テツツ)を見よ

ヒニン 非人 舊國賊民の一種、乞丐の徒なり、人中に齒せざる者の義なるべし、舊國賊民原詳かならず、播磨勢の姓を改めて非人と稱せしめしこと三代實錄にありは、非人といふ文字の初見なり、れども、元より後世の非人とは同じきものにあらず、三才圖會には「推古天皇朝、聖德太子建悲田院、而後播州天王寺庄之悲田院、洛外悲田寺以爲乞食在廊、其最首爲長吏、廊外者爲非人、余其長吏更相改、使、盜賊不混住也」とあれども、また證據あるにあらず、按ずるに、京都祇園社に屬する賊民に、犬神人といふものあり、掃除等の役に従ひ、死人、不淨物等の取方づけの事を爲せり、山門職記に「は、犬神人を指して非人といへり、慶安元年のこととを知るべし、また後愚昧記建徳二年四月の條に、大神人が河原者と死屍の衣を奪ひ合ひたる事を載せたり、思ふに河原者も乞丐の賊民にして、大神人と相似たるものなるべし、蓋しまた非人に屬するものならん、而して此種の賊民にして、石清水總開入講等の大社に屬せるものを長吏といへり、長吏は即

ち最多なり、因て按ずるに、長吏、最多大神人河原者、非人などいへるは、只場合によりて稱を異にせるに止まり、要するに同種のものなりしなるべし、江戸時代に入りては、最多は非人と其性質を異にし、同じく賊民なれども、最多は欺皮を製するを職業とし、非人はさることには別せず、其質しき者は、市中に出で、乞食を事とせり、江戸にては車巻七、松右衛門の二人にて之を總稱し、并に非人小屋頭と稱す、善七は淺草に、松右衛門は品川に住したり、共に機多頭左衛門に隷屬せり、而して非人が幕府に對する公役としては、罪人の取扱にして、引取人ある時は護衛の任に當り、死刑執行の時には、其體役并に跡片付け等の事に従へり、而して世人の之を賤むこと、機多と同じく、婚嫁を爲さざるは、いふまでもなく、機多ありとして、數居より内に入るを許さざるのみならず、煙草の火を使用するを斷絶せり、明治四年八月、非人の稱を廢し、平民と爲す、世を新平民と稱す、なほ非人の稱に屬する字屋あり、溜と稱す、タメ」參看八和漢三才圖會、燕石雜語、龜川政利史料、刑罰大綱、史學雜誌、機多非人の由来、皇典研究、神學、機多非人考)

ヒニコヤアツケ 非人小屋頭 「アツケ」を見よ、

ヒニンテカ 非人手下 江戸時代に於ける庶人の屬利、非人頭の下付して其籍に編入するをいふ、重きものは遠國に遣はし、其地方の非人手下と爲す、これを遠國非人手下と稱したり、なほ入國又は國の上にて此利に處するものもありき(御定書百ヶ條、徳川政利史料、古事類苑法部)

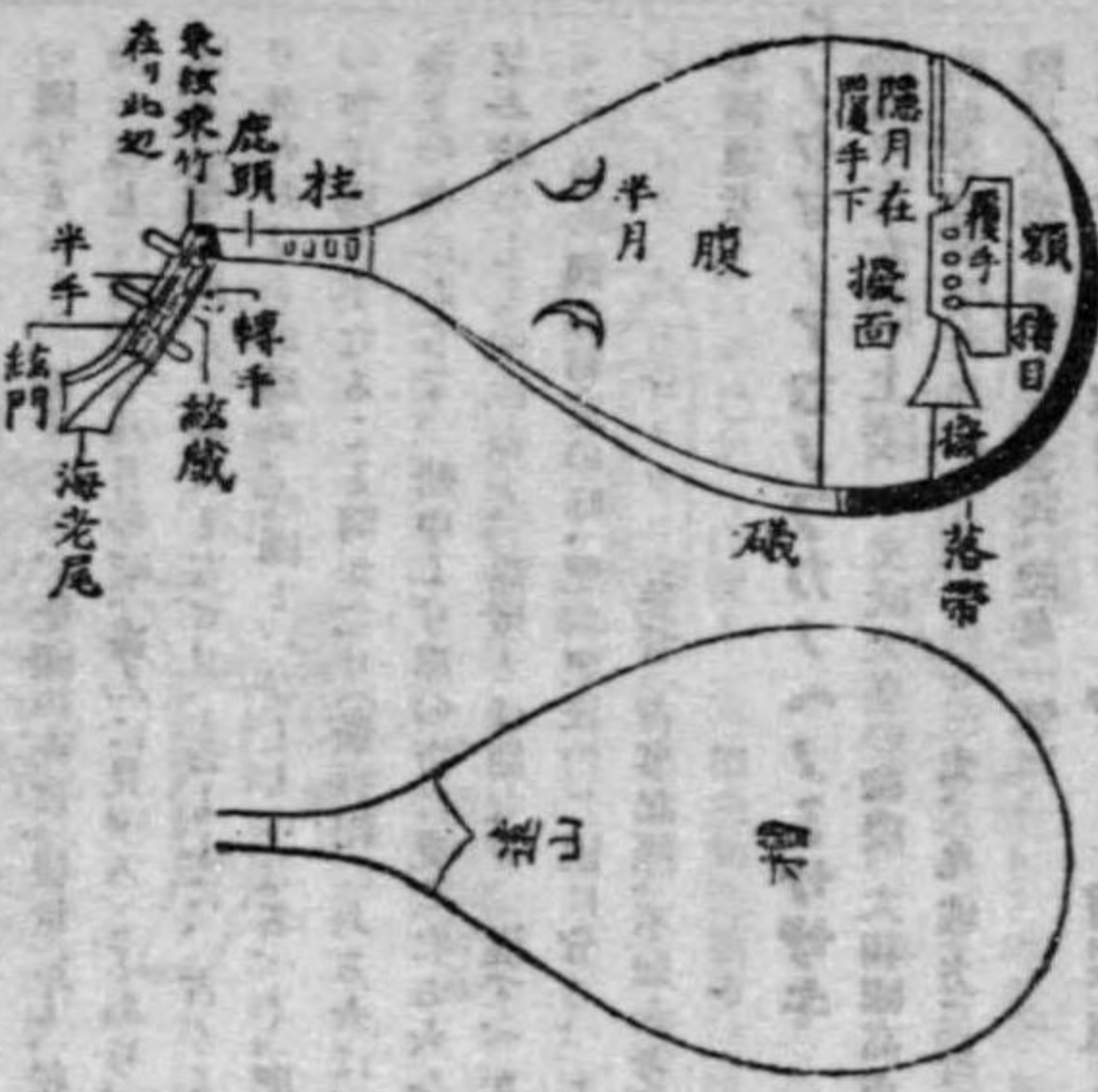
ヒネリフミ 捻文 手紙の一種、書狀を卷き、捻りたるものを云ふ、又立文とも云ふ、普通は

ヒトヘガサネ

ヒトヨキリ

ヒネリフミ

帯、襷を振る羊の名、鹿頭、柱を置く所、匡口、鹿頭と接續の所、海老尾、鹿頭の末、風折海老尾の如き所、半手、轉手さしたる所、即ち絃門の外邊、絃門、半手の中にありたる所、承絃、絃の末を承くる所、葉竹、承絃の外に當る竹片、轉手、絃を巻くつくる所、葉世、鹿頭の中程に帶の如き横木を容る、葉尾、鹿頭の裏面の頭、絃門に接し高起する所、鹿頭、轉手の木口、絃の名には、(第一絃)乙(第二絃)ケ(第三絃)行字の省文、上(第四絃)上字の古文、以上四を放絃と稱す、〇柱の名には、柱、承絃の方を上とす、工、下、七、八、二柱、凡、十、七、一、三柱、フ、乙、ム、四柱、斗、コ、之、也、あり(以上雅樂ものに就きていふ、他も概れこれに異なるなし)



(樂家録所載) 鹿頭、柱、半手、葉竹、葉世、葉尾、鹿頭、柱、半手、葉竹、葉世、葉尾

ヒハ

ヒハ

ヒハ

せるものなりといへども、時代評かならず、令集解引く所の大同四年三月二十八日官符に琵琶師あり、當時既に行はれたりしことを知るべし、されど其盛んになりたるは仁明天皇以後のことに傳る、承和年中藤原貞敏入唐して、劉二耶(或は麻承武に作る)に就き、琵琶を傳へて歸り、名手として世に重んぜられしより、廣く世に弄ばるゝ事となりたるがごとし、俗に貞敏を以て琵琶の祖と爲すは、これが爲にして、實はこれに申興したるものなり、爾來主として貴族間に行はれ、遊宴の際に必ず琵琶を彈ざる事、王朝時代を通じての風俗にして、柳丸源博雅のごとき、皆これに堪能なるを以て名あり、又僧侶僧徒等の間にも弄ばれしが、江戸時代に及びては僅に堂上家のみに限られ、所謂雅樂として用ひられしに留まりたりき、(平家琵琶)後鳥羽院の時、信濃前司行長、飯山の僧生傳といへるに、平家物語を語らしたるもの、やがて平家琵琶の起因なり、これより以後、普通の琵琶は精神の間に弄ばれ、雅樂として用ひらるゝに留まり、一般娛樂の爲として、専ら平家琵琶の嗜好に投じて流行する事となり、生傳の後、如一般校あり、其弟子に覺一、城一あり、覺一は雨夜の城守の名によりて著名なる名手にして、足利尊氏と親みあるを以て、覺者漸く勢あり、後世平家琵琶に城一方の兩派あるも、其源は皆一、覺一、城一を祖とすといへり、按ずるに、生傳の事は徒然草に載せられたれど、平家物語を琵琶に施したるは見え、思ふに興淨瑠璃の如く、拍子のみにて語りしものなるべく、而して琵琶を彈じて之に和するに至れるは、如一の頃よりならんか、龜田安達の説には、覺一に始まるといへり、かくて室町時代に入りては専ら覺者の傳する處となり、稱して琵琶法師といひ、詞曲を平曲と名付く、(按ずる

に、法師にして琵琶を彈するは、早く源氏物語明石巻に「入道琵琶の法師になりて云々」と見え、小右記寛和元年七月十八日の條に「召、琵琶法師、令、進才藝」と見えれば、古きよりの事なれども廣く之を業とするに至りしは、室町時代以後の事なり、而して如一は、久我氏の出たりしを以て、いづとなく平家琵琶は、久我氏の管掌する所となり、攝津の職に至るものほ其免許を得る事となり、琵琶法師もまた檢校の所管に關したり、江戸時代の制、亦之を因襲したりしが、京都にては前田檢校、藤野檢校家匠として著名なりしより、二流互に競争し、前田檢校の流は、後ち江戸に傳播せり、江戸檢校は百餘家ありしと雖も、平家を語るものは十數人に過ぎざりしといふ、なほ江戸にては、芝上野の兩廟にて、飯長、飯盛、また諸大名の第宅落成の式、官位昇進、或は大商賈の開業等、内禮慶事に付き、公私に關らず用ひられし、船中及び琴三味線を奏したる後席にては、決して之を彈ぜざりき、されど其趣古雅にして、俗耳に入り難きを以て、日を逐うて衰退し、明治以後は僅に合田春悦、土岐善勝等ありて、其命脈を支へしが、合田に没し、平曲の傳統今や殆んど絶えんとするの状況に陥り、(薩摩琵琶)平曲の分派たること疑を容れざれども、起原詳かならず、思ふに室町時代の末半より江戸時代の初めに於て、琵琶法師の流演して九州に入りしもの、創めたるものなるべし、薩摩大隅の地方、特に薩摩に於て盛んなるを以て此名あり、蓋しこれを以て土氣を鼓舞するの具に供し、他の流樂に近づくを避けしめたるものにして、男子の好みて琵琶を弄すること、なほ江戸の婦女が三味線におけるより甚しかりき、維新の後東京にも傳來し、近時やい盛んに青年の間に行はる(筑前琵琶)起原また

詳かならざれども、恐くは薩摩琵琶と相前後して、九州に流傳したる琵琶法師の創めたるものならん、もと薩摩琵琶と稱す、専ら筑前の地方に行はるゝ、維新後博多の薩摩家加納熊二郎氏、始めて吉田竹千代史、楠智定氏等と共に筑前琵琶を改良し、名づけて筑前琵琶といひしが、明治三十一年筑前琵琶を改む〇名器に、玄象、牧馬、玄上、青山、消橋、小琵琶、藤名元興寺、弁手、木輪、末邊等あり(琵琶譜、琵琶血脈、古今著聞集、夜蘭庭訓抄、絃竹口傳抄、歌舞品目、禮樂志、西遊記、歌舞音樂略史、平家園曲記、史學雜誌、琵琶法師新小説、筑前琵琶)

ヒハダ 楡皮 楡の色目の名、表麻方の黒みありて、裏花田なるをいふ(桃華葉、道遠院裝束抄)向は裝束裝束抄に「表楡皮色、裏同色也、或花田、裏兩散共無、苦事也、老若白雲云々」と見え、一定せず。
ヒハダノ 枇杷殿 山城國京都、近衛南、室町の東に在り、或は云、室司の南、東洞院西一町と、今ば給御門内梅林の邊に當れり、藤原基經の家、其子仲平之を領す、江談抄に「仲平大臣者、富饒人也、枇杷殿一町、内四分の一立住屋、殘皆立倉庫、珍寶玩好不可勝計云々」と見えたり、後ち道長に傳領し三條天皇の中宮研子此に居す、世に枇杷太后と稱す(拾芥抄、平安通志)
ヒバリ 雲雀毛(鶴毛、驢) 馬の毛色の名、黄白雜るものを云ふ、後世雲雀毛と稱するは、實にして諸色の交れるものを云ふ、詩魯頌に「有、駿、注黄白曰、駒、孔氏曰、黄而微白色雜名、駒、萬葉集倭名抄等に此名見えず、建久中より始めて見え、吾妻鏡建久三年八月十八日の條に、鶴毛と見えたり(騷黃物色圖說)

ヒハダ ヒバリ

ヒヒナ

ヒヒヤ

ヒヒナアソビ 雜遊 拾芥 三月三日上巳の節に、雛を飾りて遊ぶをいふ、男女、對の人数を飾る、これを雛人形といふ、もとば只男女の形を示せるのみなりしが、後世は男は東帯、女は十二單を著し、俗に内裏着と稱し、雲上を模するものなり、これに附從して、五人囃子などいへる色々の人形をも飾り、單笥、長持、袂箱、具箱、御子、扇、扇、茶道具等諸種の具を並列し、桃花、白酒、貝類、菓子、草餅、饅頭、餅等供ふ、(琵琶譜)雛はもと手遊の人形にして、多く紙につくれり、神天皇の頃よりありたりといふ説あれど確ならず、只日本紀に引きたる公望私記に見えれば、承平の頃には、既に此遊ありしことを知るべし、されど由來手遊の具なれば、時節など定まりしにあらざり、其三月上巳に用ふるものなりしことまた詳かならざれども、飛鳥井繁雅が、都には學生の空のどけくひなのあそびもおもひやるかなといへる歌、月列藻集にあれば、後土御門天皇の時以前よりの事なるは疑ふべからず、蓋し上巳に用ふるは、上巳の祓の人形と、雛とが混同したるものなるべしと、古今要覽稿に見ゆ、従ふべし、されば古へは、必ずしも女子に限らず、男子も弄びしこと、御産部類記に引きたる九記の天原宮御産祭の條に、雛の料といふものを擧げたるにて分明なり、かく上巳の具となりしより以來、公武上下に關せず、一般にこれを飾りて、上巳を祝すること盛んに行はれ、時に江戸時代には、女の節句と稱し、尤も丁寧にせり、女子はじめて生れて此節に逢ひ、又は婦女嫁して此節に逢ふは、初節句と稱して、一層盛んに祝すること慣例なりき、なほ上巳の雛を合せ見るべし(古今要覽稿、武家名目抄、雜遊笑覽、華實年浪草、骨董集、還魂紙料、徳川盛世錄)

ヒヒヤモン 日比谷門 江戸城内麻門の一、外堀門の東、今の日比谷公園の傍に在り、現今取毀れて跡形なし、寛永四年之を建て、南方の石壁を渡野長盛築くといふ、同六年に江戸總曲輪の堀石垣の普請大名を勤めたりしが、日比谷門の形石垣、松平正宗之を築くといふ、門衛は、萬石餘の外堀、御間大名參勤交代の衆、一箇年勤仕し、番七四人、羽織袴着用、武器に鐵砲十挺、弓五張、長柄十挺、持筒二挺、持弓一組を備へ置く、法令は、神田橋、及び橋田の諸門に同じ、(御府内備考、殿居察) **ヒフクモン** 美福門 大内裡外廊十二門の一、壬生門といふ、壬生氏の遺れるを以て此名あり、大内裡の南面二條大路に通ずる東端の門にして、朱雀門の東に在り、桓武天皇延暦十三年、宮城經營の時、越前國之を遣り、壬生氏之を毀す、大さ五間、戸三間、二間あり、左衛府之を門衛す、東西各一間、東西二面各二間、并に粉壁す、嵯峨天皇弘仁九年、更に額を改め弘法大師の筆額を掲ぐ、永祿元年大風の爲に額倒す、正徳四年七月雷電落して門柱燒じす、寛弘四年正月、藤原行成額を奉じ額字を修飾す、長元七年八月大風また之を倒す(日本紀略、拾芥抄、大内裏圖考) **ヒフクモン井** 美福門院 關西藤原得子、法名眞性定、關西太政大臣長實の女、母は左大臣俊房の女源方子、(關西鳥羽法皇其美を聞き、これを納け大に寵あり、保延二年四月從三位に叙し、翌年五月近衛天皇を生む、是に於て法皇に就き、崇徳天皇に即位の後、尊びて皇后(實德)となし、久安五年更に院號を上る、既にして近衛天皇の崩するや、崇徳上皇の咒詛する處となし、大に上皇を怨む、會々上皇は、皇子履仁親王を立てんとするの志あり、門

ヒヤウゴ

に封せられてより、子孫相繼ぎ維新に至る、其後陸軍の所轄に屬し、第十師團の兵營となる(播磨古城沿革誌、武蔵、明治改竄)

ヒモロギ

神籬 國土古神祭の時、清淨の地を渡り、冠りに常盤木を植ゑ、以て神居となすものをいふ、社殿の類なり、後世室内庭上等にて神祭の時、神木を机上に奉安して神座と爲すもの亦之より出づ(古事類苑神祇部)而して神籬の釋義に敷説あり(一)樂譜木の略、樂樹を立て、それを神の御室として祭るよりの名なり(古事記傳)(二)楡木の意、神社には楡結ひまほすものなる故にいふ(類聚名物考)(三)生諸木の略、しと神靈の靈籠り坐る森の樹立を指していへり、即ち神靈の留まりたる生諸木なれば名付く(續通志)國土古神祭の時、高皇產靈神附して吾則天津神籬と天津磐境とを奉原中國に起樹て、吾孫の爲めに寄かるべし、汝天兒固命、天太玉命は、天津神籬を持て、奉原中國において吾孫の爲に寄奉れと宣ひ、其後神武天皇大倭國試傍の橿原の宮にして、即位の元年皇天二祖の詔に従ひ、神籬を建て、神を祭り、崇神天皇六年の秋倭笠懸色に、磯城神籬を立てられしことなど、書紀、古語拾遺に見えたり(東雅)なほ垂仁紀には、新羅王に天日槍が持ち來り獻りたる寶物の中に熊神籬の名見ゆ、古事記傳の說に、熊は借字にて、隱隱など、同音にて、隠れこもりて、露ならぬをいふ、さて、こは、韓國にて神を祭ると、其神籬を坐する具にて、世に佛像を入れて置く厨子といふ物などの如く、作りたるものなるべし、こは皇國の神籬とやうかはりも、外をかかみて、内のあらはに見えず、隠れる故に、くまひもろぎと、皇國にて名けたるなるべし、もとより神籬のさまにはあらざれども、神の御かたを坐するものなる故に、其名

ヒヤウ

を撰ぶるなりと見ゆ、

ヒヤウ

火筒(火矢) 射付けたるものを焼く爲めに、火を付したる筒なりと雖も、其製法がならず、欽明天皇紀十五年十二月の條に、筑紫物部美奇委沙奇能射火筒、崇天皇感靈以三月九日酉時、城拔之とあるを初見とす、而して平家物語に水曾義仲法住寺殿を攻めし時、かぶらの中に火を入れて射、法住寺殿を焼き立てたること見ゆ、かゝる製ありしことを知るべし、なほ太平記亦坂合戦條に、何くにも水可もとも見えぬに、火矢を射れば水彈にて打消候、云々、應仁記所々合戦條に、寄手より火筒を射て橋を焼き拂ふ間云々など見えたり、如何なるものなりしかば明かならず、而して大砲渡來の後は、また石火矢、棒火矢等の名あり、略して單に火矢といへり、イハハハと見ゆ、

ヒヤウエノチン

兵衛陣

陰明門を云ふ

ヒヤウエフ 兵衛府 陰明門を云ふ、ネリノツカサとも訓む、左右あり、唐名武衛關門左兵衛は陰明門の左近衛府の南、右兵衛は陰明門内の右近衛府の北、宮城内の兵衛の陣は、左は宣陽、右は陰明門に置く、宣陽門陰明門以外を發衛し、行幸の時前後を警衛す、宣陽門左右各一人、從五位上、後世中納言參議散三位、非參議四位等之に任す、佐各一人正六位下、後世五位殿上人之に任す、大將各一人正七位下、少將各一人(後二人)從七位下、大志各一人從八位上、少志各一人(後二人)從八位上、醫師各一人從八位上、從八位上、府生各四人、番長各四人、兵衛各四百人、使部各三十人、直丁各二百人、陰明門陰明門天皇紀に、兵衛の稱見えたり、恐くは追記ならん、天武天皇朱鳥元年に左右兵衛の、

ヒヤウ

名あれば、當時既に官制定まりならん、大寶元年職員を制定す、延暦十四年使部十人を減す、十八年番を從四位下、佐を從五位上に昇せ、少將少志各二人を増す、大同三年兵衛各百人を減す、弘仁二年番數に復す、同年使部二十人を減す、後世大小將増し、近衛天皇の時、各二十人とし、後白河天皇の時各五人を増し、土御門天皇の時更に増して、三四倍に至りしと云ふ(衣冠、續紀、後紀、三代結、延喜式、官職考、職原考、職官志)

ヒヤウ

兵庫 攝津國武庫郡、いふ神戸市の一部を爲し、其南端に位す、もと古水門と稱す、神功紀十年二月の條に、其名はじめて見えたり、當時既に難波より西航する要津たりしが、三種との交通開け、其貨物來往するに至りては、當に此港に於て碇泊したりし、後、輪田泊と稱し、所謂五泊の一たり(ハタカ、參書)古來より遠船運道大輪田泊使等をおき石堤(防波堤)を築きて、碇泊の船を保護するに勉めたりしが、慶應風波の爲めに破損を蒙り、修理せるとまた敷成なりき、治承四年平清盛命じて、修築せしめしと雖も、なほ成功に至らざりしもの、如し、此年清盛都を福原に移す、福原は今の夢野より福原を經、兵庫の海岸に至れる一帯の地これなり、當時の福原船泊港に來りて貿易せるもの多かりしを見れば、其繁榮なりしこと、想像するに難からざるべし、應久年中に至りて石堤始めて完成す、實に福原の功なり、之を福原と稱す(平家物語に清盛の時成立せるが如く書したるは誤なり)而して兵庫の稱は、東大寺所藏延慶元年十二月二十日の文書に、攝津國兵庫縣島云々とあるを初見とす、蓋し鎌倉時代に入りて輪田泊の名衰へ、専ら兵庫と稱するに至りしものなるべし、南北時代に至り、楠木正成、新田義貞

ヒヤウ

上古は尋常の笏兩面を用ひたりしが、何時頃よりか、一笏を割き用ひたり、雅樂(カガク)の條神樂を見ん(和名抄、樂家錄、歌舞目目、禮樂志、樂器考)

ヒヤウ

評定沙汰

續書時代

裁判の時、取捨引付終りし後、評定所にて沙汰あるを云ふ、關東にては執權連署、兩波渡にては探題、井に五方引付頭人衆中等、皆評定所に參列して其沙汰あり、關西一人、合奉行一人、關東奉行等評議を餘事し、關西先づ執權連署の前に向ひて、引付録録事書を讀上、是を讀進申と云ふ、其後評定衆は各意見を述ぶるために、先づ關に定めしる順序に従ひて意見を述ぶ、引付の助給改むべき事あれば、本引付に返して、重けて沙汰あり、續書千載なむは之を論評(沙汰未詳書)

ヒヤウ

評定所

府至高の裁判所なり、寺社町評定三奉行評議の事件にして、特に重大なるもの、三奉行中、二番互に關聯したる事件、及び大名旗本の訴訟、并に越訴、其他事務も幕府に關係せるもの等を裁判す、關西江戶城内、和田倉門外堀の口關西評議の權重別等により裁判組織を異にし、其大要を舉ぐれば、(一)老中直裁判三奉行、大目付、目付、陪席す(二)三奉行立合裁判、目付陪席す、一坐掛と稱す(三)三奉行立合裁判、目付陪席す、五手掛と稱す(四)寺社町奉行立合裁判、四手掛と稱す(五)主任奉行、大目付、目付立合裁判、三手掛と稱す、而して評定所の定式の條に、立合、式日評合なる二種の定日あり、立合は毎月六日、十四日、二十五日(後、四日、十三日、二十五日となる)に、三奉行、側衆、目付出席し、三奉行の管轄區交渉、其他重き公事訴訟の裁判、及び吟味等を行ふ(明暦三年までは、老中も出席したりしが、其後中止せ

ヒヤウ

等が、足利尊氏の大军を遊へて此地に戦ひしことは、有名なる事實にして、替りく人の知れる所なり、かくて豐臣秀吉の頃に至りては、純然たる百萬輜輳の商業地となり、四國中國九州の海陸産物の大販賣に入るもの、皆一度此地を經るに至り、江戸時代にも關西の要津として、益々繁榮を極めしが、慶應三年五月、港を開きて外國互市場となし、神戸を以て外人の居留地となしたるより、兵庫神戸共に額に面目を改め、加ふるに神戸の港も亦良港なりしより、船舶の入津日に多く、遂に兵庫神戸を合して神戸市とし、兩港を總稱してまた神戸港といふ事となりたり、但し部分については、なほ神戸泊所、兵庫泊所といひ、これを區別す(史事雜誌、兵庫築島考、歴史地理、上古の兵庫港、神戸開港史、大日本地誌)

ヒヤウ

兵庫奉行

開關江

兵庫奉行

戸幕府の職名、攝津國兵庫に駐在し、外國交易其他兵庫市街の事を管す、一人を定員とす、老中の支配、役高千石、役料現米六百石、実容問詰とす、兵庫奉行支配組頭ありて、これに屬す、組頭は百五十俵高、役料二百俵、役金八十兩を給す、開關後元治元年十一月始て置きしが、慶應元年十月兵庫の開港を中止せる時之を廢したりしも、同三年六月開港を許すに至り、

ヒヤウ

再び此職をおきたり(武鑑、古事類苑官位部)

ヒヤウ

兵庫寮

タハモノ

タハモノ

關西大内裡安齋門の四方、諸陸寮の東方關西兵庫の儀仗及び兵器の出納を掌る、勅により兵器を請ふ者あれば、覆奏して渡す、關東頭左右各一人從五位上、助左右各一人正六位下、大允左右各一人正七位下、少允左右各一人從七位上、大屬左右各一人從八位上、少屬左右各一人從八位下、史生左右各二人、直丁左右各二人、關西關西天武天皇の時、既に兵庫職あり、文武天皇大寶元年改めて寮となし、左右の二に別つ、後世寮を改めて司となす、次で寛平八年、左右兵衛及び兵衛、鼓吹の四司を合して、兵衛寮となし、工部及び大角小角、鉦鼓長上各一人、舊左右使部十二人皆本案に據す、昌泰元年頭、助、大少屬各一人となし、史生四人を兵部省に據す、次で兵部省の職管となりしが、間もなく舊に復し、延喜三年尊師一人を置く、後世助に權官を置く(書紀、令義解、令集解、延喜式、官職考、職原考、職官志)

ヒヤウ

拍子 關西樂器の一種、木屑にて、拍節の具なり、神樂、能馬樂、東遊等の歌曲に之を用ふ、其拍子を拍子といふ、其形拍子に似たるを以てなり、又百拍とも拍子といふ、古き物語などには、ハカシといへり、源氏繪巻に、はうした拍子が云々とあり、關西木を以て造る、其形は笏に似たり、長一尺二寸、上は横二枚を合せて二寸六分、厚三分五分、下は横二枚を合せて、一寸六分、厚二分五分、外面四角、擊法、平齊の方と割口となして擊つなり、二枚を重ねて之を用ふ、蓋し鼓吹の遺法なり、關西我邦上古より之を用ひたり、神代記に、於合、また、木々々々とあるもの其起りなり、

ヒヤウ

リ、式日祝合は毎月四日、十二日、二十二日(後三
 日、十一日、二十一日となる)、三奉行、大目付、
 目付出席す、其内一同は老中も出席するなり(初め
 老中は毎回出席したりしが、後一同出席する事
 となる、但し老中の出席は、奉行の揃きを見る為な
 りといふ)三奉行事務進、交渉、其他輕き公事訴訟の
 裁判及び吟味等を行ふ、而して立合、式日等にて決
 難きものある時は、吏員全體の地評議に附す、之を
 大寄合といふ、井に徒目付、小人目付、因獄石出帯刀
 等も、當日出勤して事務を執る、また所司代は式日立
 合に、遠國奉行は立合に、其在所せる時には列席して
 傍聴する事あり、吟味等落着の上其宣告は、目見以
 上以下の者は大目付より、庶人は掛りの奉行よりす
 るを法とす、此外なほ別に内寄合と稱し、三奉行各
 自月番の役宅に於て、毎月九日(後六日となる)十
 八日、二十七日に、同役の者相會して評定し、支配
 下の公事訴訟の裁判を爲すことあり、即ち同役立合
 裁判なり、町奉行内寄合には、奥力、同心、因獄石
 出帯刀、町年寄、勘定奉行内寄合には、代官、評定所留
 役、寺社奉行内寄合には、家士中の寺社役階席す、ま
 た三奉行が、評定所の内座に於て評定する事あり、こ
 れを内座寄合といふ、而して一座掛、五手掛等は、立
 合式日等の評定後これを行ふことあり、また臨時に
 これを行ふ事もあり、○評定所の評議は、各員伏藏
 なく意見を開陳し、裁判の公平を期するにあり、然
 るに後世は其會議に及ばず、最初發言したるもの
 の意見に決するの風ありしより、屢々令を出して戒
 諭したること多かりき、**ヒヤウ** 老中、三奉行、大目
 付、目付等を主として、勘定吟味役、徒目付、小人
 目付、因獄石出帯刀、町年寄等も兼業して事に従ふ
 事上に述べたるがごとし、而して評定所に専属せる

職員中、重なるもの左の如し、評定所留役、三奉行よ
 り各々其職を兼せしむ、即ち勘定、寺社町奉行
 支配吟味物調役の出役なり(役料等本役と同じ)され
 ど寺社町奉行の留役は、常に評定所にあるにあら
 ず、獨り勘定奉行の留役に限り、十餘人ありて常に
 評定所の事に従ふ、之を評定所留役勘定と稱す、評定
 所留役勘定組頭ありて之を率う、元文三年これを置
 き、寶曆八年組頭を置く、評定所目安、留者より出
 役するものにして、後には評定所留役留者と稱す、
 數人ありて、評定所の文書を整理す、若年寄の支配、
 役料五十俵、後百俵となる、延寶以前より既にこれ
 あり、正徳二年一旦廢したりし、享保三年再び之を
 おき、寛政二年又廢し、留役留者なして、其職を兼れ
 行はしめたり、評定所留役留者を守衛す、もと評定
 所留守居といへり、萬治年中はじめて二員をおき、寛
 政三年一員を増す、目付の支配、百俵高、持扶持、同
 心十八人宛扇障子、評定所留役、書記の事に従ふ、十
 餘人あり、三十俵高、持扶持と、**ヒヤウ** 老中、三奉行
 行等が公事訴訟吟味等に就き評定ある時は、古くは
 老中の役宅又は町奉行の役宅等に會合して裁断した
 りしが、寛永十二年十二月、日田傳奏儀敷の内を仕切
 りて評定所とし、此年大に火にて廢し、傳奏儀敷と稱す
 を定めたり、明暦三年の大火に際し、傳奏儀敷亦燒
 失せるを以て、其後改めて傳奏儀敷と並びて、新に
 建築す、また式日、立合と分れたるは、寛文頃よりの
 事なりといへり、享保六年八月評定所の懸懸に目安
 箱を置く(メナスバコ)參看○寛永の頃には評定所
 會日に吉原町の課役として、遊女三人づつ、給仕の
 爲めに出てたりといへり(科擧類典、監禁類典、柳營
 略、新編評議、公議筆記、享保集、成林集、泰平年
 表、徳川實紀、東政、同別録、明良帶録、洞房語、國武

鑑、江戸書考、徳川政史料、徳川集令考、古事類苑
 法律部)
ヒヤウチヤウシユウ 評定衆 **ヒヤウ** 評定衆
 室町兩奉行の職名、鎌倉幕府にては、執權と共に政所
 に列し、政事を參議し、吏務を執行す、或は政所執事、
 問注所執事等を稱し、又は引付頭人を稱す、室町幕
 府の制亦之に准據す、**ヒヤウ** 嘉祿元年始めて之
 を置く、爾來北條氏の族若くは大江、清原、中原、三
 善の諸氏、及び二階堂、齋藤等の如く、文筆に堪へ
 たる諸士、此職を世襲せり、又三浦、千葉、安達、藤
 城、宇都宮、佐々木等武門の名家も、まゝ補せられし
 事あれども、此等は文筆の家にあらざれば、父子其
 職を襲せしこと多からず、人員は十五六名に過ぎず、
 鎌倉中引付衆を置くに及びて、評定衆の子弟、先づ
 引付衆となり、後此衆に轉する事となり、又承
 三年評定衆十四人をして給番せしめ、これを三番に
 分ち、更直して訴訟を聽かしむ、此時また政所問注所
 の兩執事に命じ、連日參會して其議に與らしめ、且問
 注所より、文士二人を選日差して、文書を掌らしめたる
 こと、吾妻鏡に見えたり(按ずるに、吾妻鏡の本文
 には、九人の評定衆を賦らるとありて、文書の文名
 には十四人を載せたり、思ふに吾妻に三人は其主筆
 にて、自餘は佐職につげられしなるべし)室町幕府に
 ては、文和三年評定衆の儀ありし事、御評定書諸次第
 に見えたるを以て、之より中原、三善の諸氏
 (攝津、大田、町野、飯尾、布施等)井に二階堂、齋藤、浪
 多野の諸族中、其任に堪へたる者を以て此職に充て、
 更に將軍家の一族なる吉良、石橋、山名、一色等の諸
 氏に命じ、評定衆に臨み、中原、三善等の上に列して、
 政務を議定し、代る、引付頭人の職を攝せしむ、但
 當時の制一門の輩は、引付衆を經ずして、直に評定衆

に補するが故に、他姓の評定衆を出世評定衆と號し、
 一等を降せり、而して一門の輩も、はじめは諸家と同
 じく評定衆と稱したりしが、中頃より頭人とのみ稱
 する事となりたれど、其職掌に至りては、即評定衆の
 掌る處なり、思ふに文筆の徒、其稱を同じくするを
 嫌ひしものなるべし、此外土佐、佐々木の諸氏も、足
 利尊氏同義の頃は、一門の輩と共に、評定の席に列
 し、引付頭人も帶せしかば、應仁の亂後にも、引付
 の番文には、頭人の列に載せられたり、常に評定衆
 といへることなし、伊勢氏も足利義滿の頃より評定
 衆の列に加はり、頭人も帶する家となりしが、康暦
 中政所執掌を攝せしより、其職を世襲せしかば、又常
 には評定衆と稱せず、政所とのみいひたり、之を以て
 評定衆といへるは、攝津、二階堂、波多野、町野等の族
 に限れるが如くなりたれども、原より定格としたる
 にあらざれば、猶引付衆より補補し、稀には以上の
 諸氏以外の人にして、補せられしもありき、當時評定
 衆を指して宿老といへり、これ全く長老宿老の所
 職なればなり、かくて幕府の衰頹と共に、評定衆のこ
 ときも有名無實となり、只僅かに元服等の儀に際し
 て、評定衆を行ふに過ぎざりしが、永祿元龜の際に至
 り、全く廢絶したり、また式評定衆あり、シキノヒ
 ヤウチヤウシユウ、參看○鎌倉の管領家にては亦此
 職をおきたり(武家名目抄)

平等院 **ヒヤウ** 山城國久
 世郡宇治町○風凰堂の稱あり、天台淨土兼學○
 本尊丈六阿彌陀佛、定朝作、**ヒヤウ** 此地源融の別
 荘なりしが、陽成天皇行宮を建て給ひ、宇治院と稱
 す、宇多天皇朱雀天皇離宮となし給ふ、長徳年中藤
 原道長の山莊となり、其子頼通に傳はり、永承七年
 改めて佛寺と爲し、平等院と號し、天台宗三井圓滿
 院に屬したり、其阿彌陀堂の屋上に風凰を置くが故
 に、風凰堂の稱あり、天喜元年堂成るに及び、四百
 日間の留留を請じて之を廢す、四年に法華堂を、康平
 四年に多寶塔を造る、藤原氏全盛の時、其莊殿を極
 めしが、後、衰へ、文曆元年大修理を加へたり、此
 地は戰亂の際必争の地なるを以て、屢々兵火に遇ひ
 諸堂燬々燒失す、只風凰堂、鐘樓、釣殿のみは、其
 災を免れ今に存す、明應年中近衛家より大に修理を
 加へ、堂塔を建て、豊臣徳川の武氏また修理を加へ

し事あり、後、天官淨土兩宗を以て、給香執務せし
 が、後また淨土のみにて維持するに至る○本堂即
 ち風凰堂にして、寺の中央に在りて北面す、今特別
 保護建造物たり、方五間、檜十木を以て成り、三方
 棟あり、廣五尺、基は版石を以て築き、瓦を籠せり、
 屋は東西架にて佛風造り二重瓦屋、屋脊東西に金網
 風凰を對立す、左右に歩廊あり、東西に出づ、方七
 間廣二間、更に北に折る、と六間、其折る、所の
 上に小棟を架せり、方二間、堂後亦歩廊あり、十間
 餘、全体の形鳥の雙翼を張り尾を曳くが如し、内部
 は兩位に佛壇を設く、小組折上二重格天井にして、
 欄間には廿五菩薩を刻す、墨漆丹繪五彩を施せり、
 天井の格子及び佛壇には、寶玉瑠璃を嵌す、三方の
 扉板羽目板には九品淨土を圍す(繪は繪所長爲成等、
 經文は左大臣後房の筆)安置の佛像は、本尊一體(國
 寶)及び小像五十餘體なり○釣殿、瓦屋にして北面
 す、特別保護建造物たり、昔時宇治川の水此下を流
 れ、源融釣を垂れたる所なりといふ、十一面觀世音
 (國寶)を安置す○鐘樓、院内に在り○隔の芝、傳に
 源賴政自殺の所といふ、石碑を立つ、駒松松壽松
 あり、皆賴政の故跡なりと云ふ(山城名勝志、平安
 通志、東都叢書)
ヒヤウ 屏風 **ヒヤウ** 屏風の一種、室内に立
 て、風を防ぎ、又は物を遮る爲めに用ふる具、中
 古以來尤も重ぜられて、殿内裝飾の具として、或くは
 からざるものとなり、即ち大嘗會、四方拜、節會は
 勿論、立后、入内、元服、算賀以下重大の儀式には、
 必ず用ひられ、その儀式によりて、各異なる屏風を
 立廻らしたり、また殿内の裝飾としての屏風の立て
 方は、頓案雜案抄に見えたり、或て見るべし、
 本を格子のごとくに組立て、高丈四尺五寸(八尺)重

ヒヤク

ヒヤクニイツシユ 百人一首 藤原定家(フナノサダメ)を見よ、

ヒヤクニツギミ 百人組 織田真人組(アツバロヤクニシノミ)を見よ、

ヒヤクホウ 白鳳 私人傳の一種(一)其時代に關して諸説あり、大福冠傳に孝徳天皇五年より十

古代年號紀(神皇正統記)は天智天皇元年より(凡六年)古代年號紀(凡六年)古代年號紀(凡六年)古代年號紀(凡六年)

ヒヤクマツタフ 百萬塔(塔ヲ)を見よ、ヒヨシノジンシヤ 日吉神社、ヒヨシノジンシヤを見よ、

ヒラウ

四方、兼子無量光院光、佛舎前、平泉館、四水戸、有子國衛家、同四男衛所宅相繼之、三男忠

ヒラウゲノクルマ 檳榔毛車、牛車の一種、檳榔の葉を細くしたるものにて、車體を覆ひし

ヒラウ 平結、舊東常の時裝飾として、廻りの上に著ぐる平紐の結、紐の具なり、

ヒラカ

後には、家の紋を付したるもあり、舊東常の時、袍の上に著け、太刀の帶とは別にして前に垂る、



(義所解圖色服)

ヒラガナ 平假名、カナを見よ、ヒラカノホリ 平鹿部、

ヒラキ 平箱、ヘリケンを見よ、ヒラサヤノタチ 平箱太刀、

ヒラタ

登二帖を敷き、其上に中宮御幼御打一枚を敷くなり、高御座に對したる間なり、又平敷御座とも云ふ、

ヒラテ

ありしがゆゑに、萬里は聖年江戸を去りて本國に歸る、獲しなくして旅本近臣となり、

ヒラマ

木大神に從四位上を授けたること、續紀に見えたるをばじめとす、

フウツクマヒ

フウツクマヒ 風俗舞 諸國の風俗を樂につくりたるものにして、風俗歌に和して之を舞ふ、淳和天皇の天長四年、天皇紫宸殿に御して、侍臣に酒を賜ひ、音樂あり、其後右京大夫百濟勝義に、同國の風俗の舞を奏せしめ給ひしと史に見えたり、勝義は百濟王の裔にして、即ち歸化人の子孫なれば、累世自國の風俗舞を家に傳へしなるべし、又貞觀元年大嘗會を行はれし時にも、悠紀、主基兩國が風俗の舞を奏せしことあり、爾來大嘗會の際風俗歌と共に此舞を奏せられし由、代々の史に見えたり(歌舞音樂略史)

フウツクマヒ

フウツクマヒ 風俗舞 諸國の風俗を樂につくりたるものにして、風俗歌に和して之を舞ふ、淳和天皇の天長四年、天皇紫宸殿に御して、侍臣に酒を賜ひ、音樂あり、其後右京大夫百濟勝義に、同國の風俗の舞を奏せしめ給ひしと史に見えたり、勝義は百濟王の裔にして、即ち歸化人の子孫なれば、累世自國の風俗舞を家に傳へしなるべし、又貞觀元年大嘗會を行はれし時にも、悠紀、主基兩國が風俗の舞を奏せしことあり、爾來大嘗會の際風俗歌と共に此舞を奏せられし由、代々の史に見えたり(歌舞音樂略史)

フウツクマヒ

フウツクマヒ 風俗舞 諸國の風俗を樂につくりたるものにして、風俗歌に和して之を舞ふ、淳和天皇の天長四年、天皇紫宸殿に御して、侍臣に酒を賜ひ、音樂あり、其後右京大夫百濟勝義に、同國の風俗の舞を奏せしめ給ひしと史に見えたり、勝義は百濟王の裔にして、即ち歸化人の子孫なれば、累世自國の風俗舞を家に傳へしなるべし、又貞觀元年大嘗會を行はれし時にも、悠紀、主基兩國が風俗の舞を奏せしことあり、爾來大嘗會の際風俗歌と共に此舞を奏せられし由、代々の史に見えたり(歌舞音樂略史)

フエ

フエ 笛 吹奏する樂器の總稱、室、篳篥の如きも、篳篥の笛などと文調に用ふるのみならず、歌調としては、井に笛とのみひたりしが、後世は篳篥を以て、笛と區別する事となりたり、(國語)天照大神が、天岩戸に隠れ給ひし時、天目命、天香山の竹を探りて、笛に作りたる事、元々、鎮座本紀等にあれども、舊史に載せざれば確かならず、常陸風土記に、崇神天皇の御宇、建信間命が、國酒を征したることを記したる條に「天之鳥琴、天之鳥笛、國酒返還、鳥琴、曲、七日七夜、遊樂歌

フエ

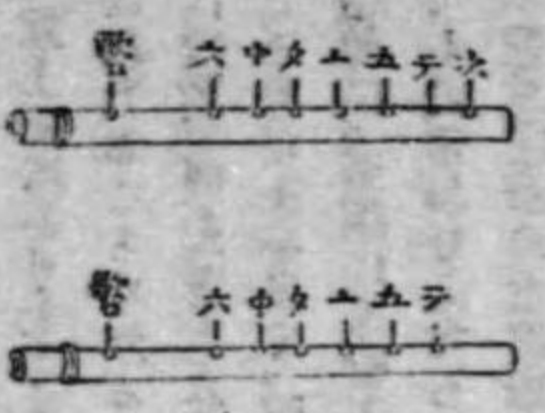
フエ 笛 吹奏する樂器の總稱、室、篳篥の如きも、篳篥の笛などと文調に用ふるのみならず、歌調としては、井に笛とのみひたりしが、後世は篳篥を以て、笛と區別する事となりたり、(國語)天照大神が、天岩戸に隠れ給ひし時、天目命、天香山の竹を探りて、笛に作りたる事、元々、鎮座本紀等にあれども、舊史に載せざれば確かならず、常陸風土記に、崇神天皇の御宇、建信間命が、國酒を征したることを記したる條に「天之鳥琴、天之鳥笛、國酒返還、鳥琴、曲、七日七夜、遊樂歌

フエ

フエ 笛 吹奏する樂器の總稱、室、篳篥の如きも、篳篥の笛などと文調に用ふるのみならず、歌調としては、井に笛とのみひたりしが、後世は篳篥を以て、笛と區別する事となりたり、(國語)天照大神が、天岩戸に隠れ給ひし時、天目命、天香山の竹を探りて、笛に作りたる事、元々、鎮座本紀等にあれども、舊史に載せざれば確かならず、常陸風土記に、崇神天皇の御宇、建信間命が、國酒を征したることを記したる條に「天之鳥琴、天之鳥笛、國酒返還、鳥琴、曲、七日七夜、遊樂歌

フエ

フエ 笛 吹奏する樂器の總稱、室、篳篥の如きも、篳篥の笛などと文調に用ふるのみならず、歌調としては、井に笛とのみひたりしが、後世は篳篥を以て、笛と區別する事となりたり、(國語)天照大神が、天岩戸に隠れ給ひし時、天目命、天香山の竹を探りて、笛に作りたる事、元々、鎮座本紀等にあれども、舊史に載せざれば確かならず、常陸風土記に、崇神天皇の御宇、建信間命が、國酒を征したることを記したる條に「天之鳥琴、天之鳥笛、國酒返還、鳥琴、曲、七日七夜、遊樂歌



フウツクマヒ 風俗舞 諸國の風俗を樂につくりたるものにして、風俗歌に和して之を舞ふ、淳和天皇の天長四年、天皇紫宸殿に御して、侍臣に酒を賜ひ、音樂あり、其後右京大夫百濟勝義に、同國の風俗の舞を奏せしめ給ひしと史に見えたり、勝義は百濟王の裔にして、即ち歸化人の子孫なれば、累世自國の風俗舞を家に傳へしなるべし、又貞觀元年大嘗會を行はれし時にも、悠紀、主基兩國が風俗の舞を奏せしことあり、爾來大嘗會の際風俗歌と共に此舞を奏せられし由、代々の史に見えたり(歌舞音樂略史)

フエ 笛 吹奏する樂器の總稱、室、篳篥の如きも、篳篥の笛などと文調に用ふるのみならず、歌調としては、井に笛とのみひたりしが、後世は篳篥を以て、笛と區別する事となりたり、(國語)天照大神が、天岩戸に隠れ給ひし時、天目命、天香山の竹を探りて、笛に作りたる事、元々、鎮座本紀等にあれども、舊史に載せざれば確かならず、常陸風土記に、崇神天皇の御宇、建信間命が、國酒を征したることを記したる條に「天之鳥琴、天之鳥笛、國酒返還、鳥琴、曲、七日七夜、遊樂歌

フエ 笛 吹奏する樂器の總稱、室、篳篥の如きも、篳篥の笛などと文調に用ふるのみならず、歌調としては、井に笛とのみひたりしが、後世は篳篥を以て、笛と區別する事となりたり、(國語)天照大神が、天岩戸に隠れ給ひし時、天目命、天香山の竹を探りて、笛に作りたる事、元々、鎮座本紀等にあれども、舊史に載せざれば確かならず、常陸風土記に、崇神天皇の御宇、建信間命が、國酒を征したることを記したる條に「天之鳥琴、天之鳥笛、國酒返還、鳥琴、曲、七日七夜、遊樂歌

フカン

に立たしめ、吉方に向はせ、加茂川の石を取りて、これを両手に握らせ、兩足にも亦同石を踏ましめたる後、親親の髪を左右に分ちて其末を割ぐ、而して其割きたる髪は、河中に投ずる風なりき。...

フキヤ

の史に見えし始めなり。不逞佃突は、官案を見るべし。延喜以後例不堪、過分不逞の名見たり。...

フキヤ

の史に見えし始めなり。不逞佃突は、官案を見るべし。延喜以後例不堪、過分不逞の名見たり。...

フキヤ

の史に見えし始めなり。不逞佃突は、官案を見るべし。延喜以後例不堪、過分不逞の名見たり。...

フキヤ

た奉行の稱生じたり。即ち「鎌倉幕府」にては、いまだ評定引付の兩案をおかざりし時は、家司として命令奉行する人を公事奉行人と稱し、...

フキヤ

た奉行の稱生じたり。即ち「鎌倉幕府」にては、いまだ評定引付の兩案をおかざりし時は、家司として命令奉行する人を公事奉行人と稱し、...

フキヤ

行せり。江戸幕府にても、其開府の前は、老中奉行又年寄といひしは、前代の稱を襲ひたるものなり。...

フキヤ

とありて、ユルユルと頼り、賦役令に「凡人在族郷、樂、遊、就、去本居路程、十日以上復三年、五日以上復二年、...

フキヤ

を下したる後、原被兩造の申請により、重て之を審理するをいふ、即ち判決に對し、訴論人（原被兩造）若し之に服せざれば、重て先の引付頭人（ヒキツケシユウ）を差控に組給ひの手續を陳述す。...

フケチーフコ

富者獨誇、貧者耻不及、俗之謂弊、無益於此、所令之制也。
一國主可謂政務之器用。
凡治國道在得人、明察功過、賞罰必當、國有善人、則其國彌盛、國無善人、則其國必亡、是先哲之明訓也。
右可相守此旨、者也。
慶長二十年卯七月日

フケデンソウ

武家傳奏、フケデンソウを見

フケドノ

富家殿、藤原忠實を云ふ、フケデンソウミヤウホフ、普賢延命法

フケンジノセツシヤウ

普賢寺攝政、近衛基通(コノエトモミチ)を見よ、

フケンボサツ

普賢菩薩、佛經にて菩薩の一、梵語に、都輪跋陀また三曼陀と云ふ、或は又備吉と譯し、賢首と云ふ、彼我國土に往來して、佛陀の教化を扶け、衆生を濟度す、又延命の徳あるを以て普賢延命菩薩とも、單に延命菩薩とも云ふ、延命の祈禱を行ふ時其本尊となす、釋迦佛にありては、普賢(右)文殊(左)とを二脇士とするを常とし、身は月色の如く、内外明徹、慈悲の相を顯はし、右手に金剛杵を持し、左手に金剛鈴を執り、五佛の寶冠を頂き、大蓮花の上に坐し、六牙の白象に乗る、又別に兒普賢あり(尊容抄、佛敎いろは辭典)

フコ

封戸、王朝時代皇室また諸王諸臣の勳

フサウ

功位階、職分ある者に賜はる戸口を云ふ、封を賜ふに民戸を以てする故に名づく、食封(シキフ)參看、

フサウコク

扶桑國、日本の別稱、もと支那の書より出でたり、元慶六年八月、日本書紀竟安の歌橋直幹の序に、天下無爲扶桑之域、歸仁と見えたるを初見とす、又三代實錄元慶八年三月の條、僧宗等傳に、造指扶桑云々、師着本朝こと見えたり、又皇國の扶桑略記、藤原長清の夫木和歌集、紀實名之扶桑集、水戸義公の扶桑拾葉集など、舊名に附するとも其後行はれ、現今にても扶桑體などの名あり、而して下學集に、扶桑日本總名也、朝敵必昇於若木扶桑之名義を説きし古来の語あり、(一)松下見林は、日本と見做す從來の説に反對して我國より更に東方に在る所にあるべしと主張し、(二)平田篤胤は大扶桑國考を著し、和漢の書を博く引用して、扶桑は日本國なりと斷じ、松下見林の説を攻撃し、(三)物徂徠は、扶桑はフサにて、兩端の地なりとし、白石子筆語も之と同説を掲げ、(四)三宅博士は、フサの唐音フサンなるより扶桑の文字を宛てたるにて、名づけしに、フサ國は即ちマサの國なりとし、マサは艘と譯し、積義に當ると云へる松下見林の説に従ひ、積は我國産ること、古語拾遺によりて明かなれば、扶桑の木は積なるべしと云へり、(五)西洋にては十八世紀の中頃、佛國の東洋學者ドギヌ氏は、漢史に見えたる扶桑國の研究して、西米利加洲の中メキシコ國なりと斷じたるより、西洋の學者同の注目する所となり、フリードリッヒ、ノイマン氏は、更に其説を確めたり、爾來獨乙の東洋學者ユリス、ハインリッヒ、クラプロート氏が前二氏に反對して、西米利加に

フサウ

もメキシコにもあらず(自説を掲げず)としたる外、悉くメキシコに一致せしが、(七)一八九二年に、和蘭の東洋學者グスターブ、シュレーゲル氏は、扶桑名國を研究して、神代アイメを指したる者なりと斷定してより、皆此説に傾きたり、元來支那にて扶桑國の名見えたるは、屈原の離騷に、飲餘馬於咸池、今、楚餘孽乎扶桑、折若木、拂日とあるを始めとす、扶桑は木の名にて、此名木を産する所なるが故に、其地名に呼びたる者保りて、此の木が周代已に支那人に知られたるも明かなり、又呂氏春秋の爲欲國に、北至大夏、南至北戸、西至三卷、東至扶桑ことあれば、周末既に東方の一方を指す稱呼となりしを知るべし、然して之は單に東方を指すのみにて、其位置不明なり、山海經には一層委しく扶桑國の位置を示し、東海の中にありとし、大人國、君子國、青邱國、黑齒國の事を記したり、又淮南子に、東方之極、白璣石山、過朝鮮、貫大人之國、東至日出之次、博木之地、青土樹木之野と見えたり、日出と云ふは、大人國、君子國と云へるは、共に支那人の五行説より出でたる者なり、五行説によれば、東方は木徳にて青色に屬するが故に、日出の域を扶桑と云ふなり、支那人が東方を木徳仁者の住地と迷信して、此處に大人君子不死の國ありと信じたる者にして、その扶桑國と云ひ、大人國と云ふも、架空の説に過ぎざるなり、從來我國の學者が、我日本を指したる者と説きは、此の傳説の起りし理由を知らざりしによるなり、故に支那人の地理上の知識が東方に廣がるに従つて、扶桑の地は漸次東方へ移り行きたり、昔時漢人が黃河流域に限られしときは、今日の山東省が扶桑國なりしならん、山東省も漢人の領内に入るや、更に東に移り朝鮮半島となり、燕齊以後支那人が韓地と往

フサウ

來交通するや、扶桑は更に東方に移りて、我國を指すに至り、支那人又我國人と往來交通するや、更に東方に移り、文獻通考に、又倭國一名日本、在中國直東、扶桑後在倭國之東、約去中國三萬里と見えたり、梁書東夷傳によれば、倭國の東に文身國即ちアイヌあり、文身國の東に大瀛國あり、大瀛國の東に扶桑國ありとし、一層東方に扶桑國が移りしを以ても、單に東方を云へる名稱たること知るに足らん、委しきことは白鳥博士の「扶桑國に就て」の論を見るべし、大扶桑考、文「扶桑國、地學雜誌、扶桑國に就いて」

フサウリヤケキ

扶桑略記、三十卷、現存のものに、史籍集覽、一國史

フサウ

節本、秘閣本、皇典講究所本、井上小杉博士所藏本等に據りて増補校訂を加へ、更に持谷拔齋の扶桑略記を參考して、その説を註頭に示したり、詳書一覽載する所の扶桑略記は、第一卷應神天皇昌泰元年より起りて、第十四卷後鳥羽天皇建久二年に至るべし、(應神本)見えたり、恐らくは、本書とは別のものなるべし、(應神本)延暦寺の僧阿闍梨皇國の皇國に太政大臣藤原道隆四世の裔河津守重兼の子なり、史才あり、延暦寺功徳院に住す、法然に實に皇國の弟子なり、(扶桑略記、本朝書籍目録、詳書一覽、史學雜誌「水鏡と扶桑略記の價值を論ず」)

フサシリガイ

總稱、厚禮儀を云ふ、レンヤヤケシリガイを見よ、

フサツ

布薩、佛經にて、身口意を清淨にして、如法に住し、戒を修業するを云ふ、梵語、又布薩陀婆、布沙陀、通沙他、布薩他、優補陀婆と云ふ、清淨、淨住、增長とも、善宿、長養とも譯す、即ち戒を清淨にして住し、功徳を増長する意なり、(根柢居士集、釋氏要覽、翻譯名義集)釋氏要覽に、「此律、居常戒也、此云三共住、又云淨住、毗奈耶云、夏臘月、長養淨、謂除三破戒、長養清淨、故意令半月々々、憶所犯事、對三元犯人、說露摩改前惡、一則遮現在之更爲二則懲、未來之慢法、故毗尼母論云、何名布薩、答、斷名三布薩、謂能斷所作、能斷煩惱、斷一切不善法、故又云、清淨、名三布薩、と見えたり、布薩戒を受くる時に讀誦する經を布薩戒本と云ふ、大同元年勅して、受戒の後必ず二部の戒本を讀誦せしめたり、此布薩戒を授受するの費用料に充つる田地を、布薩戒本田と云ふ、官寺に充て置きて不輸租田とす、孝謙天皇天平寶字元年閏八月廿三日の勅に、聞くが如くは、佛法を護持するは木文(解脫の義)より向きはなし、尸羅

フサウ

を性喜また清涼の義を勸め導くことには、實に功を施すに在り、是を以て官の大事は、別に永く戒本師田十町を置き、自今以後布薩を爲す毎に、恒に此物を以て量て布施に用ひよと見えたり、文德天皇齊衡二年五月加賀の國分寺に、布薩戒本田二町を置き、清和天皇貞觀五年二月能登國々分寺に三町を置きしこと、文德實錄、三代實錄に見えたり、延喜の制にも布薩戒本田は、不輸租田なりしことと主觀式に見えたり、

フサントクシチ

不三得七、古へ收租の率にて、每人營む所の町段に付、收税の十分七分を免するを不三得八、十分六を免するを不四得六と稱す、後世の所謂定免法、(ヤヤケメン)參看)なり、(應神本)延暦寺天皇延暦十六年六月詔して、始めて不三得八の田租を設け、尙收稅に永旱蟲霜の爲め、損傷八分の内、四分以上に及ぶときは、又之を減損す、同十九年四月、不三得八の法百姓堪へ難きを以て、不三得七の法に改む、同廿一年七月、毎月利率を立て、常に不三得八の法に由らしめ、七分以上を損する戸は、特に制限を立て、五分以下の損は、之を通計して、一分に過ぎざれば、二分を通計し、三分以下と爲し、七分以上を免しむ、平城天皇大同元年十一月、また不三得七の舊例に復し、尋で同三年九月、不四得六と爲して、通計の法を用ひざらしむ、降りて保元平治以後、兵農分れてより、諸國の租法大に變じ、四六六民など稱するに至る、(大日本租稅志)

フサウ

武士、常に武術を習ひ勵み、戰陣に出づるを職とするものを云ふ、武人とも武者とも、軍士とも、戰士とも云ひ、モノ、フとも、サムラヒとも云ふ、其家を武家と云ひ、其門流を武門とも云ふ、又その家を弓馬家とも弓箭家とも云ふ、弓箭を持し、馬に跨り

て、征戦を事とする故なり。源頼朝右近衛大将となり、幕府を鎌倉に開き、専て征夷大将軍となりしより後、公家(朝廷)に對して將軍(幕府)及び之に隷屬する御家人の大小名等を武家と云ひ、將軍を武家棟梁又は弓筋長者とも云へり、弘簡は「唐天寶十二載改諸衛士爲武士」とあるより出でしものなるべし、我國にて武士の名の見えたるは、續紀實錄二年十一月の條に「格勳工巧武士總五十五人、賜祿人十納」とあるを始めとす、また平家物語に「預りの武士難波次郎經遠御車を寄せて云々、百鍊抄に「正治元年二月十四日武士等、相見左衛門尉中原政經、藤原基清、小野義賢、參院御所云々」など見ゆ、武者は續古事談に「大安寺の釋迦佛は、天の遣りたる也、其まうつして佛師康尙此佛を遣れり、維敬、滿仲など云ふ武者より始めて、結緣助成せり云々、保元物語に「惟行二の矢を番で引ん」としけるが、心神忽にくれ(中略)馬より倒に落るるが矢に荷はれて暫く落(中略)餘りに武者の剛なるも、却ておこがましき覺えける云々、軍士は舊事本紀に見えたりと、これは後世の武士とは異なり、吾妻鏡文治五年六月廿七日の條に「此間奥州征伐之外無他事、此事依被申宣旨、兼備軍士等々」、建保元年五月四日の條に「將軍家令、尋常軍士等勳功之淺深給云々」、武家は吾妻鏡文治二年二月廿五日の條に「北條殿自去年在京執行武家事、之間云々」、關太原文和元年五月廿六日の條に「昨日飛脚到、武家以外職之體也云々」、康富部文安四年十二月廿九日の條に「高太史員職請云、今年伊勢大神宮造行方本權使諸道、可下向候處、依公方要脚不足、合延明下、或年延不可然之由、武家奉行關等申沙汰之間云々、武家棟梁は、梅松論に「實天下の將軍武家の棟

フシ

フシウ フシキ

梁にて云々、太平記節度使下向條に「今までは武家棟梁と成ぬべき人なきによりて云々、弓筋家は太平記節度使下向の條に「藤氏體然として、暫くは物も不宣、真有て我諸代弓筋の家を生れ、僅に源氏の名を殘すと雖も云々、弓筋長者は太平記源末來記の條に「將軍と申すは、弓矢の長者にて海内の衛護の人也、武門は吾妻鏡元暦二年十二月廿三日の條に「前野馬守親光爲公家、爲武門、抽大功、訖云々、弓筋家は吾妻鏡文治二年三月廿六日延明上人の事を云ふ條に「此上人者、多田新發滿仲入代苗裔野馬太郎義信男、註時也、由東葉弓筋之家、入二寶圓乘之門云々、太平記節度使下向條に「尾浪右馬頭(中略)三百餘騎、馬の家に生れたるものは、名こそ惜め、命をば惜まぬ者云々」など見えたり、サマラヒ「フシカケ」等参看すべし、猶ほ武士武門の起原沿革等は、日本歴史評林に收めたる内藤耻堂、栗田博士、青山延光諸氏の論說及び國學院雜誌所載の武家の源委(内藤耻堂氏)讀史餘錄等に就て見るべし、

されど其間凶凶あらば一ヶ年延にして先、産り終したり、但し六十歳以上十五歳以下の男は女に準じ、三歳以下は男女共算入せず、而して村民より夫食拜借のことを、郡代官所に願ひ出づれば、吏人、其家々軒別に改め、米穀家財等の貯、井に親類縁者の助力の有無等を詳しく調査、農具の外、賣代になる品、全くこれなきを見定めたる上、郡代官より夫食料借借證書を、勘定所に呈して指令を請ひ、其許可を得て貸し付くるものにして、一切代金を付與し、米穀其物は貸す、其代金は幕府の金蔵より、郡代官に、請取り、まづ三十日分を限りて渡し、其後三十日毎にこれを渡し、なほ代金は正、四、七十の四月に勘定所へ書き上げおき、下米直段を以て、冬の夫食は十月の相場、春の夫食は正月の相場を以てし、夏に至れば、麥出來するにつき貸し渡さず、されども餘儀なき事情ありて、貸渡すとせば、四月の相場を以てせり、右は幕領の事なれども、私領にては所々の下米相場にて、三十日毎に貸出すといへり(地方凡例條、田圃類説、舊幕府治政略)

フシキ フシタ

住人となり、其地位を固むるに至れり、是れ實に諸國に武門武士の起る所以なり、後朱雀天皇の代平將門叛するや、平貞盛、下野住人藤原秀郷之を伐て平へ、其子孫關東に蔓延して頗る勢力を有したりき、後一條天皇長元元年、平忠常上總に據りて叛す、源賴朝關東の兵を發して之を討す、後冷泉天皇の代陸奥の會長安倍頼時同責任の叛するや、源賴朝亦關東の兵を率ゐ、前後九年餘を費して征服したりき、是に於て源氏の勢は、平氏に代りて關東を壓するに至れり、殊に頼朝の子義家、將帥の器を以て、前九年役に従ひ、既に武功を顯はし、後三年の役出羽の清原家衡を伐ちて之を平るに及び、東國の武士は全く義家の恩威に服するに至る、其子義重は上野新田に住し、新田氏を稱し、義國は足利に住し、足利氏を稱し、其族關東に蔓延せり、又義家の弟義光の子孫は、甲斐に武田、常陸に佐竹氏あり、勢盛なり、此時に當りて獨り源氏のみならず、諸國豪族漸く多し、平氏は相繼に三浦、伊豆に北條、武藏に秩父、下總に千葉、伊勢に平氏、羅氏に下野に宇都宮、伊豆に狩野、伊藤、加賀に富樫、進藤、尾後に菊池の諸氏あり、かくのごとく豪族各々その國に住して土地を領し、門葉蔓延すれば、分家して他所に移る、其時には庶所の地名を冠して苗字とし、或は荒野を開闢し、或は山林を占む、其大にして名田を多く有せるを大名又は高家と稱し、小にして名田小きを小名又は郷と云ふ、斯くの如く私有の庄園多く、財産豊かなるを以て、各子弟後僕を養ひて私兵とせり、之を家の子、即ち又は家人と云ふ、家人と主人との關係は、數代繼續するを以て、其間益々親密となり、終に全く君臣の關係を生じ、主君は家人郎等を愛して之を訓育獎勵し、家人は互に武事を習練し、禮儀を重んじ、主

てより太刀刀をとつて死る道本意なり、常々武士道の吟味をせざれば、深き死は、任にくきものにて候間、能々心を武事に凝し事肝要に候、武訓に「武士の進、尚に忠孝義理を以て、本として兵法を知り、外には武藝を習ひ、武備をも乏しからざるを以て助けとす、武道初心集に「武士道に於て肝要と仕り候は、忠勇義の三つに止り申候、忠勤の武士節義の武士勇剛の武士を申候」と見ゆ、井上哲次郎氏は「武士道は、武士が従來實行し來りし處の道徳にして、蓋し日本固有の氣象之れが基礎となり、後ち儒教と神とを交へ、この三者の融合調和によりて發達せるものにて、我邦に一種特異なるものなり」と云へり、關東武士道は源平武士以後、大に發達獎勵せられたるものなりと雖も、も國民固有の尙武の氣象より出でたるものにて、其淵源する所深し、特に大伴、佐伯、物部諸氏は、世々武官にて朝廷を守護し、軍務を専らにせしかば、累代武事を獎勵し心膽を練磨し、常に「海行かば水づく屍、山行かば草むす屍、大君の邊にこそ死なめ、徒には死なじ」と稱す、子孫を訓戒し、又東國の人は「類に箭は立つとも、背には箭は立てじ」と唱へて、戰場には進むを知て、退くが如き卑怯を誡めたり、其剛勇敢爲の氣概ありしこと想見するを得べし、大化二年上古の族制政治を改革し、郡縣政治を施くや、武器は悉く收めて兵庫に納れ、武官にあらざるものば、諸王大臣と雖も私に之を帶ぶることを禁じ、徵兵令を布き、諸國の壯丁四分一を點じて兵とし、軍團の制を設け、其一部を割きて衛士防人とし、京都及び九州の邊を成らしめたり、故を以て後來一部に發達したる武藝も一般に普及するに至れり、特に東國の兵士は、昔時よりの訓練により、益々忠君愛國の念盛なりき、故を以て大化

改竊の第一に、東國の國司を召して設す所ありき、天武天皇は東國の人を率ゐて弘文天皇と争ひ、終に天下を治め給ひ、淳仁天皇は東國の人を召して朝廷の總領とし給へり、太皇太后に防人を置くや、之を諸國の軍團に徴せしめ、職もなくして専ら東國の兵士を以て邊防を成らしめたり、昔時交通不便の時に當り、東國より九州に赴く者、今日の兵士が海外に赴くよりも猶ほ難しとする所、然かも東國の士は、大君のみと畏み、みも海原渡る父母を置きて、今日よりは願ひなく大君のしのみたてと出で立つれば、「天地の神を祈りて幸無きくしの鳥をさして仰ぐれば」と高吟しつゝ、勇氣激々響き出で立ちたりき、千載のものと之を讀む、懦夫なして起たしむるに足る、この時に當り、獨り防人のみならず、東北蝦夷を征服せし鎮兵も、又東國の士なりき、聖武天皇以來蝦夷の勢猖獗なるを以て之を征服せんとし、鎮守府を置き、諸國を設け、相武總野の兵を、鎮兵として之に配し、大伴家持、同弟廣、坂上田村麿等征東將軍となり、征東大使となり、東國の士を率ゐて終に征服したりき、かくの如く東國の士は、防人とあり鎮兵となり、多くの辛苦を嘗み、加ふるに祖先以來武勇を以て著はれし大伴氏一族に率ゐられしを以て、關東武士は益々剛勇敢爲の氣象に富み、茲に於て關東は早く既に勇武の本地となり、武門武士の中原となれり、東北蝦夷平き、西邊蝦夷の憂ひ少く、泰平久しくして藤原氏政權を握るに及びては、月窟雲客詩歌管絃を事とし、武事を卑みて、夷狄の所業としてこれを退け、加之藤原一族にあらざれば、高位高官に昇ることを得ず、檢非違使の如き卑官すら、容易に得ること能はざりき、故に京都に急を得ざる者は、去て地方に赴き、豪族と結び、永住して

フシタ

フシタ

フシタ
君に忠節を盡さんことを期す、是れ即ち武士道の起原なり。朝敵を討つて、平氏を滅し、木曾義仲を殺し、藤原泰衡を斃し、朝敵を録倉に閉くや、深く平氏に憎み、公卿の華美柔弱なるを斥けて、實朴勤勉の風を養ひ、専ら武藝を習練し、謙遜無禮を戒め、卑怯未練を耻ぢしめ、大に武士道を奨励し、武魂を養生したり、朝敵討つて、後守俊兼の美服を著せるを見て大に怒り、俊兼の佩刀を取り、其美服を断ちて之を戒め、又故老の和漢の故事に通ずるものを召して、常に武術を研究し、學問所を置きて、併せて學藝を研め、毎年の始めには弓馬始を行ひ、龍岡八幡宮の祭には必ず流鏑馬を行ひ、其他笠懸、犬追物、牛追物、放鷹等の武技を行へり、また三浦義明は八十餘歳を以て、頼朝の爲に衣笠城を守り、其子義胤義遠等は、義の爲めに父を捨て、頼朝を佐けて大功を建てたりき、頼朝の歿後其子孫及び北條氏、皆頼朝の意を奉じて武道を奨励したりき、これら武士の道義を明文に顯はしたるは、貞永式目五十一條とす、其大要は、敬神崇佛を始めとし、武士の守るべき法令を規定したり、故を以て貞永式目は、獨り鎌倉武士のみならず、戦國時代の諸侯の家訓は、皆則を貞永式目に取れり、山は裂け海はあせなん世なりとも君に二心われあらめやとは、鎌倉武士の覺悟を表はしたるものにして、武士の矢なみつくろふ小手の上に置たばしる那須の篠原とは、鎌倉武士の武風剛烈なる有様を表はしたるものなり、則ち鎌倉武士は、永く武後の標本たりしのみならず、我日本國の剛なる大和魂(言換ふれば即ち武士道)は、尤も多くの鎌倉武士が養成したるものと云ふべし、尋て元寇の時には敵を斃し、以て我國を金銀無缺の國たらしめたり、北條高時の時に至り、實業的の家

法を破り、奢侈遊宴を事として、滅亡を取りしと雖も、猶ほ高時の自盡するや、相殉へるもの大名四十六人、門葉二百八十三人、恩顧の士の切腹するもの三千餘人及び、六波羅探題北條仲時、近江番場に自殺するや、武士の切腹するもの四百三十餘人の多きに及ぶと云ふ、何ぞ最後の壯烈なるや、更に南北朝時代に入りては、結城親光の忠勇剛烈なる、また新田義貞の東征より敗れて還れる時、部下の士が、天龍川の橋を切落さんとするや、之を停めて、義貞が身として、敵に敗けても、かけ渡るべき橋を切落して、敵に念におそれれじと、あはてふためきけるなどいばれん事、末代に至るまで口おしかるべしと云へるが如き、武士道の精神を發揮せるものといふべし、足利義滿、南北朝を合一して、大に士風を矯正し、細川頼之を補けて武道を振張せり、室町時代の末に至り、群雄四方に割據して相争ひ、互に雌雄を競ひしを以て、各々其家人を奨励して、武事を修練せしめ、士風を興起したり、武田信玄、上杉謙信、北條早雲、長曾我部元元、大内義隆等皆家訓を立てて、家人郎黨を訓練したり、就中最も峻厳なるを信玄の家法とす、其一二を掲げんか、奉_レ對_二屋形様_一、妻未來不可有_レ逆意事、大難事共不可_レ違背御下知_二事_一、對_二父母_一、不可_レ不孝事、對_二兄弟_一、不可_レ不睦事、對_二朋友_一、不可_レ離心之族、仁道可_レ嗜事、對_二家中_一、不可_レ不睦事、對_二敵_一、不可_レ不睦事、武勇專可_レ嗜事、弓馬嗜事、學文不可_レ可_レ油断事、敬道可_レ嗜事、參拜可_レ嗜事とあり、以て一斑を推知すべし、江戸時代に至りては、徳川家康忠勇剛直なる三河武士より出て、天下を一統し、府を江戸に開くや、武道奨励と共に文學を奨励し、文武井に行はしむると共に、勳位をす、め、鎌倉武

フシナ
士の節を取れり、元和元年武家法度に「文武弓馬之道、專可_レ相嗜事、國々大名小名并諸給人、各相抱之士卒、有_レ爲_二叛逆殺害人_一告_レ者、速可_レ追出事、諸國諸侍可_レ被_レ用、約事など見え、徳川家光は寛永十一年十二月、忠孝を勵まし、禮法を正し、常に文武に心掛、義理を専とし、風俗を亂るべからざる事と令し、尙武勳を主とし、併せて文藝を奨励し、士道を振興したり、隨つて武士道を説くもの多く、山鹿素行の士道、武教小學、配所殘策、中江藤樹の文武問答、貝原益軒の武訓、大道寺友山の武道初心集等の著書續々出でたり、而して其尤も武士道を發揮したるものを赤穂義士とす、蓋し江戸時代にて武士道の尤も發達したるは寛永前後にして、これより後は、華美流風に流れて漸次衰頹し、白川樂翁等ありて、これが恢復を謀りしと雖も、士道は益々衰へて、終に江戸幕府滅亡となり、維新以後士道大に衰へしが、數千年來養ひ來たる精神は、日清戦争、日露戦争等によりて、遺憾なく其聲價を世界に發揮するに至れり(史論、武士道、讀史餘録、武士道遺論)

フシナハメノヨロヒ 伏見日記 伏見日記の卒にて感したる録を云ふ、フシナハメノカハハを

フシノコホリ 富士郡 關西河國 關西河國 皇極天皇紀、三年七月の條に始めて見ゆ、關西河國 不盡に作り、萬葉集不盡または布自に作る、和名抄に島田、小坂、古家、蒲原、壽家、大井、久武、地名、神戶等の郷あり、以後變更なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

フシシヤウ 伏見城 關西河國 山城國紀伊 郡伏見町の東、今堀内村に舊址あり、故址は一面の山林畑地となり、遺蹟歴々尙存す、近年其本丸九丸等の地御料地となり、關西河國文獻三年正月豐臣秀吉、此山の地勢を相し、新に大城を築き、諸侯の第宅四邊に櫛比す、尋でこれに移る、朝鮮の役明使を延見せしもまた本城なり、慶長元年七月震災に罹る、同年修築、同三年秀吉此に薨じ、子秀頼嗣ぐ、同四年正月大阪城に徙り、徳川家康當城に留まる、同年九月家康東下し、松平家忠、島居元忠、内藤家長、松平近正をして守らしむ、同年七月石田三成之を圍み、八月城陷る、同八年二月十二日家康當城にて將軍に拜せられ、後例となる、同年九月松平秀康之を守り、同十二年四月松平定勝之に代る、元和元年松平信吉入城、九年幕府令して之を毀たしむ、其宮殿門樓は、多く諸所の寺院に移したるを以て、今猶存せるものあり(山州名跡志、廢城考、平安通志)

フシシテンワウ 伏見天皇 名義御名は 照仁、法名素盞、關西河國 後深草天皇の第二皇子、御母は玄孫門院藤原仲子、左大臣實雄女第九十二代の天皇、建治元年四月降誕、建治元年十一月後宇多天皇の皇太子となり、弘安十年十月廿二日受禪、正應

フシナハメノヨロヒ 伏見日記 伏見日記の卒にて感したる録を云ふ、フシナハメノカハハを

フシノコホリ 富士郡 關西河國 關西河國 皇極天皇紀、三年七月の條に始めて見ゆ、關西河國 不盡に作り、萬葉集不盡または布自に作る、和名抄に島田、小坂、古家、蒲原、壽家、大井、久武、地名、神戶等の郷あり、以後變更なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

フシシヤウ 伏見城 關西河國 山城國紀伊 郡伏見町の東、今堀内村に舊址あり、故址は一面の山林畑地となり、遺蹟歴々尙存す、近年其本丸九丸等の地御料地となり、關西河國文獻三年正月豐臣秀吉、此山の地勢を相し、新に大城を築き、諸侯の第宅四邊に櫛比す、尋でこれに移る、朝鮮の役明使を延見せしもまた本城なり、慶長元年七月震災に罹る、同年修築、同三年秀吉此に薨じ、子秀頼嗣ぐ、同四年正月大阪城に徙り、徳川家康當城に留まる、同年九月家康東下し、松平家忠、島居元忠、内藤家長、松平近正をして守らしむ、同年七月石田三成之を圍み、八月城陷る、同八年二月十二日家康當城にて將軍に拜せられ、後例となる、同年九月松平秀康之を守り、同十二年四月松平定勝之に代る、元和元年松平信吉入城、九年幕府令して之を毀たしむ、其宮殿門樓は、多く諸所の寺院に移したるを以て、今猶存せるものあり(山州名跡志、廢城考、平安通志)

フシシテンワウ 伏見天皇 名義御名は 照仁、法名素盞、關西河國 後深草天皇の第二皇子、御母は玄孫門院藤原仲子、左大臣實雄女第九十二代の天皇、建治元年四月降誕、建治元年十一月後宇多天皇の皇太子となり、弘安十年十月廿二日受禪、正應

元年三月十五日即位す、在位十一年、改元する、二、永仁六年七月廿二日位を後伏見天皇に譲る、仍て尊號を上りて太上天皇といふ、即ち政を院中に懸く、後二條天皇登極するに及び中院と稱す、延應元年花開天皇の立つや、再び政を聽く、應長元年正月常盤井殿に移り、正和二年十月機務を後伏見天皇に屬し、應長元年九月三日崩す、壽五十三、深草に火移り、文保元年九月三日崩す、壽五十三、深草に火移り、御骨を山城國紀伊郡深草村の深草法華堂に附す、天皇和歌を善くし書に巧なり、嘗て藤原爲家に命じ、萬葉集以下の和歌を選ばしめ、玉葉和歌集と名づく、はじめて天皇、北條時宗の撰する處となる、因りて時宗の子貞時と諱り、後伏見天皇を立つ、後宇多上皇、其先帝の説に違へることを責む、貞時即ち議定し、後深草、龜山二帝の皇胤を立立すこととなし、限るに十年を以てす、兩統並立(リヤウツトウテツリ)と名づく(大日本史、隆盛一覽)

フシシドノ 伏見殿 關西河國 山城國紀伊郡 伏見關西河國初めは藤原長者領にして、藤原賴通の子播磨賴朝傳領して山庄となし、伏見寺を建立して此に居せしが、後平蓮家伏見庄を傳領し、護法寺を建立し、此に住せり、平治の亂後、此寺を北石藏に移し、寺領伏見庄及び寺の敷地山野田良は、範家の子入道圓智傳領し、五辻齋院本家たりしが、後白河院御領となり、長講堂に寄せ、建久三年宣陽門院に傳はれり、尋で豐司院に傳はり、建長年中後嵯峨上皇に傳はりたり、建長七年後嵯峨上皇は、傳領の後初めて之に幸したりき、後後嵯峨、後深草、龜山の諸院、御幸御遊ありき、後永く持明院統に相傳し、仙洞御所となり、伏見、後伏見二院もこゝに居住し、廣義門院、崇光、光嚴、光明の諸院も亦、

フシシハウザウバン 富士見寶藏番 關西河國 江戶幕府の職名、江戶城内なる富士見寶藏を守護することを掌る、藏は幕府累代の文書珍寶を納むる處なり、關西河國 富士見寶藏番之頭、番衆を四組(はじめ八組)に分ち、各組にこれをおく、留守居の支配、四百俵高、焼火問詰とす、富士見寶藏番、人員不定、吏徴には六十人とあり、これによれば一組十五人なり、百俵高、上下役、應問詰とす、此外は富士見寶藏番組頭二員、同下番三員あり、關西河國 富士見寶藏番と稱す、寛永十六年三月はじめ寶藏番組頭を置く、後富士見寶藏番と改む、其年代詳かならず(吏徴別錄の註には、寛永十七年十月

フシシノミヤ 伏見宮 榮仁親王を祖とす、初め宮號を有栖川と稱し、後伏見と改む、崇光天皇の第一皇子なり、貞治七年正月親王宣下、永和元年十一月元服を加ふ、應永五年五月大光明寺に入り、剃髮して法諱を通智といふ、同廿三年十一月薨す、年六十六、大通院と號す、子孫相襲き明治に至る(野史、關西御系圖)

○榮仁親王 治仁王 貞成親王 貞常親王
邦高親王 貞教親王 邦輔親王 貞康親王
邦房親王 貞清親王 邦尚親王 邦道親王
貞致親王 邦永親王 貞建親王 邦忠親王
貞行親王 邦朝親王 貞敬親王 邦朝親王 貞愛親王

フシム

紅葉山山下に寶藏出来、寶藏番を仰付らるゝあり、慶政私記を引用せる頭註の説またこれと同じ。下番もまた寛永中おく所なりといふ、慶應三年番之頭を藤す(柳營秘鑑)、吏微、吏微別録、柳營沙汰書、徳川實紀)

フシムアギヤウ

伏見奉行 關西江戶幕府の職名、山城國伏見市街の政務を行ひ、及び宇治、伏見、木津等の川筋の船舶を管轄し、また京都町奉行と共に、近江丹波兩國の政令を發し、其訴訟をも裁斷す、多くは大名を以て之に補し、萬石以下の人と雖も、其待遇他の奉行と大に異なる處あり、老中の支那、持高、役料三千俵、芙蓉問詰にして、從五位下に叙せらる。人員一員とす、與力十騎、同心五十人、伏見奉行一人、これに屬す(關西藩廳長五年の頃よりこれをおき、元禄九年一旦停廢し、京都町奉行をして兼職せしめしが、十一年再びこれを置きたり(吏微別録、吏微附録、武鑑、古事類苑官位部)

フシムヤキ

伏見燒 山城國伏見村に於て製する陶器(磁器)其始緒ならず、雄尊天皇の時、山城の工人某伏見に於て陶の清器(清淨の器を云ふ)を造りて朝廷に獻せしことあり、而して其後陶窯廢す、元和元年伏見の人、船幸右衛門といふものあり、始めて小兒玩具の土偶人を造る、時人呼んで人形屋幸右衛門といふ、其他の工人巧を傳へて今に至る、其造る所の物は、土偶人及び念珠又祭器に用ふる蓋等なり、其土偶を作る法は、背面を分て兩片と爲し、模型にて作り窯に入れ焼きて後膠を以て兩片を結合し、着色を施して形狀を具す、同國深草里の工人も亦之を製出す、幸右衛門の作りし所の土偶は、世に稀に傳ふるものあり(工藝志料)フシム 夫人 關西藩廳の六位にありて、天皇

フシム

の御座に侍するものない(關西藩廳)夫人の稱は、日本書紀反正天皇の條に、初めて見えたれども、後世支那風を學びて、追書せるものにして、當時此稱ありしにあらず、大寶の令制、夫人三員をおき、三位以上と定めたり、多くは大臣の女を以てこれに充つ、爾來歷朝多く散見せりと雖も、後ら女御、更衣等の稱新たに起るに及び、自然廢絶に歸し、文德天皇の時なる藤原緒夏以後は、全くその稱を見ざるに至り、寧ろ明治に至りて夫人の稱を廢す(古事類苑帝室典範)

フシムアギヤウ

普請奉行 關西室町時代以後武家の職名、室町幕府内に織田豐臣の二氏にては、城壁、堤防、堀垣等の修築を掌り、江戶幕府にては、江戸城の石垣、堀、橋の普請、地形攝取、各所の土居、石垣、堀淺井に神田、玉川兩上水、江戸市内の明屋敷、拜領屋敷の請取渡等の事を掌る、而して江戸幕府の制は、老中の支配、二千石高、諸大夫、芙蓉問詰とし、二員あり(關西江戶幕府の制、普請方下奉行(百俵高、十人扶持、二員あり、明和五年創置)普請方改定(百俵高、七人扶持、四員あり、後二員となる、明和五年創置)普請方(二十俵高、三人扶持、寛政元年創置)同心、地割役等あり)普請はもとの語にして、普く天下に請うて、堂塔を築建する意より出でたる辭なれば、俗家にて作事といふと異なる事なき者なれば、武家時代より、宗廟堂塔等造作の事を作事といひ、城壁、堤防、堀垣など修築するを普請といひしより、作事普請の兩職に分れたるなり、されども一致の司なれば、土木の役ある時は、兩職共に與り聞くと當ることなり、江戸幕府の制又これと同じく、土木建築の事は、作事、普請、小普請の三奉行にて分掌し、普請奉行は、上に

フシヤ

いへる如く、地取石垣等の事を掌り、作事奉行は殿舎を建築する事を掌り、小普請奉行は繁雜の工事を掌りたり(關西藩廳長五年の頃よりこれをおき、元禄九年一旦停廢し、京都町奉行をして兼職せしめしが、十一年再びこれを置きたり(吏微別録、吏微附録、武鑑、古事類苑官位部)

フシヤ

歩射 すべて歩立にて射る大的、小的草鹿、圓物などの總名なり、騎射に對して云ふ、奉射とは別なり(貞丈雜記)フシヤ 奉射 神前にて、法樂の爲め大的を射るをいふ、神に手向奉るの意なり、室町時代以後此

フシム

佛あり、オホマト、參看(貞丈雜記、四季草)フシム 諷誦 佛敎の儀式に、咒願文、表白文等を誦讀することをいふ、法華經に「受持誦讀」とありて、註に、誦讀は誦讀なりとあり、梵語伽陀を、誦讀と譯すと云ふ説あれども、伽陀は頌と譯す、今誦讀文は頌にあらず、フシムクテン 不熟田 水旱蟲害等によりて、成熟せざる田地を云ふ、令制にては、十分の五以上は租を免じ、七以上は租調を免じ、八以上は課役共に免除せしめたり(令義解)フシムツ 武術(劍術)ケンジュン(砲術)ハツジュツ(槍術)サウジュツ(弓術)キョウジュツ(柔術)シウジュツ(馬術)バジュツ(長刀)ナギナタ(諸項を見よ、又は武藝十八般といへば、弓、弩、刀、劍、矛、盾、斧、銃、鞭、杖、槍、杖、又、柁頭、繩繩、空字、白打の諸藝なりと、和漢三才圖會にあれど、多くは支那に行はれたるものにて、我國にて武術といへば、普通前に擧げたる諸藝を指すこと、知るべし、フシムシムバウ 富壽神寶 錢貨の一種(關西藩廳長五年の頃よりこれをおき、元禄九年一旦停廢し、京都町奉行をして兼職せしめしが、十一年再びこれを置きたり(吏微別録、吏微附録、武鑑、古事類苑官位部)

フシム

たるも、後ら日語出で、亦盛んに之を主唱す、即ち寛文六年四月守正護國章を作りて、幕府に上り、其主義を詳かに述べ、幕府は、身延山の日蓮等の請を容れ、日蓮等を召して審問し、遂に日蓮を佐土原に配流す、日蓮を佐土原に配流すること三十二年にして、元禄十一年其地に寂す、後遺弟等、幕府の禁制あるを以て、公然弘通するを得ざりしも、時に主義を抱持したるものありたり、而して元禄二年日蓮の派より分れて、自ら一派をなす、これより奥門派講門派の稱あり、不受不施派即ち奥門派は、財法の二施共に施主を立つるも、講門派は財法に施主を立て、法法に立てず、其外二三の異點あり、明治十五年三月、日心政府に請うて、講門派の獨立を許可せられ、備前の龍華教院を本所となし、教會組織となせり、ニチレンシユウ「フシムツセハ」參看(萬代叢書、佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱、史學雜誌、不受不施派の過去及現在)フシムツセハ 不受不施派 關西日蓮宗の一派、法華の行者たる者ば、他宗他門の者より供養を受けず、又他宗他門の者に施さるる義なり、日蓮を派祖とす、本山は備前國妙覺寺にして末寺なし、教會所十數箇所を有す(ニチアヲ參看)關西日蓮宗の身延山に退隱したる意に由ると云ふ、文祿四年九月豐臣秀吉妙法院に於て、千僧供養の法會を督め、妙覺寺日蓮の弟子日興、秀吉の請待に應ぜず、始めて不受不施の義を主唱し、日蓮等が請待に應じて供養を受けたるを以て、宗祖の大意に違背するものとなし、極力排撃しかり、慶長四年徳川家康の命により、大阪城に至りて審問を受けたるも、不受不施の主義を主唱して、日蓮、日紹等を宗門の罪人なりと

フスベ

なせり、同五年六月家康之を對して配流す、寛永五年に至り、日蓮關東に在りて、亦不受不施の義を主唱し、徳川秀忠夫人淺井氏之葬禮の布施を受けず、身延山の衆僧が、これを受けたるを排撃せり、日蓮、日弘、日進、日充等の諸僧僧、また四方に呼應して此義を弘通す、寛文七年四月幕府日蓮をして信濃の伊奈に配流せしめ、日蓮等の諸僧僧を處分したり、これより此主義を唱ふるもの絶えたりしが、後ら日蓮日紹等恩田派と稱し、日明日昇等悲田派と稱し、共に不受不施の義を弘通したれば、幕府再び之を禁制したり、然れどもその流派絶えず、明治八年六月日正、教部省に上書して、此一派の再興獨立を請ひたるも却下せられ、後ら再三上書し、九年四月十日に至りて許可せられたり、ニチレンシユウ參看(萬代叢書、佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱、史學雜誌、不受不施派の過去及現在)フスベ 染色の名、紅(クレンナ)を三度染めたる色をいふ、袍をば此色にて染め、五位以上の人之を着用す、また無位の諸王之を着すること、彈正式に見えたり(裝束色條)フスベカハ 煙草 染草の一種、地を畑べて、種々の花草を白く現はしたるものなり、(六工藝志料)貞丈雜記に「松葉を火に燒きて、其煙にてふすべて色を付くるなり、今世は松葉に、たばこの葉と、二色を用ふるなり、草に白く紋を出だすには、厚紙にて紋をはりのきて、それをそくひにてはり付けて、扱ふすべて後紙の紋をばき取るなり、其あと白くなるなり、うづらまきのふすべ草は、草をふとき丸木にても、太き竹にても巻きて、ほそき麻糸にて横にばら／＼と巻きて、又すぢかひに巻きて、ふすべて糸をとぎ去れば、鴉の羽の文の如く紋出づるなり、

フチツ

篇常陸國誌、備後紀事

フチバ

柴田とも稱す(武能、羽倉考、家紋集説)

フチハ

左の如し、オセツカ井に各氏の條考(姓氏録)

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

フチハ

フチハ

フチハ

其相推許すること此の如し、其後また稱して...

藤原兼實 藤原兼實 藤原兼實...

藤原兼實 藤原兼實 藤原兼實...



藤原家譜公棟九

フチハ

皇を奉じて太政官廳に即位せしむ、兼實右大臣に居ること数年、遂に志を得ず、其姪基通早く攝政とな

兼實

(白實兼)

朝兼實を攝政に擬し、兼實もまた之を望みしと雖も、法皇近衛基通を寵して許さず、文治元年朝弟義経と隙を生ずるや、義経、頼朝追討の院宣を法皇に請ふ、兼實、院宣を下すべからざるを奏す、法皇用ふる能はず、遂に宣旨を下す、既にし

て義経西奔す、頼朝北條時政を遣はして、義経を求むると共に、奸亂を防ぐを名とし、請願に守護地頭を置き、兵馬の權を收むるや、頼朝朝廷の政治に關與し、議奏十人を置き、兼實を内覽とす、明年三月遂に攝政氏長者となる、既にして頼朝奏して、攝政家所領を基通より兼實に譲らんことを奏す、法皇基通を愛して、往復辭難、遂に攝政領を兩分す、五年太政大臣となり、謙くもなくして辭す、兼實攝政となり、銳意治を圖り、徳化を施し、善政を行ひ、廢れたるを興す、天下其相と稱す、建久三年法皇崩御の後、頼朝と共に協力して政を行ひ、積々專横なり、建久七年十一月關白を罷む、是より先兼實攝政たるの時、法皇の寵妃丹後局の嫉妬を受け、事々其意を行ふ能はざるを嘆じたりき、既にして丹後局、頼朝、兼實等、各々女を中宮となさんと欲したりしが、兼實の女任子勝を制して入内せしむ、皇女を生み、兼實大に失望したり、この時に當りて丹後局、其女宣陽門院の別當源通親と結び、通親の養女重子を後鳥羽天皇の宮に入れて、皇子を生じ、是に於て兼實遂

フチハ

に、丹後局等の爲めに退けられ、中宮任子も寵を失ひて、宮を出づるに至れり、九年正月天皇位を土御門天皇に譲る、道親外戚の權に據りて威福を專にし、兼實朝政に預らず、毎に之を懼る、これより失意の地にあり、快々として樂まず、建仁二年薨逝し、承元元年薨す、年六十(菅山玉葉、キョクエウ)參看(大日本史)

フチハラノカネミチ

藤原兼通

堀河關白と稱す、第宅堀河に在るを以てなり、忠義公と號す、藤原師輔の二子、天慶九年周防權守に任じ、累進して康保四年藏人頭に補し、安和二年從三位參議に移り、天祿三年權中納言に任ず、時に弟兼家の官位、兼通の上により、故に快々として樂まず、互に權を争つて隙ありしが、兼通夙に攝關を望めるを以て、兼家の爲めに先んぜんんことを恐れ、此年兄伊尹攝政を罷むるに及び、罷れて關白天皇の母后(兼通の妹)に請ひ、關白は兄弟相及ばずべしといへる旨を、記さしめたる遺書を天皇に呈し、任命に預からんことを強請せり、天皇母后の遺命に違ふを恐れ、已むを得ずして其内覽を請ひ、中納言より直に攝關、内大臣に任ず、天延二年長者となり、太政大臣に拜し、從二位に昇る、尋で關白となり、天皇移りて兼通の堀河第に御す、屋宇の世襲なり、密かに禁闕に擬せるを以て、時人呼びて今内裏といへり、二年病ありて危篤なるに際し、兼家は、其途に起つべからざるを料り、自ら代りて關白たらん病を力めて參内し、奏請して關白を左大臣藤原賴忠に譲り、且つ兼家の大将を罷め、治部卿に貶す、尋で薨す、年五十三、勅して正一位を贈り、遠江公に追

フチハ

フチハラノカマタリ

藤原鎌足

對す(大日本史) 一名鎌子、本姓は中臣、藤原鎌足の子、藤原氏の祖なり、開國常陸に生る(元亨釋書には大和郡市郡の人とあり、今大鏡に從ふ)皇極天皇三年神祇伯に拜せられしと雖も、病と稱して就かず、退いて三島(攝津國島上郡)に居る、蓋し大志を抱くを以てなり、而して孝徳天皇潛龍の日、鎌足と相親善にして、敬待する事厚し、鎌足を深く其知遇に感じ、密かに異議の意を通ず、是時に當り、蘇我入鹿不臣の心を快く、社禮を親視す、鎌足慨然として匡濟の志あり、宗室諸王の中有爲の主を察し、即ち意を中大兄皇子に屬し、相共に脚跡を布き、伏藏する所なし、然れども人の嫌疑を恐れ、周孔の道を南淵先生に學ぶに託して相往來す、時に鎌足、皇子に勸めて曰く、大事を成さんとせば、叱咤の臣なるべからず、大王宣しく蘇我山田石川麻呂と婚を結びて好を爲し、而る後これと謀らば、成功の路近かるべしと、皇子大に喜びて之に従ひ、遂に其女を納る、是に於て石川麻呂心を聞いて皇子を奉戴するに至れり、既にして鎌足また佐伯千麻呂、葛城稚犬養綱出を以て與黨と爲し、四年六月三韓進調の日、入鹿の入朝するを伺ひ、皇子と共に入鹿を誅す、入鹿の父蘇我暲でまた自盡し事平ぐ、尋で天皇、位を中大兄皇子に譲らんとして給ふに及び、鎌足は皇子に説きて經皇子に譲らしむ、これに孝徳天皇と爲す、天皇鎌足を以て内臣となし、大錦冠を授け、而して大化革新の政、皆鎌足が中大兄皇子と計りて畫策せる所なりき、白雉五年紫冠を授けらる、天智天皇即位の二年十月、鎌足薨あり、天皇其第に親臨して病を訪ひ、尋で皇太子大海入皇子を遣はし、大錦冠を授け、内大臣と爲す、後左右大臣

フチハ

フチハラノキンスエ

藤原公季

の上有り、また性謙原を賜ふ、同月薨す、年五十五(政云五十六)攝津阿武山に葬りしが、後大和多武業に改葬せり(大日本史) 關院太政大臣と號す、仁義公と號す、藤原師輔の六子、關院家の祖なり、幼功にして孤となる、村上天皇の中宮安子は公季の姉なり、これを憐みて中宮に養ふ、天皇亦深く眷愛を加へ、服食一に皇子に擬す、但用ふる所の食器、稍々其制を降るのみ、人臣の宮中に稱養せらるゝ事、古來之なきを以て、時人異みたりといふ、康保四年加冠し、即日從五位下に叙し、累進して寛和中權中納言に任じ、長徳中大納言に轉じ、陸奥出羽按察使、左大將を兼ね、寛仁元年右大臣に遷り、皇太子傳を兼ね、治安元年從一位に叙し、太政大臣に拜す、長元二年薨す、年七十三、正一位を贈り甲斐公に追封す(大日本史)

フチハラノコレカタ

藤原惟方

栗田別當と稱す、法名寂信、藤原賴朝の二子、永治平治の間、官階累遷し、檢非違使別當となり、從三位に進む、甥藤原信賴、弟信俊の爲めに、惟方の女を娶れるを以て、情好款密なりしが、信賴が、藤原信西を除かんとして、源義朝と圖りて兵を擧ぐるや、深く惟方と結託する處あり、既にして信賴、二條天皇及び後白河上皇を幽するに及び、惟方等に命じ、二宮の舉動を窺はしめ、而して機務皆惟方と謀る、會々兄光賴、惟方の信賴に與し不義を行ふことを詰問せるを以て惟方悔悟し、藤原經宗と謀を合はせ、夜に乗じて乘輿を奉じ、大内を出で、平清盛の六波羅第に幸せしむ、惟方身短小なり、別當となるに當り、人呼びて小別當といひしが、今やはじめ信賴に屬し、後ちこれに背けるが故に、また目して中小別

フチハ

フチハラノコレカ

藤原伊周

當といへり、既にして亂平ののち、惟方は其母天皇の乳母たるの故を以て、親待を蒙り、漸く政事に參與し、藤原經宗と共に稍々朝權を弄す、時に天皇、上皇が院政を行ふを見て樂まず、兩宮の間、頗る語はざりしが、惟方は天皇に昵近して上皇に反抗し、庶事宜しく聖旨を取らべし、上皇をして知らしむべからずといへり、上皇聞いて大に怒り、天皇年なほ幼弱なれば、慮此に至らず、これ必ず惟方經宗等、吾父子を離間するが故なりとて、清盛に勸して二人を捕へ、死に處せんとしたりしも、藤原忠通の諫によりて中止し、惟方を長門に、經宗を阿波に流す、惟方即ち薨逝せり、仁治元年赦されて京都に歸る、授年詳かならず(大日本史)

フチハ

フチハラノサダイ

藤原定家

惟發して朝野といふ、世に京極中納言と稱す、後醍醐の子、藤原治承等水の間、進みて正五位下に叙す、文治元年殿上に於て、源賴朝と忿争し、備を以て其額を打つに坐して除職せらる、父成深、これに憂ひ、歌を詠じて其意を寓す、後白河法皇、これを憐み、尋で本位に復す、五年左近衛少將に

フチハ

叙し、因幡安壽の橋介を歴、正四位下に陞り、建仁中、左近衛權中將に任じ、美濃介を兼ね、定家風に和歌を以て名あり、後鳥羽上皇これを受し、歴々面諭奨励せらる、定家深く其知遇に感ず、元久の初め、上皇新古今集を撰するに當り、每部皆冠するに、古人の歌を以てせり、而して上皇特に勅して、定家及び藤原家歴の歌を部首に置かしむ、世これを榮とす、建暦元年從三位に叙し、建保中參議に任じ、治部卿となり、正三位に進み、尋で民部卿に遷る、貞應元年參議を辭す、安貞元年更に正二位に陞る、定家性頗る輕躁にして進取に急なり、素と才氣を負ひ常に不遇を嘆じ、怨怒の言屢々歌詠に見ればしが、正二位に叙するに及び大に悦ぶ、貞永元年權中納言に任ず、後堀河天皇の御宇、勅を奉じて新勅撰集を撰す、天福元年祝儀し、仁治二年薨す、年八十、定家獻る史傳を流傳し、又詩を能くす、而して和歌の才、之を天資に得、縱橫馳騁、精微を曲盡せり、且つ宗家淵源あり、典義秘說究めざる所なし、此時に方り、詠詠大に起り、歌人輩出す、定家之を蔑如し、自ら標置する處頗る高く、一世を睨視せり、後鳥羽上皇嘗て賞はく、定家才學匹なし、然れども心術正しからず、推奨する處あるに至りては、私私なき能はず、且つ其詠歌、専ら流麗を尚び、意味を主とせず、蓋し彼れ、逸群の才を以て結構巧みなり、故に免く其美を濟せり、もし骨力頼弱なるものをして、これを學ばしめば、索然として感興なからんと、また嘗て、天智天皇より當時に至る、作者凡百人の和歌、各々一首を撰み、書して人に與ふ、世に百人一首と稱す

藤原實資 名實資 實資は、藤原實成の子、實成の弟、實成の才を以て結構巧みなり、故に免く其美を濟せり、もし骨力頼弱なるものをして、これを學ばしめば、索然として感興なからんと、また嘗て、天智天皇より當時に至る、作者凡百人の和歌、各々一首を撰み、書して人に與ふ、世に百人一首と稱す

幼名大學丸、世に後小野宮右大臣と稱す、實成の愛子、祖父實賴養うて子と爲す、實成の愛する所となり、其珍寶莊園成く實資の有り歸す、少にして麗々清要を歴、長保三年權大納言に任じ、右大臣を兼ね、是時に當り、藤原道長世々の權威たるに及ばず、皇后の愛たりしを以て、威福を極にし、朝臣上下皆歸附し、唯及ばざるを恐れ、朝廷の綱紀日に頽弛す、實資獨り侃然として同僚する處なく、天皇亦寵に倚賴し給へり、始め藤原清時之女、嬪宮に入りて幸あり、小一條院を生む、既にして道長の女研子の中宮となるや、天皇嬪子を以て皇后と爲さんと欲したれども、道長を仰りて決せず、道長天皇の意を揣り、外斐養を示し、内沮礙せり、冊拜の日及び、延臣後卿の徒、其皇后職に補せられん事を恐れ、悉く中宮の御所に往き、逃れて朝命を避く、天皇使を遣はして之を召したれども、衆皆隱せず、實資適々病あり、これを聞いて曰く、天に二日なく、土に兩主なし、我實權臣を恐れて、朝命を忽にすべけんや、即時疾を力め、藤原家等敬懼に入朝し、嘉會に預る、天皇深く實資等を徳とす、會々天皇久しく眼疾を患ひ給へるに業し、道長は早く其女の生む處を立てんとし、天皇に迫りて位を後一條天皇に譲らしめ、皇太子小一條院を以て其儲副となす、而して道長は實資を以て東宮大夫たらしめんとしたるに、實資辭して事遂に成らぬ、寛仁三年刀夷賊四海を寇すや、大宰權帥藤原隆家符の到らざるに先だち兵を發し、擊つて、これを卻け、捷を京都に奏す、朝廷即ち其酬賞を議するに際し、藤原公任等符の到らざる以前、兵を發したるの故を以て、賞を加ふべからざるを主張したるに、實資は、これを駁して廷

フチハ

議を動かし、賞遂に行はる、治安元年右大臣に拜し、尋で皇太弟となり、萬壽三年豐原宮中に入り、班列に就かすして直ちに上殿するを聽さる、長保元年從一位に叙し、承元元年正月薨す、年九十、實資實性明達にして方正、權貴に阿らず、はじめ上東門院の入内するや、道長一時の名譽を要し、暴風の和歌を作らしむ、藤原公任其選首たり、藤原法皇亦和歌ありしが、實資獨り担みて作らず、道長即ち人をして懇願せしめたれども、固辭して應ぜざりき、後一條天皇中宮を立つるに及び、百條皆會す、道長實資に附つて曰く、我和歌を賦せんとす、卿これに和するか、實資これを諾す、因て詠じて曰く、此世をば我世とぞおもふ望月のかけたることもなしとおもへば、實資其體性を感み、敬辭これを贊し、遂に和せず、道長嘗て邪崇あり、實資往いて候す、鬼忽ち人に憑りて曰く、實資方に来る、我此人を見るを欲せずと、歌を解散の狀を爲す、疾即ち癒り、時人驚じて實右府と號す、然れども性土木を好み、終始修葺相繼ぎ、斧鉞の聲常に絶えず、殆んど東大寺と相比す、故を以て頗る物議を招くといふ、實資は、公卿補任、大日本史

藤原實成 實成は、藤原實成の子、實成の弟、實成の才を以て結構巧みなり、故に免く其美を濟せり、もし骨力頼弱なるものをして、これを學ばしめば、索然として感興なからんと、また嘗て、天智天皇より當時に至る、作者凡百人の和歌、各々一首を撰み、書して人に與ふ、世に百人一首と稱す

フチハ

フチハ

を誦したり、覺むるに及びて風靡り、波種かなりしかば、即ち岸に登りて書成し、類に書して去る、之より先佐理書を以て兼明親王、藤原行成と名を齊うしたりしが、此事ありしより名聲益々世に著れしといふ、長徳四年七月薨す、年五十五、入木道(ニフボクダリ)參看(公卿補任、大日本史)

藤原純友 純友は、藤原純成の子、純成の弟、純成の才を以て結構巧みなり、故に免く其美を濟せり、もし骨力頼弱なるものをして、これを學ばしめば、索然として感興なからんと、また嘗て、天智天皇より當時に至る、作者凡百人の和歌、各々一首を撰み、書して人に與ふ、世に百人一首と稱す

フチハ

文未だ發せざるに先ち、小野好古は陸路より、藤原隆家、大藏春實は海路より進みて、筑前博多に赴き、純友を襲ひ、彼斬略々盡く、純友僅かに免れて伊豫に歸りしが、尋因使橋邊保の捕ふる處となりて、途に斬らる(大日本史)

藤原實成 實成は、藤原實成の子、實成の弟、實成の才を以て結構巧みなり、故に免く其美を濟せり、もし骨力頼弱なるものをして、これを學ばしめば、索然として感興なからんと、また嘗て、天智天皇より當時に至る、作者凡百人の和歌、各々一首を撰み、書して人に與ふ、世に百人一首と稱す

フチハ

を以て自殺せり、九月家康京都に入り、歴々權高を召して、書を講じ道を説かむ、會々俯承兄の思ひ處となれるを以て、意を仕官に絶ち、深く自ら相時す、然れども生徒益々進み、聲望彌々隆んなり、公卿侯伯、弟子の禮を執るもの亦多し、十一年淺野幸長の跡に應じて記伊に赴きしが、十八年幸長没するに及び再び京都に歸る、十九年門人林羅山、後藤光次と議し、權高を奉じて學校を建てんとしたるも、大隈の亂起りしを以て果さざりき、元和五年九月十二日



(集賢堂編料史)藤原氏助之像

フチハ

授年五十九、京都相國寺中林光院に葬る。性高幼にして學び、老に至りて愈らず、禪老に出入し、百家を博覽し、聖道を崇め異端を排す、權義折衷破竹の如し、未だ嘗て其力を勞せざるなり、性甚だ酒を嗜みしと雖も、或は句を經て飲まず、或は痛飲醉つて亂れず、而して人に接するや欣然として談論し、終日倦まず、道を問ふものあらば、人品に隨ひて常に教誨せり、近世文教の興る、其力與りて多きに居る

フチハラノタカスケ

藤原隆資 四條隆資(テウカスケ)を見よ

フチハラノタカヨシ

藤原隆能 藤原隆能(テウカヨシ)を見よ

清綱の二男、母は高階爲行の女、藤原隆能、主殿首、參河守等に歴任し、正五位下に至り、給所預に補せらる、給所一流の祖なり、仁平四年に鳥羽金剛心院の禪に畫き、久壽二年參河守となりたるより考ふれば、崇徳近衛兩朝頃の人なること明かなり、此人佛畫の外、一種の雄麗なる俊繪を描きたること、世に有名な源氏物語の繪を見て知るべし、授年詳かならず、土佐派(トサハ)并に繪畫の條の挿繪參看(人車記、尊卑分派、扶桑名畫傳、櫻井博士、日本繪畫史)

フチハラノタタヒラ

藤原忠平 名譽世に小一條太政大臣と稱す、貞信公と勲諡す、系譜基經の四子、時平の弟、藤原寛平中正五位下侍從に任叙し、肥後權守を兼ね、昌泰三年正月參議に任じ、たれども、二月奏請してこれを叔父藤原清經に譲り、右大辨となる、延喜八年更に參議に任じ、春宮大夫左兵衛督を兼ね、檢非違使別當に補す、尋で從三位

フチハ

に叙し、權中納言に任じ、藏人所別當となり、右大將を兼ね、十一年大納言に轉じ、十三年正三位左大將に進み、明年右大臣に拜す、延長二年正二位左大臣となり、三年東宮傅を兼ね、はじめ兄時平、延喜格式を撰し、未だ成るに及ばずして薨す、忠平これを継ぎ、格十二卷、式五十卷を上る、八年朱雀天皇即位するに當り、詔して萬機を攝政せしむ、是より先基經の薨後、攝政關白を置かざりしが、此に至り、天皇幼冲なるを以てまた置きたるなり、承平二年從一位に陞り、牛車に乗じて上東門を出入するを賜され、六年太政大臣に拜し、攝政の如し、天慶三年三宮に准すること、忠仁公の故事の如く、また轎車を賜さる、四年攝政を罷めて關白となり、村上天皇の御宇に入りてまたほ然りしが、天曆三年八月薨す、年七十、詔して正一位を贈り、信濃公に封じ、其墓を以て前例の數に入る、忠平寛厚慈愛、薨するに及び天下これを惜む、而して兄時平、仲平と共に、並に美稱に登り、一門恒赫す、世にこれを三平といへり(公卿補任、大日本史)

フチハラノタタミチ

藤原忠通 名譽法性寺關白といふ、忠實の長子、頼長の兄、藤原基經承天永の間に、正二位權中納言に累進し、承久三年權中納言に轉じ、内大臣となり、元永二年左近衛大將を兼ね、保安二年内覽の宣旨を蒙り、尋で關白となる、三年從一位に進み、左大臣に拜す、崇徳天皇即位するに及び、關白を停めて攝政となり、大治三年太政大臣に拜し、明年また關白となり太政大臣を辭す、既にして近衛天皇の立つや、また攝政たり、天養元年勅して大和國を賜ふ、忠通人を遣はして國內を檢注せしめたるに、興福寺僧徒これを拒みしかば、明年更に石見國を賜へり、忠通も備前

フチハ

伊賀を食む、此に至り三國を併領す、久安五年再び太政大臣となり、六年これを辭し、また攝政を停めて關白となる、是より先忠實、二子頼長を愛し、忠通と相諍はざりしかば、忠通に命じて内覽を頼長に遷らしめんとす、忠通命を奉ぜず、忠實大に怒り、兵士を遣はして、忠通より朱器囊袋を奪ひ、悉く頼長に授け、以て氏長者と爲し、且つ其宅地莊園を没す、忠通敢て意を爲さず、朝參すること故の如くなりしが、時に頼長漸く驕恣なりしが故に、天皇これを厭ひ、最も忠通を親任し給へり、仁平三年内覽を停め、頼長これに代る、蓋し白河法皇の意に出づるなり、既にして法皇またや、頼長を疎んじ、始めて忠通の言を信するに至りしが、久壽三年天皇崩じて關白なし、時人望を崇め上皇の皇子重仁親王に屬す、然るに美福門院これを忌み、雅仁親王を立てんとするや、忠通また賛同し、爲めに法皇に就く處あり、議遂に決す、これを後白河天皇となす、保元元年頼長亂を起して戦殺するの、忠通再び氏長者となる、三年關白を辭し、應保三年薨を制り、長寛二年薨す、年六十八、忠通關白を以て四世に歴任し、朝廷の典故を諳んず、且つ其人となり寛厚にして、喜怒色に形れず、善く詩を賦し文を屬す、また和歌に工にして、殊に書法に長ぜり、晩年に至り其書精巧の域に達し自ら一家を爲す、世に法性寺流といふ(入木道、ニフホクダヲ參看)また佛を好み最も台教に通じ、兼れて眞言性寺關白といへり(大日本史)

フチハラノトキヒラ

藤原時平 名譽世に本院大臣と稱す、藤原基經の長子、藤原時平(トキヒラ)を見よ

上る、即ち御製和歌并に楳杵を撰み、時人以て爲歌となす、元久元年薨す、歳九十一、藤原時平(トキヒラ)を見よ

フチハラノナカマロ

藤原仲麻呂 名譽淳仁天皇の御宇、姓名を賜ひて、藤原基經の孫といふ、藤原武智麻呂の二子、藤原仲麻呂(トキマロ)を見よ

フチハ

左近衛權中將となり、三年藏人頭に補し、寛平中讃岐權守を兼ね、參議、左右衛門督、檢非違使別當を歴、五年中納言に任じ、右近衛大將、春宮大夫を兼ね、尋で大納言に轉じ、また左大將に遷り、藏人所別當に補し、從三位に叙す、時平人となり色を好み、嘗て伯父藤原國經を給ひて其妻を奪ひしことあり、既にして字多天皇位を醍醐天皇に譲るや、天皇を戒諭して曰く、時平は功臣の後にして、年少なりと雖政事に諫諭せり、はじめ其内行諸まざるを聞きしも、朕措いて問はず、去春以來屢々激勵を加へ、公事を習はしむ、宜しく顧問に備へて輔導せしむべしと、是に於て權中納言菅原道實と共に政を執る、昌泰三年左大臣となり、大將元のごとし、延喜元年從二位に叙す、時に道實右大臣に陞り、頗る勢望あり、而して字多上皇密に藤氏の權を抑へんとするの意ありしかば、厚くこれを任用し、また天皇と諱し、道實をして専ら機務を決せしめんとせり、時平聞いて平かなる能はず、源光、藤原國經、藤原實根等と結託して、道實を誣構し、道實遂に貶黜せられしかば、時平は並に有力なる政敵を失ひて、權力全く其一門に歸したり(スガハ、ハノミチザネ、參看)此時に際し、風俗奢侈に流れ、衣服華麗を競ひ、屢々制限を立つると雖禁を犯す者多し、時平即ち豫め天皇と謀議と、一日自ら鮮服を着けて入朝す、天皇伴り怒り、職事を召して曰く、朕近時華者を禁じたるに、左大臣百僚に長たるの身を以て國禁を破る、大臣の舉動此の如くなるべけんやと、時平恐懼し、隨身を屏去し、徒歩して家に歸り、門を杜ら客を謝し、謹慎すること月餘に及ぶ、天下之に鑑み、奢風頓に改るといふ、七年正二位に叙し、九年薨す、年三十九、勅して正一位太政大臣を贈る(公卿補任、大日本史)

フチハ

初名顯廣、癡癡して阿闍といふ、世に五條三位と稱す、藤原基經の孫、藤原仲麻呂の子、藤原仲麻呂(トキマロ)を見よ、藤原基經の門に入りて、古今集の勅旨を受く、これを久うして名譽登々著る、平居和歌を誦するや、古淨衣を被き、桐火桶を擁し、凝然靜座、未だ嘗て惰容なし、其成るに及び、雅淡深遠、語熟し、意婉なり、後鳥羽天皇尤もこれを愛し給へり、仕へて皇太后宮大夫正三位に至る、安元年間官を辭し、尋で薨す、嘗て後白河法皇の詔を奉じ、千成集を撰み、文治二年書成りてこれを上る、はじめ源後頼朝、基經と相諍はず、其徒各々門をを立て、互に相短せり、而して後成は、基經に於ては、其勢力を解し、後頼に於ては、其風體を取りしが、擲筆の事あるに際し、多く後頼の歌を採る、人或は、基經の惡む處とならんと言へるに答へて、我は唯歌を取るのみ、何ぞ師弟流派を問はんやといへり、時人其坦爽を稱す、時に後成の歌名一世を被ひ、屢々歌の列者たり、晩年に至り豁然として悔悟して曰く、予不才を以て歌詞を列する事多し、或は輕重權を失することあらん、前賢知るあらば、これを何とかいはん、加ふるに哀老して、朝に聞いて夕に忘る、恐らくは引証疎謬を致せるもの、亦諒なからざるべし、而して猶自ら省みず、一己の私意を以て妄に其優劣を列せんやと、爾後また判詞を置かざりき、然れども耆老に及びて、情爽衰へず、耳目聰明にして、猶能く拜趨し、また屢々和歌會に侍す、後鳥羽土御門の二天皇甚だこれを優重し給へり、建仁三年、歳九十に到り、筋力衰しめんと欲し、仁和の故事に倣ひ、賀和歌所に賜ひ、屏風及び褥を設けて座と爲し、諸子扶けて殿に

フチハ

上る、即ち御製和歌并に楳杵を撰み、時人以て爲歌となす、元久元年薨す、歳九十一、藤原時平(トキヒラ)を見よ

フチハ

に際し、會々備邊、稍々幸上皇の寵を蒙り、仲慶の寵幸衰へしかば(此時政上皇の手に出づ)私にこれを除かんとし、八年上皇に讓して四畿内、三關、近江、丹波、播磨等の兵事の都督となり、反謀頗る露る上皇之を知りて大に怒り、少納言山村主をして中宮院の給印を取らしめ、詔して其官位姓名を剽奪し、功封を没收し、且三關を警固せしむ、仲慶即ち其夜近江に走りしが、藤原藤下鷹征討使として下向し、加ふるに、山背守日下部子房等まつ近江に至りて、勢多橋を燒きしを以て、仲慶色を蒙り、將に越前に赴き、種徳王を立てんとし、精兵を率ゐて發知關に入りしも、物部廣成の敗る處となり、其子越前守幸加知亦任地にて殺されしかば、逆退據を失ひ、船に乗じて淡井郡鹽津に渡航せんとし、逆風に會ひ、轉じて高島郡三尾崎に至り、官軍と戦つて大敗し遂に斬らる、年五十九、妻子管族與黨、皆尋で殊に伏す(大日本史)

フチハラノフチヲサ 藤原信賴 藤原信賴、忠隆の三子、關白となり唐關にして、他の才能なし、而して後白河上皇の聖幸する處となり、累りに右兵衛佐、左近衛權中將等を歴、藏人頭に補し、保元三年參議に任じ、右衛門督を兼ね、正三位權中納言に遷り、檢非違使別當となる、信賴寵を恃みて驕恣なり、藤原通憲と權勢を争つて相軋り、互に事に入りて之を圍らんとす、時に信賴大將たらん事を望みりしかば、大に之を怨み、常に病と稱して朝せず、中納言源師仲と相結び、其家に就いて日夜武藝を習ひ、通憲に報せんことを謀る、而して通憲に平清盛と稱を通じて、勢力甚熾んたり、會々源義朝を立して授け、實望頗る平氏より輕かりしが故に、清盛と相軋はず、信賴之を察し、引いて與黨となし、平治元年

フチハ

年清盛が、熊野に赴きたる不在に乗じて兵を擧げ、三條殿を燒き、後白河上皇及び二條天皇を幽し、通憲を殺したりしも、清盛の敗る處となり、軍を棄て、通る、義朝即ち東國に走らんとし、八潮に至るの頃、信賴追及し、共に従はんことを請ふ、義朝罵りて曰く、朝首として大事を擧げ、然も一戰に及ばず、何の面目ありて、我に見えんとするかと、鞭を擧げて其額を撃つ、信賴俯して答ふる能はず、是に於て仁和寺に入り、上皇に哀訴す、上皇これを憫み死一等を宥さんと欲したりども、天皇聞かず、清盛に命じて六條河原に斬らしむ、年廿七、平治の亂(イザノラン)參看(公卿補任、大日本史)

フチハラノヒテサト 藤原秀郷 世に田原藤太と稱す、關白村雄の子、關白藤原氏にして、野野原、押領使となり、六位に叙す、天慶四年平將門叛じ、關東諸國を陥れ、内宿長嶋んたり、秀郷陽にこれに應じ、其營に至りて諷を通す、將門その至るを聞いて甚喜び、時將に鞭を撻りしが、結束するに及ばず、急に帽を戴いて出で迎ふ、秀郷謂らく、彼今大事を擧ぐるに際し、舉指難なること此のごとし、これを誅する易なる而已と、遂に平良盛と協同力して將門を攻め、大に之を破る、將門箭に中りて馬より墜つるや、秀郷進みて其首を斬る、功を以て特に従四位下に陞り、功田を賜うて子孫に傳ふ、後、下野武藏兩國守に任じ、また鎮守府將軍に拜す、歿年詳かならず(大日本史)

フチハラノヒロツク 藤原廣嗣 字合の長子、關白中從五位下に叙し、大養德寺となり、尋で太宰少貳となる、時に廣嗣、吉備備前、備前等と相軋はざりしが、天平十二年八月上表して

フチハ

政事の得失を論じ、天地の災異を陳じ、眞備少貳の二人を除かんことを請ふ、朝議許さず、是に於て九月遂に兵を太宰府に起し、營を遠河郡に造り、兵等を設け、綠旗をおく、朝廷即ち大野東人を大將軍に、紀飯原を副將軍とし、東海、東山、山陰、山陽、南海五道の兵一萬七千餘人を率ゐて、廣嗣を征せしめ、また別に佐伯常人、阿部虫麿に兵四千餘人を授けて之を援けしむ、既にして東人等進みて豐前に入り、廣嗣の將、京都郡(豐前國)鎮長小長谷常人を斬り、登美、飯飯、京都三營の兵千七百餘人を生虜にす、十月廣嗣自ら兵一萬餘人を率ゐ、筑後國板蓋川に到り、佐伯常人等と戦つて利あらず、廣嗣の軍之よりしてまた振はず、出で、降る者相繼ぐ、是に於て廣嗣事の成らざるを知り、厩前鎮島より船に乗じ耽羅島に到り、標榜する事一晝夜、西風忽ち起りて船進まず、再び鎮島に吹き寄せられ、進七阿部黒磨の捕ふ處となる、東人會して十一月一日松浦郡に降す、明年正月餘黨并に生虜の罪を決し、杖徒流罪没入する者殆ど三百餘人なり、天平勝寶中眞備貳せられて眞前守となり、尋で鹿前守となりしが、會々廣嗣の惡に詣り、之を擧り、遂に嗣を立て、請して鏡尊(水鏡、鏡宮に作る)と號し、また爲めに知識無智者を起創せりといふ、廣嗣生れて魁偉博く典辭に亘り兼ねて佛敎に通じ武藝絶倫にして兵法に練習せるのみならず、天文陰陽の書、管絃歌舞の技、皆精微を究め、才能を以て稱せらるる○按するに廣嗣の擧兵は、京都における政權争奪の結果に過ぎず、久米邦武氏は「武智廣の兄弟皆夷せり、因て從兄弟互に長を争ひ、廣嗣は武家の嫡なれば、豐成仲慶(南家)永手、北家等と軋し、志を得ず、支助眞備等は帝の謀臣にして、廣嗣を太宰府に遣はしが遺恨の本なるべし」といふ、

フチハ

るは従ふべし、天平十二年九月太宰府の管内に下されたる詔の中に「遊人廣嗣等本凶惡、長益詐許、其父故式部卿常武、除惡、朕不能許、掩護至今、比在京中、謀亂親族、故令遷、實其改心」といへるは、其消息を洩らしたるものなり、而して京都にもまた内應同謀の徒黨ありしことにつきは、吉田東伍氏が「十月官軍西へ向け出發の後、俄に平城に留守官をわき、征西の諸將へし、此旨使を立て、報知し、帝は俄に大和を避けて關東を指し、伊賀伊勢に遷幸せられたるにて知るべし、斯くて十二月廣嗣亡びて後、遷御せらる、左れば内應の徒黨は、其計策を見透かされ、兵を動かして捕はれたるなり」といへるもの、頗る當を得たり(續紀、大日本史、史海、僧玄助同「田口氏の史海」)

フチハラノフチヲサ 藤原藤房 幼名は惟房、藤原宣房の長子、關白藤原天長に仕へて、左大將に任じ、參議を歴て中納言に進み、左兵衛督を兼ね、檢非違使別當となり、正二位に至る、元弘元年北條高時兵を遣はして京都を犯さんとす、藤原親王夜人を馳せて變を上る、時に藤房は弟季房、藤原師賢等と密直したりしが、急に天皇及び神器等奉じて逃れ、三條河原に據りて、藤原親王以下數人追ひ至る、天皇肩輿に御して奈夏に赴き、遂に笠置に入り給へり、藤房等皆服して之に従ふ、賊夜火を行宮に放つ、藤房即ち師賢、源具行等數人と天皇を扶け、三月有玉山に至りて、賊兵の爲めに捕はられ、二年五月當陸に流さる、三年五月高時誅に伏するに及び、京に歸るを得たり、時に四方の義兵興起して賊を平定せるを以て、天皇は藤原實世に勅し、恢復の賞を論ぜしむ、將士功を争ひ、實世之を決すること能はず、因て藤房に勅し、代りて其事を掌らしむ、

フチハ

藤房乃ち勤惰を勸察し、眞偽を區別し、擬授略は備はる、然るに天皇、内勅を下して恩賜する所多し、藤房謙むべからざるを知り、病と稱して朝せず、天皇更に藤原光經を以て之に代らしめ、光經將に奏して賞を行はんとするや、天皇内旨によりて徒らに行賞を施し、有功の將士恩賞に預からず、而して天下漸く無事なるや、天皇政治を顧みず、宴遊を事とせざるを以て、世大に揆動し、將士また亂を思ふに至る、建武元年出雲守藤原治高千里馬を獻す、天皇大に喜び、馬をなして養はしめ、天馬と呼ぶ、一日馬場殿に御し、内大臣藤原公實に問うて曰く、天馬の出づるその如何と、公實故事を引て時端を讀し、群臣また慶賀す、藤房後れて至る、天皇亦、これを問ふ、藤房支那の故事を引きて不詳となし、却て賞賜當を失し、批政多きことを述べて、大に諫むる所あり、天皇悦びずして罷む、後、屢々言上して諫むる所あり、れども、聽かれず、是に於て藤房、臣の道我に於て盡くるとなし、宮中を逃れて北山の岩倉に入りて僧となる、天皇大に驚き、宣房に命じて之を索めしむ、宣房人を馳せて之を召さしめしに、藤房和歌を以て答へたれば、宣房乃ち親ら馳せて岩倉に至れば、藤房既に無し、而して其終る所を知らず、世に妙心寺授翁宗妙は、藤房の出家したるものなりと稱すれども、其眞なることは、大日本史、史學雜誌「妙心寺授翁は藤房嗣に非ざる説」に辯じて餘蘊なし、なほ宗廟(ソウワツ)參看(大日本史、史學雜誌)

フチハラノフユツク 藤原冬嗣 世に閑院大臣と稱す、關白内膳の二子、關白藤原氏末左右衛士尉を経て、大同中從五位下に叙し、春宮亮となり、侍從を兼ね、從四位下中務大輔に進み、弘仁元年朝廷藏人所をおくに及び、冬嗣、巨勢野足と

フチハ

共に其頭となる、尋で春宮大夫、式部大輔を経て、四位上に陞り、參議に拜し、遷りて左衛門督を兼ね、また春宮大夫となり、三年正四位下に叙し、左大將を兼ねしが、五年從三位に遷り、八年權中納言に轉じ、陸奥出羽按察使を兼ね、明年大納言に任ず、十二年右大臣に拜し、正二位に累進せり、天皇中意見封事三條を上りて時事を論じ、曾嘉納せらる、二年左大臣となり、三年七月薨す、年五十二、正一位を贈り、文德天皇即位するに及び、外祖父の故を以て更に太政大臣を贈る、冬嗣器宇温裕、識量弘雅、才文武を兼ね、寛容物に接す、また施藥院(ヤクケン)參看)をおき、親族貧乏の者を救養し、勸學院(クワンガクケン)參看)を設け、子弟に教授せり、嘗てまた弘仁格、内裏式を撰じ、更に國史を監修したりしが、いまだ成らずして薨じたり(公卿補任、大日本史)

フチハラノミチイ 藤原道家 世に光明寺殿といひ、單に峯殿とも云ふ、法名行惠、又東山入道とも稱す、關白藤原長経の長子、母は藤原能保の女、關白藤原久四年生る、土御門順德朝に仕へ、侍從、左近衛中將、權中納言を歴て、從二位に叙す、左近衛大將を兼ね、建保六年遷り左大臣となる、承久元年征夷大將軍源實朝弑せられて源家嗣なし、執權北條義時、道家が源賴朝の孫に當れるが故、其子賴經を迎へて將軍となす、三年九月九日、條天皇立つ、道家天皇の親たるを以て攝政となる、尋で後鳥羽上皇兵を擧げて關東を討す、七月長時、軍京都を陥れ、天皇を幽し、道家の攝政長者を停む、安貞二年十二月關白となる、三年長子左大臣政實、道家に代りて關白となる、然れども道家尙は舊のごとく機務に預れり、文曆元年後堀河上皇崩じ、

フチハ

四條天皇幼沖なり、時に道家の子頼經は將軍にして、外舅西園寺公經は後院別宮たり、一門皆顯要の地を占め、道家、教實父子頗る政を專にし、勢威朝野を壓せり、壽永元年教實薨するに及び、道家又攝政となる、曆仁元年准三宮に准ぜられしも辭して受けず、尋で難張す、詔して朝參故の如くならしむ、幾もなくして四條天皇崩じて繼嗣未だ定まらざるや、道家、順德天皇の皇子忠成親王を立てんとす、北條泰時聽



(集苑掛纂編料史)藏所爵公條九

かすして、土御門天皇の皇子邦仁親王を立つ、是を後醍醐天皇となす、天皇即位の初め政大小となく道家及び西園寺實氏に諮詢せり、晩年毘沙門谷に光明峯寺を建てて之に居住す、依て光明峯寺と云ふ、建長四年薨す、年六十、嘗て東福寺を京都東山に創立して、東大興福寺に擬し、僧園を以て之に居らしめたり、藤原道兼(統元)藤原兼家、大日本史

フチハラノミチカネ 藤原道兼

世に七日開白と稱す、在職僅かに七日なるを以てな

フチハ

り、又粟田開白ともいふ、藤原兼家の四子、藤原朝経、朝経は華山天皇即位するや、中納言藤原義朝外舅の親を以て朝政に干與し、頗る勢力あり、兼家これを忌み、天皇をして早く讓位せしめ、己れ攝政たらんことを欲す、道家時に藏人左少辨として天皇に親近したりしが、父の意中を推察し、其目的を貫かんことを謀るに際し、會々女御藤原隆子薨じ、天皇追慕の情極めて切なり、道家即ち僧久と佛經を開説し、位を去らんことを勧めて曰く、陛下、早く捨身して、女御の菩提を弔ひ給はば、供養之に過ぐるものなからん、臣亦奉從して出家すべきなりと、天皇是に於て意を決し、寛和二年六月、夜道家と共に潛かに宮を出でて華山に赴かんとす、期に臨み天皇猶豫と給ひ、朕且く再考すべしと宣ひしに、道家聲に應じて、銀篋已に東宮に歸せり、事止むべきにあらずと奏聞せしを以て、天皇已を得ず華山元慶寺に投じて落飾し給へり、而して道家亦披剃すべかりしに、即ち天皇を欺いて曰く、臣父に告げずして形を變ぜば、永く不孝の子たるべし、請ふまづ家に歸り、訣別したる後にせんと、即ち衣を拂うて去る、天皇はじめて其意を察せり、既にして一條天皇位に即き兼家攝政となるや、道家亦登庸せられ、未だ中歲ならずして、果遂して權中納言に任じ、永祿元年攝政大納言に拜し、正二位に叙し、正暦元年右大臣を兼ね、明年内大臣となり、五年右大臣に轉じ、六年道家の後を嗣ぎて開白となり、職に在ること七日にして薨す、年三十五、勅して大政大臣正一位を贈る、道家人となり、藤原にして其多、心性驕戾なり、また常に華山天皇を讓位せしめたるを白負し、人に語りて曰く、吾父に功あり、開白たるもの吾にあらずして誰ぞやと、然るに道家降を諷ぐ

フチハ

に及び、其これを知む、故に父の養にありて威容なく、賓客と遊戯す、時人以此を嫌なりとなせり(公卿補任、大日本史)

フチハラノミチカネ 藤原道隆

世に中開白と稱す、藤原兼家の長子、藤原水親二年累進して從三位に叙し、春宮權大夫に任じ、寛和年中納言、權大納言を歴、正二位に叙す、永祿元年内大臣となり、尋で左大臣を兼ね、正暦元年兼家薨を以て開白を辭するに及び、道家これに代り、尋で攝政となる、はじめ兼家繼に藤原有國、平惟仲等に、諸子中納言を嗣がしむべき者を議したる時、有國は道家の弟道家と善きを以て、道家を推し、惟仲は儲庶の分亂るべからざるの故を以て、道家を推したり、兼家惟仲の説を是とし、これに従ひしが、道家降聞し、喜ばずして曰く、吾が執政の職を得たるは、儲選にあらずして、徒に儲長たるが爲めのみ、何ぞ眉目と爲すに足らん、然れども有國に對しては報せざるべからずと、其職を承けて攝政となるに及び、首として有國父子の官を奪ふ、正暦二年内大臣を辭し、四年攝政を停めてまた開白となる、而して除目官奏なほ攝政に准ず、長徳元年病に罹り、子伊周をして權りに香中の事を攝せしめ、四月薨す、年四十三(公卿補任、大日本史)

フチハラノミチナガ 藤原道長

藤原道長は行、後行、後行、世に法成寺開白、法成寺攝政、法成寺入道前開白太政大臣、御堂開白など、稱す、藤原兼家の五子、藤原道隆、三年從五位下に叙し、累進して永延元年從三位に陞り、左京大夫を兼ね、明年權中納言となり、正暦中權大納言に轉じ、從二位に叙し、左近衛大將を兼ね、時に兄開白道家の子伊周崩冠にして内大臣たり、道

フチハ

長、これと權を争ひ、恒に相誹はざりしが、長徳元年道家病むに及び、奏請して、伊周をして内覽せしむ、既にして道家薨じ、道家代りて開白となりしを、在職七日にして薨す、是に於て伊周開白たらんことを望み、一條天皇の意亦伊周にありしと雖、天皇の御母東三條院は、道長の姉なりしを以て、道長の爲めに、強て天皇に請ふ處あり、天皇已むを得ず、道長をして内覽せしむ、尋で右大臣に拜し、兵長者となる、既にして長徳二年四月、伊周及び其弟隆家事に座して罷逐せられ、其餘黨皆擧げらるるに及び、天下の權全く道長的手中に歸す、此年七月左大臣となり、正二位に進む、長保二年道長の女、女御彰子立ちて中宮となる、上東門院これなり、後一條、後朱雀の兩帝を生む、是に於て道長漸く權を弄せるが故、天皇これを厭ひ、自ら中書王の免職の後に、叢閣欲、茂秋風吹、王事欲、叢閣欲、叢閣欲と書し給へり、受禪の後道長、これを聞中に見し、怒りて破棄したるといふ、尋で三條天皇即位するに及び、道長の體態益々甚し、はじめ天皇潛龍の時、藤原清時之女城子を納れて小一條院を生みしが、此に至り、道長また其女所子を進め、遂に立て、中宮となし、城子を皇后と爲す、而して天皇の太子は教成親王にして、一條天皇の皇子、母は道長の女彰子なりき、故に道長は早くこれを擁立せんとし、天皇が眼疾を患ひ給へるに乘じ、長和五年天皇に迫りて位を太子に譲らしむ、後一條天皇これなり、道長即ち攝政となり、三宮に准じ、年官年爵を賜ふ、明年攝政を子頼通に傳へ、從一位に叙す、三條天皇崩するに及び、道長遂に太子を廢し、更に彰子生む所の教成親王を皇太子となす、尋で太政大臣となる、寛仁二年登車宮中に入するを許されしが、幾もなくして太政大臣を辭せり、

フチハ

是歳十月、女御子立ちて中宮となる、道長喜に歸へず、和歌を詠じ、志を寓して曰く、「此世をば我世とぞおもふ望月のかけたることもなしとおもへば、此時に際し、道長は位人臣を極めたる而已ならず、其女三人皆后位に居り、四女嫡子は教成親王の妃、五女御殿は廢太子小一條院の妃となり、而して故一條院には叔父たり、後一條天皇及び太子教成親王には祖父たりしを以て、天下の勢望榮華を一身に集めたりき、三年疾によりて薨す、萬壽四年十一月病篤きに及び、車駕親臨してこれを問ひ、また爲めに留して天下の調庸を免せらる、十二月薨す、年六十二、長元元年其墓を以て、荷前例幣の數に列せらる、道長寛仁中、上東門私第を營み、費を諸國司に課し、其大石を輸するや、民舍の月詠を徵して地を奪り、行人を過めざるを乞ひしむに至る、第成るに及び、王公以下贈遺相繼ぐ、性甚だ佛乘を信じ、六嘗日毎に天下の殺生を禁じ、また屢々佛堂に供養す、其儀御齋會に准じたり、はじめ淨妙寺を木幡に造り、別當所司をおき、後法成寺を京極に創め、これを東大寺に號せんと欲し、大に功役を興し、公卿をして、宮中諸司及び神皇苑、乾臨園等の石を採り、以て其用に充てしむ、土木いまだ成るに及びずして道長病に罹る、頼通其事を亟くせんとし、諸國に令し、奪る公事を緩にするも、此役を怠るなからしむ、故に選遷奔喪し、日ならずして成る、病卒るに及び移りて、此に居る藤原道隆、法成寺攝政記(公卿補任、古事談、大日本史)

フチハラノミチノリ 藤原通憲

藤原通憲は開空と號し、後行、後行、世に法成寺開白、法成寺攝政、法成寺入道前開白太政大臣、御堂開白など、稱す、藤原兼家の五子、藤原道隆、三年從五位下に叙し、累進して永延元年從三位に陞り、左京大夫を兼ね、明年權中納言となり、正暦中權大納言に轉じ、從二位に叙し、左近衛大將を兼ね、時に兄開白道家の子伊周崩冠にして内大臣たり、道

フチハ

日向寺に任ず、安才博覽にして、其故に推進し、家臣にて經學天文算道佛敎に通じ、詩歌管絃に堪能なり、今日存する處の信四書目録を檢し、其書頗る多し、九流百家皆備はらざるはなきを見ても、學識の一斑を知るべし、然るに其家たるや、南家の權流たるが爲めに、當時凡庸公卿間に卓然として秀でたりと雖も、榮達望なかりしを以て、快々として樂まず、加ふるに一日自ら相して、銀首を貫く相あるを知り、遂に意を決して僧とならんを欲したりしが、居る所の官卑くして、日向入道を以て世に稱せられんを憾み、屢々鳥羽法皇に請りて少納言たらん事を望み、天養元年遂に之に任ぜらる、幾もなくして薨す、久壽二年後白河天皇の即位するや、通憲の妻朝子天皇の乳母たるの故を以て、深く親任する所となれり、會々保元の亂、ハツクシノラン(卷書)起るに及び、通憲勳を奉じて源義朝等に軍事を請ひ、其策によりて克つことを得たり、亂平ののち、藤原頼長の與黨藤原成隆、同族藤原澄隆して出でざりしかば、通憲即ち計を設け、其罪を科して曰く、某は某國に配し、某は某地に放つと、是に於て成隆以下罪死に罹らすとなし、通憲死して出で降り、源爲義、平忠正等亦降を請ふ、通憲死して曰く、臣聞く、非常の事は、人主専らこれを斷す、今もし反徒を宥さば、恐くは後患を遺さん、悉く斬るに若かざるなりと、天皇これに従ひ、嵯峨天皇以來朝臣を死に處すること久しく絶えたりしに、是に至りて亦此事あり、爾來天下の事與り聞かざるはなく、權勢日に隆なり、はじめ藤原忠通、大内の顯赫し、朝儀の廢弛せるを憂ひ、糾治の事を奏請したりしも、鳥羽天皇、冗費を致さん事を慮り許さざりしが、通憲事を用ふるに及び、是を以てこれを

フチハ

修治し、殿堂門庭、諸司入省、歳に年を論えて成り、朝會内宴悉く舊に復す、また延久の故事に遵ひ、記録所をおき、政事を裁決せり、既にして二條天皇禪を受く、然れども政上皇に出で、通憲の權威益々大なり、時に權中納言藤原信賴、上皇の親眷する所となりしが、通憲これと隙あり、而して信賴近衛大将たらん事を望むに際し、通憲上皇を諷めて其不可を陳じ、また唐安藤山の事實二卷を圖して進覽せり、蓋し信賴を以て安藤山に比し、以て諷したるなり、信賴聞いて之を銜み、通憲朝が通憲と相諍はざるを見て、引いて餘黨となし、通憲を除かん事を圖り、平治元年、平清盛熊野に赴きたる間に乘じて兵を擧ぐ、通憲探知し、俄に大和田野に奔る、信賴等其逃亡を知らず、即ち兵を率ゐて三條殿を圍みて之を火し、峴に及び通憲の宅を焼き、多く婢妾を殺す、而して通憲は、田原に赴き穴を穿て其内に隠れしが、義朝の將源光泰の捕ふる所となる、信賴命じて斬首し獄門に梟す(平治の乱、ヘイザノラン、参考)通憲博學多藝なるのみならず、また歌舞を好み、管て歌曲中佳なるものを撰び、樂師に教へて之を舞はしむ、自拍子此に始まるといふ(通憲本朝世紀、法曹類林、日本紀注(大日本史、最澄抄、平治物語))

フチハラノミヤ

藤原宮、藤原持統、文武、二天皇の皇居、大和國高市郡磯村大字高野原に在り、同八年春藤原宮に幸し、冬十二月藤原宮に都を定め給ふ、文武天皇即位の年、また此に都を定め、百姓千五百五棟を宮中に入れ布を賜ふ、元明天皇の和銅三年に至り、都を平城に遷す(ナラノミヤ)の條參看、同四年藤原宮焼亡し、遂に廢墟と爲る、其間始と十六年間なり(書紀、續紀、日本書紀)

フチハ

府治(藤原宮跡) 藤原基經

幼名手古、世に堀河大臣と稱す、昭宣公と勳勳す、長良の子、叔父良房に養はれて其家を嗣ぐ、仁壽元年正六位上に叙し、齊衡天安の間、左兵衛少尉、少納言、左近衛權少將を経て、藏人頭に補し、貞觀五年左中將に遷り、六年參議となる、八年伴善男等藤原門を焼くや、辭、源信に連なる、藤原良房、これを信じ、信を罪せんとするに際し、基經其誣たるを知り、良房に説く所あり、信因て罪を免かるゝを得たり、是後從三位に進み中納言に拜し、十年左大臣に陞り、明年陸奥出羽按察使を兼ね、十二年大納言に轉じ、從二位に叙し、十四年右大臣に拜す、十八年清和天皇即位するに及び、年尚幼なるを以て、萬機を攝政すること、良房の故事のごとし、元慶元年大將を辭す、二年正二位に叙し、四年太政大臣に任じ、明年從一位となり四年攝政を停めて開白となる、既にして天皇稍々長じ昏狂日に甚し、基經之を愛ひ、八年二月遂に天皇を廢し、光孝天皇を立つ、天皇定儀の勳を念ひ、禮遇愈々過く、駿車に駕して宮中へ出入するを許し、また諸道の博士に命じて、太政大臣の職掌を勸諭せしめ、同年六月特に勅を降し、萬機を以て、基經に委ねし、然る後奏問せしむる(これ即ち開白の義なれども、いまだ職名とならず)天皇皇子多し、然れども基經を擇りて太子を定めざりしが、三年不豫のことあるに及び、基經の議により定省親王を太子と爲す、此年天皇崩じ太子即位す、字多天皇、これなり、天皇また百官に詔し、萬機巨細となくまづ基經に開白し、然る後奏せしむること一に故事のごとくなり、基經上表して、これを辭す、因りて重んじて備廣相に命じ、勅答を作らしめられしが、

フチハ

其文中「所謂社稷之臣、非朕之臣、宜以阿衡之任爲之任」との句あり、時に阿衡は典職なしと説くものあり、基經聞いて喜ばず、これよりしてまた款を見ず、是に於て萬機攝政せり、天皇大に驚き、詔書を改作して之を賜ひ、事漸く解く(阿衡の紛議、カワノフネヤ、参考)寛平二年病あり、奏請して開白する事を許し、明年正月薨す、年五十六、正一位を贈り、謚前公に封じ、其墓を以て、荷前例幣の數に列せらる、基經職にありて權勢益々長なり、清和天皇以來萬機を總攝し濟益する所多し、また教く備衛を崇び、釋奠の日、公卿を率ゐて先聖を拜し、明經博士をして周易を講せしむ、元慶中勅を奉じて文德實錄十卷を撰す、而して藤原の盛大となりし原因のもの、蓋し良房に起因すと雖、而も基經其後を繼いで、勢力を發展したるに基くなり(公卿補任、大日本史)

フチハラノユキナリ

藤原行成、藤原行成、藤原長子、祖父伊弉諾、子とす、藤原和仲侍從となり、左兵衛權佐に任じ、永正正位の間、備後權介を兼ね、從四位下に叙し、長德元年藏人頭となる、はじめ行成、藤原實方と事を競上り争ふ、實方意に堪へず、行成の冠を取りて之を中庭に投ず、行成敢て争はず、主殿司をして冠を取らしめて之を著し、除るに暴行の理由を問ふ、一條天皇怒を觸て、之を見、密かに其器宇の大なるに感じ給ひしが、會々藏人頭藤原實方參議に遷るに及び、天皇藏人の後任を後賢に譲り、後賢行成を勸めたるに、天皇は官階卑賤の故なるを以て降詔、給ひしが、後賢重んじて、行成の才能人に過ぎ、獻納を司るに足る、何ぞ實方の遷きを以て其官階を沮まん、それ人君の擇む人を知るにあり、人を知れば賢者益々徳を進め、小人自ら戒心を懐く、然らざれば、政事忽失なき能はず、陛下

フチハ

之を察し給へと奏上せるを以て、天皇また然りとし、即日行成を藏人頭に補せられたるなり、是より先行成次第日久しく、快々として樂まず、雖髮して世を過れんと欲したりしが、後賢素と其才能に服せるの故に、常に之を懇請し、力を竭して獎勵する處あり、而して藏人頭に任ずる、亦後賢の推舉たるにより、行成深く徳とし、後ち中納言に任ずるや、班後賢の上にあらず、毎座席を譲りたりといへり、尋で兵部權大輔、左右中大辨等を經、大和權守を兼ね、長保三年參議從三位に任じ、寛弘中皇太后宮權太夫を兼ね、兵部卿となり權中納言に任す、長和二年正二位に進み、寛仁三年太宰權帥を兼ね、四年大納言に轉じ、萬壽三年遷りて按察使を兼ねて、明年十二月薨す、年五十六、行成、性直諒にして才多し、世に派後賢、藤原齊信、同公任と共に四納言と稱せらる、又最も書法に長じ、當世に冠絶し、兼明親王、藤原佐理と名を齊す、はじめ行成連に職事に補し、辨官に任ぜざるが故に、禮典失墜多かりしが、稍々練習するに及び、却りて等輩に優れり、時人以て學問の力なりといへり、長保中外祖源保光の舊宅を捨てて世尊寺を創む、後世行成の書法を傳へて、世尊寺流と稱するもの、蓋しこれに基く(セツンシヨウ)入水道ニフコツタウ(參看)藤原權記、東宮年中行事(公卿補任、大日本史)

フチハラノヨシツネ

藤原良經、世に後京極殿と稱す、藤原實方の第二子、母は從三位季行女、藤原國權中納言を以て正二位に叙し、文治五年權大納言に轉す、建久六年内大臣となる、翌年十一月父實方の開白を繼めらるゝや、其經坐して閉居す、然れども其經尤も和歌に長じたるを以て、後鳥羽上皇の推重する處となり、通觀と共に常に和歌御

フチハ

會に侍せり、故を以て上皇及び通觀等の信任を受け、正治元年左大臣となる、建仁二年十月通觀薨するや、上皇詔して内覽せしめ、十二月攝政となる、時人之を榮とす、元久元年太政大臣となる、其經博く衆論に通じ、和歌は藤原正宗に、詩文は藤原親經に學び、共に師を凌ぐの才あり、且つ人となり剛健にして、上皇の眷遇優待日に厚し、建永元年三月其經夜寢に就き暴かに薨す、或は盜の刺す所なりといひ、或は藤原實方の殺す所なりといひ詳かならず(藤原實方傳、大日本史、史學雜誌、承久風の起因に就いて)

フチハラノヨシフサ

藤原良房、世に染殿大臣、また白河殿と稱す、忠仁公と勳勳す、藤原冬嗣の二子、開元天皇中藏人に補し、從五位下に叙し、累遷して左中將に任じ、從四位下に進み、承和中參議となり、從三位に陞り、また權中納言に轉じ、陸奥出羽按察使を兼ね、尋で右大將を兼ね、大納言に任じ、更に兵部卿を兼ね、嘉祥元年右大臣に拜し、明年從二位に叙し、仁壽元年正二位に進み、齊衡元年左大將に遷り、天安元年從一位太政大臣に任じ、貞觀八年薨して萬機を攝行せしむ、人臣にして攝政たる、實に茲にはじまる、十四年九月薨す、年六十九、正一位を贈り美濃公に封じ、且其愛宗墓を以て、荷前例幣の數に列せしめらる、其房風韻俊拔、夙に嵯峨天皇の皇女源深姫に尙す、而して其女明子(ソメドノノキサキ、參看)文武天皇の女御となり、惟仁親王を生む、親王生れて僅かに九個月にして太子となる、時に天皇、女御紀名虎の女生む所の惟喬親王を愛し、太子と爲さんと欲したれども、外戚の勢力なきが故に、これを果す、とを得給はざりしが、惟仁親王既に太子たるの故も、其なほ幼なるを以て、まづ惟喬親王を立て、惟仁親王の長するを待てりて位

フチハ

を傳へしめんと欲し給ひしも、また良房を稱りて未だ決せず、既にして天皇崩じ太子即位す、清和天皇これなり、良房幼主を輔けて朝政を綜理す、はじめ天皇皇良房の嫡に生育するを以て、登極に及び其器宇を念ひ、親任尊嚴すること終始渝らず、是に於て良房萬機を攝政すること前後十五年、位人臣を極め、惟其家に歸し、子孫相繼で播開と爲る、藤原の盛大となる所以、實に此に基す(公卿補任、大日本史)

フチハラノヨリナガ

藤原賴長、幼名眞滿若、世に宇治左大臣、また忠左府と稱す、藤原實方の二子、忠通の弟、藤原長承中正二位に叙し、權大納言となり、保延元年右大將を兼ね、二年内大臣に任じ、五年皇太子傳を兼ね、左大將に轉す、藤原通憲に學ぶを勸む、賴長即ち通憲を師とし、又源師範、藤原成佐に學び、傍ら四明を僧惠暁に受け、才名日に著はる、忠實特に之を愛す、康治二年はじめて易を學び、更に策謀を通憲に受く、久安三年詔して賴長を以て一の上と爲す、五年左大臣に拜し、從一位に叙す、六年養女多子(藤原公能の女)を納れて、近衛天皇の女御と爲したりしが、時に兄忠通また藤原伊通の女皇子を子養し、以て皇后と爲さんとせり、皇子はもと美福門院の養女なり、然るに賴長は多子を皇后とせんと欲し、父忠實と共に、鳥羽法皇に請ふ處あり、是に於て多子皇后となり、皇子尋で中宮となる、賴長大に喜ぶ、是より先賴長父の殊寵を受け、且つ才學に自負し、忠通と權力を争ひしが、此事ありてより益々相諍はざるに至れり、而して忠實また忠通を疎んじ、其授くる所の衆器齋盤を奪うて賴長に授け、兵長者となす、七年文齊内覽の宣旨を蒙る、時に忠通開白たり、而して更に此命ありしを以て入驚怪せざるはなかりき、茲に於て賴長の

歩之中、亦除千劫極重罪業、觀知來足下、平滿不...

三、陝石後面の文

至心發願、爲亡夫人從四位下美田郡王法名良式、...

(四) 同左面の文

諸行無常、諸法無我、涅槃寂靜、

(五) 石碑後歌

美阿止部久留、伊志乃比良波、阿米爾伊多利、...

フツミ

會加乃美阿止、伊波爾字部志於夜、字夜麻比豆、...

久須理師波、部福乃母阿禮等、麻其比止及伊麻乃...

比止乃波波、衣波多阿禮、乃利乃多乃、與須賀...

伊波豆知乃、比加利乃期止、伊波豆知乃、...

須理志毛止乎、與比比毛止元、佐麻佐比乎多爾、...

呵噴生

梨、余聞其故、左衛門督云、昔府中將和氣、以在...

フツミ

なる體相を有し、之を觀るものは千劫極重の罪障を...

武雨朝の頃、美文連本真、唐に遣はさるるに當り、...

刻し、且つその來由を曉せしものなり、其佛蹟の功...

佛蹟にかき付ける光明皇后云々」と見えて、光明皇后...

物徂徠

佛智禪師 慧雲(エアン)を...

フツミヤウエ

日より十七日までなるを改めて、十九日より二十一...

フツミ

に一萬三千佛の圖像を安置す、延喜式御佛名會の條...

フツミ

梨、余聞其故、左衛門督云、昔府中將和氣、以在...

フツミ

日より十七日までなるを改めて、十九日より二十一...

フデ

鹿茸は殆んど常用となり、夏毛、冬毛の目あり、方今は鹿、狸、馬の三種を以て主用と爲す、中古また一種鹿茸あり、倭名抄に和真不美天と訓じ、夜鹿鹿調抄にも之を用ふることを載せ、且つ鹿調抄には、鹿茸をも用ひし事を載せたり、昔大字の用に供したるものいとし、なほ筆を造るには、都て紙を纏ひて柱となしたりしが、江戸時代に、細井廣澤はじめて純毫を以て造る、蓋し水筆なり、これより此製に従ふ者多し、また當時書を學ぶこと大に行はれ、各園各所に於てこれを製造し、昔時のごとき不便を感じざるに至り、其種類も數十百種の多きに及べり

フト

が、後には多く竹管となれり、(一)筆を以て名とするもの、兎毛筆、狸毛筆、羊毛筆、鹿毛筆、馬毛筆、狸毛筆、虎毛筆、夏毛筆、冬毛筆等あり、(二)管を以て名とするもの、白管筆、黒管筆、斑竹筆、松筆、丹管筆等あり、(三)用を以て名とするもの、塚筆、繪筆、水筆等あり、(四)書法を以て名とするもの、流名筆、佛僧開眼の時用ひたるもの天平筆(天平時代に行はれしもの)、人形筆(色紙を以て筆の軸を巻飾り、内に木偶を作り入れたるもの、木偶筆といふ)、宸翰筆(天皇の用ひ給ひしもの、唐筆、朝鮮筆等、共に和筆に對しての稱)、弘法大師筆等あり、また別に石筆、鉛筆あることは人の知るがごとし、なほ繪筆を併せ見るべし(萬葉部事記、攝陽群談、源平隆盛記、山樵記、米庵墨談、類聚名物考、江次第、和漢三才圖會、延喜式、後言、村庵稿、運歩色葉集、下學抄、類聚名義抄、文藝類纂、古事類苑文學部)

フトウ

不動明王 佛經にて五大尊明王の一、大日如來の變化身、一切の惡魔を降伏するが爲めに、忿怒身を現はして、不動明王となると云ふ、大日經に「爲息一切障、故住大至三昧、此大龍障聖者不動主真言」とあり、其形忿怒、口角に兩牙あり、赤色にして常に火窟中にありて石上に座す、右手に觀を持ち、或は五結若しくは一結を持つもあり、或は兩手持印を作り、輪を持ち、或は兩手を胸に當て、五結を横に持つもあり(尊容抄、佛語解譯)フトクタイヘイラク 武德太平樂 皇帝破陣樂(ワウダイヘイラク)を見よ、フトクテン 武德殿 國朝延にて武技を演ずる所、駒奈、御馬奏、騎射、騎馬等行はる、時、天皇御天覽し給ひ、皇太子以下之に陪す、もと馬埒殿、可場殿、馬場殿等の稱あり、大内親政富門内、右近衛府、右兵衛府の東、相距る僅に四丈、遣酒司の北、圖書寮の南、東面す、廣さ東西四間、南北十間、凡五十櫃を以て成る、瓦屋、尾、四方各々石階あり、其西階を以て後殿に據す、四方に廂及び欄あり、中央高御座を設け、大極殿の式の如し、後殿は天皇親臨の時の儀殿にして、大極殿の後房ありが如し、東に向ひ、南北七間、東西二丈、三方垣を設け、殿前の庭に塔を南北に立て、御馬奏を行ひ、騎射を演ずる所となす、(國朝延弘仁九年五月五日、嵯峨天皇御ありて騎射の天覽あり、此より武德殿の稱あり、實後騎射、駒奈の奏相撲司の事を行ふ、中古此禮廢してより其遺法は上賀茂神社に存して、今の競馬となり、騎射は終に廢れたりといふ、内裏式、延喜式、拾芥抄、西宮記、大内親政考、平安通志)フトノ 文殿 大内親政考、平安通志、南陽に在りて、朝廷の公文雜書を置く所なり

フトマニ

東西十四丈、南北十丈の地を占む、左右の二殿あり、また北面に門あり、延喜太政官式に「凡太政官及左右文殿雜書、不得出關外」とあり、凡左右文殿公文者、史一入水勾當、其預左右史生各二人、毎年二月相替」と見えたり(大内親政考、院中(キソノフドノ)を見よ)にもあり、御領等の文書を藏するを以て、自然に御領等の訴訟を判斷したり、鎌倉時代以後院中の文殿の判決文にして、今日に存するもの多し、また攝政關白家にもあり、同じく訴訟を掌る、別當あり、衆あり、攝政關白となりし時、文殿略を行ひ、衆以下を任命す、別當は大概五位藏人、衆は明法家を以て之に補す、玉葉に「文治二年六月廿八日甲戌、此夜始文殿、以中門南廊爲其所、立黒漆槌足大盤二脚、其左右敷紫燭燈六枚、南此數同燈二枚、西面格子不懸垂布、南面懸之、置視筆、書到(有義)先使、除關師勅申日時、親經取行之、依爲別當也、代々例也、入宮覽之、見了退給、次衆等書下書、下告知之(中略)一職之後復文書到、次退退云々」と見えたり、

フナ

蓋し上古の遺制ならんか、彼ら天照大神石屋に籠り給ひし時に、天兒皇命天香山の眞男鹿の肩骨を燒きて成否を占ひたり、(鹿)鹿の肩骨を燒きたる始めなり、神武天皇以後、卜事、卜定、卜相、卜問等は皆書紀古事記に見えたる、鹿トなるべし、此鹿トの説は、支那にも傳はりしと見え、魏志東夷傳にも見えたり、神功皇后三韓征伐の後、中臣島賊津の尙、支那鹿トの法を傳へて、鹿骨に代ふるに鹿甲を以てし、ト部となり、壹岐伊豆等一族ありて鹿骨を以てし、漸く上流社會に行はれて、鹿トは自ら廢るに至り、然れども民間にて鹿トを行へること、(萬葉集の東歌に「武藏野にうらべかたやき云々とあるにて知るべし、近代に及びて武藏野島郡ト方神社の神體は、鹿肩骨を灼たるものにて、上野國一宮貫前神社にても、二月十一日鹿骨を燒き占ひしと云ふ、ワラ「キガリ」參看、正ト考)フナダイシヤウ 船大將 船奉行(フナナカヤウ)を見よ、フナテガシラ 船手頭 關西江戶幕府の職名、幕府の用船を保管し、運輸のことを掌る、又毎年二人づつ、交替して、四國九州邊の浦々を巡視せしめし事あり、若年寄の支配、關西關東にして、はじめは役料を給せしが、後之を廢して七百石高と定め、五人又は六人を定員とす、水主同心ありてこれに屬す、頭一人につき、少なきも四五人、多きは八人又は十人、二十人扶持を給す、(延寶三年の江戸鑑には、御船大將衆、貞享三年の武鑑には、御船奉行あり、關西關東寛永九年はじめて向井將監以下四人を補し、其後時に由りて人員に増減ありしと雖、獨り向井氏は代々此職を世襲し、幕高二千四百

フナギヤウ

石を領して、常に船手頭の首位に在り、文久二年廢り、其船泊及び水主同心を軍艦奉行の支配に歸したり、然れども向井氏のみは、他の船手頭が廢せられしにも關らず、猶軍艦奉行の指揮を受けて船手頭のことと與れり(東鑑、江戸鑑、武鑑、古事類苑官位部)フナバシウチ 船橋氏 清原氏の嫡流、大外記宣賢の支孫秀賢より船橋氏と稱す、秀賢、式部少輔從四位上となり、慶長十九年六月卒す、子孫世々明經博士に任じて其業を繼ぎ、大外記たり、明治に至り華族に列し子爵を授けらる(系譜、清原系圖)フナバ 船頭 則賢 師賢 在賢 總賢 廣賢 達賢 廣賢 船奉行 武家の職名、船頭水主等を指揮して軍艦以下の事を掌る、又船大將、海船大將、海賊衆、舟手衆などといへり、關西關東各處所五郎正利依爲「當國船奉行」云々と見え、平家物語遊船の條に「五艘の船と申すは、冠者の船、後藤兵衛父子、金子兄弟、淀江内忠俊とて舟奉行の衆たる舟なりけり」とあるを初見とす、されど其後久しく絶えて聞ゆることなきは、將軍以下諸將等が、洋海を渡り遠征する等のことなかりしを以て、此職を設けられざりしなるべし、室町時代にこれを海賊大將とも呼べり、これは海濱諸國の大名諸家、水戰に便なる者を扶持して、兵船をあげ、敵國を脅かしたるよりの異名なり、天文永祿の頃に至りては、國々家の稱一様ならず、船手衆、船奉行、船手奉行、船頭、船大將、海賊衆など種々に稱へたれども、其職掌は、異なる所なし、而して其職は、

物頭にあたりて、與力同心などを附録せられしが、世治りて與力同心なく、船頭水手ばかりを指揮する

フネ

船(舟) 船を載せて、水上を渡すべし具、和名抄に「方言云、關東謂之舟(音周)關西

フネ

前の問語主の親熊野といへるもの、天皇を迎へんとして、九尋の大船を造る、九年天皇崩すの後、神

フネ

船首の舟を造りて、關池に泛ぶ、既にして唐風を用ひたる

フネ

りし英人リキヤマ、アダムス(三浦安針)徳川家康に龍遊せられて江戸に留まりしが、嘗て命を奉じ、伊豆の伊東にて西洋形船二隻を造る、一は八十噸にして、一は百二十噸なりき、これ實に關東に於て西洋形船を造りたるはじめとす、尋で慶長十八年伊達政宗の支倉常長をローマに遣はすや、幕府の船手頭向井將監忠勝に謀り、幕府の船大工を借りて、幅五間半、長さ十八間の大船を造れり、なほ此行に關しては、宣教師ルイス・ソテロが指授せし事なれば、おもふに船も西洋形ならん、かくのごとく發達せし造船術も、宗教上の爲め、寛永十三年外國渡航、及び五百石以上、三艘の兵船を造ることを禁せられしを以て、悉く地廻船となりたり、之より先徳川家光安宅丸(アマケマル)を造りて兵船の用に充つ、寛永年間に至り、造船を造ること大に行はる、また輕舟を舟骨に彩り畫けるものあり、伊達小早といひ、川船に屋根を葺き戸障子を張ひたるものあり、屋形船といふ、既にして嘉永六年九月、幕府が世界の大勢に鑑みて、大船製造の禁を解きしかば、薩摩、水戸等の藩藩にては率先して、西洋形の大船を造れり、會々安政元年外國軍艦ヤマト號河宮崎沖にて沈没せるを以て、幕府に請ひ、同國君澤郡戸田海にて新造し、これに乗じて去りしが、我工人またこの事に與かりしが故に、洋式造船術を實際に學ぶの機會を得、非常なる利益を得たり、是に於て幕府は、之に倣ひ、其地に於て同式の船を作らしむ、君澤形と稱す(「キミザハガシ」參看)尋で同四年水戸齊昭をして監督せしめたる旭丸(アサヒマル)參看)成り、更に又外船を輸入することありて、西洋形の船、頓に多きを加へ、造船術も爲めに面目を改めしと共に、又幕府にて、造船所を相換の積須賀、鹿

フネ

前の龍浦に設けたりしが、完美に至らざりし、明治に及びて大に修築を加へ、更に船渠を設け、龍浦は民間に拂ひ下げたり、今長崎造船所と稱す、此外民業に屬するものに川崎造船所、石川島造船所等ありて、各種の船舶を製造しつゝあり、軍艦(ケンカン)海軍(カイケン)參看(工藝志料、日本工業史)

フネ

許に、小國といへる字現れり、蓋し大國は中山道の取締にて、小國は北國街道の取締として、之をおかれしものなるべし(古「三國の一」參看)天武天皇が、近江朝廷の軍を造る爲めに、不破道を築きし事書紀に見え、一代要記には、白鳳元年初置不破關と見えたり、されど此時は、一時間を構へたるに過ぎざりしか、又引きつゞきて之をおきたるものなるか詳ならず、而して軍防令には、其名見えて、三關の一に數へたり、其頃及びて、常置せられしこと明かなり、桓武天皇延暦八年七月に至りて之を廢す、然れども事あるに際しては、故關を固めしめし事、國史に往々見えたるが、平安朝時代の末より、兩月滿る板屋と化し、歌に詠する一の名所とはなれり(美濃志、歴史地理、不破關址)

フネ

りし英人リキヤマ、アダムス(三浦安針)徳川家康に龍遊せられて江戸に留まりしが、嘗て命を奉じ、伊豆の伊東にて西洋形船二隻を造る、一は八十噸にして、一は百二十噸なりき、これ實に關東に於て西洋形船を造りたるはじめとす、尋で慶長十八年伊達政宗の支倉常長をローマに遣はすや、幕府の船手頭向井將監忠勝に謀り、幕府の船大工を借りて、幅五間半、長さ十八間の大船を造れり、なほ此行に關しては、宣教師ルイス・ソテロが指授せし事なれば、おもふに船も西洋形ならん、かくのごとく發達せし造船術も、宗教上の爲め、寛永十三年外國渡航、及び五百石以上、三艘の兵船を造ることを禁せられしを以て、悉く地廻船となりたり、之より先徳川家光安宅丸(アマケマル)を造りて兵船の用に充つ、寛永年間に至り、造船を造ること大に行はる、また輕舟を舟骨に彩り畫けるものあり、伊達小早といひ、川船に屋根を葺き戸障子を張ひたるものあり、屋形船といふ、既にして嘉永六年九月、幕府が世界の大勢に鑑みて、大船製造の禁を解きしかば、薩摩、水戸等の藩藩にては率先して、西洋形の大船を造れり、會々安政元年外國軍艦ヤマト號河宮崎沖にて沈没せるを以て、幕府に請ひ、同國君澤郡戸田海にて新造し、これに乗じて去りしが、我工人またこの事に與かりしが故に、洋式造船術を實際に學ぶの機會を得、非常なる利益を得たり、是に於て幕府は、之に倣ひ、其地に於て同式の船を作らしむ、君澤形と稱す(「キミザハガシ」參看)尋で同四年水戸齊昭をして監督せしめたる旭丸(アサヒマル)參看)成り、更に又外船を輸入することありて、西洋形の船、頓に多きを加へ、造船術も爲めに面目を改めしと共に、又幕府にて、造船所を相換の積須賀、鹿

フネ

前の龍浦に設けたりしが、完美に至らざりし、明治に及びて大に修築を加へ、更に船渠を設け、龍浦は民間に拂ひ下げたり、今長崎造船所と稱す、此外民業に屬するものに川崎造船所、石川島造船所等ありて、各種の船舶を製造しつゝあり、軍艦(ケンカン)海軍(カイケン)參看(工藝志料、日本工業史)

フネ

許に、小國といへる字現れり、蓋し大國は中山道の取締にて、小國は北國街道の取締として、之をおかれしものなるべし(古「三國の一」參看)天武天皇が、近江朝廷の軍を造る爲めに、不破道を築きし事書紀に見え、一代要記には、白鳳元年初置不破關と見えたり、されど此時は、一時間を構へたるに過ぎざりしか、又引きつゞきて之をおきたるものなるか詳ならず、而して軍防令には、其名見えて、三關の一に數へたり、其頃及びて、常置せられしこと明かなり、桓武天皇延暦八年七月に至りて之を廢す、然れども事あるに際しては、故關を固めしめし事、國史に往々見えたるが、平安朝時代の末より、兩月滿る板屋と化し、歌に詠する一の名所とはなれり(美濃志、歴史地理、不破關址)

フマイ フミエ

風至に作り、フシと謂す、儀名抄に、小屋、待野、餘戸等の郷あり、拾芥抄風至に作り、正保風氣至に作る、寛文中を改めて、風至となし、以後之に仍る、郡名考、ホウシ、フゲン、フゲンに唱へ、郡銘録、フゲン、地誌要、フゲン、フシ、フシに唱へ、郡名異同一覽、國郡沿革考、

フマイ

夫米 江戸時代、諸侯領本等の領地知行所より出たす役夫の代りとして、納むる米をいふ、金にて納むるを夫金といふ、地方凡例録に「夫米、夫金は、御料には無之、私領計に有る也、往古は、領地知行所より人夫を呼び遣ひたる由、大番にて京都諸等所之節は、夫人を京師へ呼び遣ひ、又江戸屋敷にて、人夫として遣ひたる處、遠方の村々、京江戸に水く話しては、農業にも差支、人々入用も相掛り難儀を致し、又地頭の方にては、在郷の夫人用事の御利益からざる故、高に何程と夫米相納させ、入夫にて、呼遣ふ事は止たりしと見ゆ、是れ其起りなれど、何時頃よりのことなるか詳かならず、納め高は家々によりて異なり、百石に二斗四五升か、所あり、又一斗四五升か、所もあり、若し私領の御料に於ける時、夫米を納むるが、六尺給米より領少なければ、六尺給米を納めしめて夫米を止め、【夫金】は、代りに永にて納むるをいふ、是は、臨時入用の節、高百石に付き、金三兩宛取り立つる法なり、寛永三年、將軍上洛の時、百石に付三兩宛命ぜられて、爾後行ふに至り、(農政通考、地方凡例録)

フミエ

踏繪 江戸時代、耶穌教信者にあらざるを證せしむる爲めに、庶民をして踏ましたる耶穌の像をいふ、また踏版と稱す、なほ此踏繪を踏ましむる行為を名付けて踏繪といへり、(踏繪、甲子夜話)には、印子金の純麗なる物を以て造

フミエ

れりといへり、木版の二種あり、銅版には、長方形と楕圓形の二種あり、共に長さ六寸許、横四寸許、高さ一寸半、表面に線彫あり、中に聖母耶穌を抱く體、耶穌書を講じ、衆弟子群集する様、耶穌の十字架に刺せらる、狀等を隆起せり、木版にもまた長方形楕圓の二形あり、而して大小一ならずと雖、概ね銅版より大なる事二三寸なり、中央に耶穌の事蹟を隆起せる小圓の銅版を嵌入す、恰も方匣に圓鏡を



(列陳部史展館物博室帝京東)

おきたるがごとし、いま帝室博物館に藏するもの、銅版十箇、木版七箇あり、方法踏繪は長崎奉行所と江戸吉利支丹屋敷とのみに藏し、之を行ふ範圍は、江戸吉利支丹屋敷の外、九州に限れり、其法は、毎年正月四日以後、奉行所より長崎の町々へこれを下附し(奉行所藏する處、凡て十七面、其内一面を一町に受取る)踏繪に見ゆ、庶民全體を通じ、老少男女悉く、洗足にて其上を兩足して踏み、病者は足踏に當

フミエ

てしむ、他國より來りて居合したる者も亦然り、一町終れば次の町に廻り、毎町かくのごとくして、終後に奉行所に返納す、これを掌るは各町の乙名、及び組頭にして、踏繪の事畢る時は、連名にて「何町男女合何何何十人、右一人も廻らず踏繪をふませ候、若し以來右之趣に、はづれ候者御座候に於ては、私共如何様の曲事に、仰付られ候共、御恨に奉、存問敷」と記したる一書を、奉行に呈するを例とせり、また九州諸大名の領内には、奉行所より踏繪を賣し渡して、民衆に踏ましめたりき、而して此法を行ふは庶民に留まりて、士人に及ばざりき、なほ關人并に支那人の、貿易の爲めに長崎に來れる者、もしくは長崎に漂着したる内外國人に對しては、總て之を施行せり、(踏繪、寛永五年長崎奉行水野河内守守信始めて、轉びの者(安政)の眞否を試みんが爲め、信徳の崇拜せる耶穌の畫像を踏ましめたるに起る、翌年長崎奉行中采女正重、紙製畫像の破損し易きを以て、其畫像に纏りて之を木版に彫刻し、爾來毎年一般庶民に行はしむる事となりたれども、久しからずして磨滅破損せしかば、寛文九年、同奉行松平甚三郎、河野橋右衛門通定相謀して、更に銅版に鑄造せしめたり、安政四年に至り、和蘭人の請ひと、世界の大勢とに鑑みて遂にこれを廢す(蘭人教傳、史學雜誌、徳川幕府吉利支丹宗門改考)

フミツキ

文月 七月の別名なり、略して單にフツキといふ、意義につき諸説あり、(一)種舎月の時、此月朔、種を舍るが故に名く、(二)種舎月の時、種名考、古今要覽稿等に見ゆ、(三)種見月の時、種見の月、種見の故に名く、(四)種見月の時、種見等に見ゆ、(五)文接月の時、七月には種見するの古俗なるがゆゑに名く、(六)種見草に見ゆ、(四)

フミヤ フンオ

七月七日二星に文書を手向け祭る故に名く、日本書紀、歳事語苑、壽品通考に見ゆ、按ずるに第三第四の説は附會に近し、第一第二説共に可なるが如し、特に種舎月といへるもの、蓋し從ふべきに似たり、書紀孝昭天皇元年の條に、七月とあるにフツキと傍訓を施したるを初見とすれども、おもふに此種、神代よりありしなるべし、原代弘賢の説に「神代に五月地といふ事見えたる、いまいふ五月の事に、神武天皇紀に、むよりしはすまでの御名見たりしかど、ふつきのみ記るされず、されど月々の名此時にみえれば、孝昭天皇よりかは上つ代の和名なること著し」とあるは從ふべきなり、尋で萬葉集卷十、秋雜歌に「七月七日之夕者」と見え、後撰集卷五、秋歌上詞書に「女のもとより、文月ばかりにいひを、む侍りけり」と見ゆ(古今要覽稿)

フミヤウコクシ

普明國師 珍菴(メウハ)を見よ、

フニアン

文安 後花園天皇御宇(將軍足利義勝)の年號、嘉吉四年二月五日、革命に因て改元す、五年を經て寶徳と改む、(開國圖書に「尊文安」漢社釋、尙書云、欽明文思安安)とあるに據る、(開國圖書に「尊文安」漢社釋、尙書云、欽明文思安安)とあるに據る、

フニエ

文永 龜山天皇御宇(鎌倉執權北條時宗)の年號、弘長四年二月二十八日改元す、十一年を經て後宇多天皇建治と改む、(開國圖書に「漢書」漢四百有六載、統武興文、永惟祖宗之洪業、思光三啓万綱)とあるに據る、(開國圖書に「漢書」漢四百有六載、統武興文、永惟祖宗之洪業、思光三啓万綱)とあるに據る、

フニエノエキ

文永役 弘安役(コウアノエキ)を見よ、

フニオウ

文應 龜山天皇御宇(鎌倉)

フンガク

文藝 朝廷より親王家、賜はる役にて、學藝を教授することなせる、即ち侍講の職なり、其官位、親王家の位階に於て同じからず、一品二品親王家は、一人從七位上、三品四品親王家は、一人正八位下なり、(開國圖書に「文武天皇の大寶元年創置す、後世政所、藏人所、侍所等を設け、勅別當等の役人あるに及びて、自然に廢せらる(令義解)

フンキ

文龜 後柏原天皇御宇(將軍足利義隆)の年號、明應十年二月二十九日、代始にて革命あるを以て改元す、三年を經て永正と改む、(開國圖書に「十明之龜者、一日神龜、二曰靈龜、三曰攝龜、四曰寶龜、五曰文龜」とあるに據る、文章博士菅原和長之を勅申す(開國圖書に「將軍徳川家茂)の年號、萬延二年二月十九日改元す、三年を經て元治と改む、

フンキウ

文久 孝明天皇御宇(將軍徳川家茂)の年號、萬延二年二月十九日改元す、三年を經て元治と改む、

フンキウエイハウ

文久永寶 江戸時代に行はれたる錢貨の一種、文久年間の鑄造に係るを以て名づく、(開國圖書に「直徑四寸八分七厘より八分八厘まで、孔徑二分二厘より二分四厘まで、重量平均一匁、裏面の波文眞鍮錢と同じ、筆者は松平慶水(春嶽、板倉勝齋(松雪)小笠原長行の三名にして書體同じからず、(開國圖書に「文久三年二月、當四文の銅錢を鑄造し、一匁を以て他錢の四文に當つ(明治以後一厘五毛に通用)鑄造の總額八億九千五百五十一萬五千六百三十一枚、セシ)の挿繪

フンキヨウ

文恭院 徳川家齊(トクガハイヘナリ)を見よ、

フンクワ

文化 光緒天皇御宇(將軍徳川家齊)の年號、享和四年二月十一日改元す、十年を經て、仁孝天皇文政と改む、(開國圖書に「觀乎天文、以察時變、觀乎人文、以化成天下」後漢書に「宣文教、以章其化、立武備、以象其威」とあるに據る(文化改元記)元祿別録には、文選に「文化内輯、武功外敷」とあるに據ると爲す、

フンゴク

豐後國 關東東北は海、南は日向、西は肥後、筑後、筑前、北は豊前に至る、東西凡二十三里、南北凡二十七里、西海道に屬す、(開國圖書に「豐前の山嶽北方より來り、綿亘屈折して西南二方を劃し、地勢險阻、肥前一ならず、東方海濱相錯し、港治の便あり、其佐賀關連に伊豫の朝崎に對して内洋の一海門を爲す(開國圖書に「トヨクニノミナソリ」とも訓む、上古豐前と共に一國にして豐國といふ、文武天皇の初年分て本國を置、國府を大分郡に定む(今の古國府村)鎌倉幕府の初大友能直を守護とし、鎮西奉行を兼ねしむ、子孫守護を世襲し、府内に治す、建武中興能直五世の孫貞宗、更に守護に補す、其子時足利氏に屬し、屢々肥後の菊池氏と戦ふ、永正中貞宗七世の孫義隆、筑後の東境を略す、天交の末其子義隆菊池氏を滅して、肥後を併せ、大内氏の亡ぶるに乘じて、兵を豐前筑前の間に出し、毛利氏と戦ひ、其家族を壓服して二國を略取す、永祿中筑後を取り、肥前の龍造寺氏を降す、是に於て大友氏擁封六國に跨り、自ら九州探題と稱す、義隆封を其子義統に傳ふ、既にして龍造寺氏先づ歿す、肥前筑後の諸族皆携貳し、龍造寺氏に聚まる、天正十四

フンド

賜せり、然れども其形製詳かならず、江戸幕府の分銅は、慶長六年の頃より、天下の鑛坑大に開け金銀を産出すること夥きを以て、大判千枚に滿つる毎に分銅一枚を造り、林道春に命じて一々之に款文を記さしめ(其銘は今詳かならず、萬治の時同一款)國家の大事あるにあらざれば、用ふることを得ずと定め、後世に傳へしもの、凡三十六枚あり、萬治二年正月、金銀分銅を鑄て、非常御備金と爲し「行軍守城用、勿作尋常費」萬治二年正月吉日の款文あり、是より先明暦の大火に天守閣炎上之後、徳川の金銀を以て、分銅に鑄立べしとの儀により、此事ありたるなり、金分銅貳拾枚餘、銀分銅貳百六拾餘を造れり、延寶四年金分銅の内七ツ、重目三百拾貫九百目餘を、慶長金に改鑄す、此通貨五萬七千八百兩餘なり、其後天和元年金分銅拾、量目四百三拾八貫百目餘を慶長金に改鑄す、此代金七萬六千六百拾兩餘なり、此他巨細の事記詳開けて詳かならず、元禄中に金銀分銅悉く通貨に改鑄し、正徳に至りては已に一枚も存せざりしと云ふ、享保中及び、將軍徳川吉宗新に金分銅三枚、銀分銅五枚を造り、其後寛政五年八月松平定信また金分銅三枚、銀分銅一枚を造る「征伐軍費用、勿爲尋常費」寛政五年癸丑八月吉日の銘あり、筆者は御勘定吟味後佐久間甚八、彫工後藤四郎兵衛なりと云ふ、其後天保十三年水野忠邦また金分銅三枚、銀分銅貳拾三枚を鑄る、寛政先軍實、泰平實傳、天保十三年壬寅五月吉日の銘あり、筆者御勘定奉行岡本近江守忠成、彫工後藤四郎兵衛なり、其後外國の關係起りしより以來、國事多岐にして經費支へ難く、終に右の金銀分銅を擧げて悉く通貨に改鑄せり(當代記、増補金銀鑄造、貨幣誌録、江戸會誌)

フンノ

フンノツカサ 書司「シヨシ」を見よ、
フンバウ 文保 關西花園天皇御宇(鎌倉執權北條高時)の年號、正和六年二月三日、大地震に因りて改元す、二年を経て、後醍醐天皇天應と改む關西國書に「姫周基文、又保三百年」とあるに據る、式部大輔菅原在輔之を助申す(國朝年號譜)
フンマイ 分米 江戸時代一村内所々の田畑、畝歩石盛を記して、各畝の納高を區分するに云ふ、分錢の分と同じ(田制簿)田圃類記に「分米、斗代、石盛、皆同體異名なり」といひ、地方凡例錄に、畝歩の高をいふとあれども、孰れも誤なり、地方諸彙集に「分米と云ふは、反別、其位切に石盛を掛け、上の分米何程、中の分米何程、下の分米何程と夫々の米を仕出すに付き之を分米といふ」といへり、
フンメイ 文明 後土御門天皇御宇、將軍足利義政の年號、應仁三年四月廿八日改元す、十八年を経て長享と改む關西國書に「文明以建、中正而應、君子正也」とあるに據る、大藏卿菅原長清之を助申す(國朝年號譜)
フンヤフシ 文彌節 岡本文彌の創めたる淨瑠璃の一派、文彌は山本土佐藤の門人にして、京都の人なり、天和貞享の頃大阪に下り、伊藤出羽掾に就て一派を語りはじめ、大に世に行はる「シヤワルリ」(参看聲曲類聚)
フンリヤク 文曆 關西四條天皇御宇(六條介執權北條泰時)の年號、天福二年十一月五日天變地獄に因りて改元す、一年を経て嘉祥と改む關西國書に「皇王以三教文、承曆」とあるに據る、從三位淳高之を助申す(國朝年號譜)
フンロク 文祿 關西後醍醐天皇御宇(大前關白豐臣秀吉)の年號、天正二十年十二月八日改元す、

フクロ

四年を経て慶長と改む關西氏通典に「凡京文武官、毎歲給祿」とあるに據る、權中納言菅原盛長之を助申す(國朝年號譜)
フクロクツウハウ 文祿通寶 關西統山時代に行はれる錢貨の一種、文祿の年作りたるを以て此名あり關西國書と銅にて作りたる二種あり、銀錢は七分強、其量及び銅錢の徑量共に詳かならず關西國書後醍醐成天皇文祿元年之を鑄造す、銀錢は一般の通用なきが如しと雖も明かならず、錢七(二)の挿繪参看(大日本貨幣史)
フクロクノエキ 文祿役 朝鮮征伐(テウセンセイバツ)を見よ、
フクロク 文和 關西北朝後醍醐天皇御宇(將軍足利尊氏、南朝後村上天皇)の年號、觀應三年九月二十七日、代始に因りて改元す、四年を経て延文と改む關西國書に「寂智温文、寛和仁惠」又吳志云「文和」於内「武信」於外」とあるに據る、菅原在清之を助申す(國朝年號譜)
フモン 普門 關西名は普門、字は無間、龜山天皇、佛心禪師と幼諱し、後醍醐天皇更に大明國師と幼諱す關西國書源氏隆房關西隆濟宗南禪寺派の宗祖にして、信濃保科の人なり、十三歳にして落髮し、十九歳にして受具す、はじめ聖一國師(備前)に東福寺に依止する事五年、辭して後醍醐天皇御宇に赴き、尋で宋に入り、荆襄に會稽に參じ、漸に神慈に歸し、向上の大事悉く徹證せり、斷橋四りて袈裟頂相を付與す、居ること十二年にして歸朝し、聖一國師を省親し、攝津光雲寺に住したりしが、弘安四年の秋東福寺に移る、時に龜山上皇心を宗門に傾け、禪に歸し給へるを以て、觀山の龍宮を奉りて龍龍山南禪寺を創め、普門を請じて開山始創と爲す、正應



(集寛語彙編料史)藏所寺禪南

四年冬東福寺にありて疾に罹る、上皇親臨して之を訪ひ、遺稿を求め給へるが故に、疾を力めて偽を書し、筆を収めて寂す、年八十(佛敎各宗綱要)
フモン 武門 武士(フシ)を見よ、
フヤク 賦役 王朝時代及び調をいふ、「コウ」ウ「テウ」を参看、
フヤク 夫役 江戸時代庶民に課したる勞力ないふ、即ち勞力を政府へ供給するなり、王朝時代の庸(ヨウ)に相當す、地方凡例錄に、陣屋掃除人足、或は雪かき人足等、又は臨時の水夫等に呼び遣ふ、扱又城内普請等ある節、日雇人足計にては、費用多く要するを以て、領分より夫役として、高百石に何拾人と定め、差出して召し仕ふをいふ、この夫役は、夫米夫金を納る村方も出ず也と見えたり、
フユリテン 不輸租田 租税を政府に輸せずして、其領主に輸する田をいふ、また不稅田とも云ふ、即ち神田、寺田、關急田、放生田、幼言田、公解田、御軍田、采女田、射田、學校田、勤學田等の類なり、なほ延喜式には、右の外布薩成木田、健兒田、馬寮田、飼戸田、節婦田、易田、職爲戸田、管方給女田、子惣掃田、船瀬功徳田、造船瀬料田等、不輸租田となせり、「テン」を参看(延喜式、田制卷)

フヨゲ

フヨゲ ヲジヤウ 不與解由狀 「ゲ」ヲ見よ、
フライクワン 武禮冠 「ライクワン」を見よ、
フラク井 豐樂院 關西大嘗會、節會、賜宴、饗宴、禮射等を行ふ所にして、元會の日、賀正を行ひし後、天皇及び皇后、皇太子本殿に臨御し、親王大臣以下に陪し、賜宴の事あり、西臺また馬場殿とも謂ふ關西大内裏朝堂院の西九丈の所に在り、北は中御門大路に、南は冷身小路に當れり、正殿を豐樂殿といふ、南北三十三丈四尺、東西五十六丈四寸、本經六尺、南北三三丈三尺の壇を以てす、其壇内に、九堂(顯陽、觀德、承慶、明義、清華、東華、西華、延英、招接二樓(桐廬、雲景)十七門(豐樂、禮成、崇賢、不老、義賢、高陽、嘉業、延明、陽輝、含利、開明、萬秋、立德、福來、陽德、香綺、白綺)あり、詳しくは各條に就きて見よ(大内裡圖考證、平安通志)
フラクテン 豐樂殿 關西豐樂院の正殿の名なり、もと乾應閣と稱せしが、神泉苑正殿の名を乾應閣と稱するより、今の名に改む關西大内裏豐樂院の北方に在り、關西南面し、廣さ九間四面、殿の南北四間、六丈六尺、東西十一間、十七丈六尺、五十二間を以て成る、瓦屋東西架、屋上鴟尾を置く、丹樓彩壁朱欄等の制作大極殿に同じ、東西の廊を経て、桐霞、露景の二樓あり、北方には北廊を以て清華堂に接し、南北各三箇所石階ありて九級と爲し、中央に高御座の土壇あり、繼土壇三間を隔て、東に悠紀御帳、西に主基御帳あり、身舎五敷にて、時の儀式によりて各々裝飾あり關西國書桓武天皇延暦十三年大内裏造營の時、最終の建築にして、其後時々修理

フラク

ありしが、後冷泉天皇御宇(六年三月二十二日)火災に罹り烏有となる、是より再造なく、舊來豐樂殿にて行ひし儀式は、朝堂院又は紫宸殿に於て行はるゝことなれり(大内裡圖考證、平安通志)
フラクモン 豐樂門 大内裏豐樂院十七門の一、院南面外の正中門なり、拾芥抄に、南面外大門といへり、各七間を距て、東に禮成、西に崇賢の二門あり、大さ五間、戸三間、南北の極間一丈三尺、石階三級、凡て、八省院の應天門に其結構を倣へり、東西の築垣各々二十七間とす(大内裡圖考證)
フラクモン井 豐樂門院 關西關西藤子關西院一位贈左大臣藤原教房の四女、母は權中納言藤原井雅水の女關西院正五年生る、後醍醐天皇の妃、後奈良天皇の御母、大永六年四月從三位に叙す(本新大典侍)同六年五月三宮に准じ、天文四年正月院號を賜ふ、同日崩御、實は去後子終社爲せしが、院號の後ち崩御の由を奏聞す、京都市上京區般舟院前町の般舟三昧院に葬る(門院傳、院墓一覽)
フラクヤク 豐樂燒 大嘗會の創製したる焼物の一種、豐助は自然齋豐樂の子なり、筆札及び茶道を曲全に學び、俳句を吉原黃山に學ぶ、天保十三年尾張藩の陶器師となる、藩主徳川齊莊自ら豐樂の二字を揮毫して與へたるより、陶器の底に豐樂の二字を捺す、弘化元年陶器の外面に漆を塗り、種々の蒔繪を施し、裏面に樂燒の陶質を存することを發明し、豐樂燒として世にもてはやる、安政五年十一月十三日没す(工藝錄)
フランス 佛蘭西 歐羅巴の一國關西北は「ルキセンブルク」大公國、白耳義及び英吉利海峽に、西は大西洋に、南は「ピレニース」山及び地中海に、東は以太利及び瑞士、日耳曼帝國に接す、面積二十萬

フラン

四千九十二万哩、北緯四十二度二十分及び五十一度五分の間に横ばり、西經四度四十六分より、東經七度三十六分に達す。もと三十四州に分れ、革命後八十六縣に分たる、尙ほ歐洲以外にも版圖を有せり、首府をパリといふ。開國紀元二千二百年頃未だ佛國の隆盛ならざる時代に當り、四方には英王の領地諸島のあり「アケイテン」に及びしが、千二百四年非立王立つに及びて、英領地「アケイテン」の外皆佛王に歸す、然れども「バルカン」公は尙ほ佛國西の東部并に瑞西及び白耳義の部分を領せり、千四百七十七年に佛國は「バルカン」の過半を取り、千四百八十一年に「プロベンス」の王國を奪へり、斯くて佛王勢力を得てより、專制御政、民を虐するに至り、終に千七百九十二年佛國革命の亂生じ、路易第十六世斷頭機上の皇となる、千八百四年拿破崙人望を得て皇帝の位に即き、英露土の外全歐洲を蹂躙し我意の好むに従ひ、何れの土地も皆之を佛國と稱へたり、千八百十四年拿破崙に失敗を蒙り、佛國の境界忽ち舊狀に復し「ホルゴン」家の王路易第十八世王位を踐むに至る、千八百三十三年また革命起り、ホルゴン」家國外に放逐せられ、オルレアン」家の路易非立國王となる、千八百四十八年にまた革命發生し、路易非立國王に追はれて後ち幾程もなくして拿破崙第三世皇帝となる、千八百七十年拿破崙第三世日耳曼と隙を生じ、兵を交へしが戰利あらず、佛人政體を變じて共和政府と爲す、是より現今に至る「佛國」天保十四年十月佛船一艘琉球に渡來し、佛人一名を留めて去りたること、吾國へ渡來の初見となせど、本土へは、弘化三年六月、佛國軍艦三艘長崎港に入り、書を長時奉行に呈して薪水を請ひ、且つ日本海に於ける遭難漂流人に慰勞の待遇あらん事を請ひたるを始めてす。

フラン

此時幕府は答書を送へず、佛艦またこれを待たずして去れり、是より先佛艦「琉球」に迫りて貿易開始の事を促せるを以て、幕府は薩藩に訓令して、同藩手限りを以て之を慰すことを默許したるが故に、尋で琉球は嘉永二年佛國と條約を訂結して貿易を開きたり、既に安政三年六月佛艦下田新館長崎の諸港に入津したるも、何等爲す處あらざりしが、五年八月間軍艦三艘品川に來り、九月假條約を訂結し、横濱長崎箱館の三港を開き、六年九月を以て本條約を交換せり、時に鎖港攘夷の論天下に喧しく、特に長崎の如きは、率先して激論を唱へ、遂に文久三年五月佛國郵船を下ノ関に砲撃したるを以て、水師提督ジョーンは二艘の軍艦を率て六月四日下ノ関を從して英米蘭の諸國と連合し、大學して更に下ノ関を襲へり、「シモノセキノカヒ」(參看)時に佛國皇帝拿破崙三世は東洋に於て爲す處あらんとせる際なりしを以て、訓令を日本駐在の公使「レナン」に與へ、幕府の甘心を買はしめしが故、外國文明の輸入に汲たりし幕府の當事者は、また密に佛國に依頼する處あり、其兵制改革の如き、佛國の士官を聘して教師と爲したる等のことありて、兩國の間大に親善を加へしかば、幕府が常に苦しみたる開港延期の談判等に際し、ロセツは屢々諸國公使領事の間にありて調停の任に當れり、また彼の横須賀造船所も、佛國技師の手によりて畫成せられたるものなりき、慶應二年に至り、佛國は、明年を以て巴里大博覽會開催の舉ありが故、吾國もまた出品せんとを求めりしかば、幕府はこれを應じて出品を勧誘し、更に翌三年外國奉行向山正(實村)を佛國駐劄公使に在じ、清水昭武と共に佛國に派遣せり、然るに薩藩は、琉球藩王と私稱し、一の獨立國として

フリツツミ

佛覽會に出品を求むるの事あり、爲めに日佛の間に齟齬を生じたるを以て、幕府は外國奉行東本安衛守(勘雲)を特派大使として急行せしめ、向山公使と共に佛國政府と論じ、紛議はじめて解く、齟もなくして幕府滅び、無佛國に達するや、ロセツまた任滿ちて本國にあり、密に東本安衛守に説くに、兵士軍艦を借して薩長を討たんことを以てしたるも、東本は退けて用ひざりき、然れども當時主戰論者の首領たりし小栗上野介の如きは、兵を佛國に借るの費を置きしが、其事の成らざりしが、吾國の大幸なき、明治元年正月高知藩士の謀を成れるもの佛人を斬り、九人を殺し六人を傷く、朝廷、高知藩主山内豐範に命じて犯人を刑せしめ、且十五萬金を佛國に賠償せしめたり、三十年舊條約を破棄し、新條約を訂結す、即ち現行條約是なり(外交志稿、條約十種、幕末外交談、開國紀事、有所不爲當難餘、海舟日誌)。



フリツツミ 此器は振り動かして用ふるもの故に此名あり、普通鐘曲には、之を用ふるとなし、開國紀事家誌に據れば、二小鼓の交互せるを、鐘にて賣けるさまなり、而して兩鼓制を同じくし、柄を以て之を賣く、革の面積二寸五分許、銀地に黒彩を爲し、筒に飾すに、黄金の釘頭圓き物を以て之を堅む、釘頭圓六七分之を抜く筒の長三寸五分許、筒木を用ひ、柄も亦た筒木なり、筒及び柄は官員を以て雲象を爲す、柄の長一尺八寸許、鞍上に出づること三寸許、頭尖にして八角なり、金を以て之を包む、黄金の筒の兩旁に小提を設け糸の四ツ丁の緒をつく、長さ二寸許、結の頭に小玉を飾す。

フリヤウシ

小玉各々二兩、總て四玉なり、大き小豆の如し、柄を括せば、自ら響て聲を爲すなり(和名抄、樂家錄、樂器考)。

フリヤウシ

八年十二月八日崩す、壽計かならず、大和國葛下郡志都美村の榜丘嶺北陵に葬る。○書紀に、天皇長じて刑誅を好み、法令分明なり、日憂る、以て朝に坐して、幽枉必ず達し、斷獄情を得と記し、而してまた、頻りに諸惡を爲し、一善を修めず、凡諸の酷刑親ら覽ざる事なく、國內の居人、咸く驚ひ怖る、いひ、或は人の指甲を解きて毒漿を搦らしめ、或は人の頭髮を抜きて樹に昇らしめ、其樹を斬り倒して落し死するを俟ち、或は人を壻の城に入らしめ、外に流れ出づるを待し、三刃の矛を持ちて刺し殺し、或は人を樹に昇らしめ、弓を以て射落して笑ひ、或は池を穿り死を起して禽獸を畜ひ、田獵を好みて狗を走らし、馬を試み、出入時なく風雨を避けず、温なるを衣て百姓の寒を忘れ、美なるを食ひて天下の飢を忘れ、日夜宮人と酒に沈湎し、鐘鐃を席とし、衣るに綾紵を以てすと記せたり、此文の如くは、暴君に似たり、されど既に法令分明に、斷獄情を得たりといへる君にして、又かゝる行ひあることは、頗る其意を得ざる處なり、因りて内山眞龍は、武烈紀二年より八年までに、無道奇偉の蹟を記せるは、百濟王の無道暴虐を奏上したる百濟記の、轉りて本文となれるなり、此本文上代より誤り傳へて、武烈の蹟を來りたるなりと論じ、書紀を踏襲せる書なるに關はらず、暴虐の事を載せず、又天皇の朝は、南齊の東晉侯の水元年なり、東晉の強暴なども彼是相混じて、天皇の御臨行の由に誤り傳へしならんといひ、渡邊眞博も、百濟末多王の紀事の混れるにて、孝謙紀に、安藤山の事を繪せしに似たり、置賜も幽風などいはずして、武烈とし奉れるに嘉號なり、暴虐の君の訓にあらざるといへり、而して小中村博士、横山由清の兩氏は、天皇十歲即位、

フリヤウシ

十八歳崩御の事を證して、かゝる幼主にしつて傳之の行爲あるまじき由を辯じ、御子代の民をおかす給るは、老成の御所爲のごとく思はるれども、これ恐くは次の繼體天皇の御時などに、先代の爲め「百濟」に給へる事の、誤り傳へたること、日本武尊の爲に、に武部を置かれしと同じかゝるべしと論じたり、これらの説によれば、書紀に記せる天皇の暴行は、或は誤傳ならんも知らず、なほ後考を俟つ(大日本史、大日本通史)。

フリヤウシ

ヘイアングウ 平安宮 京都(キヤウト)を見よ、ヘイアンジヤウ 平安城 京都(キヤウト)を見よ、ヘイカ 陛下 天皇に對する敬稱、禮儀に「陛下」者、陰階也、所由升堂也、天子必有近臣、執兵陣于階側、以成不虞、謂之陛下、者、群臣與天子、言、不敢指斥天子、故呼、在陛下、者、而告之、曰、卑達、尊之意也」と見えたるにて、其義を知るべし、書紀顯宗天皇二年八月己未朔の條、皇太子億計王が天皇を讓むる語中に、「陛下」稱、御行廣闊、於天下、云々」あるを初見とす、儀制令の制には、「陛下、上儀所稱」とあり、蓋し唐六典の制に従へるなり、明治以後に至り、天皇、皇后及び三后の敬稱と、皇室典禮に規定せられたり、ヘイガク 兵學 軍學(ガンガク)を見よ、

ヘイケノヘイケ

ヘイケワンバク 平蘭白 平時忠(マヒコ)ノトキ(マヒコ)ノ見、

ヘイケモノカタリ 平家物語 國書通本十二卷、長門本二十卷、角倉本四十八卷あり

ヘイケ

て、文辭他本と異なる所多く、帯々源平盛衰記に類せり

ヘイケ

領を得たる頁書なり、此外、平家勅文一巻、兵衛器談二巻(伊勢貞丈)平家物語奥抄一巻、平家物語抄二十四巻、平家物語評判類編五巻(逸村居士)平家物語評判類抄十二巻、平家物語類注十二巻、平家物語人名考、平家物語類語、同類字、同類事多し(史學雜誌)平家物語考、國史學の葉、圖書刊行會本(平家物語)

ヘイケ

ヘイケウテンロウ 平城天皇 御名は安殿、幼名小殿、日本樓子天推高產天皇と説す、世に奈良の帝とも云ふ

ヘイケ

ヘイケウツウ 平家物語 國書通本十二卷、長門本二十卷、角倉本四十八卷あり

ヘイケ

ヘイケイ 兵制 上代古より武を以て國を

而して禁内を警衛するに六衛府あり、近衛は常に天子の親衛となり、其兵は大抵官人の子弟を取り、大將、中將、少將、將監、將曹等ありて之を率ゐ、いづれも其任を重くす、衛門、兵衛をば外衛といひ、諸國徴發の兵士を取ら、督、大少佐、大少尉、大少志等ありて之を率ふるなり、六衛の兵員凡二千七百四十餘人あり、初め大寶の制にては、衛門、左右衛士、左右兵衛の五府なりしが、後中衛、近衛、外衛を増して八府となし、其後また清和して、弘仁三年に始めて左右近衛、左右衛門、左右兵衛の名定まり、これを六衛府と稱することになり、また諸國の守備に當つる爲軍團をおき、征討の役ある時は、更に軍隊を編成す、軍に三等あり、三軍を統ふるに大將軍あり、ケゲンゲン、西海には太宰府を置き、外蕃を控制し、防人ありて、防人の戎具牧園を掌る、其他陸奥、出羽、佐渡、對馬、壹岐をば邊要の國となし、殊に等備を嚴にせり、陸奥には鎮守府を置き、蝦夷を鎮壓し、將軍、軍監、軍曹、醫師、醫師等あり、後出羽に秋田城を置き、守若くは介を遣はして專當せしむ、并に鎮兵兵士ありて、不慮に備へしむ(平安朝時代)延暦十一年、國司軍監等が兵士を役使し、徒に公費を耗するを以て、勅して諸國の兵士を停廢せらる、唯陸奥、出羽、佐渡及び太宰府は、邊要の地なれば、舊に依りて配置せしめられたり、平城天皇の時に至り、滋非連使(ケビシ)參看を罷き、後また諸國にも置かれて、盜賊追捕の事を掌らしめ、漸く威權あり、貞觀より後、諸國の兵士衛府の官、いづれも冠帽にして、用にたらざりしかば、武備益々弛ぶ、此に於て禁中は瀬口武者、東宮には帶刀、院には北面の士を置き、源平の武士を以て宿衛の職となす、これより後武門遂に勢を得

ヘイチ

て、朝廷は兵馬の權を失へり(鎌倉時代)源朝幕府を鎌倉に開くに及び、侍所別當、所司等をおきて、軍務及び兵備を司らしめ、大番を設けて京都の番衛に宛て、諸國の大小名皆々幕府に服従して、鎮りに兵武を修めしかば、承久の亂に朝廷の威權に應じし若は、六萬人に過ぎざりしかども、北條泰時軍前にして鎌倉を發せし時は、關東の兵士集まるもの、忽に十九萬人に及び、以て兵制の備はれるを見るべし(室町時代)の制、またはこれに據りて、まゝ損益ありといへども、其代を終るまで争亂はむ時なく、應仁以後に及びては、幕府の威令遂に行はれず、兵制見るに足るものなし(江戸時代)には將軍親征すれば諸大名皆従ふ、老中は方面の將となりて大名を指揮し、若年寄は旗下の將となる、大番頭は先鋒となり、先手弓銃頭之に屬す、書院番、小姓組、新番、小十人、歩士等は將軍自ら率ゐて親衛となす、大目付、目付は、老中、若年寄の指揮を監し、使番は傳令を掌る、凡下の騎士千七百六十人、番頭組頭百二十二人、歩從の士八百三十五人、頭三十一人、組頭六十二人、與力三百二十人、卒四百四十人、弓銃隊卒三千二百三十人、其將長六十一人、與力三百二十二人、その階級を合すれば凡十萬人に過ぐ、而して諸大名に、其封領によりて軍役を課すこととせり、大抵一萬石の軍役兵四百人を出す法とす(ケンヤク)參看、【明治時代】王政復古するや明治二年兵部省を置き、編制已下の職ありしが、後改めて陸軍海軍の二省となし、又參謀本部を置く、その徵兵法も屬々更正せられて兵農分れず、國民すべて服役の義務あり、師團はもと鎮壓と稱し、全國に七師團ありしが、廿九年改めて十二師團に増加し、日露戦争後更にまた六師團を増加したり、「リクケン」「カイケン」并に各師團の

ヘイチ

ヘイチ

【日本制度通法令全書】
平治 元四年四月二十日、代始に因て改元す、一年を経て永曆と改む(開元)史記に「天下於是大平治」とあるに據る、治部省少輔兼文章博士藤原俊經之を勅す(國朝年號譜)
平治亂 藤原義朝は保元の亂に軍功ありしこと、遂かに平清盛の上になりしと雖も、其實に至りて却て劣り、始め左馬權頭に任ぜられしが、從前左馬助たりしことあるを以て、名譽ならずとして不平の情を滿し、僅かに左馬頭たるを得たり、然るに清盛は、亂後攝關守となり、専て太宰大貳に任じ、權威義朝の上に出づ、義朝是に於て藤原信四(通憲)に頼りて、榮達を謀らんと欲せしに、信四は之を卻りて清盛と結託せり、故に源平の兩族は、互に勢力を争うて反目し、信四亦義朝と不和を生ず、時に藤原信賴といふものあり、中納言右衛門督に累進し、猶大將たらんことを望む、信四以て不可とし、後白河上皇を諫めて之を妨ぐ、信賴之を聞て大に怒り、病と稱して出でず、終に義朝を誑ひ、藤原經宗、同惟方と連合して信四に頼んし、義朝はまた之を利用して、平氏の勢力を弱んことを圖り、平清盛が熊野に赴きて不在なるに乗じ、平治元年十二月四日を以て兵を舉ぐ(開元)九月信賴經朝五百餘騎を率ゐて、内裏三條殿を犯し、後白河上皇を御書所に、二條天皇を皇戸御殿に幽す、信四を閉きて大和に走り、石室山に於て捕へらる、信賴等即ち首を斬りて之を棄し、其諸子の官職を停めて諸國に配流し、信賴自ら大將を號し、義朝を攝關守と爲す、會々經宗、惟方等、信賴に與せるを侮み、密かに天皇を擁して、清盛の六波羅宮に退れ、上皇又深宮を

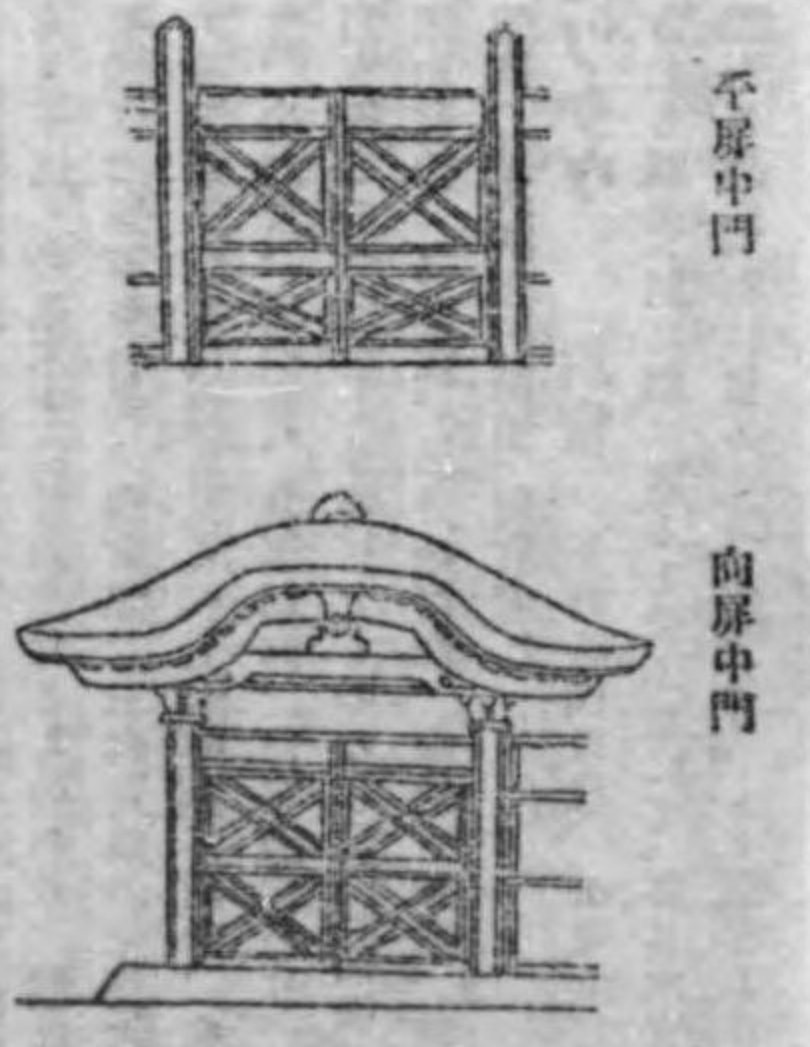
出で仁和寺に入り給へり、是より先、清盛報を得て大に驚き、馳せて京に歸り、天皇を六波羅宮に奉ず、公卿百官等皆來り集まる、義朝即ち二千餘騎を率ゐて内裏に陣す、清盛、千重盛、弟重盛、教盛等に三千餘騎を授けて之を討たしむ、重盛將士を勵まして曰く、年は平治たり、地は平安たり、而して我は平氏たり、三事相應せり、敵に勝つこと疑ふべからずと、其兵を分ちて三とし、陽明待賢部芳の三門より進む、信賴時待賢門を守り、觀波を聞きて大に恐れ、落馬して自ら傷く、重盛五百餘騎を以て急に待賢門に迫り、義朝の子義平と喊ひ、敗れて退き、賴盛亦部芳門に於て、義朝の爲に破らる、義朝勝に乘じて追撃し、六波羅を攻めんとす、時に源賴政三百餘騎を六波羅河原に屯し、觀望して敢て戰はず、義平怒つて之を討つ、賴政敗走し遂に清盛に與す、既にして義朝等進んで六波羅を攻めて克たす、源軍遂に濃ゆ開關信賴退れて仁和寺に詣り、後白河上皇に就て頭を謝し、死を宥されんことを乞ふ、許さず、遂に六條河原に斬らる、平家の一族等皆功を以て榮達し、清盛は正三位に、千重盛は伊豫守に、二男基盛は大和守に、三男宗盛は遠江守に、弟賴盛は尾張守に任叙せらる、然して義朝は京の職に破れ、八瀬を過ぎ龍華院を越えて堅田に出で、更に尾張に至り、長田庄司平忠致の家に潜居す、忠致馳きて義朝を殺し、首を京都に送る、即ち左獄に梟せり、清盛また大に源氏の奥黨を探索し、義朝の子弟并に一族殆んど盡く、只義朝の親類等數人免かることを得たり、茲に於て源氏全く勢力を失し、平氏獨り威んたり(平治物語、百練抄、愚管抄)○中根源氏の説に「此亂は、蓋し後白河上皇と二條天皇と、御父子の間、相詰はざるに起因したるものなるべし、其故

ヘイチ

は、上皇は讓位の後、白河鳥羽の例に倣ひ、院中に在りて政を聽かれ給へるを、主上共御快く思召ざりし事は、盛衰記平治物語によりても明かに知られたり、是一つは經宗惟方、主上の御外戚又は御傳なるを以て、己れ早く權を專にせんが爲、鎮りに院政を非難したるにもよるべし、而して二人の胸中、院政を止めん事は、先狂無智の信賴を映して、上皇の羽翼たる信四を除くに如かずと打算せる事疑なし、信賴は平生の確執よりして、信四を除くは尤願ふ處なるも、院政行はるにあらざれば、己れ其地位を保つ能はざるは自ら知る處なり、故に帝を幽したるは信賴の心、上皇を幽したるは經宗惟方の心なり、此三人の者、共に斗背の小人なれば、信四を除くに於て、一時の謀計は相投したるも、其目的相反するが故に、終始一なる能はず、而して經宗惟方は頗る狡猾なれば、信賴の共に爲すに足らざるを察し、忽ち反對の地に立ちて、巧みに其形迹を噴ましたる也」といへるは卓見なり、(頭書平治物語)
ヘイチモノガタリ 平治物語 藤原三卷、刊本一冊、平治の亂を記したる院記にして、記事の體致全く保元物語に同じ(開元)保元物語に同じ(開元)平治物語、ハウケンモノガタリ、參看(史學雜誌、平治物語考)
ヘイチユウモン 屏中門 殿殿造にて、廊なくして、築地のみなる中門を云ふ、壁中門とも稱重門とも書す、又廊下を切通したるをも、壁中門と云ふ、武家の第宅に用ふ、稀には屏風あれども、之なきを通常とす、是れ族其他の武具出入に不便なる故なりと云ふ、後世書院造り起るに及びては、芝園の左右には必ず屏中門を設け、掛屏としたり、又片方を壁中門にし、片方を廊下にして切通を設くるもあ

ヘイチ

ヘイチ



り、これに平屏中門、向屏中門の二あり(家屋雜考)
ヘイチン 幣殿 社(ヤシロ)を見よ、
ヘイハク 幣帛 「ミテカラ」を見よ、
ヘイモン 閉門 開元江戶時代における土人の因利、門扉を鎖し、窓を閉ぢ、晝夜共、常人并に外人の出入を禁するをいふ(開元)五十日、百日の二種あり(開元)閉門のことは、既に早く鎌倉時代の初めより、諸書に散見すれども、いづれも自ら門戸を鎖し、窓を閉ぢするものにして、刑名にあらざり、江戸時代に及んで、始めて刑名となりたり、なほ此刑は土人の刑なれども、時として公卿に行ひしことあり、寛政五年に中山前大納言愛親が、閉門を命ぜられしが如し(徳川政刑史料、獄論餘録、古事類考法律部)
ヘウ 標 朝廷公事の時、百官の列行を定むる標木を云ふ、シメとも訓む、建武年中行幸元日節會の條に、外將の公卿門の左の月ひらり入りて、次第に標につく、第一の人あるなり、異位重行、列定りて後、内將仰せて云ふ云々と見えたり、猶ほ「イカヤウヤナリ」の圖を參照すべし、

ヘイチ

ヘウ

ヘウ 表 臣民より事具して天皇に奉る文書

ヘウザウ

ヘウザウ 廟會院 大學寮内

ヘキリウ

ヘキリウ 日置流 日置源正次

ヘクリノコホリ

ヘクリノコホリ 平群郡

ヘクリノコホリ

ヘクリノコホリ 平群郡

ヘツコサク

ヘツコサク 別小作

ヘツジュンキフ

ヘツジュンキフ 別巡給

ヘツタウ

ヘツタウ 別當

ヘツタウ

ヘツタウ 別當

ヘツタウ

ヘツタウ 別當

ヘツタウ

ヘツタウ 別當

ヘツタウ

ヘツタウ 別當

ヘツタウ

ヘツタウ 別當

尊勝、天王、法成の三寺及び東大寺の幹事となり、盛んに教誨を施す。...

弁韓 三韓(サンカン)を見よ、

弁韓 三韓(サンカン)を見よ、

弁韓 三韓(サンカン)を見よ、

弁韓 三韓(サンカン)を見よ、

弁韓 三韓(サンカン)を見よ、

弁韓 三韓(サンカン)を見よ、

弁韓 三韓(サンカン)を見よ、

弁韓 三韓(サンカン)を見よ、

弁韓 三韓(サンカン)を見よ、

弁韓 三韓(サンカン)を見よ、

弁韓 三韓(サンカン)を見よ、

弁韓 三韓(サンカン)を見よ、

弁韓 三韓(サンカン)を見よ、

ハンカ

ハンカ

ハンカ

高僧の養高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、...

高僧の養高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、...

高僧の養高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、...

高僧の養高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、...

高僧の養高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、...

高僧の養高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、...

高僧の養高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、...

高僧の養高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、...

高僧の養高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、...

高僧の養高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、...

高僧の養高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、...

高僧の養高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、...

高僧の養高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、...

高僧の養高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、...

高僧の養高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、...

高僧の養高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、...

高僧の養高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、...

高僧の養高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、...

高僧の養高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、...

高僧の養高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、...

高僧の養高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、...

高僧の養高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、...

高僧の養高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、...

高僧の養高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、...

高僧の養高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、...

高僧の養高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、...

高僧の養高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、...

高僧の養高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、...

高僧の養高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、...

高僧の養高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、...

高僧の養高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、...

高僧の養高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、...

高僧の養高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、...

高僧の養高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、...

高僧の養高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、...

高僧の養高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、...

高僧の養高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、...

高僧の養高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、...

高僧の養高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、...

高僧の養高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、...

年筑後山本に一寺を創立して善導寺といふ、嘉祿四年二月二十九日、光明遍照の句を唱へ、安祥にして寂す、年七十七、臘六十四、開闢遺集、淨土宗(佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱)

年筑後山本に一寺を創立して善導寺といふ、嘉祿四年二月二十九日、光明遍照の句を唱へ、安祥にして寂す、年七十七、臘六十四、開闢遺集、淨土宗(佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱)

年筑後山本に一寺を創立して善導寺といふ、嘉祿四年二月二十九日、光明遍照の句を唱へ、安祥にして寂す、年七十七、臘六十四、開闢遺集、淨土宗(佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱)

年筑後山本に一寺を創立して善導寺といふ、嘉祿四年二月二十九日、光明遍照の句を唱へ、安祥にして寂す、年七十七、臘六十四、開闢遺集、淨土宗(佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱)

年筑後山本に一寺を創立して善導寺といふ、嘉祿四年二月二十九日、光明遍照の句を唱へ、安祥にして寂す、年七十七、臘六十四、開闢遺集、淨土宗(佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱)

年筑後山本に一寺を創立して善導寺といふ、嘉祿四年二月二十九日、光明遍照の句を唱へ、安祥にして寂す、年七十七、臘六十四、開闢遺集、淨土宗(佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱)

年筑後山本に一寺を創立して善導寺といふ、嘉祿四年二月二十九日、光明遍照の句を唱へ、安祥にして寂す、年七十七、臘六十四、開闢遺集、淨土宗(佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱)

年筑後山本に一寺を創立して善導寺といふ、嘉祿四年二月二十九日、光明遍照の句を唱へ、安祥にして寂す、年七十七、臘六十四、開闢遺集、淨土宗(佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱)

年筑後山本に一寺を創立して善導寺といふ、嘉祿四年二月二十九日、光明遍照の句を唱へ、安祥にして寂す、年七十七、臘六十四、開闢遺集、淨土宗(佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱)

年筑後山本に一寺を創立して善導寺といふ、嘉祿四年二月二十九日、光明遍照の句を唱へ、安祥にして寂す、年七十七、臘六十四、開闢遺集、淨土宗(佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱)

年筑後山本に一寺を創立して善導寺といふ、嘉祿四年二月二十九日、光明遍照の句を唱へ、安祥にして寂す、年七十七、臘六十四、開闢遺集、淨土宗(佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱)

年筑後山本に一寺を創立して善導寺といふ、嘉祿四年二月二十九日、光明遍照の句を唱へ、安祥にして寂す、年七十七、臘六十四、開闢遺集、淨土宗(佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱)

年筑後山本に一寺を創立して善導寺といふ、嘉祿四年二月二十九日、光明遍照の句を唱へ、安祥にして寂す、年七十七、臘六十四、開闢遺集、淨土宗(佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱)

年筑後山本に一寺を創立して善導寺といふ、嘉祿四年二月二十九日、光明遍照の句を唱へ、安祥にして寂す、年七十七、臘六十四、開闢遺集、淨土宗(佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱)

ほ

布衣 布衣(ホウイ)を見よ、

布衣 布衣(ホウイ)を見よ、

布衣 布衣(ホウイ)を見よ、

布衣 布衣(ホウイ)を見よ、

布衣 布衣(ホウイ)を見よ、

布衣 布衣(ホウイ)を見よ、

布衣 布衣(ホウイ)を見よ、

布衣 布衣(ホウイ)を見よ、

布衣 布衣(ホウイ)を見よ、

布衣 布衣(ホウイ)を見よ、

布衣 布衣(ホウイ)を見よ、

にす、公家にてはこれに廣狹の二義あり、廣義の布衣は、侍衣の別名にて、袷の布衣は、青侍の着用する場合に限り侍衣のことなり、武家(徳川時代)にては、無位無官の人の着る侍衣をいひ、禮服とせり、侍衣と同じ、地質布を用ふ、但し袷の布衣、即ち青侍着用の場合、多く袷を付せざるを例とす、江戸幕府の制は、幕士の着るは、地質絹好にして、諸大名の家士の着るは絹布を用ひ、共に織文なし、廣義に解する時は、全く侍衣と同じく、袷に解する時は、官位ある人の着る場合に侍衣、青侍の着る場合に布衣といふなり、武家の制は、右にいへること、無位無官の人の着るものなれども、特に免許を得たるものに限り、又侍従以上の諸大名の家士もこれを着用す、なほ侍衣の條、及び服制の條を參照(裝束深淺抄、裝束成、貞丈雜記、和漢三才圖會、徳川世書)

奉加 神佛へ、財物の寄進施入をいふ、寄進施入の中へ、財物を加へ奉るの義、また知識とも云ふ、知音の交友にちなみて、この動進を奉加せしより起る、奉加の時、其旨を記して、財物に添へて送る文書を奉加狀、奉加の品目并に施入者の姓名等を列記せる帳簿を奉加簿といふ(類聚名物考)寶物集に「尾張國に、後醍醐人として行業やんことなき聖在けり、一國これに歸し、ほとんど他國の歸依に及び、知識をすゝむることありて、輪田の大宮司がもとへ行て、奉加せよと云ひたるに、上人中間に推入て奉加せければ、大宮司辭のまきれに腹を立て、水を沃て追出しつ云々」とあり、

縫服袍 徳川朝正にて、文官及び四位以上の武官(四位已下)にても、節會、行幸等の外は、縫服を着す(が着用する袍をいふ、また

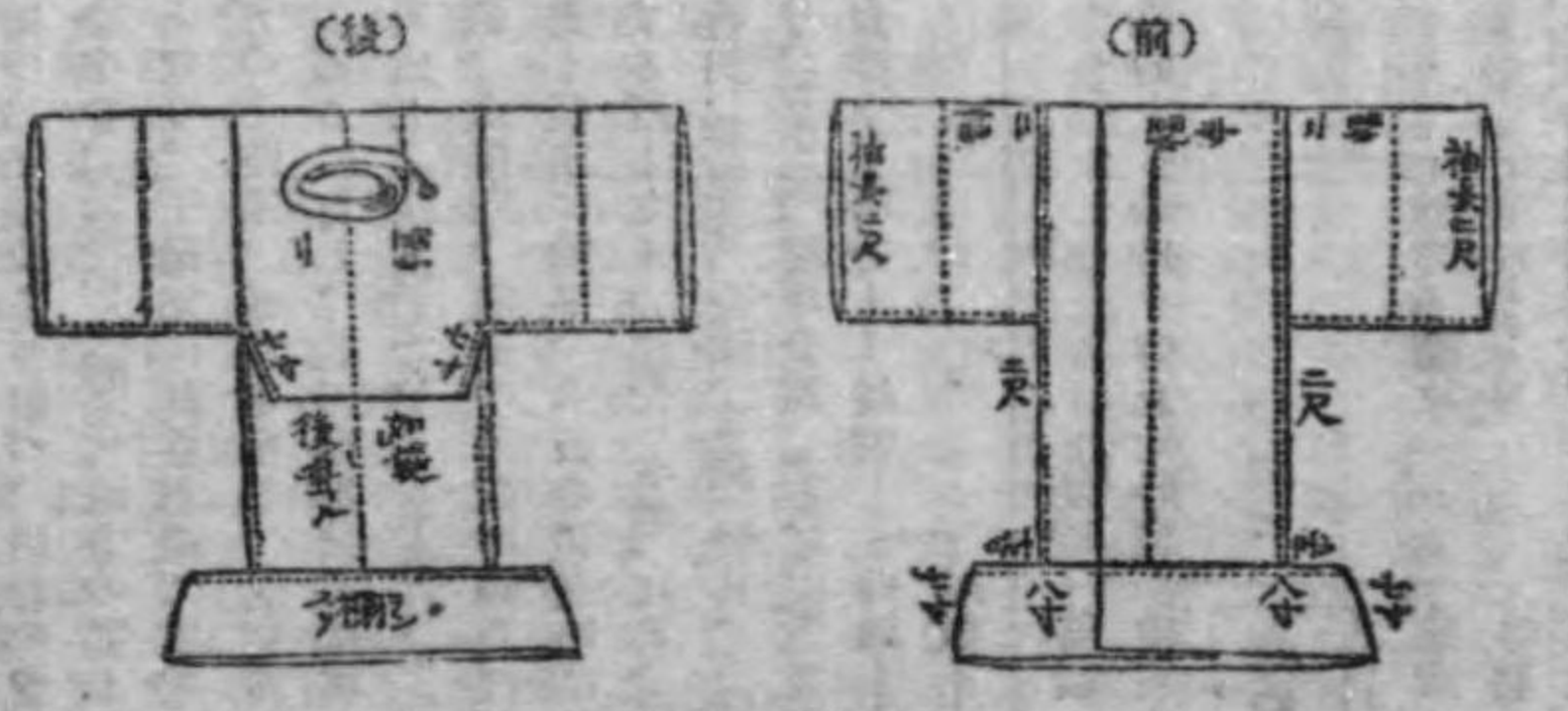
縫服袍 徳川朝正にて、文官及び四位以上の武官(四位已下)にても、節會、行幸等の外は、縫服を着す(が着用する袍をいふ、また

縫服袍 徳川朝正にて、文官及び四位以上の武官(四位已下)にても、節會、行幸等の外は、縫服を着す(が着用する袍をいふ、また

縫服袍 徳川朝正にて、文官及び四位以上の武官(四位已下)にても、節會、行幸等の外は、縫服を着す(が着用する袍をいふ、また

縫服袍 徳川朝正にて、文官及び四位以上の武官(四位已下)にても、節會、行幸等の外は、縫服を着す(が着用する袍をいふ、また

縫服袍 徳川朝正にて、文官及び四位以上の武官(四位已下)にても、節會、行幸等の外は、縫服を着す(が着用する袍をいふ、また



(後) (前)

「マツハシノリ(ノキマ)とも訓す、開闢神の下のり、兩腋を縫ひたき、下に襷と稱し一種の絹を襷につけたり、奈良朝時代の袍は、丈も身にして短く、幅も狭く、袖口の廣さも八寸以上、一尺乃至一尺二寸迄にありしを、水原代以後は、身幅甚だ廣く、袖口も二尺程になり、丈も幅を身丈より長くしたり、殊に鳥羽天皇の時、花園右大臣有仁と仰せ合されて、裝束を華麗にし給ひ、一般に開闢衣を用ふる事となりて、裝束の風全く一變したること、今觀ばらん、の御子の段に其説あり、後世の變衰、皆此の時以後の作法に従ふ由、伊勢貞丈、大塚嘉樹、歴代弘誓等諸先賢の説に見えたり(四位五位裝束抄、裝束成、裝束甲冑圖解、裝束圖式)

鳳闕 鳳闕を云ふ、支那にて鳳上

鳳闕 鳳闕を云ふ、支那にて鳳上

鳳闕 鳳闕を云ふ、支那にて鳳上

鳳闕 鳳闕を云ふ、支那にて鳳上

鳳闕 鳳闕を云ふ、支那にて鳳上

鳳闕 鳳闕を云ふ、支那にて鳳上

鳳闕 鳳闕を云ふ、支那にて鳳上

ホウシ

に「風聞高二十丈」と見えたり、
ホウシ 封戸「フコ」を見よ、
ホウシ 布袴 國朝に下製指貫を着し、
袴等を帯びたる装をいふ、東帯に次ぎたる服装なり、
要するに東帯の装にて、表袴を着けず、指貫を着せ
るなり、國朝公事にあらざる、重たなる場合に着
用す、又攝政直進にて叙位除目を行ふ時、或は大員
等拜として來入の時、若しくは春日詣の御前の辨、
少納言等もこれを着用し、將軍家も用ひたることあり、
夏は帷に重襪單衣を着用し、夜は帷は帷ばかりも
着す、然して布袴を着したる時には、無文丸袴帯、
及び野領を帯ぐこと故實なりき(裝束集成、桃華業、
西三條裝束抄、裝束甲冑圖解)

ホウシユンモン 逢春門 大内親實院十
七門の一、また東邊中門に作る、豊樂院東方の門に
て、願陽堂北廊を相去ること六間の所に在り、此門
の北六間に相高橋あり(大内親實考證)
ホウシユンモン 逢春門院 國朝
藤原隆子、御匣局また四條局と稱す、國朝御孫隆隆
の女、國朝後水尾天皇の後宮、後醍醐天皇の御母、
慶長九年生れ、貞享二年五月從三位に叙し、尋で三
宮に遷す、同二年五月二十二日薨す、年八十二、京
都市下京區今熊野町の泉涌寺に葬る、後醍醐院號を贈
る(執次所記、門院傳、陵墓一覽)

ホウシヨカミ 奉書紙 檀紙の一種、簡文な
ふる、肌理美なるものを云ふ、中古以後多く奉書に用
ふる故に別名づく、單に奉書とも云ふ、大廣御前廣、大
中小の別あり、江戸時代にては越前國府より製出、
上品奉書は岩木氏、中奉書は大瀧氏、岩木氏、小奉
書は定友氏にて、各別に之を造せしと云ふ、大廣は
縦一尺四寸五分、横一尺九寸五分、御前廣、又中廣
とも五五廣とも云ふ、縦一尺三寸五分、横一尺八寸
五分、大奉書、水政とも云ふ、縦一尺三寸、横一尺

ホウシ

し、家司これを奉ばる、多くは奉書の末なる奉行人
の名の下に、奉の字を小さく書したり、室町時代に五
り、幕府にて、御内書に添へて出す、御案が將軍の
旨を傳宣せる文書を云ふ、これは前の奉書と異にし
て、正當なる文書の名目となりしなり、尋で江戸時
代には老中が、將軍の旨を奉じて出す公文書を稱す、
老中の署名花押あり、御内書に次ぎたる重き様式に
して、之を諸侯に渡す時には、老中の使者を以てせ
り、と云ふ、リレンシ、モンセン、リナラシ、メクワシ
「參看(貞丈雜記、武家名目抄)」

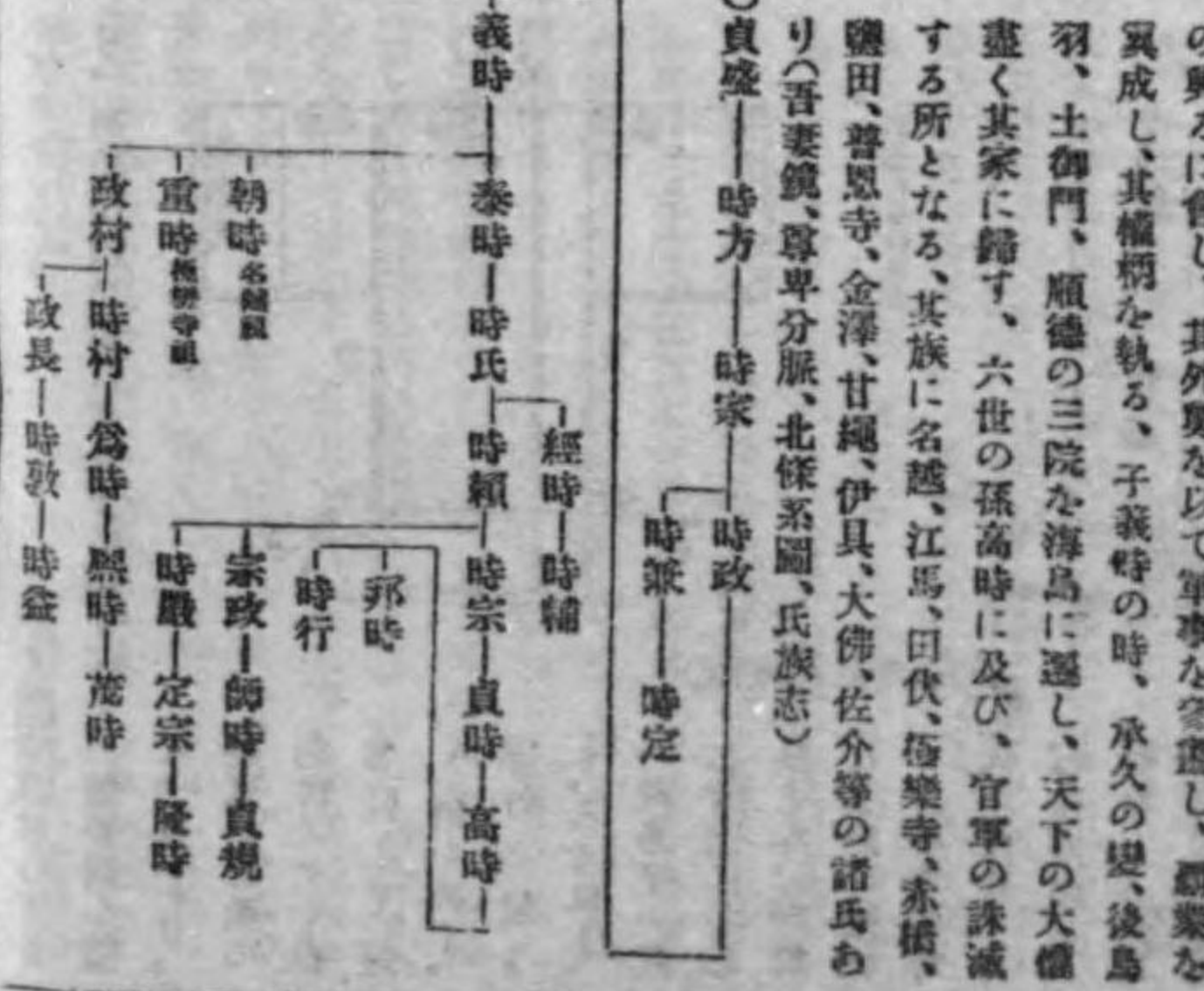
ホウシヨカミ 奉書紙 檀紙の一種、簡文な
ふる、肌理美なるものを云ふ、中古以後多く奉書に用
ふる故に別名づく、單に奉書とも云ふ、大廣御前廣、大
中小の別あり、江戸時代にては越前國府より製出、
上品奉書は岩木氏、中奉書は大瀧氏、岩木氏、小奉
書は定友氏にて、各別に之を造せしと云ふ、大廣は
縦一尺四寸五分、横一尺九寸五分、御前廣、又中廣
とも五五廣とも云ふ、縦一尺三寸五分、横一尺八寸
五分、大奉書、水政とも云ふ、縦一尺三寸、横一尺

ホウシヨカミ 奉書紙 檀紙の一種、簡文な
ふる、肌理美なるものを云ふ、中古以後多く奉書に用
ふる故に別名づく、單に奉書とも云ふ、大廣御前廣、大
中小の別あり、江戸時代にては越前國府より製出、
上品奉書は岩木氏、中奉書は大瀧氏、岩木氏、小奉
書は定友氏にて、各別に之を造せしと云ふ、大廣は
縦一尺四寸五分、横一尺九寸五分、御前廣、又中廣
とも五五廣とも云ふ、縦一尺三寸五分、横一尺八寸
五分、大奉書、水政とも云ふ、縦一尺三寸、横一尺

ホウシ

ホウシヨレンバン 奉書連判 江戸時代
老中をいふ、奉書の連判に預るを以てなり、クラツチ
ユウ、參看、
ホウタイカフ 豊太閤 豊臣秀吉(トトト
ヒアヨシ)を見よ、
ホウテウウチ 北條氏 姪は桓武平氏、貞
盛の二子維時より出づ、維時の曾孫、後醍醐天皇
を生む、聖德の子時方、維方の養子となる、伊豆介
となり、子孫に伊豆北條に居る、因て氏とす、時
方の子時家、時政を生む、北條四郎と稱す、源頼朝
の興るに會し、其外舅を以て軍事を全盡し、源業を
異成し、其權柄を執る、子義時の時、承久の變後鳥
羽、土御門、順徳の三院を海島に遷し、天下の大體
盡く其家に歸す、六世の孫高時に及び、官軍の誅滅
する所となる、其族に名越、江馬、田代、徳樂寺、赤橋、
鹽田、善賢寺、金澤、甘繩、伊具、大佛、佐介等の諸氏あり
(善徳鏡、尊卑分脈、北條系圖、氏族志)

ホウテウウチナホ 北條氏直 國朝國幼
名園王丸、通稱新九郎、法名を松院院大圓院公と、
國朝國幼の長子、小田原北條氏の第五世なり
國朝左京大夫に任じ、陸奥守を兼ね、從五位下に
叙す、天正元年父の讓を受けて家を繼ぐ、五年里
見義弘、佐竹義重等、氏直と成を行ひ、質子小田
原に送れり、時に武田信玄卒し、其子勝頼嗣立せし
と雖も國勢振はず、上杉謙信また京畿を窺ふの志あり、
故に山東入州兵卒頗る收まりて、氏直父子志に
統内を拓くを得たり、既に從六位上、信玄卒するの
後、嗣子いまだ定まらず、上杉謙信(其直の、其直の
叔父)同景勝の二人家督を争ふに及び、勝頼は景勝
を擁して、遂に京畿を攻むるを以て、甲相の二國これ
によりて再び隙を生じたり、氏直是に於て、好を繼出
信長、徳川家康に通じ、相共に武田氏を滅ぼさんこ
とを約し、爾來屢々勝頼と兵を交ふ、十年信長の書
に遇ふや、瀧川一益變を聞いて四上せんとし、六月
軍を出す、氏直もまた策に乗じて上毛を併するの意あり
りししかば、擊つてこれを破る、國人來附するもの多
し、此月甲信大に戦る、氏直即ち兵を率ゐて、佐竹義
重、景勝と戦ひしか、徳川家康の景勝を助くるに
會し、遂に其意を果たず、と能はざりき、十一月家
康と和を講じ、十一月八月その女を娶り、親戚の綱
を結ぶ、既に時方秀吉四海を討平するの志あり、
屬々人々を以て氏直父子の入京を促せりと雖も、氏直
從はず、頼りに頼朝を整ふ、秀吉即ち十八年大舉し
て小田原城を圍む、氏直等防ぎ戦つて利あらず、六
月に至り遂に秀吉に降る、秀吉因りて氏直に自盡を
命じ、氏直を高野山に放ち、悉く其封を没す(「ナ
ハヤシ」を看す、十九年秀吉命じて、氏直を城南



ホウテ

時房 時盛 政俊 時國 時元 房貞
政子 朝直 大時
ホウテウチ 北條氏(河内桑山) 祖先許
かならず、長氏を祖とす、北條氏の系圖に、長氏は、
北條高時四代の孫三郎行長が子にして、母は伊勢備
中守貞國の女なり、足利氏の時代なれば、北條を稱
りて、母方の姓を冒し、伊勢新九郎と稱したりしが、
伊豆相模を領するに及びて、本性に復したりと云
ひ、同系圖別本には、高時三代孫時盛の子なりとし
たり、小田原記によれば、伊勢貞親の弟備中守貞
藤、藤仁の亂を避けて伊勢國に赴き、北島氏に因り、
貞藤の息新九郎長氏また備中より來りて會したり、
然るに、今川上總介義忠は、長氏の姉婿なれば、其縁
によりて、長氏は駿河國に下り、今川氏親の時に、
高岡城を領せり、長氏が母は、尾張國横井掃部助の
女にして、横井はもと北條高時の後裔なり、其族伊
豆國にあり、男子なきを以て長氏を女婿とし其家を
譲る、長氏因りて高岡城より山田城に移り、嫡男氏綱
を生む、即ち養父の孫女を氏綱に娶はせ、北條新九
郎と名のらせ、其身は入道して早雲庵と號すと云へ
り、然れども諸説皆信じ難し、現今にては古文書其
他の傳記によりて、伊勢平氏の一族なること確な
るが如しと雖も、委しきことは明かならず、長氏配夫
より起りて、伊豆相模兩國を襲し、小田原城に居す、
其子孫氏綱、氏隆、氏政共に長氏の遺業を繼ぎ、關
東八ヶ國を領し、武威を東海に驚ふ事凡百餘年、天正
十八年七月豊臣秀吉に征はる、此時秀吉は、氏政
の子氏直を高野に放ち、後所領を與ふるの意あり
しが、氏直早く卒せるを以て、氏政の弟氏隆を召出
し、文祿元年瀨内國丹波郡にて二千石を賜ふ、尋で

ホウテ

加封ありて一萬石を領し、山田に治す、子孫相繼ぎ、
明治に至り、華族に列し子爵を授けらるる也(譜系
の北條に對し、後北條といふ(譜系論、續譜論、武
鑑)
○長氏 氏綱 氏隆 氏政 氏直
氏規 氏盛 氏信 氏宗 氏治 氏朝
氏貞 氏彦 氏訪 氏壽 氏久 氏春
氏忠
ホウテウチツナ 北條氏綱 國朝國幼
名千代丸、通稱新九郎、法名を松院院快活公と云
ふ、國朝長氏の長子、小田原北條氏の第二世なり
國朝大永四年正月豆相二州の兵を率ゐ、上杉朝興
を江川城に攻めてこれを陥れ、六年十二月里見義弘
の鎌倉を侵すや、氏綱總領に遊へ戦つて、これを破
る、天文四年八月今川氏を救けて甲斐の武田氏と戦
ひ、爾來屢々兵を甲斐の國に出せり、上杉朝興其隙
に乗じ、邊邑を侵掠せるを以て、十月河越口を陥略し
て之に報ゆ、六年秋、上杉朝定と河越に戦ひ、河越松
山の二城を拔く(カハエエヤウノカ、カヒ、參看)
是より先後安長天皇降祚の後、用途なきの故を以
て、久しく即位の大禮を舉げ給ふこと能はざりしが、
氏綱微歎し、天文二年御即位の料足五萬疋を獻じ、
其功により從五位下左京大夫に任叙せらる、七年十
月足利義明、里見義興と共に大軍を擁して、湯養に次
するも、氏綱また二萬餘兵を率ゐ、遊へ討ちて義明
を斃し、義興を走らす、これよりして房總の家康、
氏綱に屬するもの多し、十年七月卒す、相模國箱根
早雲寺に葬る、氏綱勇敏にして善く戦ひ、また仁慈
の心に富み、相州の民譽りて其化に服すといふ(言

ホウテ

國朝國幼
名園王丸、通稱新九郎、法名を松院院大圓院公と、
國朝國幼の長子、小田原北條氏の第五世なり
國朝左京大夫に任じ、陸奥守を兼ね、從五位下に
叙す、天正元年父の讓を受けて家を繼ぐ、五年里
見義弘、佐竹義重等、氏直と成を行ひ、質子小田
原に送れり、時に武田信玄卒し、其子勝頼嗣立せし
と雖も國勢振はず、上杉謙信また京畿を窺ふの志あり、
故に山東入州兵卒頗る收まりて、氏直父子志に
統内を拓くを得たり、既に從六位上、信玄卒するの
後、嗣子いまだ定まらず、上杉謙信(其直の、其直の
叔父)同景勝の二人家督を争ふに及び、勝頼は景勝
を擁して、遂に京畿を攻むるを以て、甲相の二國これ
によりて再び隙を生じたり、氏直是に於て、好を繼出
信長、徳川家康に通じ、相共に武田氏を滅ぼさんこ
とを約し、爾來屢々勝頼と兵を交ふ、十年信長の書
に遇ふや、瀧川一益變を聞いて四上せんとし、六月
軍を出す、氏直もまた策に乗じて上毛を併するの意あり
りししかば、擊つてこれを破る、國人來附するもの多
し、此月甲信大に戦る、氏直即ち兵を率ゐて、佐竹義
重、景勝と戦ひしか、徳川家康の景勝を助くるに
會し、遂に其意を果たず、と能はざりき、十一月家
康と和を講じ、十一月八月その女を娶り、親戚の綱
を結ぶ、既に時方秀吉四海を討平するの志あり、
屬々人々を以て氏直父子の入京を促せりと雖も、氏直
從はず、頼りに頼朝を整ふ、秀吉即ち十八年大舉し
て小田原城を圍む、氏直等防ぎ戦つて利あらず、六
月に至り遂に秀吉に降る、秀吉因りて氏直に自盡を
命じ、氏直を高野山に放ち、悉く其封を没す(「ナ
ハヤシ」を看す、十九年秀吉命じて、氏直を城南

ホウヂ

興隆寺に寓ししが、久しからずして、更に大坂に迎へ、...

ホウヂウチマサ

北條氏政

務を氏直に譲るの後、龍溪寺と號す、法名を慈雲院...

ホウヂウチヤス

北條氏康

稱新九郎、國を氏政に譲るの後高松軒と號す、法名...

ホウヂウサウウン

北條早雲

武登々盛んにして、豆相武上の四州を併有したりし...

ホウヂウサタトキ

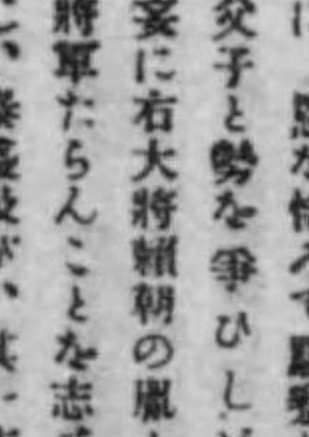
北條貞時

名幸徳、相模太郎と稱す、法名宗茂、世に最勝園寺...



(押花) 氏政

利に備へ、是處を佐竹義隆と戦ひ、五月、信玄の来り...



(押花) 貞時

貞時に對し、宗朝の謀を告ぐ、貞時乃ち相模及び安房守を請ふ...

ホウヂ

年貞時、將軍惟康親王を廢し、其弟久明親王を迎へ...

ホウヂ

昇び、政を成りしが故に、民心漸く北條氏を厭ふ...

ホウヂ

捕山に、大庭景親と戦つて破る、是に於て時政は土...

ホウヂ

宗朝の謀を告ぐ、貞時乃ち相模及び安房守を請ふ...